

大阪の神社関係記事

明治三九—四一年

— 『大阪朝日新聞』 『大阪毎日新聞』 —

なにわ・大阪文化遺産学叢書16

大阪の神社関係記事 明治三九―四一年

―『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』―

関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

ごあいさつ

このたび、関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター祭礼遺産研究プロジェクト編集による「なにわ・大阪文化遺産学叢書16」として『大阪の神社関係記事 明治三九―四一年―』『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞―』を一冊にまとめ、発刊いたします。

この『大阪の神社関係記事』は、一九〇六年（明治三九）から一九〇八年（明治四一）までの大阪における神社に関する新聞記事を収録したものです。

大阪では一九〇六年から一九〇八年にかけて神社の統廃合が行なわれましたが、今となつては、その実態を明らかにすることは容易ではありません。そこで、新聞記事からその当時の実際の一端を把握するために、この作業を進めてきました。

末筆になりましたが、本集成の刊行に際しまして、特別の便宜をはかっていたいただいた、関西大学図書館のご好意に厚く御礼を申し上げます。

二〇〇九年十一月

関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター

センター長 高橋隆博

目次

ごあいさつ

凡例

見出し一覧 5

『大阪朝日新聞』 明治三九年（一九〇六） 18

明治四〇年（一九〇七） 72

明治四一年（一九〇八） 102

『大阪毎日新聞』 明治三九年（一九〇六） 137

明治四〇年（一九〇七） 164

明治四一年（一九〇八） 190

解説 211

凡例

一、本書には、一九〇六年（明治三九）から一九〇八年（明治四一）までの『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』より、大阪の神社に関する記事を収録した。

一、『大阪朝日新聞』と『大阪毎日新聞』の記事を分けて整理番号を付し、年月日順に掲載した。

一、各記事の掲載面は、年月日のあとに、①、②のように表記した。

一、文中の漢字は原則として常用漢字に改め、異体字や略字は正字に改めた。また明らかな誤字・脱字は訂正・補足したが、時代性を表す意味で特殊な用法やあて字は残した場合がある。

一、収録した記事は原文のままを原則としたが、適宜句読点を付した。振りかなは、必要なもの以外は削除した。

一、判読不能箇所は■で表わし、紙面の破損箇所にはその旨を付記した。

一、本書に収録した記事の中には、差別的表現を含むものがあるが、歴史を科学的に研究するのに役立つため、そのまま掲載した。この趣旨を理解して利用していただきたい。

見出し一覧

『大阪朝日新聞』 明治三十九年（一九〇六）

18

番号 見出し「神社名など」 月・日

- | | | | | | |
|----|-----------------------|------|----|------------------------|------|
| 1 | 戦捷の賽神（大阪市）「市内各神社」 | 1・5 | 18 | 菅生天満宮大祭 | 3・14 |
| 2 | 広告・今宮神社 | 1・9 | 19 | 一日一話 深花行の答案▲佐太神社 | 3・23 |
| 3 | 十日戎の前景況／堺の宝恵駕 | 1・9 | 20 | 菜種御供祭「道明寺天満宮」 | 3・23 |
| 4 | 宵戎雑況「今宮神社」 | 1・10 | 21 | 四條畷神社大祭 | 4・1 |
| 5 | 十日戎の雑況「今宮、堀川、西宮神社」 | 1・11 | 22 | ●大阪府令第三十四号「神社財産取締規則改正」 | 4・5 |
| 6 | 雨の十日戎「今宮神社」 | 1・11 | 23 | 住吉行宮所の移転「天保山波除住吉神社」 | 4・6 |
| 7 | 初天神「大阪天満宮・道明寺天満宮」 | 1・24 | 24 | 大鳥神社の花摘祭 | 4・12 |
| 8 | 初天神と汽車割引「道明寺天満宮」 | 1・25 | 25 | 天満宮鎮花祭「大阪天満宮」 | 4・15 |
| 9 | 昨日の初天神「大阪天満宮」 | 1・26 | 26 | 藤と躑躅「大阪天満宮、大鳥神社、枚岡神社」 | 5・1 |
| 10 | 二月小曆 | 2・1 | 27 | 神事と汽車「住吉大社」 | 5・9 |
| 11 | 明日の節分「市内各神社」 | 2・3 | 28 | 凱旋祝祭「座摩神社」 | 5・25 |
| 12 | 昨日の十日戎「今宮神社」 | 2・4 | 29 | 大鳥神社の新計画 | 5・26 |
| 13 | 節分と汽車「道明寺天満宮」 | 2・4 | 30 | 祝祭と追弔「座摩神社」 | 5・27 |
| 14 | 節分「市内各神社」 | 2・5 | 31 | 大阪師範の楠公祭 | 5・27 |
| 15 | ▲返し文▲（十四）滋岡従長君「大阪天満宮」 | 2・11 | 32 | 神官試験 | 6・3 |
| 16 | 凱旋祝賀会「高津宮」 | 2・12 | 33 | 住吉田植の神事「住吉大社」 | 6・13 |
| 17 | 初午と南海線「葛の葉稻荷、田山稻荷」 | 2・28 | 34 | 天満神社の催し太鼓（上） | 7・21 |
| | | | 35 | ○陶器神社祭礼 | 7・21 |
| | | | 36 | 天満神社の催し太鼓（下） | 7・22 |
| | | | 37 | 天神祭「大阪天満宮」 | 7・23 |
| | | | 38 | 天神祭と取締「大阪天満宮」 | 7・24 |
| | | | 39 | 天神の宵宮祭「大阪天満宮」 | 7・25 |
| | | | 40 | 参詣船の転覆「大阪天満宮」 | 7・26 |

- 41 ○河内の瀧「枚岡神社」7・26
- 42 天神祭の光景「大阪天満宮」7・26
- 43 天神祭「大阪天満宮」7・27
- 44 ○豊後町の造物「住吉大社」7・29
- 45 住吉祭「住吉大社、大鳥神社」7・31
- 46 村民と巡査の乱戦「熊取町大森神社」8・2
- 47 住吉祭の雑況「住吉大社」8・2
- 48 村民と巡査の乱闘後報「熊取町大森神社」8・3
- 49 ●大阪府訓令第十号「府社以下神社社会計規程」8・3
- 50 村民と巡査の乱闘事件「熊取町大森神社」8・4
- 51 神社寺院合併財産譲与 8・11
- 52 大鳥祭「大鳥神社」8・12
- 53 ○作り物「安土町八幡神社」8・13
- 54 ○白米稲荷の正遷宮「大阪天満宮内白米稲荷」8・17
- 55 社寺合併に就て 8・19
- 56 ○正遷宮の賑ひ「大阪天満宮内白米稲荷」8・20
- 57 ○砂持の賑ひ「大阪天満宮内白米稲荷」8・22
- 58 天満の賑ひ「大阪天満宮内白米稲荷」8・24
- 59 社寺財産管理法 9・4
- 60 甘南備神社 9・5
- 61 甘南備神社の神霊到着 9・6
- 62 岸和田だより「大鳥神社」9・7
- 63 ●正誤「神社社会計規程中、離脱すべき神社」9・10
- 64 ○堺の天神祭「菅原神社」9・12
- 65 ○稻荷正遷宮「東区博物館」9・12
- 66 神霊の奉迎「甘南備神社」9・19
- 67 大鳥神社再築に就て 9・21
- 68 ○浪華青年画会「大阪天満宮」9・22
- 69 甘南備神社立縮みの真相 9・23
- 70 甘南備神社遷座式 9・23
- 71 ○住吉公園の余興「住吉大社」9・24
- 72 戦死者秋季祭典「順慶町大神宮」9・24
- 73 甘南備神社奉祝祭 9・24
- 74 祠碑建設差止 9・28
- 75 祭礼の大喧嘩「和泉市聖神社、泉大津市泉穴師神社」10・4
- 76 ●大阪府告示第二百六十号「神饌幣帛料供進」10・5
- 77 楠公夫人の古廟地 10・8
- 78 社寺雑粗「中之島豊神社、社寺合併」10・12
- 79 宝の市「住吉大社」10・15
- 80 高津神社の除疫祭 10・17
- 81 ○恵比須祭「伏見町恵美須神社」10・20
- 82 迷信の大阪 稻荷下の大檢舉「南区高津」10・24
- 83 ○奉納謡曲「生國魂神社」10・30
- 84 迷信の大阪（一） 11・16
- 85 迷信の大阪（二）○徴兵除稻荷（一） 11・17
- 86 迷信の大阪（三）○徴兵除稻荷（二） 11・18

- 87 迷信の大阪(四) ○徴兵除稻荷(三) 11・20
 88 迷信の大阪(五) ○榎神社 11・21
 89 迷信の大阪(六) ○巴イさん「高津宮」 11・22
 90 迷信の大阪(七) ○白玉神社「中之島豊國神社」 11・23
 91 迷信の大阪(九) ○瓢箪山稻荷(一) 11・25
 92 迷信の大阪(十) ○瓢箪山稻荷(二) 11・26
 93 迷信の大阪(十一) ○瓢箪山稻荷(三) 11・27
 94 迷信の大阪(十二) ○地車稻荷「堀川神社」 11・28
 95 迷信の大阪(十三) ○淡島神社「堀川神社」(一) 11・30
 96 迷信の大阪(十四) ○淡島神社「堀川神社」(二) 12・2
 97 迷信の大阪(十五) ○土堤下の齒神 12・3
 98 迷信の大阪(十六) 松の木大明神と戸隠大明神「御霊神社」 12・4
 99 迷信の大阪(十九) ▲天王寺境内の迷信 12・8
 100 迷信の大阪(二十) ○博労。鯨。最上位。三稻荷 12・9
 101 迷信の大阪(廿一) ○縁結の神「住吉大社」 12・11
 102 迷信の大阪(廿二、完) ○服部天神 12・13
 103 ●大阪府告示第三百四十六号「神饌幣帛料供進」 12・24

- 『大阪朝日新聞』 明治四〇年(一九〇七) …… 72
 番号 見出し 「神社名など」 月・日
 104 福の餅神事「住吉大社」 1・4
 105 神職会議 1・6
 106 初天神と宝恵籠「大阪天満宮」 1・10
 107 十日戎「今宮戎、堀川、西宮神社」 1・11
 108 官国幣社経費勅令 1・16
 109 梅花祭「大阪天満宮」 1・20
 110 北新地の宝恵籠「大阪天満宮」 1・21
 111 初天神と参詣道「大阪天満宮」 1・23
 112 奉幣使参向「阿部野神社」 1・23
 113 初天神「大阪天満宮」 1・24
 114 ○道明寺の初天神 1・24
 115 ○浪速華道青年会「大阪天満宮」 1・24
 116 宵天神の景況「大阪天満宮」 1・25
 117 初天神の景況「大阪天満宮」 1・26
 118 大阪府神職大会 1・27
 119 神職大会(大阪府下) 1・28
 120 ●大阪府告示第十六号「神饌幣帛料供進」 1・30
 121 ○方違神社の火焚神事 2・1
 122 ○多福入来の福袋「綱敷天神」 2・1
 123 ○神社の倉祀「上宮・土塔神社から大江神社へ」 2・15

- 124 官幣社祈年祭「生國魂神社、阿部野神社」 2・21
 125 官幣社祈年祭「住吉大社、大鳥神社」 2・22
 126 ○道明寺天満宮と汽車 3・22
 127 大阪府の神社廃合「府下、建水分神社」 4・3
 128 大鳥神社の花摘祭 4・12
 129 ●大阪府訓令第10号「府社以下神社例祭祭式」 4・13
 130 卯の葉の神事「住吉大社」 5・6
 131 城東の招魂祭 5・7
 132 府市雑記「大鳥神社」 5・10
 133 ○道明寺天満宮 5・26
 134 住吉神社へ賜金 6・10
 135 神饌幣供進の神社 6・12
 136 住吉御田植神事「住吉大社」 6・12
 137 天満宮保勝会「大阪天満宮」 6・13
 138 天満宮奉告祭「大阪天満宮」 6・16
 139 ●大阪府告示第百八十三号「神饌幣帛料供進」 6・20
 140 七月の小暦 7・1
 141 府下の神社合併 7・6
 142 生國魂祭「生國魂神社」 7・7
 143 天神祭「大阪天満宮」 7・21
 144 鶴の記念碑「難波神社」 7・22
 145 陶器神社祭礼 7・22
 146 ○八尾の合祀祭「八尾市天神社」 7・23
 147 天神祭「大阪天満宮」 7・24
 148 天神祭と汽車「大阪天満宮」 7・24
 149 天神祭「大阪天満宮」 7・25
 150 陶器神社の祭礼 7・25
 151 天神祭の景況「大阪天満宮」 7・26
 152 朝と横堀の造り物「住吉大社」 7・29
 153 大鳥祭と住吉祭「大鳥神社、住吉大社」 7・31
 154 住吉祭 8・1「住吉大社」
 155 大鳥祭と住吉祭「大鳥神社、住吉大社」 8・2
 156 岸和田だより「泉南郡各村の神社合併」 8・9
 157 ○安土町八幡祭「安土町八幡神社」 8・13
 158 ●大阪府告示第二百四十二号「神饌幣帛料供進」 8・21
 159 ●大阪府令第八十号「社司社掌其他給与規則」 9・15
 160 ●大阪府告示第二百九十三号「神饌幣帛料供進」 9・23
 161 地車の衝突「泉北郡市村・船尾」 10・4
 162 地車の衝突（詳報） 10・5
 163 ●大阪府令第六十七号「社司社掌試験細則」 10・7
 164 恵比須神社遷座式「伏見町恵美須神社」 10・8
 165 嬰兒を神前に供ふ「御霊神社」 10・12
 166 宮入り地車の衝突「岸和田市波多神社」 10・13
 167 住吉宝の市「住吉大社」 10・14
 168 安土町八幡の遷座「安土町八幡神社」 10・14
 169 住吉宝の市「住吉大社」 10・18

- 170 神嘗祭と大阪神社 10・18
 171 雨の誓文払 10・21
 172 軍事片々「大鳥神社」 10・23
 173 ○道明寺天満宮と汽車 10・25
 174 天満宮の流鏑馬「大阪天満宮」 10・25
 175 ●大阪府訓令第二十四号「神社は国家の宗祀」 11・7
 176 神農祭「道修町」 11・21
 177 昨日の大祭「市内各神社」 11・24
 178 泉北だより「大鳥神社」 11・27
 179 社寺廃合と皇典講究所「大江神社」 12・4
 180 ○歓迎祈禱祭「大阪天満宮」 12・11
 181 忠魂碑除幕祭「敷津松之宮」 12・15
 182 ●大阪府訓令第二十七号「神社会計規程改定」 12・19
 183 ○戦死者冬至祭「順慶町太神宮」 12・21
 184 ○参拝記念スタンプ「住吉大社」 12・24
 185 恵方と電車「住吉大社」 12・26
- 『大阪朝日新聞』 明治四一年（一九〇八）… 102
 番号 見出し 「神社名など」 月・日
 186 住吉まおり「住吉大社」 1・6
 187 粥卜神事「枚岡神社」 1・14
 188 天満宮のとんど「大阪天満宮」 1・16
 189 初天神前景気「大阪天満宮、道明寺天満宮」 1・23
 190 初天神宵宮「大阪天満宮」 1・25
 191 初天神「大阪天満宮」 1・26
 192 恵方参りと汽車「誉田八幡宮、道明寺天満宮」 1・30
 193 ○方違火焚の神事「堺市方違神社」 2・1
 194 ○笹の守「堺市少林寺町白蔵主稲荷」 2・1
 195 恵方参りの先走り「道明寺天満宮、誉田八幡宮」 2・1
 196 天満宮節分の豆「大阪天満宮」 2・6
 197 誉田八幡の厄除祭「誉田八幡宮」 2・11
 198 ○遷座式「北高津神社から高津宮へ」 2・11
 199 貴族院議事（十五日）「神社財産に関する法律案」 2・16
 200 祈念祭奉幣「府下官幣社」 2・18
 201 貴族院委員会（二十日）「神社財産に関する法律案」 2・21
 202 貴族院議事（廿二日）「神社財産に関する法律案」 2・23
 203 衆議院議事（二十七日）「神社財産に関する法律案」 2・28
 204 衆議院議事（十二日）「神社財産に関する法律案」 3・13
 205 ○旅行安全の祈禱「住吉大社」 3・17

- 206 大神宮と戦死者祭典「順慶町大神宮」 3・17
- 207 天満宮の合併「南区阪町天満宮から天下茶屋天満宮へ」 3・18
- 208 生國魂神社献納戦利砲 3・23
- 209 ○新築祝祭「大江神社内日吉稻荷神社」 4・7
- 210 大鳥神社花摘祭 4・11
- 211 大鳥神社花摘祭 4・12
- 212 神様の軼宅（上）「建水分神社」 5・17
- 213 神様の軼宅（中）「建水分神社」 5・18
- 214 神様の軼宅（下）「建水分神社」 5・19
- 215 ●大阪府告示第百六十三号「神饌幣帛料供進」 5・24
- 216 住吉田植神事「住吉大社」 6・8
- 217 三光神社の砂持 6・9
- 218 住吉御田の神事「住吉大社」 6・15
- 219 泉北だより「大鳥神社」 6・30
- 220 神社荒しの怪賊「大鳥神社」 7・3
- 221 生玉祭「生國魂神社」 7・8
- 222 河内高安祭「玉祖神社」 7・13
- 223 茨住吉の額紛失「茨住吉神社」 7・13
- 224 船神輿「綱敷天神」 7・15
- 225 大神宮禊大祓祭「順慶町大神宮」 7・17
- 226 陶器神社正遷宮 7・17
- 227 天神祭「大阪天満宮」 7・19
- 228 陶器神社の造り物 7・20
- 229 地車稻荷遷座祭「堀川神社」 7・20
- 230 天神祭のどんどこ船「大阪天満宮」 7・21
- 231 泉北だより「大鳥神社」 7・23
- 232 天神祭の注意「大阪天満宮」 7・23
- 233 天神祭「大阪天満宮」 7・25
- 234 ○天満宮寄付活動写真会「天満宮保勝会」 7・25
- 235 天神祭「大阪天満宮」 7・26
- 236 住吉祭と造物「住吉大社」 7・31
- 237 八阪神社の鳩紛擾「難波八阪神社」 8・6
- 238 生國魂神社の正遷宮 9・16
- 239 ●大阪府令第百十一号「神社財産登録管理及び会計細則」 9・18
- 240 天満宮保勝会砂持「大阪天満宮」 9・19
- 241 八阪神社紛擾後聞「難波八阪神社」 9・21
- 242 茨住吉の修繕「茨住吉神社」 9・24
- 243 ●大阪府告示第四百五十六号「神饌幣帛料供進」 10・5
- 244 ○戦病死者秋祭「順慶町大神宮」 10・7
- 245 ○河内高安の秋祭「玉祖神社」 10・9
- 246 ○奉額鬮茶「中之島豊國神社」 10・10
- 247 献燈奉告祭「高津宮」 10・12
- 248 秋祭「大阪天満宮、高津宮」 10・14
- 249 宝の市「住吉大社」 10・15
- 250 ○謡曲会「建水分神社」 10・16
- 251 ●大阪府告示第四百九十三号「財産登録すべき神社」 10・18

- 274 仕舞天神〔道明寺天満宮〕 12・25
- 273 奇代の徳行家（下）〔朝日神明宮、阿波座天満宮〕 12・24
- 272 太神宮祭典〔順慶町太神宮〕 12・11
- 271 石津の火焚祭〔堺市石津太神宮〕 12・10
- 270 ●大阪府告示第五百九十四号〔神饌幣帛料供進〕 12・8
- 269 ●大阪府告示第五百九十三号〔財産登録すべき神社〕 12・8
- 268 ●大阪府訓令第三十一号〔敬神は我国固有の美風〕 12・7
- 267 住吉高燈籠落成式〔住吉大社〕 12・7
- 266 高燈籠落成と汽車〔住吉大社〕 12・5
- 265 神職服制制度 12・4
- 264 神社の整理 11・30
- 263 ○住吉高燈籠落成式〔住吉大社〕 11・28
- 262 神社整理事項 11・28
- 261 住吉高燈籠〔住吉大社〕 11・23
- 260 祭典と幻燈会〔順慶町太神宮〕 11・22
- 259 道修町神農祭 11・18
- 258 能楽友尚齒会〔大阪天満宮〕 11・17
- 257 ○生花会〔高津宮〕 10・30
- 256 流鏝馬〔大阪天満宮〕 10・25
- 255 地車を牽つて講堂を建つ〔平野郷町、田辺、鶴橋、小路村〕 10・25
- 254 太神宮秋祭〔順慶町太神宮〕 10・22
- 253 ●大阪府告示第四百九十三号（承前） 10・19
- 252 ●大阪府告示第四百九十四号〔神饌幣帛料供進〕 10・18
- 275 新年と大鳥神社 12・28
- 276 ●大阪府告示第六百四十二号〔神饌幣帛料供進〕 12・28
- 277 ●大阪府告示第六百四十三号〔財産登録すべき神社〕 12・28

『大阪毎日新聞』 明治三九年（一九〇六） 137

番号 見出し 「神社名など」 月・日

- 278 今宮戎神社 1・8
- 279 堀川の戎 1・10
- 280 十日戎〔今宮戎神社〕 1・12
- 281 初天神〔大阪天満宮〕 1・21
- 282 初天神〔大阪天満宮〕 1・25
- 283 昨日の天満天神 1・26
- 284 節分と関鉄汽車〔道明寺天満宮〕 2・2
- 285 節分と南海鉄道〔住吉大社、方違神社〕 2・3
- 286 今日の日節分〔大阪天満宮、綱敷天神、堀川神社〕 2・4
- 287 官幣大社祈念祭〔住吉大社、大鳥神社〕 2・20
- 288 臨時大招魂祭彙報 2・21
- 289 臨時大招魂祭彙報 2・22
- 290 第四師団大招魂祭 2・23
- 291 招魂祭と遺族の歡喜 2・23
- 292 第四師団大招魂祭 2・24
- 293 招魂祭第二日の城内 2・24
- 294 初午と南海線〔葛の葉稲荷、田山稲荷〕 2・28
- 295 大阪天満宮の鎮花祭 3・11
- 296 官国弊社経費に関する法律案 3・13
- 297 住吉星祭の延期〔住吉大社〕 3・21
- 298 大鳥神社再建設計 3・25
- 299 四條畷神社の大祭 4・1
- 300 生花と抹茶〔生國魂神社〕 4・3
- 301 凱旋式と祝賀会〔八尾市天神社〕 4・6
- 302 彰忠会の弔魂祭〔座摩神社〕 4・9
- 303 住吉大海神社修繕 4・10
- 304 住吉星祭〔住吉大社〕 4・11
- 305 大鳥神社花摘祭 4・11
- 306 生國魂神社の夜桜 4・12
- 307 煎茶〔大阪天満宮〕 4・12
- 308 天満宮の鎮花祭〔大阪天満宮〕 4・13
- 309 二匹権兵衛の稲荷争ひ 4・14
- 310 活花と抹茶会〔生國魂神社〕 4・20
- 311 天満天神の鎮花祭 4・25
- 312 大鳥神社の再築工事 4・27
- 313 卯の葉の神事〔住吉大社〕 5・10
- 314 抹茶会〔高津宮〕 5・10
- 315 生玉の花相撲〔生國魂神社〕 5・10
- 316 貝塚町の凱旋祝賀会〔感田神社〕 5・19
- 317 招魂祭と凱旋祝賀会〔泉佐野市春日神社〕 5・29
- 318 大鳥神社の大改築 6・2
- 319 神職総会 6・6
- 320 高歩貸神官の悪事〔天王寺村徳宮稲荷〕 6・7

- 343 甘南備神社造営と献式 8・4
- 342 記念碑除幕式「泉大津市若宮神社」8・4
- 341 韮の造り物「韮永代浜住吉神社」7・30
- 340 天神祭礼余聞「大阪天満宮」7・27
- 339 松嶋の娼妓斬り（天神宵宮の騒ぎ）「大阪天満宮」7・26
- 338 雨中の天神祭礼「大阪天満宮」7・26
- 337 本日の天神祭と取締「大阪天満宮」7・25
- 336 神罰観面「安井神社」7・24
- 335 浪花名物天神祭礼「大阪天満宮」7・24
- 334 陶器細工の造り物「陶器神社」7・21
- 333 活花と盆石「御霊神社」7・16
- 332 住吉神社の大修繕 7・13
- 331 正遷宮の絵葉書「御霊神社」7・9
- 330 土佐稲荷の花相撲「土佐稲荷神社」7・8
- 329 夕日神明宮神主の免職 7・5
- 328 稲荷下げ「東平野町」7・5
- 327 御霊神社の正遷宮 7・4
- 326 開運有慶祭「堀川神社」6・28
- 325 ホノホ誌友会「茨住吉神社」6・23
- 324 御田植祭「四條畷神社」6・19
- 323 社寺境内使用取締規則 6・16
- 322 住吉御田式「住吉大社」6・13
- 321 小社合祀の儀 6・8
- 344 安土町八幡祭「安土町八幡神社」8・13
- 343 白米稲荷の正遷宮「大阪天満宮」8・17
- 342 正遷宮と地車「大阪天満宮」8・18
- 341 江北の不夜城（白米稲荷の正遷宮）「大阪天満宮」8・22
- 340 海水浴の飾り人形「大阪天満宮」8・24
- 339 新に成らんとする湊川神社摂社「甘南備神社」8・29
- 338 甘南備神霊の到着 9・2
- 337 大鳥神社再築工事 9・11
- 336 甘南備神社の鎮座式 9・22
- 335 住吉神社大修繕の起工 10・2
- 334 郡部秋祭の血塗「和泉市聖神社 泉大津市泉八師神社」10・4
- 333 美具久留御魂神社 10・12
- 332 住吉の宝の市「住吉大社」10・14
- 331 住吉神社修繕工程 10・15
- 330 伏見町の恵美須祭「伏見町恵美須神社」10・20
- 329 奉納謡曲「生國魂神社」10・22
- 328 秋祭と記念絵はがき「大阪天満宮」10・24
- 327 秋祭礼の夜の天神「大阪天満宮」10・27
- 326 住吉神社星祭 11・2
- 325 絵画展覧揮毫会「大阪天満宮」11・25
- 324 年末十日間（其五日）「大阪天満宮」12・26
- 323 神社合併「堺市、東成郡、中河内郡、泉南郡」12・28
- 322 演芸だより「大阪天満宮」12・30

『大阪毎日新聞』 明治四〇年（一九〇七）

164

番号 見出し 「神社名など」 月・日

- 367 初天神の宝恵籠 「大阪天満宮」 1・8
 368 十日戎 「堀川、今宮神社」 1・9
 369 宵戎の景況 「今宮、堀川、西宮神社」 1・10
 370 福神の授与 「今宮神社」 1・11
 371 十日戎 「今宮、西宮、堀川、野田恵美須神社」 1・11
 372 難波八阪神社の綱引神事 1・14
 373 官国幣社会計規則 1・17
 374 本年の初天神 「大阪天満宮」 1・20
 375 高津神社々務所の紊乱 1・21
 376 青銅神馬の奉納 「道明寺天満宮」 1・22
 377 初天神に就て 「大阪天満宮」 1・23
 378 夜の初天神宵宮 「大阪天満宮」 1・25
 379 初天神の宵宮 「大阪天満宮」 1・25
 380 雨の初天神 「大阪天満宮」 1・26
 381 住吉神社の祝大豆 1・29
 382 郡部雑信 ▲東成郡平野郷町の素封家 「杭全神社」 1・31
 383 枚岡神社奉幣使 2・1
 384 今日節分 「市内各神社」 2・4
 385 節分の当日 「市内各神社」 2・5
 386 奉幣使参向 「四條畷神社」 2・9

- 387 ●大阪府告示第二十五号 「神饌幣帛料供進」 2・11
 388 大鳥神社木造祭 2・12
 389 広告 「土塔・上宮神社から大江神社への合併」 2・15
 390 生玉御旅所の花相撲 「生國魂神社御旅所」 2・27
 391 土佐稻荷境内の花相撲 「土佐稻荷神社」 3・9
 392 毎日稻荷の勧請 「大阪毎日新聞社内」 3・21
 393 住吉神社星祭り 3・21
 394 菜種御供と汽車 「道明寺天満宮」 3・24
 395 社寺境内使用期延長 「社寺境内使用規則改正」 4・20
 396 天満神社の鎮花祭 4・23
 397 住吉卯の葉の神事 「住吉大社」 4・29
 398 社会外の社会通信 (十八) ▲茨住吉の境内より (一) 5・4
 399 社会外の社会通信 (十九) ▲茨住吉境内より (二) 5・5
 400 毎日稻荷遷座祭 「大阪毎日新聞社内」 5・6
 401 社会外の社会通信 (廿一) ▲茨住吉境内より (四) 5・9
 402 毎日稻荷遷宮式 「大阪毎日新聞社内」 5・10
 403 水野神社局長 「大鳥神社」 5・10
 404 八幡筋の夜店 「御津宮」 5・14
 405 住吉神社田植式 6・11
 406 住吉の田植女 「住吉大社」 6・13
 407 夏祭 「市内各神社」 7・1
 408 楠氏紀勝会建碑除幕式 7・6
 409 生國魂神社の祭典 7・6

- 432 安土町八幡の遷座〔安土町男山八幡神社〕 10・14
- 431 泉南郡の地車騒動〔泉南郡尾崎・東鳥取・西鳥取〕 10・13
- 430 御霊神社拝殿に棄児 10・12
- 429 御安全祭〔市内六神社〕 10・10
- 428 恵美須神社の遷座式〔伏見町〕 10・9
- 427 天満神社の祭典〔大阪天満宮〕 10・8
- 426 神社合併進捗 9・15
- 425 盗人の祈願〔高津宮高倉稻荷〕 9・7
- 424 演芸だより〔生國魂神社御旅所〕 8・13
- 423 広告、座摩神社氏子総代選挙 8・11
- 422 昨日の住吉神社祭礼 8・2
- 421 住吉祭の造り物〔住吉大社〕 7・29
- 420 住吉祭と堺大浜〔住吉大社・大鳥神社〕 7・29
- 419 空前の天神祭礼〔大阪天満宮〕 7・26
- 418 地車稲荷の正遷宮〔堀川神社〕 7・23
- 417 天神祭礼〔大阪天満宮〕 7・23
- 416 稲荷下げの検挙 7・23
- 415 瀬戸物町の造り人形〔陶器神社〕 7・22
- 414 天神祭礼〔大阪天満宮〕 7・22
- 413 天神祭礼〔大阪天満宮〕 7・21
- 412 御霊祭〔御霊神社〕 7・17
- 411 広告、来七月二十一日夏祭渡御執行〔難波神社〕 7・17
- 410 金剛山上の座談会〔葛城神社〕 7・9
- 433 住吉の宝の市〔住吉大社〕 10・15
- 434 廓練物の日取替へ〔住吉大社〕 10・18
- 435 宝の市の賑ひ〔住吉大社〕 10・19
- 436 天満神社の秋祭 10・25
- 437 三休橋筋の反対運動 10・29
- 438 玉造その他の花相撲〔今宮神社〕 11・4
- 439 陶器神社の遷座 11・14
- 440 天満神社の祈禱祭 11・15
- 441 諸会〔茨住吉神社・囲碁〕 11・15
- 442 諸会〔高津宮・謡曲〕 11・15
- 443 本日の諸会〔高津宮・刀剣鑑定会〕 11・17
- 444 神農祭の人形〔道修町〕 11・20
- 445 生花と盆石会〔道修町神農祭〕 11・22
- 446 演芸だより〔大阪天満宮〕 11・30
- 447 皇典講究分所新築〔大江神社〕 12・4
- 448 神官令と小学教員 12・10
- 449 天満神社の奉祝祭 12・11

『大阪毎日新聞』 明治四一年（一九〇八） 190

番号 見出し 「神社名など」 月・日

- 450 十日戎（正月十日記事）〔今宮、堀川、西宮神社〕 1・10
 451 繁昌の十日戎〔今宮、堀川神社〕 1・11
 452 残り福〔今宮神社〕 1・12
 453 戎の才槌にて殴打騒ぎ〔今宮神社〕 1・12
 454 初天神〔大阪天満宮〕 1・19
 455 道明寺初天神と汽車 1・24
 456 宵天神〔大阪天満宮〕 1・25
 457 初天神〔大阪天満宮〕 1・26
 458 白蔵主稲荷の守札授与〔堺市少林寺〕 1・28
 459 笹の守授与〔堺市白蔵主稲荷〕 2・3
 460 節分〔大阪天満宮、高津宮〕 2・4
 461 神職俸給規則改正 2・5
 462 節分の賑〔市内各神社〕 2・5
 463 菅田八幡の恵方祭 2・11
 464 遷座〔北高津神社から高津宮へ〕 2・11
 465 演芸だより〔生國魂神社御旅所〕 2・15
 466 売春婦の検挙〔茨住吉神社〕 2・22
 467 旧初午と南海線〔葛の葉稲荷、田山稲荷〕 3・1
 468 大依羅神社と遊園地 3・3
 469 住吉岸の姫松の火災〔住吉大社〕 3・17

- 470 法律公布〔神社財産に関する法律〕 3・24
 471 高津神社内の棄児 4・5
 472 花と茶会〔高津宮〕 4・17
 473 天満神社の鎮花祭と植木市 4・20
 474 音曲会〔天満宮保勝会〕 5・2
 475 卯の葉の神事〔住吉大社〕 5・11
 476 西六義会追弔会〔難波神社〕 5・25
 477 演芸だより〔大阪天満宮〕 5・30
 478 泉北郡有志懇親会〔大鳥神社〕 6・7
 479 皇典講究分所落成式〔大江神社〕 6・13
 480 四條畷神社の田植祭 6・18
 481 生國魂祭〔生國魂神社〕 7・5
 482 天神祭の準備〔大阪天満宮〕 7・15
 483 泉北郡近事〔大鳥神社〕 7・16
 484 高津宵宮の血煙〔高津宮〕 7・19
 485 陶器の造り物〔陶器神社〕 7・19
 486 正遷宮と祭典〔陶器神社〕 7・20
 487 勅令公布〔神社財産の登録に関する件〕 7・21
 488 大黒の活人形〔陶器神社〕 7・21
 489 天神祭と水上署取締〔大阪天満宮〕 7・23
 490 陶器神社の正遷宮 7・23
 491 天神祭と陸上の取締〔大阪天満宮〕 7・24
 492 名物天神祭礼〔大阪天満宮〕 7・25

- 493 人と水と船の都 昨日の天神祭礼「大阪天満宮」 7・26
- 494 住吉の反橋「住吉大社」 7・27
- 495 住吉神社の祭礼 7・30
- 496 瀑ひらき「交野市小松神社（星田妙見宮）」 8・16
- 497 生國魂神社の奉告祝祭 9・16
- 498 天満神社の砂持 9・17
- 499 鶴千種森に来る「大鳥神社」 9・25
- 500 天満宮の流鏝馬式「大阪天満宮」 10・12
- 501 高津宮燈籠献燈式 10・13
- 502 大江八幡の正遷宮「阿倍王子神社」 10・15
- 503 記念華燈の祝典「住吉大社」 10・15
- 504 住吉の宝の市「住吉大社」 10・16
- 505 道修町薬祖神社の祭典 11・20
- 506 活花会「道修町神農祭、座摩神社」 11・21
- 507 演芸だより「大阪天満宮」 11・27
- 508 神政的自治奨励 12・13
- 509 井上大将葬儀彙報 12・18
- 510 井上大将葬儀彙報 12・19
- 511 井上大将葬儀彙報 12・20
- 512 新年の初詣「住吉大社、大鳥神社」 12・24

『大阪朝日新聞』 明治三十九年 (一九〇六)

1 戦捷の賽神 (大阪市)

明治 39・1・5

③

戦捷奉告と呵護の感謝を神明に致さんため、当市長市参事会員手を分ちて八日午前九時より、住吉神社以下市内の神社に参拝する筈。其の社名は、

- 住吉神社 ▲ 生國魂神社 ▲ 豊國神社 (以上官幣社) ▲ 座摩神社
 ▲ 高津神社 ▲ 天満天神社 ▲ 難波神社 (以上府社) ▲ 大江神社
 (夕日ヶ岡)、玉造稻荷神社 ▲ 櫻の宮神社 ▲ 御津神社 ▲ 御霊神社
 ▲ 茨住吉神社 ▲ 露天神社 ▲ 八坂神社 (以上郷社)

2 広告・今宮神社

明治 39・1・9

⑧

来ル九日、十日、十一日例年之通天祭執行、特ニ凱旋紀念トシテ御神樂奉納ノ方ヘ左記之通福徳ノ御守ヲ御授可申候

- 大和舞 桐箱入 一対
 劍の舞 両福箱 一対
 普通神樂 御神像 一対
 神樂所 世話方

3 十日戎の前景況

明治 39・1・9

⑨

今日の宵宮から明日の本祭明後日の残福と、こゝ三日間の今宮神社祭礼に南の方は陽気立ちて物皆賑はしい心地す。例に依りて面白く美しきは南地五花街の宝恵駕にて、齡若きは婆造りの滑稽に老いたるは十七、八の返り咲き。江んやら宝恵の申込数、昨日の正午までに六十挺に達したりとぞ。さて例に依れば、戎橋筋を南へ一直線に五階の北手から左参詣道、右下向道と銅線で二つに分け、雑沓を取締つて居たが、今年はず和の戎さんゆゑ参詣人も一層多らんとて、難波署では参詣道と下向道を全く別々に為したり。されば北辺より参詣せんとする者はこれまで通り戎橋を南へ渡りて、南海鉄道一番踏切の南手即ち五階北側の辻なる西関屋町まで行き、同所を東へ折れて日本橋筋の西裏通に出で、南へ一直線に夕日橋を渡りて南詰を西へ戎神社の正門に入るがよろしからん。また東辺から参詣する者は、日本橋通を南へ名護橋南詰を西へ参詣するが都合よく、西辺からの者は戎神社の裏手から南に廻りて行くか、二番三番の踏切から西裏道に出て行くか、孰れにせよ夕日橋南詰の通りを西へ参詣するが便利なるべし。かくて参詣を終へたる者は例年の参詣道なりし戎橋通を一直線に北へ下向することに定めたりといへば、雑沓は余程免かるゝならん。取締のため南署は本日午後より明後日午前まで臨時出張所を演舞場内に設け、署長以下署員総出して執務すべく、難波署は所轄内の事ゆゑ戎神社の南手旧宮前

病院跡と五階南手泉田洋鋌製造場内の二箇所に臨時出張所を設け、署員総出の上、南署は三十五名、難波署へは七十五名の巡查を各署より応援のため出張せしめる筈なれば、参詣者の内、掏摸ちぼにかゝりたる者やその他の諸願届は出張所へ差出すがよからん。尚本日午後から市内より発する自動車は名護橋南詰まで、堺より来るのは今宮踏切の北手までとして、その間の町々は同車の通行を止め、明日は日本橋筋の通行をも止める筈なりとぞ。参詣下向の道筋の売店は昨朝までに難波署へ届け出たる総数千以上に達したれど、抽選の上許可したるは僅に百四十三軒にて、この内重なるものは例に依りて目出度き福飴と吉兆の種類の売店なり。

●堺の宝恵籠

今年は丙午丈けに男を喰ふ芸娼妓などの活動する年と見江、從來消極的方針をのみ執りつゝありし堺の龍神遊廓も、旧臘の軍隊凱旋と共に人氣やう稍引直りたるを機とし、線香一本に付き二銭宛花代を上げたるにも拘らず、新年三箇日の忙しさは馬の脚も借りたい(猫の手は持前)程の盛況なりしかば其の調子に乗た訳でもあるまいが、本年より大阪のそれに習ひ、明十日の戎祭りに同地戎島なる同神社へ宝恵籠を出すこととなり、先づ最先として雛蝶ひな、ぼんた、艶勇、おぶく杯の若手売出し連が乗初をする由。

4 宵戎雑況

明治 39・1・10

欄外 10・4

凱旋後の初戎と云ひ、搗かて、天気は好し気候も余り寒からぬ所より、昨夜の宵戎は非常の人数にて参詣人約十万と註せられたるも、本年は殊に其の筋の注意に依り、参詣道、帰り路と二つに分けたれば、人出の割合には雑沓なく、随つて事故も少なく僅に南、難波両出張所の扱ひし迷子、掏児、遺失物、拾物等の小事故四十件足らずに過ぎざりしと云ふ。

5 十日戎の雑況

明治 39・1・11

⑨

朝来の曇天に雨を氣遣うてか、昨日の午前中は人出思はしからず、午後二時前に細雨一寸降りしより、参詣者俄に淋しくなり、福戎が雨戎になりさうなど商売人の心配らしい顔付の毒なりき。夜に入りて、雨降らば一年中の書入れ時、儲け物の小宝、吉慶など泣きもせんと欲の深い愚痴をこぼすも見江たり。儲宵戎に出た南地芸妓の宝恵籠は、総数二百七十一挺、昨日は正午までに百七十五挺の申込みありたる由なれど、若し雨降りたらんには、頓狂な帮聞の掛け声も聞かれまじく思はれたり。一昨夜までに南署出張所にて取扱ひたる事故は迷子五人、掏摸ちぼ逮捕一件、浮浪罪五件、遺失金一件、拾得金品三件、猥褻罪一件、毆打二件、難波署出張所は迷子十三人、浮浪罪九件等にして、昨年に比すれば非常に無事なり。これも参詣道と下向道の

町々を変更したのと、車止めをせんでも宜い所まで車止めをした結果なるべし。右の事故中、最も可笑きは西区阿波座上通二丁目鼻緒職鈴木金七の女房よね(二十九年)が一昨夜八時頃、難波駅前の便所内にて用を達し居る処へ、北堀江上通二丁目鍛冶職樋内庄三郎(三十一年)といふ馬鹿者が行き、突然およねの股間に手を差入れたる罪にして、例年十日戎にこの種の醜行の少からざるは戒むべきことなり。次に難波新地四番町鯉鮓屋梅ヶ枝事三木源次郎方の雇人船橋駒蔵(二十二年)と浅井徳太郎(二十四年)が九時頃割木を納屋へ入れることから喧嘩して、徳太郎は鋳物の棒をもつて鶴蔵を撲りしたため捕はれ、説諭の上事済みとなり。又十時頃難波元町二丁目荒物商十石宇之助の二男安六(十九年)は溝の側にて目下住所不定の小池熊吉(二十一年)・田中勝之(二十二年)等二人の顔を見たとして、二人より下駄をもつて撲られ、軽傷を受けたる等が事故中の事故なりき。尚、女の力持、覗き物などの諸見世物は繁昌せざれど、南海駅前のパノラマは非常の観覧者にて賑しく、小宝、鉛その他の売物は、昨年比して売行き多からぬ由なり。堀川蛭子は人出少くして前夜八時頃より十時頃まで較賑ひしのみ。事故は迷子、掏摸等二、三に止まれり。

又西の宮の蛭子神社にては、例年旧暦の十日蛭子の外に今年は新暦にて臨時祭を執行したるが、金銀の蛭子の当福や電車の全線半賃といふにイヤ出たはくく九日の午後から十日に掛けて電車は上り下りとも満員の札を掲げ、出入橋の出札所の如きは待

合所より遠く長蛇の陣を造れり。又蛭子神社の境内は彼の福俵子宝の店其の他ぞろぞろありたれど、例年旧暦の時程には多からず、又町側の出し見世もまばらなりし。

6 雨の十日戎

明治 39・1・11

欄外 11・3

昨日午後二時頃より降り初めし雨は夜に入りても歇まず、今年の十日戎は雨戎の淋しき間に終りたり。これがため思はぬ大入を占めしは道頓堀の朝日座を初め、弁天、中、角の各劇場にして、貧乏戎の目算がらりと外れたるは、今宮神社の賽銭箱と道筋に出して居た種々の売店なり。南地遊廓は雨のため宝恵駕こそ出さざれ、貸座敷の樓上は何れも酔客の万来に紡歌響いて景気好く見受けられたり。警察事故は南、難波の両出張所を通じて僅に掏摸八件、浮浪十三件、迷子八件ありたるのみ。

7 初天神

明治 39・1・24

⑨

今明両日は例年の通り北区天満神社に於て祭典を執行す。これはかの十日戎と並び称せらるゝ、当市名物の初天神として参詣者多きを、殊に今年に凱旋兵士及び同家族のお礼参りも多かるべし。北署は同境内に出張所を設けて、群集を保護取締すると云ふ。又例によりて同社表門より鳥居際まで、及び表門より十丁目筋までは柵を作りて参詣下向の道筋を区別す。北新地（まがひのしち）は年中の紋

日とて、昨日あたりよりお客にねだり俵を列ねて陽気に参詣せんと心構ふる芸妓もあり。又同社にては今年より希望者には節分の豆を授与するそぞ。因に南河内道明寺の天神も汽車賃の割引あれば、定めて参詣多かるべし。

8 初天神と汽車割引

明治 39・1・25

⑩

高野鉄道にては河南鉄道と共同し、本日道明寺天満宮参詣の便を計り、汐見橋道明寺間往復二十五銭の割引切符を發す。

9 昨日の初天神

明治 39・1・26

⑪

今年の初天神は雪雨霰のためにいと淋しかりき。宵宮とはちがひ、昨日は多少の人出ありたるも雑沓するに至らず、北署の臨時出張所非番総出の巡查手持不沙汰に見江たりき。夜に入りての淋しさは一層にして、境内及び付近の出し店なき不景氣に見江たり。

10 二月小曆

明治 39・2・1

⑫

平年なれば二十八日〇一日河内の官幣大社枚岡神社祭〇四日は日曜にして、祈年祭班幣の上に節分なり。鶴の羽のかんざしや、引延し飴や、お化姿や、豆の数とりや、福は内、鬼は外の声や流石に世は春めく〇五日立春節午前二時四分、けふからは「春

風春水一時に来る」〇七日初の初午〇九日月食〇十一日は紀元節〇十二日河内の別格官幣社四條畷神社祭〇十七日神宮祈年祭奉幣〇十九日雨水節にて二の午〇二十一日仁孝天皇祭〇二十三日旧二月朔日〇春とはいへと余寒猶きびし、さり乍ら月の中旬よりは野の梅もやうく綻びそめん〇鳥貝の味ひ美しく芹、露の藁、鶯菜など霜雪にめげずして肥立つもうれし〇なお雁、真鴨、兎を獵する時候なるべし〇温室の花は山菜莢、連翹の黄金色なる、木蓮、辛夷、雪柳の白妙なる、山茶の紅みに白きにいろくなる、四季咲きの撫子、燕子花のしをらしきとりぐ、時を早めてながむるもまた一興なり〇宮中月次御歌会の御兼題は「春埋火」(五日)「紀元節のは「霞添春光」

11 明日の節分

明治 39・2・3

⑬

福は内、鬼は外と豆まいて厄払ふべき年越しは明四日にこそ、鶴の吸物に千歳を吸ひこみ寿命飴に齡を延ぶること素より結構なれど、世の進歩も何も弁へず徒らに金盃の底を敲いて虎ごどんのお見舞などとやかましく囃すばかりで、肝心年一ツとると共に知恵増すことを忘れてはなりませんぞ、有益の人物になることを忘れてはなりませんぞ。さて明日市内の各神社にては、例年の通り祈年祭を執行する事とし、中にも天満天神、御霊、座摩、難波、三津八幡、生玉、大江、茨住吉、順慶町大神宮等の各神社及び其の旅所には、当込の白鷺や其の他の白い

鳥を鶴の羽根に胡麻化しての簪や飴や十日戎まがひの吉兆ものを売ること例によつて多かるべし。併し遊廓の芸娼妓や貸座敷の仲居下女を始め、商家の婦女などのお化の如き婦女が婦女のまゝの姿にて化けたのは構はねど、男子が婦女、婦女が男子の姿に化けるのは風紀取締上許されざるは勿論、又世間も追々心得てそのやうなお化はなくなつたが、俳優の家ごとにて羽根簪を出す風俗も取締によつて昨年来全く絶江たのは喜ぶべし。北区天満天神にては、今年より年豆を氏子に分配ばる事となりしが、北野綱敷天神にても多福来宝袋と称し、裏面に蛭子大黒を描ける黄木綿の財布(文政年間まで其の式ありしが其の後廢れたるを戦捷の紀念として節分に再興せんとするもの)を明四日より五日間、初穂十銭の有志へ授与するといへり。又今年に住吉神社、我孫子観音、堺の方違神社などは恵方に当るため、殊に参詣多かるべく、我孫子にては四日より七日まで立身出世招福厄除といふ御守三千体を限り有志に施与し、方違神社にても有志参拝者の依頼に応じ内陣入りを許し、茶券を与へ且厄除の守を与ふるとぞ。右につき南海、高野の両鉄道は賃金大割引にて汽車を増発し、高野鉄道は今明の両日、我孫子観音前に臨時停車場を設けると云ふ。兎に角節分に日曜日と来て居るから明日の賑ひ非常なるべし。

12 昨日の十日戎

明治 39・2・4

⑨

宵福は肝腎の夜に入りて雨となりたれば、参詣も出し店も狼狽して電車は一時混雑を極め、殊に同地の遊廓には思ひ掛けなき客の落込みもあれど、雨同様にフラレしがありや無しや。又昨日は曇天ながら朝より参詣非常に多く、電車を初め蛭子神社付近は先月の臨時祭以上の雑沓を呈したるが、一時頃より白いもの降り出し、一時は大雪ともならん景色に鳥渡人足ちよつとを留めたるが、二時半ごろガラリと霽れ打つて変つた天気となりしかば、前晩の入り合せに夜に入りても随分賑ひしなるべし。

13 節分と汽車

明治 39・2・4

⑨

道明寺天満宮参詣人の便を計り、高野鉄道にては今明両日汐見橋道明寺間往復二十八銭の大割引切符を発売し、臨時汽車をも出すといふ。

14 節分

明治 39・2・5

⑦

昨日市内各神社は朝来湯立ての釜の数多く、参詣者続々あり。各遊廓は大紋日とて飾り立てたり。又伊勢参宮を始め、道明寺天満宮、吾孫子観音、住吉神社、堺方違神社、水間観音等へ参詣するもの非常に多く、関西、南海、高野の諸鉄道は大繁昌、

中にも南海の難波駅、高野の汐見橋駅は一番列車より乗り切れざる有様なりき。午後は関西鉄道によりて奈良春日神社の万燈籠を拝みにゆきし者も多かりき。

15 ▲返し文▼ (十四) 滋岡從長君

明治 39・2・11 日曜版①

○矢文に御答へして御当社 (大阪天満天神) の御繁昌を記すに就ては、先づ其の由て来る所がありますから、最初に沿革を申し上げます。

○抑も御当社の御鎮座と申しまするは、孝徳天皇の御世に浪速の長柄の豊崎に宮をお定めになりました時、四方に大將軍をお祭りになり皇宮の守護となされました。其の内漸く二箇所残つて、此方の大將軍社と今一箇所は北野淡路の荘と称へる崇禪寺馬場の社の末社に残つて居る。

○菅公をお祭り申したのは村上天皇の天曆年中で、其の以前大將軍社に神原かみはらと云ふのが事へて居つた。其の者が靈夢を蒙つた所から其の事を奏聞した結果、勅使が立たれて菅公をお祀り申したのである。八百年許り前の古図には、七夕池又は明星池など、云ふが出て居る。其の内、只今龜の池と称へて居る処が星合の池と称へた処で、是れは七、八百年以前の古図にチャンと残つて居る。

○一説に天満宮雷神記と云ふ本には菅公筑紫御下向の砌、只今の北区河内町北東北角の宝珠院に御立寄があつた。所が生憎住

職が留守で逢はれない。大層名残を惜まれ、お立の時に沓脱石に水が溜つて居つた。夫れへお顔が映つた所からして、其の寺の僕が其の石を頂戴して当社の御神体としたと云ふ事がある。私は見た事は無いが、書いてあると云ふ事である。夫れを講釈師などがイロ／＼叩き立て、天満宮の御神体は宝珠院の沓脱石なぞと云ふやうな次第で、従来宝珠院が奥の院だと云ふ事を云つたものがある。夫れが為に神職の墓所が皆宝珠院に蔵まつてあつたが、さう云ふ所からして訴訟を起して社が勝た以来は一社中の墓所とせなんだ事がある。

○沓脱石などが御神体など、云ふことは毛頭無い事であつて、天曆年中に勅願に依てお社が建つたと云ふ事は歴然たる証拠があります。併し乍ら何分御当社は南北朝の頃、楠公の陣所となり、又石山本願寺と織田信長との戦の時には、信長の陣所となり、旁兵火に罹つて幾たびか炎上になり旧記類も其の都度焼失して、僅に社家の家に伝はつて居る旧記を本とする位の事で、渡邊丹後介と云ふ〓〓只今は絶家をして居りますが〓〓其の家の記録には天曆の三年とあります。

○夫から神職と云ふものは、ズツと以前より継続して居りました、神原式部と云ふものが代々伝承して居つた。所が或時代の式部が病身で退身した。テ太宰府の天満宮は菅家の子孫を以て、勅使神主として夫れが別当職となつて代々治めて居る事である。其の例を以て此方も菅家の子孫を神職としたい、然れば社家中からも異論も出ず、神主仲間の競争も無からうかと云ふの

で社家中から菅家の高辻邸に向つて執奏方を願ひ出でた。是れが御水尾院天皇の御世である。所が帝の御聽許になつて、院参職の滋岡刑部少輔菅原至長と云ふのが勅命に依て神主職となつて下向した。是れが万治元年五月二十日で、主上の御手づから菅公の御神影と、先帝御陽成院天皇の御宸翰及び『天満大自在天神宮』と御書きになつた御神号とを滋岡に賜りました。是が畏れ多い事ではあるが滋岡家の三種の御宝として御殿へ御神体同様に納めてあります。

○神領も豊太閤の時代には五箇村と云ふものを御寄付になつた。只今の曾根崎、福島、北野辺は皆神領地であつた。それから徳川家になつて無縁になつた。其の以前と云ふものは、神楽殿其の他種々なる設備があつて、境内も余程広く且立派であつた。

○又従前大將軍の森と称へた処は菅公御鎮座の後には天神の松原とも、天神の森とも言つたもので、其の証拠は北森町南森町と云ふのがそれである。デ御当社の処を南中島と云つて崇禪寺馬場の辺りを北中島と称へ、御当社を南中島の総社とし、崇禪寺の方を北中島の総社と称へて居つた。

○その頃は社前に二つの村があつて、宮の前町、一つを地下村じげ 〓今の地下町〓これが当社の古い氏子である。神輿渡御の時には此の二箇町が万事先に立つて世話をする。それと江子島の氏が渡御の事に与る事になつて居ります。

○次には祭礼の事である。先づ菅公御誕生の六月二十五日を一の祝祭日として渡御をすることになつて居る。昔は御旅所が無

く、此の日に難波橋の浜まで木の鉾を持ち出して水上に浮かべ、鉾の流れに従ひて神職が随従し、鉾の留まつた所をば御神慮に叶つたものとして御旅所を設ける、之を河社かわやしろと称へる。此の船渡御は八百年來続いて居ります。

○元和の頃になつて雑喉場の両国町〓只今の両国橋のある北の所〓に御旅所を設けて、年々鉾を流す事を廢めて其処へ神輿の御渡りをする事になりました。只今の粟谷鉄砲屋さんの裏、鷺池平九郎さんの近所で、御一新前までは境内に井があり、古木の梅も残つて居つて其処に社があつた。其社へ毎月二十五日に私は参詣した事が四、五年もあつた。

○夫れから明暦の頃になつて戎島〓只今の府庁の向ひ居留地の所、伯太山の先きの所に御旅所を設けてあつた。只今でも前の石段はマダ残つて居る〓亀井橋の〓今は無いが其の西詰から北の方へ立派の境内であつた。所が居留地になつた為に官から御沙汰もあり、且居留地へ御旅所を置くは神慮如何あらんかと旁官から今の花園町に地所を賜はつて只今の松島の御旅所を造つたのが明治四年の事である。

○夫から昔は渡辺橋と云ふ橋が只今の天満橋の少し横の処にあつた。是れから長柄の方へ一直線に大道になつて居つて、夫より西には橋が無かつた。所で段々信者は殖江て来る、只今の船場とか、島の内とか、江子島とか、道頓堀辺りから参詣するものは一々大橋の渡しを渡つて来なければならぬので甚だ不便を感ずる。ソコで社費を以て天神橋を架けた。夫れが丁度四百年

程以前である。

○然るに豊公が大坂城を築かれるに就て、それが追手の橋になつた。其の辺の關係からして、徳川氏以来、橋普請毎に社から出て祭典をして渡初は必ず神職とか社家とか大祓をして南より北へ向て渡初をする。明治になつて鉄橋が出来た時にも神社から出て渡初めの式をしたやうな訳。

○それから祭典の事を申し上げますが、先づ大祭と称へまするのは初天神と、それから従前は二月二十五日、只今は三月二十五日＝菅公薨去の日＝之を昔は菜種の御神供、只今は菜花祭(初天神は梅花祭)と称へます。

○初天神の宝永駕は、曾根崎新地から芸妓が参詣する。尤も十年許り中絶になつて居るが、元来宝永年間に起つたもので、今宮の十日戎のホイ駕などはそれから後の事と思ひます。

○又御旅所の方からはお迎へ人形が来る、御坐船のやうな船の鼻へ向けて太閤さまとか、加藤清正、楠正成とか云ふやうな人形をば飾つて面白い囃子をしてお迎ひに来ます。夫が只今一つも無いやうになりました。寔に残念の事で、ドウぞ之を再興したいと思ひます。尚、船の提燈も千の二千のと燈すと云ふ位に提燈の競争をした位であります。之を再興したならば、一層美観を添ゆる事と思ひます。所で今日此の囃子を寛江て居るものは江子島に二人か三人位しかない。博覧会の時に再興したいと思つて、江子島から二十艘許り船を出しましたが、生憎雨で目的を達する事の出来なかつたのは遺憾であります。

○夫れから九月＝只今は十月＝の二十五日に流鏝の神事を致します。古は御城代が馬を立てまして、与力同心が警護して従来出入方の小山屋(こやま)と云ふのが余程古い家と見江まして、其の者が御城代の馬に乗つて指揮をする。

○又旧式を申しますると、正月の元日に丑の時の神事と称へて大將軍社のお祭があります。これは余程古風の祭典で、式が了ると神職の者が皆お社の裏手から御本社へ廻つて整列して来る。其の整列の間は千歳柴、万歳柴と悉く高声に称へ上げて御本殿に進んで若水を奉るのであります。

○尚又祭礼の太鼓の事に就き、社家中の寺井方に残つて居る記録に拠ると、祭礼の節に御承知の催し太鼓と云つて太鼓を担ぎ出す。その起りは二代將軍秀忠公の時に、当御城代に或重宝の紛失物があつた。其の御祈禱を社頭に御依頼になつた時、御霊夢があつた。其の御神勅に、旭の出る頃烏の啼く方をば尋ねよとある。此御神意に依つて其の事をば御回答上げた。すると城代が未明に起きて旭の出る方を調べて見ると、御殿の樋と樋と鉢合せの棟の間に賊が宝物を持つて死で居た。其の礼として豊公の陣太鼓を社へ御奉納になつた。夫れに就き天満の川崎に剣尖船と云ふのがある。其の取締に三町人(三郷の取締大年寄の上)尼ヶ崎又右衛門と云ふ者がある。是れは嘗て家康公を助けた功に依て右の通り出世したので、旧家として今日までも継続して居る。此の者が神事の催し太鼓を打つてお供をしたいと云ふ事を願ひ出で、それが御許容になり剣尖太鼓と云うて幕

府の時代には権力のあつたもので、夫れが出ないと祭礼の行列が出来ぬ事になつて居る。其の扮装と云ふものは長い頭巾を冠つて、浴衣を着て居ります。丁度其の風姿が享保以前の侠客の風俗で、西鶴の小説の挿画に夫れと少しも違はぬ図が出て居る。其の折太鼓を打つものは日の丸の扇を用ひ、帯林と称へる。取締をするものは鳥の扇を持つて太鼓を打つ時カア〜と云ふのは即ち鳥の声を以て相図にするので今日まで其の式に依つて居る。

16 凱旋祝賀会

明治 39・2・12

欄外 12・1

南区高津三番町の義勇会、三友会の発起にて部内出身軍人三十五名を請待し、十一日正午高津小学校に参集し、夫より数百名隊列を為し、同校生徒も之に参して高津神社に抵り凱旋祝賀会を催し、式場に於て祝辞演説あり。銀盃若くは木盃を賓客たる軍人に贈り、折詰料理の饗宴を開き、余興もありて盛況なりき。

17 初午と南海線

明治 39・2・28

⑨

三月三日は旧初午につき、葛の葉稲荷、水間寺観音、田山稲荷参詣者便利の為、南海鉄道にては二、三、四の三日間、臨時葛の葉駅を開き、又臨時列車を増発して難波箱作間一時間毎に運転し、尚各駅より各等半減の往復切符を発売す。本年は午歳の旧初午なれば、葛の葉神社は開運の守、水間観音堂は厄除小判の

守を授与し、田山神社は大餅投げ等の余興あるよし。

18 菅生天満宮大祭

明治 39・3・14

⑨

南河内郡狭山駅に程近き菅生神社は、菅公に縁故の由言ひ伝ふる神社なり。同地の有志は之を広く世に紹介する目的にて、来る二十四、五、六の三日間、春季大祭を執行せんと奔走準備中の由。

19 一日一話 探花行の答案

明治 39・3・23

③

▲佐太神社(天満宮)(蹠跣神社とせし分は別に其名の神社あるを以て取らず)

即ち大阪よりの順路は京橋北詰を東へ京街道に出で、北行一里にして守口町、夫れより尚半里強も往けば右側に佐太天満宮あり。此処より一里余の間が即ち桜の堤なり。花時に際せば巡航船など此の辺まで進めたらんには、花見客の便利ならん。

20 菜種御供祭

明治 39・3・23

⑨

河内道明寺天満宮は二十四日より二十六日まで三日間、名高い菜種御供祭を執行す。右につき関西鉄道は当市内各駅より道明寺行往復三等三十五銭、二等五十三銭、一等七十銭の切符を発売して参詣者の便利を計ると云ふ。尚道明寺観音及び玉手山萬

福寺の本尊開帳もありと。また右の期間、高野鉄道は河南鉄道と共同し高野の汐見橋狭山間各駅より、道明寺行三等七割引即ち二十八銭の往復切符を発売し、二十五日は汐見橋道明寺間に臨時汽車を出すぞ。

21 四條畷神社大祭

明治 39・4・1 ⑨

河内四條畷神社にては、来三日より五日迄例年の通り春季大祭典を執行するに付き、関西鉄道は大阪市内各駅より四條畷往復三等二十五銭、同二等四十銭、通用二日間の大割引切符を発売すと云ふ。

22 ●大阪府令第三十四号

明治 39・4・5 欄外 5・2

明治三十八年「九月」大阪府令第六十二号神社財産取縮規則中左の通り改正す

明治三十九年四月五日 大阪府知事 高崎 親章
第二十条 割注「以下同じ」の四字を削る
第二十一条 郡市の下に「区」の一字を加ふ

23 住吉行宮所の移転

明治 39・4・6 ⑨

官幣大社住吉神社にてはこれまで松島に行宮ありしも、同所は人家稠密して空地無く、大祭典を執行する能はざるより、今度天保町民の出願に依りて内務省の認可を受け、天保山波除住吉神社を住吉神社の末社に編入し、将来築港市街の氏神として、渡御の際は波除神社を行宮とする事に定め、松島行宮の造営物は住吉神社本社の北門前國出丘に移転して改築中なるが、落成の上は書籍縦覧所として住吉神社の古文書を公開する計画なりとぞ。尚、同神社の主典橋本光全氏は昨日欄亘に昇進したりといふ。

24 大鳥神社の花摘祭

明治 39・4・12 ⑪

泉北郡大鳥神社にては明十三日、例年の通り花摘祭を執行するに付き、堺市乳守遊廓より花摘女及び稚児を出し、帰路は御所車に擬したる屋台を曳きて、南海鉄道堺駅より大小路山の口を経て廓へ練帰る由なるが、花摘女に扮する芸妓は左の如し。

小新、つる、小六、新子、藤八、国香、春松

25 天満宮鎮花祭(植木市の開催)

明治 39・4・15 ⑨

到る処に花笑ひ鳥歌ふ今日このごろ、当市北区天満宮に於て鎮花祭を興すとの消息をきくこそ楽しけれ。そもくこの鎮

花祭と申すは、往昔神祇官にて疫神を和むるために行はれたるもの、由にて、いと古き例なり。されば身の恙なきやう健康なるやう祈りて、神前に種々の花を献るぞゆかしき。来る二十四、五の両日、此の祭式を行ふと共に、同神社連歌所に於て諸流合併の献花大会を催して各自優れたる生花の技をあらはす事となり。今回天満宮御花御用掛を囑託せられたる未了庵泉痴仙宗匠、之を周旋すと云ふ。献花の会費は金五十錢にて、祭式の後、其の花筒に「天満宮鎮花祭」の文字を焼印して献花の雅士淑女に分配すとぞ。是れ好き記念なるべし。尚、当日連歌所に於て書画大家の揮毫及び古細川流盆石会、抹茶会等もあり。殊に二十四、五、六の三日間、同境内及び付近に大植木市を催すと云ふ。当市の名物に数へらるゝ西区阿彌陀池和光寺の涅槃誕生両会の植木市や東区座摩神社お花祭の植木市の外に、又北区に此の植木市殖江たるぞ賑しき。

26 藤と躑躅

明治 39・5・1

⑪

暮れゆく春を形見に残して、夏を迎へがはなる藤かつら、手繰れば先づ北区北野田の趣ぞ慕はしき。天満天神境内のは亀の池と共に聞江、太融寺藤浪亭のは酒杯に影映りて湯豆腐に味を添ふるなるべし。中之島公園のは図書館通ひの学生に清く楽しい休息場所を与へ、博物館のは動物園を喜ぶ兒女にア、奇麗やといはしむ。西区新町北通藤の柵観音の白藤四辺の塵に染まらず、

阿彌陀池和光寺の紫は御仏の乗ります雲かと仰がれ、和泉大鳥神社のは南の森に懸りて殊にゆかしく、河内枚岡神社のも同じく梢に高う匂へり。奈良京都は云ふまでもなし。宇治平等院のは茶店の軒に廉いて床几に敷かれたる赤毛布の赤を奪はんとするやうに咲くも愛嬌あり。躑躅は平戸といふ種類、近頃追追庭園に栽えられて持囀すもの多し。市内にては北区此花町菊多の別荘、西区新町永井四郎三郎方の庭のは大平戸と称するものにて見事なり。南堀江越仲其の他南北寺町の寺内や三番の光徳寺の庭や植木商の庭など観るべく天下茶屋遊園地のも面白し。又汽車の便利をかりて歩を進むれば、和泉牛瀧山の境内、河内天野山、北高安の向日山や三日市あたりの山を始め、其の他の山々神社仏閣を尋ねれば、多少無い処はなかるべし。

27 神事と汽車

明治 39・5・9

欄外 9・1

来る十一日は住吉神社の卯の葉神事につき、高野南海両鉄道は当日臨時汽車を出して参拝者の便利を計るよし。又卯の葉女及び稚児の行列は、往復とも高野列車に乗る筈なり。

28 凱旋祝祭

明治 39・5・25

欄外 25・2

東区の久宝報国会にては二十六日午前十時、座摩神社に於て久宝学区部内出征軍人の凱旋祝祭を挙行する筈。

29 大鳥神社の新計画

明治 39・5・26 欄外 26・3

府下泉北郡鳳村の大鳥神社復旧工事費として、三万三千余円下付あり。今回起工と共に社務所、絵馬堂、鳥居、玉垣其の他境内の建造物をも改修し、浜寺よりの道幅約二間二分を拡張し、人道車道の境界に並樹を植付けんとすの計画あり。其の費用は寄付を以て支弁せんと長谷宮司及び本多市長等の首唱にて発起人を勧誘し、泉南泉北及び堺市に於て各七名宛の賛同者を得たれば、二十七日浜寺一力樓に第一回発起人総会を開く筈。

30 祝祭と追弔

明治 39・5・27 欄外 27・2

東区の久宝報国会は二十六日午前、久宝学区内出征軍人凱旋奉祝祭を座摩神社に於て行ひ、又南山激戦に花々しく陣没せる第八聯隊の廣谷歩兵中尉の為、二十六日南区清水町圓光寺に於て三回忌法会を営み、何れも盛儀なりき。

31 大阪市範の楠公祭

明治 39・5・27 欄外 27・4

二十五日楠公湊川戦死の日に因み、生徒は武装し河内千早に向ひ、途次観心寺にて首塚を拝し、千早の城址にて祭式を行ひ多聞神社前にて吹奏捧銃の敬礼をなし、校長の式辞、教諭の史談等あり、付近一泊の上翌日帰校せり。

32 神宮試験

明治 39・6・3 欄外 3・1

内務省宗教局にては、過日の地方官会議に於て一問題となりたる神道各派の改善に就き商議の結果、神職は試験を以て採用すべき事、従来の神教職たる者も此の際試験を施すべき事、准教職は総て之を廃止すべき事と為りたるが、現在教職五万余人中最低度の試験にだも合格し得る者は三分の一に満たざれば、各派の狼狽一方ならず、来る十五日までに提出すべき請書の延期を運動中なり。

33 住吉田植の神事

明治 39・6・13 ③

例年の通り明十四日住吉神社にては御田植の神事を執行し、植女は新町廓の芸妓例によりて之を勤むるなり。即ち、小山席静菊、同笑香、山下席小辻、川岸席徳染、木原席玉君、同ちか、佐野席若仙、木村席玉蝶、大西席小八重、京屋席市勇にて其の他十名の舞妓稚児に出づ。さて翌十五日(雨天順延)は午後八時より右の植女及び稚児に芸妓の雑式四人、囃子方十八人増し、加はりて賑はしく廓内を練り歩くといふ。

34 天満神社の催し太鼓(上)

明治 39・7・21 ③

○鳥扇子と太鼓 大阪の名物天神祭が眼前に来たから同神社

の催し太鼓のことを紹介致さう。去る二月の本紙日曜付録に此の太鼓の話は一寸出てあつたが、起源は徳川二代将軍の時に大阪御城代が天満神社に祈願する所があり、靈夢によつて其の祈願が叶つたお礼として豊公の陣太鼓を同社に奉納した。それから今日の催し太鼓となつたのである。されば尋常普通の祭礼太鼓とはちがつて大いに歴史付である。今も太鼓の老分の者や重立つた者の持つ扇子は烏扇子と称し烏を描いてあるが、これはかの御城代の祈願の時の靈夢に日出の烏が啼いたといふ由緒によつたもので、願人即ち太鼓の打子が日の丸の扇子を持つのも同じ謂れである。烏扇子は実に名誉のもので、昔は年行司一人と組頭六人のみが之を持つことを許されたものだが、今は持者^{もちて}が多くなつてゐる。右の如くやかましい太鼓で神事との關係が深いから、旧幕時代には太鼓の検分といふ事があつて、太鼓を神妙に勤めて居るか如何かを検分させられたもので、天満の与力や同心が特に太鼓そのものに対して護衛した位である。太鼓の勢力は之を見ても想像が出来るであらう。

○劔先船の仲間 右の如く大勢力ある太鼓の昇き方を申し付けられたのが、即ち劔先船である。記録に古劔先船は三百十一艘と註せられ、其の後新劔先船が百艘増加せられたとある。いかにも盛なものであつたに違ひない。ところが中途に劔先に故障が起つて、文化四年堀川樽屋橋付近の仲仕が代りに勤め、其の後三年間川崎の百姓源八村が勤めた。即ち四年間劔先は休んだ訳である。併しそれから又ズツと続いて劔先が引請け、後

には劔先の仲間が段々減ると共に、他から補助員を募集して勤めたもので、今は講社(四、五年前組織)になつてゐる。併し矢張り祭礼渡御の目録には「催太鼓、劔先中」と記されてある。序だからいふが、昔の劔先仲間といふものは実に礼義が正しく、そして仲間の制裁の厳しいものであつた。たとへば仲間の者の息子に至極放蕩者が出来た場合には、其の親に代つて仲間から其の息子を放逐する。併し親の營業には決して差支ないやうに仲間から助力するといふ風である。また若年者は年長者の命令には必ず従はねばならぬ事になつてゐた。もし太鼓を昇く事などに就ても、不服を唱へるなら直ぐ仲間から其の者の營業を停めさせた位である。その代りに、もし放逐された息子などが特に太鼓を昇きたいために仲間の者に謝罪して来た場合には、兎も角仲間で其の意を含んで置き、其の若者の希望通り太鼓を昇かせてやり、さて祭礼もすみたる後、一定の日に於ける仲間の寄合の席で相談の上、仲間から其の若者の親によく取りなしてやる。かういふ風であるから仲間の規律が誠によく行はれ、太鼓の事も至極都合よく、決して乱雑を起すやうな虞はなく、烏扇子の名誉と共に劔先船の威勢はドンデンと響き渡つたものである。

○当家の厳肅 前にもいふ如く、此の太鼓は尋常祭礼の慰み太鼓とは異ひ、至極勇ましき中に非常に厳肅を守つたもので、昔は陰曆六月一日に当家(太鼓仲間の古老の寄り場)で年々廻り持ちに勤め、こゝに太鼓を据ゑる」といふものを定める。当

家に定まつた家は世帯道具を一切片付け、新しい床を敷きかへ、床下を清めて砂を盛り、壁なども塗りかへ、罫なども悉く新調し、婦女の煮炊したものは一切食はないやうにし、万事男子ばかりで用を達すのである。かやうにして旧六月十一日(今は七月一日)ナラシと称し、即ち太鼓の稽古始めを行ひ、十六日に当家開きを為したものである。今も十一日の夜には天満神社の社司を始め、一統が太鼓仲間へ挨拶する。是は昔からの例で誠に頼もしい。

35 ○陶器神社祭礼「四季富久呂」

明治39・7・21

③

二十三、四、五の三日西横堀陶器神社の祭礼に付、同所陶器商人の各町組合は例年の通り、北は筋違橋西詰より、南は新町橋西詰に至る間に名物の陶器人形を飾り立てるといふ。其人形の重なるものは勸進帳、景清廓通ひ、白拍子、本社小説「人の罪」の中将屋敷、同奥庭、先代萩、京人形、令嬢の奏楽、静御前等なり。

36 天満神社の催し太鼓(下)

明治39・7・22

③

○神酒と打方 昔は二十四日の朝、当家から太鼓を昇き出してお宮へ来たものである。すると一統へ神酒を下される。今も神酒頂戴の儀式は行はれる。神酒がすむと願人(天満神社では太鼓の打子の事を打子といはずして願人といひ、昇き方も太鼓

を相勤めと旧くから記されてある。これを見ても尋常の慰み太鼓とは異ふことが詠る)は早め打をやる。即ち、

ドンデンドン(ヨイヨイ)ドンデン

この早めの打方は、すべて手た、きなどの時の願人の礼式の打方である。渡御の時、無論太鼓は先に乗船するから御鳳輦や神輿の乗船をお迎へするにも矢張り此の早め打をやる。また行宮着御の時にも早めを打ち、翌日本社へ還御の時にも同じく早めを打つ。されば此の打方はなか／＼やかましいものである。さて打ち切りにはマーカーと掛声を入れる。このマーカーによつて呼吸が取れるのだから、是れも能く心得ねばならぬ。かの神酒頂戴の後早めを打つ時に、もし願人が打ち損ふやうな事があつた場合には、昇き方は故意と太鼓を転覆へすやうにして願人を詰責め、願人は又落とされまいと力味返る位で、誠に大切の打方である。さて太鼓を昇き上げる時にはドデドン、ドデドン、ドデドン、ドン、ドンと打つ。

○宮人前の休憩 宮入は大抵夕方、お社に燈明が上つた頃になる。この燈明を見ねば如何しても宮入が仕難い、といふ事である。宮入する前には、太鼓は必ず九丁目の浜を西へ入る青物商町三木庄左衛門方の表に休憩する。これは昔の所謂太鼓検分の時の例が遺つてゐるのである。序にいふが、この太鼓の撥木は立派な檜で随分高価のものであるが、氏地外なる京橋二丁目の材木商、柏岡武兵衛方から信仰によつて年々寄付する事になつてゐる。

○一番打二番打、装束 以前町々から数多く地車が境内に集つた時代に、二十五日の朝その地車を曳き出すにも此の太鼓が打たなければ曳き出すことが出来なかつた。されば今も渡御の際は先づ太鼓が一番をたゞく。サア一番太鼓だと他の者が皆々行列の支度する。次に二番をたゞき、三番の時には早や太鼓も昇き初めるといふ塩梅式で、いはゞ合図の太鼓、即ち神事を催す太鼓ゆゑ、催し太鼓と称へられるのである。

願人の装束は上部は茜色、次は白、腰より下部は紺、袖は黄で裾短の着物、帯(白)は一人につき一丈つ、二筋にて端が紅のハジ染「天満宮」と記せるサシ撥(矢の形)四本を後方に挿す。頭巾は緋のモミ、手覆ひは表千種色、裏紅、足袋は千種色。また昇き方は揃への浴衣、太鼓講員は白のヂカ足袋、昇き方の補助員は揃への甚平である。そして老分は扇子、中老は「太鼓」と記したる団扇を持つて道筋を取締り、采配方はシデを持つて昇き方を指揮監督する。尚二十六日還御の際は、太鼓も一旦本社拝殿の中へ昇き納めるのである。此のお社の神事に就て、太鼓が余程重きを置かれてゐる事が詔る。

前回家の厳肅のところ(今は七月一日)は七月十一日の誤りに付訂正す

37 天神祭

明治39・7・23

③

北区天満神社は二十四、五の両日祭礼を執行す。二十五日は例

年の如く渡御あり。道筋は例によつて本社表門西へ、天神橋筋南へ、市之側西へ若松町浜より御乗船、堂島川を下り木津川を南へ、府庁前浜より御上陸、それより大涉橋西へ、梅本町を経て梅本橋を渡り、松島仲之町を南へ行宮着御。また翌日還御は行宮より高砂町北へ梅本橋を渡り、大涉橋を東へ渡り、府庁前浜より御乗船、若松町浜より御上陸、難波橋北へ表門通天神小橋東へ本社に還御あるなり。さて天神祭の偉観は今更いふまでもなく、渡御御川筋の大篝火、拝観船の数々、兩岸の賑ひ、ただく目を驚かすばかりなり。左れどこれらは皆外に顕れたること。渡御の船中に行はる、儀式は、其の關係以外には知る人少きゆゑ、単簡に紹介すべし。此の銚流しの神事につれて「三瀬の神楽」といふ事あり。古き例にて今も年々最も厳肅に行はる、なり。即ち渡御中神輿船が大江橋を御通過の際、船中に神楽を奏して、神をすゞしめ奉つり、水の心と共に人の心をもいよく清からしむ。次に渡辺橋及び田蓑橋御通過の際にも同様の神楽を奏するなり。かく三所に於て行はる、が故に、三瀬の神楽とは申すなり。川の大坂、その大阪の名物たる川渡御といひ、水に因める此の儀式ぞ誠に頼もしき。また渡御中旧小倉邸のあたりにて、中之島七丁目有志より献茶(抹茶)の式あり。是れも小倉邸にて行ひし古例を追ふものにて、黒塗梅鉢模様の三宝に載せ、湯筒のま、鳳輦神輿の御船に供ふるなり。献茶有志の船は竹枝を立て、注連を張り、唐櫃を飾り袴着用(昔は無論麻社かみじま社)にて厳肅に構ふるなり。其の他、行宮にて祭式の後、

神官等が茅輪をくぐる事なども知る人割合に少きやうなり。天神祭の賑しく立派なることは言ふまでもなし、其の中に右の如き神々しい儀式や古例の行はるゝを想はゞ、此の神事一層有難かるべし。

38 天神祭と取締

明治 39・7・24 ③

水上警察署にては、天神祭の当日たる二十五日は午後五時限り堂島川一円及び千代崎橋上流一带巡航船の通航を止め、拝観船の便に供するとぞ。又今年よりは一層水上の取締を厳にし、例の不潔なる肥料船や其の他損じ易き古船に拝観者を乗せることを禁じ、之を犯すものは渡御拝観の区域外に追ひ遣るといふ。また中之島公園北河岸は昨年、天神祭の際、一個人に貸し、代価を徴して渡御拝観させたり。当時の市会は其の不都合を鳴らし市理事者に逼りしが、本年は公園の精神に基き、何れにても随意此の河岸に於て渡御を拝観するを得べしと。

39 天神の宵宮祭

明治 39・7・25 欄外 25・2

世に聞江たる大阪の天神祭昨日の宵宮祭は、午後より夜にかけて非常の人出にて、夜の八、九時頃は天神境内は身動きも出来ざる雑沓を見たるが、警察事故としては、迷子九人ありたるのみにて至極無事なりき。

40 参詣船の転覆 (然も二艘)

明治 39・7・26 ③

三島郡吹田村付近の村民は、例年の天神祭に西成郡西中島村大字新家の浜より漕出す乗合船に乗りて朝冷の中に参詣する習にて、昨日も新家の浜にては午前七時前、先発船として三島郡島飼村大字下の堀市蔵 (二十九年) の所有する三十石船を市蔵が船夫となり老若男女十一名乗組せて漕出し、夫れより更に二十分間を経て同郡同村の寺西治太郎 (三十二年) が自分の三十石船に同村の脇山灌治郎 (三十六年) 辻正太郎 (二十八年) の二人と共に、参詣者三十名と大麦二十五俵とを載せて出発せり。斯て両船は進航し、午前七時三十分頃、西成郡柴島村の淀川と中津川との分岐点に近づきし所、此の日は前日来の烈風吹き荒み、船の進退自由ならず、動もすれば進路を誤らんとせしが、此の時先発の市蔵の船は、東方の風力強きため吹きまくられて進路を誤り、アハヤといふ間に西岸なる棒杭に衝突り、脆くもクルリと転覆せしかば、何かは以て堪まるべき前記十一名の乗客は忽ち深さ五尺余もある水中に陥入り、溺れる、あり、流る、あり、悲鳴を揚げて救ひを乞へり。幸ひなる哉、此の両岸には木綿晒しの職人多くつどひゐたれば、斯くと見るより我勝と水へ飛込み、乗客の七、八分まで救ひ上げた時、又もや二番発の寺西の船も先発船の転覆したる所より一丁上手に於て同じく風の為に杭に衝突りて転覆し、乗客三十名悉く水中へ落ち込みたり。此の時近傍の村民及び晒し職人、船乗業者等は、前の椿事

を聞いて追々駆集まりし折柄なれば、かくと見るより手配して、其の過半数は二番船の救助にとりかゝり、手当り次第に溺る、者を救ひ上げ、遂に両船の乗客は悉く怪我もなく助命せらる、を得たり。単り不幸なるは、先発船の持主兼船夫なる堀市蔵は如何にしけん、遂に行方不明となり、百方搜索するも知れざりき。乗客は孰れも着飾りをりし事とて、其の困憊の状目も当てられず。柴島分署よりは中川署長が警官数名を率ゐて現場へ駆つけ、遭難者を柴島へ伴れ行き夫々手当を加へしが、医療を要する者は一名もなく、篤志家は衣類其の他の品々を貸し与へ、休憩の後午前十一頃歸路に就かしたるが、乗客一同は不思議に命助かりしも、これ全く天満宮の冥助なればとて、代表者を選びて参詣せしめたり。若し、多数者乗込みたる方の船が前に転覆したらんには、救助の手配りもかくは行かず、多数の溺死者を生じたらんも知れず。又彼の多数の晒し職人等が近傍に居合せたるは、遭難者に取り、極めて好運なりしなりと。

41 ○河内の瀧「四季富久呂」

明治 39・7・26

③

中河内枚岡神社境内の瀧は細けれど、水清く殊に冷たし。枚岡は八尾駅より六十町許り、また神立(こしたち)(八尾より四十町許り)弁天(同駅より三十町許り)の瀧もあり。

42 天神祭の光景

明治 39・7・26

欄外 26・2

天下有数の大祭なる昨日の天神祭は前日来の暴風止まず、且午後よりは微雨を交へたれば、例年より人出少なからんと思ひの外炎天よりは冷しとて非常に人出多かりき。御通船、篝の数は風の為に少なく、拝観船も今年は肥船、其の他の不潔又は危険なる小舟を禁じたれば、其の数例年の十分の一にも足らず、堂島川兩岸の家家も球燈を風に吹まくられて点火する能はず。御迎船は東風に壓せられて、遡航する能はず。小蒸汽を雍ふて曳船としたるもあり。其の代り電燈会社は門外の壁一面に花模様(イルミネーション)を施し、阪神電車も玉江橋北詰下手の倉庫の屋根に電燈飾を施し、双方極めて美観を呈したり。其の他ツバメ齒磨等の広告飾もありしが、それも例年よりは遙に少かりき。神輿は天気不良の為、例年より晚く午後五時三十分出御、北区若松町浜より乗船、七時頃漕出し水路を練りて松島の御旅所に入りしは午後十時頃なりしが、通御の際は堂島川筋一面に篝火を以て奄はれ、炎焰天を焦し、暴風は火の粉を散して、壯觀といはんよりは寧ろ物凄き光景を呈したり。又此の際雨降りしも拝観人は傘をさし、裾を塞ぎて沿岸の路上を馳違ひ熱闘(あつちう)を極めたり。各警察署は警官総出にて嚴重に警戒したれば、怪我人其の他事故少なし。渡御の列には、今年新に風流花傘とて、大さ八畳敷の大花傘を加へたるが、これは摂泉二州の植木屋組合の団体神木講より献納せるなり。北署の事故は、迷児十件、

入水一件、酔酒六件、拘禁三件、盗難一件なりき。

43 天神祭 (昨暁の還御)

明治 39・7・27

③

暴風、降雨、参詣船の転覆、種々なる椿事によつて異彩を放ちたる天神祭は、一昨夜松島御旅所へ神輿の着御ありしのも風はますます猛威を振ひ、雨も時々落し来りて人の往来を妨げしが、信心者及び天神さんを仮託に痴興に耽る若者などは、風も雨も厭はゞこそ、八方より御旅所付近に群つどひて其の賑ひ一方ならず。お蔭で松島の各妓樓も大繁昌、娼妓はお茶を曳くもの一人もなく、引子も飲食店も終夜眼が廻るほど忙しく、警官も随分お骨折の様子なりき。神輿は昨日午前零時三十分御旅所を發し、三時府庁前より乗船、水上署の小蒸気船に曳かれて五時若松町の浜へ着し、順路を頓て本社へ着御ましく、たるは六時二十分頃の事なりき。奉送船は例の如く多かりしが、折柄暴風一層烈しく吹荒みし為、途中より引返したるもあり、後れて上りしもあり、頗る凄惨の状を呈したり。各警察署に於ける一昨夕よりの事故を合算すれば迷児五件、掏児三件、応急手当三件、喧嘩四件、巡查負傷二件、遺失物四件、篝船転覆一件、短艇転覆一件なりしと。又例の如く天神参りを口実にして待合這入りをする青年男女は、築地本町曲角其の他の魔窟につどひしが、東署は風教維持の方針により、警官を派して魔窟を検分せしめ、密会者三十八件を發見して何れも説諭の上帰宅せしめたりと。

44 ○豊後町の造物 [四季富久呂]

明治 39・7・29

③

来る三十一日、八月一日の両日は住吉神社祭礼に付、東区豊後町の干魚商仲間有志者は造物を再興し浜通に飾るとぞ。其の中には本社主催の満韓巡遊船が築港出發の造物や、カンカン細工観艦式、二十四孝、塩原多助等もあり

45 住吉祭

明治 39・7・31

③

今明兩日は住吉神社祭礼に付、例年の通り明日堺のお旅所へ渡御あり(但し本日は大鳥神社祭礼にて同お旅所へ渡御)。名物なる卅一日の夜市は、従来堺市大浜少林寺町浜に於て行はれしも、本年より水族館裏門南手の公園にて催すとぞ。右の祭礼並に夜市の為、乗客の便利を図りて高野鉄道は汐見橋と堺間に晴雨を論ぜず數十回の夜行列車を出し、沿道に篝火を焚きて景氣を添へ、又南海鉄道も臨時汽車を出すといふ。

46 村民と巡查の乱戦

原因は神輿◎村民負傷三名◎一名は重症◎巡查も斬らる

明治 39・8・2

③

泉南郡熊取村大字大久保、五門其の他各大字の若者は、例年七月卅一日、八月一日の両日を以て執行する其氏神大森神社の祭礼に神輿を昇廻り、酒氣を蒙りて動もすれば乱暴狼藉を為し、

喧嘩口論に及びて村民を悩ます事多ければ、所轄佐野分署にては村役場と協議の末、今年は神輿を昇廻る事を禁じ、神輿は三十一日より五門なる村役場へ安置して村民に参拝せしめ、巡查岩崎芳三郎氏、役場小使池川伊之吉の二人が之を監視せし所、大久保五門両字を始め他の他の若者は之に不服を唱へ、竊に反抗を謀りしものと覺しく、昨日午前二時過に至り約三十名許りの若者隊伍を作り、村役場の裏手よりドツと呐喊の声を揚げて乱入し、巡查を追ひ退けて神輿を担ぎ出さんとす。岩崎巡查は之を防止せんとしたるより、遂に村民を相手に鬭争を始め、乱民六、七名は巡查を引倒して帽子をかなぐり取り、五門の村民塩原吉松といふは飛びかゝつて帯剣を奪はんとし、猶一部の乱民は瓦礫を盛に投じて味方に加勢を為したり。茲に於て岩崎巡查は已むを得ず帯剣を引ぬき、群がりかゝる乱民を追払はんとして渡り合ひ、良姑らぐく戦ふうち、乱民の内、大字大久保百二十二番屋敷坂上虎吉(三十四年) 同字番外五番屋敷北川房太郎(二十四年) 大字五門七十二番屋敷田中峰松(二十二年)の三名は何れも数箇所の創傷を蒙り、殊に虎吉は後頭部に長さ八珊迷突、肩胛骨に深さ骨に達する重傷を受け、他の二名は軽傷なるが如し。岩崎巡查も亦何者にか数箇所負傷せしめられ、時ならぬ血潮の夕立を降らしたれば、付近の騒動一方ならず。追々急報に接して他所の巡查も駆つけしが、乱民はいつしか逃げ亡せて跡を止めず。僅かに其主謀者と覺しき者四名を搦め取つて直に佐野分署へ送り、引続き取調に着手せり。当地方裁判

所よりは赤井検事、浅井書記、高安病院医師等昨夕八時十六分難波発の汽車にて該地へ出張せり。其の出張時刻の割合に遅かりしは何故なるやを知らず、或は内済にせんとして尽力したる者ありしも遂に不結果に畢りしには非ざるか? 事実の詳細を究めざれば其の是非は判じ難けれども、何しる警官が抜剣して村民を斬るに至りしには、容易ならざる侮辱にても受けたる乎、又は警官の横暴なる乎によるものなれば、当局者は宜しく其の真相を確めて鋭意処断せざるべからず。

47 住吉祭の雑況

明治39・8・2

③

今年の住吉祭は非常に参詣者多く、南海、高野の両鉄道とも一昨夜は殆ど徹夜にて二十分毎に列車を発し、每列車乗客充滿の有様なりき。因に住吉神社は費用約三万数千円の予算にて、近々二、三、四の社殿の建替に着手する筈なり。又昨年焼失せし大鳥神社も、約四万円の建築費を以て新築に着手したり。住吉祭につれて名物の堺夜市は、例年の如く一日午前二時より開始し同五時終了を告げたるが、本年は其の筋の注意に依り、市場の篝火を廃し、代ふるに百数十の電燈を新設して、恰もイルミネーションの如く群集の上を照らしたること、て一層景気を添へて賑ひたり。警察事故は浮浪引致、掏摸、保護願等十数件ありしのみ。また何等の設備もなき水族館すら一万の入場者を見たるは驚くべし。然るに一年中の大紋日にも拘らず、龍神遊廓

は不思議にも近年になき淋しさにて、終夜通し花を売りたるは数名の流行妓株に過ぎず、他は一時間乃至二時間位の拾ひ花にて、紋服の盛装を着けたるま、涼台に居眠れるもの多かりき。三十一日の夜は住吉神社へ夜詣りするもの多く、同神社境内も非常の雑沓なりしが、一日の午前三時同駅より乗込みたる住吉分署の刑事は、大和川にて下車せんとする一人の男の挙動怪しきより、早速引捕へると共に乗客に注意を与へしところ、西区西長堀南通四丁目目代橋次郎が十余円在中の紙入を掏られたること発見せられたり。依つて件の男を取調べたるに、果して同人の所為なりしかば直に同分署へ引致したり。同人は京都市下京区五条大橋東四丁目清水政吉事黒田末吉(二十八年)と云ふものにて、東京に稼ぎ居りしも堺の夜市を当込み、わざく当地へ乗り込み来り、同夜仕事の皮切りに鈍くも捕へられたるなりと云ふ。

48 村民と巡査の乱闘後報

明治 39・8・3 ③

泉南郡熊取村の鎮守大森神社(同村大字小垣内に在り)の祭礼に騒動を起せし事は前号に報じたり。同村は上下二組に分れ各四大字より成れるが、昨年は上の組に属する小垣内、久保、小谷、七山の若者等は夜中竊に神輿を取出して近所を昇き廻りたるより、本年は下の組に於て昇き出さんと相談し、三十一日の午後十時頃下組に属する大久保、野田、五門、紺屋の各大字の内、

重に大久保、五門の若者等四、五十名押出して、大森神社境内の倉庫を開き見しに、中は空虚にて神輿は神社脇の役場内に移してありしかば一同役場に押掛けたり。是れより先き同村の村長原勝造氏は三十一日、新に入宮する者を見送りの為上阪し居りしが、其の際若者等の神輿を取出さんとする模様あるを慮り、小垣内なる第二駐在所の巡査岩崎芳三郎氏に保護方を依頼せしにぞ。同巡査は同夜役場に詰め掛け、小使外二、三の人と共に張番をなし居たるに、果して押掛け来りたれば懇々説諭を加ふる内、小使の急報によりて大久保なる第一駐在所の飛田巡査、馬を駆りて応援に来りしかば、若者等は一旦同所を引揚げ、飛田巡査の帰所するを見すまして更に押掛けんとする処へ新に弥次馬連加はり、神輿は熊取村全体の共有物なるに、上の組の者に昇かせて下の組に昇かせぬと云ふ理あらず、と一日の午前一時過再び押掛け行き、一同闘たたかの声を挙げて外より瓦礫を飛ばすと共に、役場内に乱入し之を制せんとする岩崎巡査を押し、帽を奪ひ更に帯劔を奪はんとする者あるより、抵抗する機はばに自ら手に負傷したるまでは覚江居るも、其の後は夢中にて何をなせしや知らざりしが、不幸にして四名の負傷者を出すに至りしなりとぞ。以上は警察側の云ふ所なるが、更に各負傷者側に就て聞く所を綜合するに、若者等は最初より巡査に抵抗する意志なく、たゞ神輿を昇き出さんとの望みなりしゆゑ、犢鼻たはひ一枚にて他に一物をも持たず。然るに巡査は何故か突然抜劔して逃ぐる者を追廻せしより、皆々驚きて我れ先きにと逃げ出せし

が、大久保の坂上寅吉(十九年)は逃げ後れて、最後に狭き入口より役場内に入らんとする処を後より後頭部に一刀斬り付けられ、返す刀に右の肩を斬られ、又同村の北川芳太郎(二十二年)は役場の裏手を塀外に逃げんとして路次口に倒れ、起き上らんとする処を同じく背部に斬り付けられ、其の他同村の清原由松(二十年)及び五門の田中峰松(十九年)等も負傷したるが、孰れも背部より斬り付けられたるらしく、大久保の村民は之に対する処置を目下協議中なり。地方裁判所よりは既記の如く、赤井検事出張して同夜より昨朝にかけて関係者一同を取調べ、抜劔巡查及び若者等の内、巡查に暴行を加へたる嫌疑者数名は佐野分署に留置中なり。

49 ●大阪府訓令第十号

明治 39・8・3 欄外 3・5

府社郷社村社及び特に指定したる無格社の会計は左の規程に依り整理すべし

明治三十九年八月三日 大阪府知事 高崎 親章

府社以下神社会計規程

第一条 神社(府社、郷社、村社、及び指定したる無格社を謂ふ以下同じ)の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日終る○第二条 神社の収入支出は伝票を作り(便宜請求書の余白に要領を記し応用するも妨げなし)本規程に依り社司社

掌(府社郷社は社司其の他は社掌以下同じ)の決裁を経其の職名を以て執行すべし、収入支出の伝票には各其の番号を付記すべし○第三条 前条の収入支出は必ず帳簿に登記すべし○第四条 社入金中より他へ寄贈を為さんとするときは知事の認可を受くべし但大阪府皇典講究分所の負担は此の限にあらざり○第五条 現金を受け入るときは鎖鑰ある金櫃に保管し其の鎖鑰は社司社掌に於て格護すべし○第六条 支払は正当なる債主若くは其の代理人の受領証あるにあらざれば之を為すことを得ず○第七条 誤払過渡等支払ふべからざる金額を支払ひたるときは之を取戻すべし○第八条 前条の戻入金は其の年度内に在りては支払たる費目に戻入し年度後に在りては雑入として整理すべし○第九条 収入支出に関する伝票受領証其他証憑書類は収入と支出を区分し年度毎に番号の順序に依り編綴し永久保存すべし○第十条 左記各号及臨時予算外の収入は基本財産として蓄積すべし 一 毎年度経費精算殘金 一 基本財産利子 一 古社寺保存法に依り下付せられたる国宝出陳補給金、永代神饌料、永代燈油料、永代神樂料、保存金維持基金其他指定の資金(利子共)は各其種類毎に蓄積すべし○第十一条 前条の基本財産預け入又は保管を委託するときは社司社掌の職名を以て氏子又は信徒總代三名以上の加印を要するものとす其の引出預け替及保管替を為すとき亦同じ○第十二条 基本財産は之を使用することを得ず、天災時変等止むを得ざる場合に方り氏子の負担に堪へざる支出を要するときは知事の認可を得て使用するこ

とを得此場合に於ては相当補填の方法を立つるを要す○第十三条 用途を指定したる寄付金は寄付者の意思に反し之を使用することを得ず○第十四条 神社の会計帳簿は左の如し但便宜補助簿を設くることを得 一 現金出納簿 第一号様式 二 收入内訳簿 第二号様式 三 支出内訳簿 第三号様式 四 指定寄付金内訳簿 (第一乃至第三号様式参照適宜調製すべし)、前各号の帳簿は便宜一冊とし口取を為し置くも妨なし○第十五条 諸帳簿には社司又は社掌検印を捺すべし○第十六条 社司社掌は会計事務并に保管物品に關し担保者を特置すると否とを問はず凡て其の責任を負ふべきものとす○第十七条 境内地及境外地より生ずる収入并に枯損障碍木竹不用物品の売却代金は之を基本財産に編入すべし但売却は可及的公売に付すべし、撤下の神饌幣帛又は供物にして従来社司社掌等に頒賜するの慣例あるものは前項に依るの限にあらざ、本条第一項に依り蓄積し難き特別の事情ある神社は知事の認可を受け経費を編入することを得○第十八条 知事に於て特に指定したる府社郷社村社無格社の毎年度収入支出は第四号様式に依り予算表を調製し其膳本を前年度二月末日までに氏子又は信徒総代連署し郡市長に報告すべし○第十九条 郡市長前条の報告を受けたるときは審査の上三月末日迄に其の要領を知事に報告すべし、前条の予算表中経費(社入金)を以て支弁すべからざるか又は穩当ならずと認むるときは知事又は郡市長は相当の更正を命ずることあるべし○第二十条 予算費目の流用を要するときは氏子又は信徒

総代の同意を得べし○第二十一条 一 会計年度の収支精算は翌年五月末日迄に結了し第十八条の指定したる神社は予算表の様式に依り精算表を作り其の膳本に氏子又は信徒総代連署し且年度未現在基本財産の種類及価格と共に郡市長へ報告すべし、郡市長前項の報告を受けたるときは予算表に準じ基本財産の種類及び価格と共に六月末日迄に知事に報告すべし○第二十二条 府社は知事郷社村社及無格社は郡市長に於て定期若くは臨時会計検査を行ふことあるべし、郡市長に於て検査を行ひたるときは十五日以内に其成績を知事に報告すべし、知事は隨時官吏を派遣し郷社村社及無格社の会計検査を行ふことあるべし○第二十三条 従來の慣例に依り初穂と稱し社司社掌の報酬給料に充當する為氏子より集取する米穀等は本規定に依らざることを得 付則 第二十四条 本規程は明治三十九年十月一日より施行す、第十八条指定神社の明治三十九年度下半年期予算は氏子又は信徒総代連署し九月十五日迄に郡市長に報告すべし、郡市長は九月末日迄に第十九条の手續を為すべし○第二十五条 明治三十二年「九月」当府訓令第六十一号古社寺保存金管理規程に依るべきものは本規程を適用せず、明治二十三年「一月」当府訓令第六号は本規程施行の日より廢止す

〔同訓令は『大阪毎日新聞』明治39年8月10日付にも掲載されている〕

50 村民と巡査の乱闘事件

明治 39・8・4 欄外 4・1

泉南郡熊取村祭礼の騒動に就ては同村の村長其の他の有力者は
穩便の所置を願ひ、双方共罪とならざる様にとの一片の陳述書
を昨日提出せし由なるが、本件の検証として現場に出張したる
赤井検事は、巡査の抜剣して村民を負傷せしめたるは果して正
当防衛なるか、又村民は官吏抗拒罪として罰すべきか、此の点
に就ては未だ意見定まらざる由。

51 神社寺院合併財産譲与

明治 39・8・11 欄外 11・3

十日勅令第二百二十号を以て神社、寺院、仏堂の合併に依り官
有財産管理上必要のものを除くの外、内務大臣に於て之を其の
合併したる神社、寺院、仏堂に譲与することを得と公布せり。

52 大鳥祭

明治 39・8・12 欄外 12・5

来る十三日大鳥神社例祭につき、知事代理として本多泉北郡長
参拝の筈。

53 〇作り物〔四季富久呂〕

明治 39・8・13 ④

来る十四、十五兩日は東区安土町八幡神社例祭に付き、造り物、

生花、盆栽、素人淨瑠璃の催しあり。

54 〇白米稻荷の正遷宮〔四季富久呂〕

明治 39・8・17 ③

北区天満宮境内なる白米稻荷の修繕出来上りに付、十八日正
遷宮の式を行ひ、十九日より二十五日まで七日間奉祝祭砂持を
催し、天神境内及び氏地町々に名物のお迎人形を飾りて景氣を
添へ、又境内鳳輦庫の前に記念葉書を発売し、希望によりてス
タンプを白米稻荷の寄進所にて押捺するとぞ。

55 社寺合併に就て

明治 39・8・19 ②

夫の維持困難等にして将来存立に疑ひある社寺合併の件は当府
に於ても夫々調査中なるが、今最近調査の府下社寺数を挙ぐれ
ば左の如し。

▲寺院

天台	六七	淨土	五二〇
真言	二九七	臨濟	八〇
曹洞	一三〇	黄檗	五三
真宗	一、三五六	融通念仏	一四八
時宗	五	本門法華	一
境外仏堂	五五	計	二、九〇〇

▲神社

官幣社	七	別格官幣	一
府社	八	郷社	七五
村社	一、三三三	無格社	五〇四
計	一、九〇八		

即ち寺院二千九百、神社千九百八の多きに及べり。去三十三年以来の統計に拠れば、寺院は大差なきも、神社は十数社を減じて自然淘汰の傾向あり。右の中市部に属する寺院の数は五百五十五、神社百十四にして今仮に大阪市の戸数を二十五万と見做して之を一箇寺に配当すれば、四百五十四戸余となる。而も此の戸数は悉く寺院の檀徒といふを得ざれば、戸数に比して寺院の多きに過ぐるは明かなり。特に維持法其の他に就て住職と檀徒総代との葛藤を生じ、監督庁に其の裁決を求むるもの少からず。又内部の紊乱せるもの挙げて数ふべからず。市部に在りては神社よりも寺院合併の方、最も其の必要を感ず。然れば府は未だ詳細なる調査をなすに至らざるも、現今の予想に拠れば社寺を通じて総数の約二割以上を合併せしむるにあらざれば、其効果を見る能はず。故に愈執行の暁は、大英断を以て之に当らざるべからずといへり。

56 ○正遷宮の賑ひ「四季富久呂」

明治 39・8・20

③

天満天神境内なる白米稲荷の正遷宮は既記の如く、砂持は老松町の浜に赤鳥居を樹て、浜側一帯に瓦斯燈を燈火し、市場の若

い男女二百名揃ひの浴衣を着て砂を持ち運び、天満天神境内には例のお迎人形飾られ、九丁目十丁目筋など紅提燈掲げられて、なか／＼の景気なり。

57 ○砂持の賑ひ「四季富久呂」

明治 39・8・22

③

天満天神境内の白米稲荷正遷宮砂持につき、毎夜の賑ひ非常なれば、北署は同神社境内に臨時出張所を設け、天神橋筋の一部と鳥居筋とは車馬の交通を遮断せり。例のお迎人形は、八幡太郎(天満市の側)蝶の舞(堀川橋池田方)鎮西八郎(境内)関羽(同)金時(同)木下藤吉(同)雀踊(同)素戔命(難波橋北詰)三番叟(天神橋筋)真田幸村(裏門大工町)安名(樽屋町)与勘平(老松町)鬼若丸(難波橋筋表門筋)又飾地車二台は天神境内に飾られ、市場の大鯛の囃子家台は若松町の浜なる砂揚場より天神境内に至る町々を引き廻りて、毎夜景氣を添へ居れり。

58 天満の賑ひ

明治 39・8・24

③

天満天神境内の白米稲荷は、去る十八日から遷宮との事で天満付近の賑ひは、をさ／＼祭礼にも劣らぬ勢ひ。昨夜よりは従前の屋台囃しの外に老松町、真砂町、樽屋町、紅梅町、魚市場の各町から趣向を凝らした屋台を曳き出して、天神付近から北新

地を練り廻るべく、又紅梅町付近の娘連数十名も昨夜から揃ひの衣装に菅笠を被り、三味線太鼓の調子面白く、囃屋台を出す筈。併し余り賑ひ過ぎて、中には奈何はしき風体の者も少からず。一昨夜の如き南区難波新地四番町岡田ひさ(二十六年)は股引パッチの仲仕風、船場の某問屋の道楽坊子ばんしは芸妓を伴れて風俗壞乱の元祖ともいふべき怪しき姿をなし、遠慮会釈なく群集の中を駆け廻りしより、北署の警官は夫々説論を加へて引取らしたるが、昨夜よりは厳しく取締る事となしたり。

59 社寺財産管理法

明治 39・9・4

①

社寺境内若くは付属地其の他財産は全国に涉りて頗る夥しきものなるが、之が取締規則は太政官令若くは訓令等に散見するのみにて不完全を極め、弊害少からざるに就き、当局者は夙に社寺財産管理法を規定する意向なりしに、先月発布の勅令にて社寺合併するも其の土地財産を政府に返納するに及ばず、之を付属地と為すを許可せしより、此の際一層之が取締の堅要なるを認め、法律案として成るべく次期議会の協賛を求むべしと。

60 甘南備神社

明治 39・9・5

欄外 5・2

神戸湊川神社の摂社として楠公夫人を祀れる甘南備神社造営成り、氏子中の委員数名、四日南河内郡東条村なる甘南備の南庇

庵田蹟に就き之を捧持し、五日夕、八時神戸駅に着し林宮司以下行列こしよ扈從して神殿に安んじ、来る十七日鎮祭式を挙げ献詠(兼題寄鏡祝社、頭菊)を披講し、同日より三日間祝祭を行ふ筈。

61 甘南備神社の神靈到着

明治 39・9・6

欄外 6・4

神戸湊川神社摂社甘南備神社の神靈は五日午後八時神戸駅に着し林宮司以下各神官、県官、市吏員、各町氏子総代数十名奉迎し、プラットホームより鳳輦ほうけんに移し、奏楽をなし各行列を造りて湊川神社に入り、同三十分本社本殿に仮に鎮座したり。拝観者堵を造り非常の賑ひなりしが、式は厳肅に行はれ、来る十七日新宮の神殿に遷座すと。

62 岸和田だより

明治 39・9・7

欄外 7・6

官幣大社大鳥神社社殿改築につき、寄付金募集協商のため本日午後一時より、同社長谷宮司を初め川俣彌真、其の他泉南郡発起人諸氏は駅前鍋字樓に郡内各町村長を請待し、協議する所ありたり。

63 ●正誤

明治 39・9・10

欄外 10・2

本月五日付大阪府告示第二百三十五号中左記神社を脱す
大阪市西区西長堀南通五丁目 無格社 稲荷神社

同市南区広田町 同 今宮神社

同市同区難波稻荷町三丁目 同 稻荷神社

泉南郡下荘村大字箱作 同 稻荷神社

大阪府

64 ○堺の天神祭〔四季富久呂〕

明治 39・9・12 ⑪

来る十四日は堺菅原神社の祭礼なり。本年は軍隊の凱旋と米穀の豊作とを祝するため、四十年來中絶してありし船渡御の古式を再興し、最も壯嚴に同祭典を執行する筈なりと。因に十五日は同市北公園波除住吉神社の十年祭に付、住吉本社より祭典員、供奉員等出張大祭を執行する由。

65 ○稻荷正遷宮〔四季富久呂〕

明治 39・9・12 ⑪

昨日より三日間、鎮守稻荷の正遷宮祭式を博物場裏手大阪商店改良会模範出品部の係にて行ふとぞ。

66 神靈の奉迎 (甘南備神社)

明治 39・9・19 ⑨

神戸湊川神社の撰社、甘南備神社の神靈奉迎使と府下南河内郡甘南備村の村民との間に彼れ是れ故障ありたる由は前号に記せしが、右につき湊川神社林宮司の語る処によれば、河内甘南備村南庇

庵跡は、現今尾花和平といふ人の所有地となり、庵は已に明治十六年に取毀され、敷地は畑と化して野菜物を作られ、一箇の遺物だにとゞめず。唯一株の柿の樹が其の遺跡の目標の如くなるのみ。されば同場に神靈として迎ふべき物なく、たゞ滋子夫人終焉の地なるを以て其の命日に相当する本月五日(旧七月十七日)を下し、同地に於て神靈を迎ふるの式を奉行せんと。先づ岩田彌宜を同地に遣はし、土地所有主に交渉したるに快諾せしのみか、同地の有力家木梨孝吉といふ人、其の間に斡旋の勞を執る事に決したれば、去四日同彌宜を奉迎使として二人の随行員及び氏子総代四名同伴し同地に向ふ途次、富田林村に一泊せしに、凶らずも同村民中に苦情を唱ふるものあり。本社を同地に建立し、神戸を支社として毎年一回祭礼を行ふ為出向するとの条件を付せざれば、同地にて式を行ふことを拒絶すべしと云ひつゝ、ある由を聞きたるより、斯る要求は奉迎使に於ては勿論、氏子総代に取つても之を承諾する能はざればとて、式場を赤坂城址に変更することに決し、翌五日同所に於て滞りなく式を挙げ、捧持せし神鏡に神靈を迎へて帰途に就きたる次第にして、或る物体を迎へんとしてその物を得ず徒らに立帰りしが如きものにはあらずといふ。

67 大鳥神社再築に就て

明治 39・9・21 欄外 21・3

昨年炎上せる泉北郡鳳村大鳥神社復旧工事は宮司より其の筋へ

申立の結果、国庫より三万円、内務省より三千余円の工費支出に決せるが、旧本殿は建築學上復古の資料たりしものなれば、再築には其の形を変せず、唯其の規模過小の憾ありしを以て、新殿は二倍余に拡大し、其他も之に準じて拡張若くは修繕を加ふる筈にて、其費用四万余円は寄付金に依ることせり。

68 ○浪華青年画会「四季富久呂」

明治 39・9・22

⑨

二十二日午後早々より、北区天満宮運動所に於て同会揮毫会を催す。

69 奉遷使立縮みの真相(甘南備神社の事)

明治 39・9・23

⑪

神戸湊川神社境内に摂社甘南備神社と称するもの建立せられ、楠公夫人を祭ること、なりぬ。右につき、此の程数名の神官及び三名の信徒総代は、大阪府下南河内郡富田林村に出張し、同郡東条村字甘南備なる楠公夫人の由緒地、即ち楠姫庵の旧跡より神霊を遷し奉つらんとしたるに、同村民大に激昂し、其の旧跡に入ることを拒みたるより、奉遷使の一行は余儀なく赤坂城址の方に転じゆき、ホンの真似のやうな式を行ひて神戸に還りしかば、神戸にても信徒等満足を唱へ、提燈の寄付を俄に中止せんとするなどの奇観を呈したり。右珍聞の一節は既に本紙に記載せしが、今又社員が特に南河内の甘南備にゆきて取調べたる事実や評判によれば、次の如くいよいよ珍なり。

そもく、楠公夫人の神霊を神戸の甘南備神社に遷すまでの経路を辿るに一条の話あり。河内国旧石川郡の旧家にて松尾翠といふ人ありき(去る三十七年二月病死、子息豊は今も甘南備に在り)楠氏の血族と称する由緒の家にて、楠氏の位牌及び遺物を数多有せしが、今より二十余年前耶穌教を信じて神仏の偶像を嫌ひ、楠姫庵に在りし遺物を焼き払ひ、僅に十一面觀世音其の他数体の仏像を觀心寺に奉納して遂に庵をも売却し了りぬ。されど其の後松尾も覚る所あり、楠公夫人の霊を祭らんと系図や旧記を添へて郡役所へ差出したるが、何の沙汰もなきま、月日は過ぎたり。因に右の楠姫庵及び其の土地を買ひしは、同村の尾花和一郎といふ人なりき。

こゝに又同村に和歌山生れの木梨尚香(六十年)といふ漢法医ありて、村内では随分豪者なり。此の医師の三男に幸吉(三十五年)とて去る三十五年頃より城土焼と称する土器(菊水の模様あるもの)を製造し、登録を受けて神戸にて売る者あり。この幸吉の姉しか江(三十八年)は神戸市葺合村長谷川協造方に嫁ぎ、二男猪熊も楠社外に住めり。これらの者と湊川神社の關係者と秘密に協議せしと見江、本年の七月頃しか江と湊川神社の神官と同道して甘南備に至り、木梨医師に実は今度湊川神社の摂社として甘南備神社を建立し、楠公夫人の霊を祭るにつき奔走ありし、尚同社の建立に一元以上寄付せし者には、幸吉製造の土器を贈与する筈なれば、其の意をも含まれよ、との美味さうな相談を持ち出したり。木梨一家は此の事を一言も村民に

漏らさず、自分のみ呑み込みてゐる程に、神戸にてはいよく神社建立せられ、本月四日神靈奉迎として神官等同村に行く事となり。此の事を前以て木梨に通知したるに、流石の木梨も此の儘にては面倒起るべしとて、かの尾花和一郎に打明けて承諾を求めたり。左れば尾花は素より村民は非常に激昂し、木梨を叩き殺せと叫ぶもあり。村民二百余名は同村の淨福寺に集合し、松尾村長、向山助役も立会の上、神靈奉遷使をして一步も本村内に踏み入らせざる事、勿論神靈に就ては何物をも与へざる事を決議し、若し強ひて入り来らば暴力を加へんと云ふ者さへあり。北野徳五郎、向山兵次、笹山覚次、松本駒次郎、小村富太郎といふ五名の交渉委員を選びぬ。五名は四日の午前十時、富田林町の旅館堺屋に投宿せる奉遷使の一行、即ち禰宜岩田眞造、出仕入江八千穂、同辰野宇禰美、氏子総代梅本順蔵、坪井多三郎、北島政次郎、菅音次郎の七名に会見し、村民の反対始末を述べたれば、奉遷使の一行は詮方なく同日の午後二時頃、俥にて赤坂城址(楠姫庵を距る約二十町、山を隔てたり)にゆきて恭々しく三宝に神酒を供へ、(この神酒は富田林の宿屋より携へゆきたる麦酒六本なりとの噂高し。麦酒を神酒の代用とは神戸から立ち迎ひし人々として流石に当世ハイカラ式といふべし)祝詞をあげたる後、同行の写真師をして現場を撮影させ、やがて一同例の神酒の麦酒を頂戴し、頗る機嫌よく写真(神靈?)を奉じて神戸に還りしも珍、また摂社甘南備神社といふ名称も同じく珍の珍なり。南河内東条村字甘南備に鎮座せるは、式内にて

威古佐備神社といひ、祭神は天太玉命なれば楠公夫人に全く關係なし。何故に神戸湊川神社の境内に楠公夫人を祭るに甘南備神社と称せしか、其の意義トンと訳らず。又、神は人間や其の他の物体のやうに窮屈なものにあらず。何処に齋き祀るとも直ぐ遷りたまふべし。それを殊更に甲の地から乙の地へ持ち運びせねばならぬやうに心得るこそ、いよいよますます珍なれ。

70 甘南備神社遷座式

明治 39・9・23

欄外 23・4

廿三日午前三時神戸湊川神社内に於て挙行せり。同日より三日間奉祝祭を行ひ、賑ひを添ふ。

71 ○住吉公園の余興「四季富久臣」

明治 39・9・24

⑨

彼岸中、住吉神社参詣者のため南海鉄道は大割引するに付き、住吉公園の茶店共同し、彼岸中、古式住吉踊を見せ、福引を為し落語、俄等の余興を催すとぞ。

72 戦死者秋季祭典

明治 39・9・24

欄外 24・2

南区順慶町一丁目の太神宮天心会にては二十二日夜、太神宮祭典を兼ね境内招魂舎に於て戦病死者の秋季祭を行ひ、参拜人には神饌を与へ餅撒の余興あり。二十三日は例の通り齋主河内久徳氏等真田山陸軍墓地に展し、祝詞を奏したり。

73 甘南備神社奉祝祭

明治 39・9・24

欄外 24・4

神戸湊川神社摂社甘南備神社は二十一日の遷座式に引続き、二十二日より三日間奉祝祭を挙行す。二十一日は午前氏地内の各学校生全体参拝し、二十二日は朝よりの雨に参詣者少かりしが、正午頃より晴れ、相当に賑ひたり。社殿にては午前献香、献茶、和歌献咏式、午後献花式あり。同四時より平和記念殿に市内官公吏の重立たる人々を請待し、祝宴を張り服部知事、山本検事正以下二十余名之に列し、林宮司の挨拶、服部知事の挨拶あり。二十四日は記念殿に於て氏子総代世話方其他八十余名を招き、祝宴を張るよし。

74 祀碑建設差止

明治 39・9・28

①

三十七八年戦役間に於ける戦死病没者忠魂を慰め、且永久記念の爲にする招魂碑又は記念碑建設は一切差止むべき旨、寺内陸軍大臣より全国各師団に対し、去る二十五日を以て左の如き内訓を發したりと。

三十七八年戦役は実に空前の偉業にして帝国最大の記念と爲す而して此の役に没せる将士無慮数万人は皆諸種の栄典を得、且靖国神社合祀の恩命を拜す其の芳名万世に朽ちず蓋し死者恨みなく遺族故旧亦以て其の意を安んずるに足るべし然るに近來各団体若くは軍人相結んで此等殉死者の爲に招魂碑記念

碑を陸軍省用地に建設せんとするの挙ありと聞く固り是れ戦友故旧遺族の之を追慕し忠君愛国の龜鑑を表示せんとする至誠敬虔の表情より出でたるものにて深く諒察すべきものありと雖も既に官幣社に合祀せられたる英魂は熾灼として帝国の光栄と共に長く光輝を無窮に伝ふるに余りあり又何ぞ私費を抛つて如上の企てを爲す要あらんや況や一団体の力一時能く祠碑を建設し得るとするも其の保存維持の結果未だ確実なる能はざる事情あるに於てをや他年若し桑滄の変に際し保存の途なきに至らば企業を貫徹する能はざるのみならず却て忠魂神意を汚すに至るあらんも亦知るべからず豈深く思はざるべけんや

以上の趣旨に基き規定に依り合葬墓碑若は特別の事情ある墓碑の外各堆に於ける招魂碑、記念碑等の設立は一切之を止むべし

75 祭祀の大喧嘩

一名は即死、十数名は重軽傷

明治 39・10・4

①①

茲にもまた血塗れ沙汰あり、忌はしきことかな。二日泉州泉北郡信太村の鎮守聖神社の秋祭りに当りて、小字八箇村と隣村の南王子村の各氏子は、何れも豊年祝ひとして盛んに賑ひを添へしが、本年は信太村字上代が神輿を昇ぐ順番なれば、上代の若者五十余名早朝より勇ましく村内を昇ぎ廻り、同日午後十時三十分頃信太山の頂なる聖神社の宝蔵へ納めんと山を登り行く

とき、南王子村の八木盛雄なるもの何故か神輿の端に手を掛けたるより、上代の若者は素破乱暴者現はれたり。察するに去る八月頃上代の若者等が鳥石池にて魚を漁りしとき、南王子の者が誤つて水を掛けしを遺恨とし、一場の大喧嘩を醸したる事あれば、其れを根に持ちて同村の者が今夜復讐のため出掛けしならんと早合点し、上代の者は寄り集りて盛雄を袋叩きになし居る際、来合せし南王子村の角力取の親分なる松の音事松尾松太郎(三十八年)が見兼ねて仲裁せんとしたるを、上代の連中は散々殴打したれば盛雄、松太郎の両人は命からぐ／＼居村に逃げ歸りたり。このことを聞きし松の音の子分、朝日山事岡本敬太郎(四十二年)大島事木下辰次郎(三十九年)勇龍事松村松太郎(二十六年)外二、三名の者は、憎き上代の奴等の振舞かなど怒り、何れも短刀又は棍棒を手にして信太山に駆け付ぬ。此際上代の者はめでたく神輿を蔵に納め、伊勢首頭に連て大鳥居前より降り来らんとするときなりしかば朝日山等は鳥居より四十間程隔りし松影に身を潜め、一行の来るを待ち伏して己れと云ひさま白襪に身を堅めしま、飛び出し、腕に任せて斬り付けつ、上代の辻中由松(十七年)の脊より肺を貫きて即死させ、続いて同村中野岩松(二十九年)の腰部に重傷を負はせしかば他の若者等は狼狽する中、朝日山等は手にく／＼斬り立て殴り伏せたるより、上代方散々の体にて逃げ出したり。出張の警官は早くも聞きつけ、件の朝日山等を追跡すると共に大津分署に急報せしかば同署巡査は遂に南王子村に潜める朝日山、大島、勇

龍の三名を昨朝までに捕縛したり。当地方裁判所よりは山崎予審判事、福田検事大谷医師等出張して、医師は局部解剖をなし判検事は大津署にて予審を開き、三名を故殺罪として起訴したり。

又同日は穴師村にても府社穴師神社の祭礼あり。小字の池浦、我孫子、豊中より一輛宛の地車を輓き出し、午後五時三十分頃まで輓き廻りし後、各帰村せんと小栗街道まで来りしとき、豊中と池浦との地車衝突したれば、豊中の若者五十余名は、一斉に石を池浦の若者五十余名に向つて投げ付けられたれば、忽ち一場の修羅場と化し、巡査の制止も聞かばこそ、双方とも石、棍棒其の他の獲物を揮つて大争闘をなしたるが、大津署の警官漸く走せつけて引分け、双方関係者を同署に召喚して取調中なるが、争闘のとき重軽傷を負ひしは豊中にて辻川末太郎(三十年)向井喜一郎(二十二年)狭間豊松(二十五年)川端幸太郎(二十八年)の四名、又池浦にて寺田峰太郎(二十一年)池側乙吉(二十五年)飯端安吉(三十一年)高寺松太郎(三十一年)西辻繁太郎(二十六年)鳥村熊吉(二十八年)等なりしも、幸ひ生命には別条なしといふ。

76 ●大阪府告示第二百六十号

明治39・10・5 欄外5・5

本年「四月」勅令第九十六号に依り神饌幣帛料を供進することを得べき府社左の通指定せり

明治三十九年十月四日 大阪府知事 高崎 親章

大阪市北区大工町 府社天満宮、同市東区南渡辺町同座摩神社、同市同区上難波南ノ町同難波神社、同市南区高津町一番丁同高津宮、堺市甲斐町東一丁目開口神社、泉北郡穴師村同泉穴師神社、泉南郡雄信達村府社兼郷社男神社、南河内郡古市村府社菅田神社

〔同告示は『大阪毎日新聞』明治39年10月6日付にも掲載されている〕

77 楠公夫人の古廟地

明治 39・10・8 ⑥

南河内郡東条村にては、神戸湊川神社の奉遷使立縮み事件に奮起されしと見江、甘南備なる大楠公夫人の古廟地にいよく一社を造営する事となり、古廟地より観心寺楠公首塚に至る約八町の道路を改修して、車馬の交通を自由にし、参詣者の便を計る事としたり。敷地は各地主より寄付を申出でたれば、村民総出にて近々工事に着手すといふ。さるにても、神戸湊川神社に建立せし甘南備神社こそをかしけれ。

78 社寺雑粗

明治 39・10・12 欄外 12・2

中之島豊國神社は境内の拡張に伴ひ、今回社務所を本殿の南東に移転する事となり、来る十三日地鎮祭を執行する由▲将来維持困難又は社寺として尊厳を流す等の虞ある向に對し、夫々合併せしめん筈にて目下府にて調査中なるが、現在の社寺約

千七百余に對し、三百余を合併せしむる見込なるよし。

79 宝の市

明治 39・10・15 ⑪

来る十七日住吉神社に宝の市あり。例年の通り、南地五花街より出る市女と稚児は左の如し。

市女伊丹幸吉彌、富田屋秀勇、石川てい、伊丹幸小千代、大和屋小菊、石川メ子、小田君光、大和屋玉勇、富田屋豆蝶、同芳江▲稚児伊丹幸千万、富田屋雛蝶、同蝶々、紀の庄若芳、大和屋小政、菊葉、富田屋歌子、三采種蝶、京駒愛十代、平辰小種

80 高津神社の除疫祭

明治 39・10・17 欄外 17・4

高津神社にては氏地内瓦屋町にペスト流行に付、兩三日前より社司粟田口男爵以下神官一同昼夜除疫祈禱祭を行ひ、十六日は二番丁四番丁氏子よりの請求により、午前九時より大祈禱祭を挙行し、今後毎日々執行のよし。

81 ○恵比須祭〔四季富久呂〕

明治 39・10・20 ③

二十二、三の兩日、東区伏見町恵比須神社の祭典を行ふ。同社は豊公以来の由緒ある神社にて、伏見町（以前の呉服町）とは關係浅からず。左れど今回發布の勅令によりて、御霊神社内へ

合祀する事となりしより、お名残に一層盛大に祭典を行ひ町内を美しく飾り立て、記念絵葉書を作り、北新地の美人にスタンプを押させ、二十日より生花大会を催す。また造物は左の如し。

本社小説当世女、筆子、茸狩、合併角力、丸橋忠彌、養老瀧乙姫、碁盤忠信、鳳凰(時計細工)、髭五左衛門、鯛

其の他種々の記念物を一般参詣者に配与する由、定めて賑ふならん。

82 迷信の大阪 稲荷下の大檢舉

明治39・10・24

③

「医者や薬かな、へん、そんなもので病気が全癒する様なら、この世の中に葬具屋は入りませんぢや。御信心々々々、何事も神様のお告げに由つて、進退起居して居なされば、万病は恐れ逃げ出しますぢや。エーと成程、腹痛で困つて居なさるか。どれ、一つ祈禱して進ませう」何処の教会所へ行ても何々講義とかいふ怪し気な男や女が居て、「さア此方へ」と一室へ導き入れると、先づ斯う言うて愚なる信者の荒肝を挫いて了ふ。十年も大阪に住で居ると、大阪の悪口を言ひ度くないが、愚なる男や女が、薬といふ重宝なものや、医師病院といふ結構なものがあるのに、詰らぬ馬鹿気た邪教を信じて、金を取られたり生命を亡うて居るのを見ては、黙つて居られない。邪淫の醜教といはれてる天理教を初め、御獄教会といふ怪しい会合や、稲荷下げといふ滑稽極まるものがこの大阪に多く存在して、迷ふ者が頗る多いのは、可笑しくもあるし情無くも思ふ。こんなも

のは警察の力に拠つてドシ／＼征伐して了はねば、世の中に何んな害毒を流すかわからぬ。

そこで南署長は今井警部を主任として、過日来稲荷下げの大檢舉に着手せしめた。南区は大阪でも暗黒面の多い所柄だけに、いろ／＼の罪人を初め怪しい人間どもが多く住んで、様々の悪事を働いて居る。この恐ろしい南大阪に最も多いのは、俗に「稲荷下げ」といふ不埒極まるもので、白紙の幣を縦横無尽に振り立てると、狐や狸が乗り移つて勝手な熱を吐くのだから堪らない。馬鹿な迷信者どもは難有くこれを信じて、金を出す、手を拍つて拝む、涙を流して嬉しがる。信ずる者は馬鹿だが、こんな事をして金儲けをする奴は憎い。

南署に檢舉されたのは十五人ある。この中で難波新地四番丁浅井鶴吉の女房かな(四十二年)は、稲荷下げの名人と言はれて居る女だ。豆の粉に一寸香のする物を混ぜて、これを信者に与へ「南無妙法蓮華経」を唱へるのだから可笑い。同町五番丁の戸村徳蔵といふ者が、腹が痛いというて参詣すると、おかなは「胃病だす大事おまへん」といつて件の豆の粉を与へた上、菖蒲の根と桔梗の根を飲めといふ、宛でお医者と同じやうなことをする。高津町八番丁庄司奈良三郎(三十六年)は、御獄教会所の看板を出して居る。奈良三郎ではエラさうに見江ぬとて、自ら信重と名乗つて居る男で、日本橋筋三丁目の西口とよ(二十四年)といふ女が、乳房が痛いからとて行くと、これは竈の灰を踏んだ神罰だと言つて、お水のやうなものを与へ、三

日間祈禱せねば全治せぬといつて、祈禱料を取つたりする。怪しからぬことである。

高津町一番丁炭団商尾崎宇之吉(四十年)は、中でも不埒極まる奴である。神饌燈明講社といふ看板を出して、愚民どもを迷はして居る。過日瓦屋町三番丁の米商中村某といふ大馬鹿者が、ペスト流行地だけに鼠が米を食うて困る、他へ転宅しやうと思ふが何うか、と尋ねに行くと、宇之吉の返答が斯うだ。「元來ペストといふ病氣は世界にない。これは警察や市役所の小官吏どもが、金儲けのために騒いで居るのぢや、山坂稲荷様のお告げを聞いて進げるから信心しなさい」。宇之吉は斯んな事を言うて、自宅に山坂稲荷を建立する費用として、中村七藏、影井新助の二人を周旋人にし、今村惣兵衛他十九人から五円づつ、小塚清藏他三十九名から一元乃至四円づつ、を寄付さして居る、憎い手段でないか。

この他鍛冶屋町森重助(四十一年)は稲荷下げで、子宮病の女が来ると処方箋を書いて与へ、医師に類似したことをする。東新瓦町石田彦四郎の長女みね(三十三年)は、稲荷下げでありながら寝小便の子供に怪しい薬を与へるし、御藏跡町の大江大治郎女房くに(四十年)は稲荷の仰せだといつて、病人からは必ず襦袢を出させて祈禱をする。同町吉田菊江(三十三年)は柗の葉を七枚煎じて飲ませる。高津町十番丁売薬商原竹治郎(四十一年)は稲荷さんの仰せだとして売薬を売るなど、不都合極まる事実が分つたので、孰れも三日以上十日以下の拘留処分

に付せられた。

説論で事済みになつたのは、左の七名。

高津三番丁岩谷鶴藏(六十六年) 西瓦屋町喜多嘉七(四十八年) 松屋町石井一藏(六十年) 大和町新井菊江(三十八年) 長堀角川政治郎(四十三年) 高津三番丁坂口ふじ(四十年) 東新瓦屋町高田虎吉(四十一年)

自宅に祭壇を設けて他人を参拝させる者は、公安風紀に害ありとして遠慮なく検挙する筈で、公然許可されて居る教会所でも不法行為があつたら解散を命ずるとのことである。天理教の勢力を以てするも、稲荷下げの御利益を以てするも、伶俐な人間は欺されぬ。大阪にも斯んな馬鹿氣たものがあるかと思ふと情ない。導る奴は勿論不埒だが、信するものは忝程大馬鹿者である。

83 ○奉納謡曲 [四季富久呂]

明治 39・10・30

③

大槻清韻社中は十一月四日午前九時より晴雨を論ぜず、生國魂神社に於て謡曲を奉納し、又記念のため其の番組を額面に仕立て、同社に奉納するとぞ。番組は左の如し。

神歌(千歳西田要次郎) 逆矛(野田萱満) 俊寛(井上富久造) 礎(池田備太郎) 恋重荷(勢山善次郎) 道成寺(長尾政吉) 正尊(松原三穂) 祝言(大槻富太郎)

84 迷信の大阪 (一)

明治 39・11・16

①①

今は十年前ともなりぬべし、夥多しくインフルエンザの流行せしことあり。御染風といひ伝へしに因んで、軒下に「久松留守」と貼札したるもの少からず。本気の沙汰とは受取り悪けれど、白日堂々、最も人目を惹き易き門戸に臆面もなく貼り出せるを見れば、まさかに一夕の戯れとしも覚江す、「鎮西八郎在宅」の門標は、天然痘の流行に際して、二十世紀と称する今日、尚帝都の中央に行はれつゝあり。是れ現代の日本国民が父老より遺伝せられたる迷信の風俗なり。音に名高き秋葉三尺坊、奥山半僧坊は言ふまでもなく天狗を祭り、狐は稲荷神社の御使として、蛇は弁財天の御使者として古来民人に崇拜せられ、肥前杵島郡には猫太明神あり、陸前宮城野には銀杏老母大神あり、近江の唐崎には唐崎老松神社あり、陸中衣川には大石神社あり、相模には大山石尊あり、常陸鹿島の要石は深く地震の頂に達すと称せられ、生殖器崇拜は至る処に行はれて双立せる山には男体女体の名を付して生殖器を祭るもの少からず。其他動植物、水火、山川、天体、死者、遺物、生殖器等の崇拜、仔細に点検して一々列挙し来らば僕を代ふるも違^{ちが}あらざるべし。これら、信ぜる者の耳には此の上なき福音と響くべけれど、常識ある者の眼には滑稽を以て迎ふるの外なし。嬉笑遊覧に「人くらひ犬も虎といふ字を手の内にて書いてみすれば、くらはぬと教へられ、後に犬を見て虎といふ字を書^かすま、手をひろげてみせける

が、何の詮もなくぼかどくふたり。悲しく思ひ、ある僧にかたりければ、推したり、其の犬は一円文盲にあつたものよといへり」とあるは、よく今日俗間に行はるゝ、此等の迷信を説明したりといふべし。

「伊勢屋稲荷に犬の糞」とは江戸時代より明治の今日にまで伝へられたる東京に於ける多きもの、諺なり。其稲荷の多きは偶以て一面に迷信の首府たるを顕したり。余、大阪に来て日あらず、未だ大阪の信仰状態を詳かにせず。只遠近に遊んで稲荷の多きを知り、就て之を究むるに果して大阪はまた、迷信に於ても東京に次ぐの都府たるを発見したり。大阪の為に憂ふべきものありとせば、迷信の盛なる、また憂ふべきものの一たるべしと。本社の唾蟬君を煩はして材料の蒐集に勉め、本日以後「迷信の大阪」を連載すること、したり。されど迷信と見るべきものを取つて一々列挙せんことは煩に堪へざれば、こゝには只其の重なる者十数箇を列ぬるに過ぎず。神と信じ、仏と崇むる人の幾干にても、これに抛て興を覚まし、信を消さんことはこの篇の記者が希望する所なり。

さあれ、迷信正信の区別は、こゝ迄、彼処よりと水際立ちて別つべうも非ず。「鯛の頭も信心から」といへば、信ある所には牛の骨、馬の糞も利益あるべく、信なき所には三十二相の御仏、神通自在の神明も何の靈驗もなかるべし。利益、靈驗は信仰の客体たる神や仏の授けたまはるにはあらで、信仰の主体たる人々各の心の中よりぞ造り出せるなれ。禁厭祈禱の類深き縁由

の存するにはあらんが、要は願者の信念を利用するにあり、与へて言へば神人合一、奪て言へば神仏の御袖に隠れて人の心を魔する手品師なり。這個しやこの消息、知るや知らずや、まことしやかに白髻を捻りて一夜夢の御告になんど、説き立つる輩こそ、愚かにも亦憐れなれ、宗教信仰の人心感化に偉大の功あるは争ふべからず、正しき宗教の上に於ける清らけき信仰は現代の日本人、殊に物質的發達に偏重せる大阪人士の欣んで求むべきものなれど、その正信迷信に明かなる限界なきを此上こよなき便よすがとして、社会普通の觀念に外れたる嘲笑噴飯に値すべき迷信を鼓吹するは、少からざる害毒を流布すべし。いで枯尾花分け入りて幽霊の正体露はし呉れん。(鐵腸)

85 迷信の大阪(二) ○徴兵除稲荷(一)

○稲荷の御履歴○賽銭の分取○摂河泉の臆病男○稲荷の裁判○鎮台稲荷

明治 39・11・17

①①

南海鉄道を箱造駅にて下り、紀州街道を南すること約六丁、「田山稲荷道」の標石より西、畦道を伝ひ海岸に向て行くこと五丁にして、細き谷川に架せる遊来橋を渡れば、イヤでも潜らざるべからざる石の大鳥居あり。是れなん世に徴兵除稲荷と崇めそやさる、田山大明神にぞある。四角四面に戸籍調をすれば畏おそくも大阪府下泉南郡下ノ莊村字箱造小字田山、正一位田山大明神とは申し奉るなれ、こゝに謹みかしこみてこの社の由来歴史を

尋ぬるに、史乘の徴すべきなく、昔の事はわかり申さず。維新後同村に豪農あり、山本こうといふ。名もなき稲荷社を奉祀して近年に及びけるが、故あり、譜代の番頭、古田太次郎を挙げて其の管轄権を譲り渡し、古田は爾後社掌として専ら大明神に使へまつる冥加に余る仕合せ者とはなりけり。かくて大明神の運氣や開きけん。太次郎が社掌となりし後幾干もなく、明治二十四、五年の比より、其の名遠近に聞江、賽を投じて祈願する者漸く繁く、毎月三、四十円の収入は欠かさずなりぬ。然るに社とはまことの名のみなる当時の社の敷地は、其の持主なる山本こう並に森井茂吉、鳴子善太郎三名の共有地なりしより、己が地所に社たてさして戴くことひたすの忝なきよ、御守さして戴くことひたすの冥加さよと、始めは只管に稲荷信仰の念の外、他意なき人々も更に進んで稲荷様の御流れ頂戴すること、有りがたき上にも有りがたしと、遂にこの頃よりは山本の代人たる古田及び森井、鳴子の三名にて賽銭の分配を為すこと、はなりたり。

これより先き、此の稲荷を称して徴兵除稲荷と呼び出せし者あり。何者の悪戯ぞや、時は恰も明治二十七八年日清戦争の真ツ唯中、今日は平壤、明日は黄海、三日にあげぬ快よき号外売のチリン／＼中搦まんぞくの身を以て国に尽すの道もやと義烈に勇む者さへある世の中に、神州男児の風上にもおけぬ臆病男も八十四洲の中にはあり。徴兵除稲荷の名をきいては空谷の聲音も只ならず、近くは大阪府管内、遠くは大和、紀伊、淡路の辺陲より遙々参社、徴兵除の祈願を籠るもの踵を絶たず、勿怪の幸とはか、

ることをや言ふならんか、大明神とも言はる、田山稲荷こそ嘸さや響縮したまはん、それともズツト碎けて油揚の御供へ多きに舌鼓など打ちたまひしならんか。

金と吐月峰はいふきとは溜まるほどきたなしとは、実に理りなれや、田山大明神振り向く者もなき時代は苦条も起らず、徴兵除稲荷の流言が、幸か不幸か、開運の導きとなりしより社掌の古田太次郎、今は一人にて利益を壟断せんと稲荷を奉じて三人共有の敷地より自有の地所に移さんとは企てたり。こゝに於て信仰の集ひなりし三人の間漸く疎に、稲荷神前に顔赤め合ふこと一再ならず。時には貪欲の虜となりて鉄拳乱下の醜態を演じ、果ては森井、鳴子の兩人より古田に対する田山大明神移転差止の訴訟となりたり。これを明治二十七年の八月とす。かくて原被両造、弁護士に囑し、幾多の金員を費消したる数月の後を以て、此の争ひは原告の申立理由なしとの判決の下に、古田の全勝に帰したり。伏見稲荷の分霊にして、祈願せんもの何事も叶はざるなしと宣はせたまふ田山正一位も、この争ひには御自身限りで裁判し兼ねしと見ゆるぞ笑止なれ。

これより古田は順風に帆を上げつゝ、其の翌年を以て敷地移転を断行し、信徒に募縁して祠宇を新築したり。今の稲荷社即ち是なり。時は尚戦争中に属す。古田が近郷近在の弱虫連を籠絡して、稲荷の靈験を説き立てることは益當時愚民の人心を迎へ、日一日稲荷大明神は繁昌の度を増し、遂には誰れ言ふとなく鎮台稲荷と言ひ囃やすに至りたり。

86 迷信の大阪 (三) ○徴兵除稲荷 (二)

▲伏見の分霊 ▲初午の賽銭二百円 ▲稲荷は聯隊区司令官

▲警察の注意 ▲盜賊の祈願

明治39・11・18 ⑨

今は其の名撰河泉に隠れなく、雪の晨、風の夜、日参り、夜参り断ゆることなき徴兵除稲荷は、かくして繁昌を招致したるなり。此の稲荷三回まで伏見の大社より御霊を分け奉つたりと稱し、名も知れぬ稲荷やそここの御狐様の御姿には、御霊が籠り居らねばご利益なし。本社は験著あまたがなる御霊の在せば靈驗著るしく、願として叶はざるはなしとの古田社掌の御託宣、感極まつて涙が飜れそうなり。稲荷の莊嚴を飾る大小数百の鳥居は社の周辺を囲み、一々寄付者の名を記せる中にも、二十一歳の男、二十二歳の男といふもの殊に目立つは、さては、国民の義務知らぬ呆痴漢多しと知られたり。如何なる日も四十人五十人の参詣者あらざるはなく、殊に二月の初午には遠きより近きより、東より西より、老幼男女群集すること陸続として幾千人の多きを知らず。此の一日一日の賽銭少くとも二百円とは驚くべく、一年の収入優に一千円を越ゆとは田山大明神の勢力亦大なる哉。

気の知れぬは此の稲荷に徴兵除の祈願を為す弱虫連、兵役免除は百人が百人の心願なれど、若し免除とならざる暁、せめては補充兵にまはされたしと、真面目返つて願へるは、稲荷を聯隊区司令官とでも思へるにや、之に反して殊勝なるは、歩兵は好

まぬ故騎兵に取つてもらひたし、陸軍よりは海軍水兵に用ひられたしなど言へる祈願なり、志は嘉すべきも、稲荷を司令官と心得るの愚に至つては則ち一なり。されど此の不心得者が広き世界に存在する間が田山稲荷の寿命なり、知らず稲荷の残命幾干ぞ。

されど古田社掌も亦日本国民なり。徴兵除稲荷の名高まるに従ひ管轄署なる尾崎分署の注意に答へて、願の容れらるゝと容れられざるとは稲荷様の神意に在り、自分は只社掌として信者の祈願を御取次ぎするに過ぎず、祈願料の如き皆願人の心に任ずのみと、かゝる薄弱なる申訳の下に此れを寛假する警官の量洪きこと海の如しとでも申すべきか。

茲に驚く可き事実あり。夜陰に乗じて、人目を忍ぶ強窃盜の輩が竊に稲荷の詣で来り、非道の祈願を為せるを聞かば、何人か驚駭せざらん。彼等は恭しく神前にぬかづき懺悔すらく、過去の身の程空恐ろしく、今といふ今、心を改めて正業に従事したし願くは只此の資本を得んため、今一度最後の大仕事をなさしめたまはれたしと。稲荷霊ありて靈なし、強窃盜の懺悔も、最後の祈願も馬耳東風なり。古田社掌は傍より之を聴き、漸く膝下に靡きて何事かを言ひ、又神前に跪いて、何事かを奏するが如し。知らず古田の伏奏其の不了見を戒むるにや将何等の神秘其の間に存するにや。(鐵腸)

87 迷信の大阪(四) ○徴兵除稲荷(三)

▲佐藤某の祈願▲検査官の好物▲現役待ちは免れん▲社掌の気焰

明治 39・11・20 (11)

名声隆々たる徴兵除稲荷の真相如何にと、一日記者が稲荷を訪ひける折、三十前後とも覚しき一人の男あり。何等の心願あるかの如く、本殿に向て祈禱を籠むること十数分、起て懷中を探り二錢銅貨一枚を投じ、鈴を振り、拍手を打ち、更に跪くこと数分時、やがて踵を回らして社掌に向ひ、「備後尾道の佐藤某なるものにて候が、我れに一人の弟あり。明年徴兵適齡に相当するも、体格肥満、無病健全、今年まで感冒一つひきしことなし、誰に見せてもテツキリ甲の合格とは申され候、天にも地にも二人の兄弟を御国の為とは言ひながら、可惜三年の兵役に徴集されては堪まり申さず、仰ぎ願くば田山正一位稲荷大明神の御威力を以て、兵役免除とならんやう御祈禱のほど願上候」と誠心誠意、仰ぎもやらず申出でたり。古田社掌やをら起て、常服を脱ぎ白衣に改め、柿色の上着、麻の袴、扮装厳めしく座に復し、咳一咳、願人の姓名を記して、恭しく神前に供し、偕神を振りて黙禱數回、高天原を讀み、正一位稲荷大明神を繰り返し、終つて願人を顧みて、昆布、干菓子、饌米及び御守を与へ徐ろに説いて曰く、願人よ御守を信仰すべし、毎月必ず代参を怠る勿れ、本職も亦必ず代拝すべし、来年の検査には尚多くの日子を隔つる故、今は何とも断言しがたし、検査日の二十日以前には必ず本人同道参拝するを忘る可からず、実は其の折の検

査官にもよることなり、今日にては検査官が如何なるものを好めるや、稲荷大明神にも鑑識しがたし、検査二十日前参拜の折、逐一神意を伝ふることあるべし、万一不幸にして全然兵役を免除すること能はずんば、必ず補充兵に編入して現役だけは免れしむべし、先其れまでは信仰が肝心なり、と彼れはここ迄語り来り、更らに身を起して戒むるが如き口物もて言へらく、一朝有事の日、補充兵はまた現役と異らざる有用の具なり、現役も道具なれば補充兵も道具なり、其の国家に忠なるに至つては一なり、只此の有用の具を現役補充と融通するが、稲荷明神の御力なりと、縷々語り終て頗る得意の面色あり。

佐藤某只管感謝の念あるが如く、御祈禱料はと問ふ、古田は嫣然密に一笑を漏らし、御祈禱料の定めなし、強ひて受けんことを欲せずと、言下に御礼とかきし一封の紙包を出す。某は平身低頭、五十錢を薦めて其の前を辞し、「うるはしき神のみさとしあるからに万の願ひ叶ひこそすれ」とある御鬮を得て欣々然として歸り去れり、世には憐れなる同胞もあるものなり。

徴兵除稲荷に就て記する所は之に止めん。読者は以上の事実を如何に読みしぞ。強窃盗の祈願を聞き、徴兵除の心願を取次ぐ等、実に是れ非道の欲を遂げんとする者、害毒は昔に個人と社会とに止まらず、之を寛宥すること多年なれば、遂には国家の消長にも関せん。無智の故を以て長く容るべきものにはあらざるべし。

(明日は榎神社)

88 迷信の大阪(五) ○榎神社

▲願事は万屋▲お客様は芸娼妓▲御神体は蛇▲御袴拝見

明治 39・11・21 ⑨

榎神社は千日前溝側を東に入る処に在り、朝な夕なに難波新地の芸娼妓を迎送し、紅團粉陣の虜となれり。此の神社の繁昌は近く十年を出でず、数年前祠宇を新築して顧客の招来に努む。如何なる言ひ習はしか、白紙に人の形を描き、其の側に願事を記したるもの数百葉、祠宇の周囲に貼付せり。願事は病氣、金儲、縁談、吉凶、何れが専門とも分らぬ万屋なり。其の最も多きは芸娼妓若くは貸座敷の女将等が商売繁昌を願ふにあるが如く。例へば『よいお客さんが絶江ぬ様に頼みます、南栄樓小紫』といふが如き者は無数なり。願事の叶ひし者は絵馬を上ぐるの習にて此を掲ぐることも亦甚だ少からず。社前に老木の榎あり。今は枯れて一抱へ以上の切株を残す榎神社の名、是より起りしならんか、此の社、鳥居その他の結構凡て稲荷式にして亦稲荷を以て世に拡まり居れり。然れども所謂御神体なるものは稲荷に非ずして、蛇なり、或は伝ふ狸と。毎月午の日、殊に入出多きは稲荷を以て顕るゝに由るか。此の日の収入五円に達し、毎日少くとも二円は下らずといふ。成る程資本入らずの割の善き商売、滅多には廃められぬ筈なり。社前に狛犬あり、之に向つても亦御供膳を為すもの絶江ず。狛犬を信仰せば客を得ること多しとの迷信に由るならんか。

神官めきたる一番人あり。記者を顧みて曰く御袴を拜んでは如

何ですと、何者を出すにやと記者喜んで之を望めば、恭しく神前に跪き、目八分に一箇の白櫃を捧げ来る。櫃を開けば美しき真綿を布き、長さ二寸五分程の蛇の殻、勿体らしく其の上に安置せられたり。這は又浦島の玉手函よりも案外なり。番人益調子に乗りて説くらく、此の社は世の伝へに従ひて稲荷となしあれども実は巳イ様なり。忘れもせず今より三年前の六月半の頃、一夜暴風雨あり。風は走馬の如く、雨は槍の如く、凄じき言はん方なし。その時巳イ様静々と椶の洞穴より出でたまひ、世界を見ぞなはして、此の衣を脱ぎたまへり、我れ恐るく見上げ奉つりに、全身白き蛇様なり。この光景を見しもの広き世に我一人の外にはなし。三年毎位には御守の人のみには概ね御姿を拝ませたまふも、其の他は常に彼の椶の洞穴奥深き処に住みたまへりと、言ひ詫て彼は戴き料(見物料)五銭を請求し、之を出すに及んで小なる紅白の菓子を与へ呉れたり。

蛇の崇拜は珍らしきことには非ず、古來往往各地に之有り。然れども開明の今日、而も大阪の中央に白日堂々として愚蒙極れる卑近なる動物崇拜行はるゝは驚く可く、こんな者のご利益あらば、そこゝの蛇塚よりは靈験の光明赫灼として輝かん。

(明日は巳イさん)

89 迷信の大阪(六) ○巳イさん

▲秘密の長持▲小蛇の一瞥▲巳イさんの仕人▲黒焼屋の忠勤者

明治 39・11・22 ⑨

南区高津町高津神社の側に、軒を並ぶる二戸の黒焼屋あり。神社仏閣の類にはあらねど、大阪市民は常に此の二軒の黒焼屋を訪ひ来りて渴仰の念を運ぶなり。そも黒焼屋には如何なる霊体の安置ましますぞ、この家に秘蔵する一箇の長持あり、堅く秘して人に示さず。さては秘密は此の長持にこそ存せんとの記者が目は違はざりけり。

此の長持の中には無数の小蛇を飼ひ置くなり。求むる者あれば何時にても之に応ずるなり。求むる者も、求めらるゝ者も蛇とは言はずして「巳イさん」と言ふなり。不治の難癩に罹るもの之を乞ひ得て屋外に放てば、病は漸く治すとは伝ふるなり。茲に於て四季黒焼屋に客足絶ゆることなく、此れが為に彼れは年々内福になり来れり。病は名医を得て治癒するを得べし、天寿は耆婆扁鵲も如何ともすべからず。小蛇を放ちて難病を治するを得ば、天下に病人もなく亦死者もなき筈なり。事理を解するもの、いかで、かゝる自明の理に迷ふべき。巳イさんなるもの、固と是れ愚民の迷信につけ込む黒焼屋の儲け仕事なることは智者を待たずして知るに難からず。

黒焼屋に「巳イさん」を求むる客あれば、長持の側面なる栓を抜き、一頭の蛇を出し、予て整へあるカン袋に入れて渡すなり、客は之を得、概ね高津神社に上り、社殿の後手若しくは舞台の

下に赴き、之を放つに先ち、汝を逃がす代りとして我が命を助けよと、人に物言ふ如くに言ひ聞かすなり。其時巴イさん、人を一瞥して、何処ともなく逃げゆくとは愚民によつて伝へられたる迷信なり。其の功験巴の日に限ると伝へられ、巴の日毎に黒焼屋の店頭市を為すも妙ならずや。

黒焼屋は何処より又何れの時に巴イさんを仕入るゝや。府下東成郡依羅村の蛇取某こそ其の間屋にて、毎年夏より秋の彼岸迄に買ひ占め、一匹二、三銭、高きも五銭を越江ず、而も売値段は二十五銭、若くは三十銭なり。蛇の食物はずして死せざるは黒焼屋の益歡迎する所にして、彼れは飼養の間一片の食物さへ与へず、売高は毎月少くも五、六十頭を出でずと。広き世にかく純益多き商は多く其の類を見ざるべし。又伝ふ、黒焼屋は客の高津神社付近にて放てる巴イさんを直に捕へて元の長持に収容するとも言ふ。是れ真実なるが如し。されば結局一匹の蛇は黒焼屋の為に永く其の身を犠牲とする忠勤者たるなり、蛇こそ善い迷惑なり。巴イさんと尊称せらるゝ位にては割のあつたものには非ず。

かゝる迷信は攻撃にも値せず、只姑く迷信者の言に従つて、其の験ありとするも、説の如く、放てるものを後廻りして捕へたらんには、差引何者もなく、巴イさんも放ちたる人を敢て徳とはせざるべし。迷信者の一考を煩はさんと欲す。

(明日は白玉神社)

90 迷信の大阪(七) ○白玉神社

▲一日の参詣六百人▲一箇月の収入六百元▲稲荷の前身

明治 39・11・23 ⑨

大阪市中の稲荷にて最も繁盛なるは白玉稲荷なり。中之島豊國神社の一隅に位し、賽客の多き、遠く本社豊國神社の及ばざるもの數十人、一日の詣者概ね五、六百人、降雨の日にても尚三百人を下らず。朝は鶏鳴未だ暁を告げざる頃より、夜は二更三更の遅きまで足跡を絶たず。毎月一月十五日及び午の日の如きは絡驛街衢の観あり。十五日には御洗湯の挙式あり。御洗湯は一々釜を以て供へ、毎回百三十より百四十に及び、一釜三十銭の冥加料なりと。此の他燈明料、線香料、御膳料、御払料及び賽銭等を加へて一箇月の収入優に六百元を超過すとは其の吸収力の大きなる驚く可し。信徒中に結講あり、献湯講といふ。会員七百人、一箇月掛金十二銭を醸金して、毎年四月の初午を期し、抽籤を以て十人若くは二十人を拵び、伏見稲荷に参詣するなりと。

伝へ言ふ、維新前此の処に某の邸あり。邸内一稲荷を祠る。明治の初年に至り、此邸を取除くに際し、一僕請ひ得て之を自家に祠る。然るに其後凶事継続するに怖れ、是れ靈験著るしき稲荷の祟りとなし、更に此れを元の地に移し別に小祠を立てたり。是れ白玉稲荷の前身なりとぞ。明治十年頃より漸く参詣の人を生じ、三十年頃に至つては益盛に、遂に三十五年に至り、信徒

の寄付によりて現在の社祠を再築したり。此の稲荷開運に最も
 験あるも、願事として叶はざるはなしと伝へらる。験あるか、
 験なきか、験ありと信じて満腔の熱誠を注げば、病氣も一時軽
 快すべく、運氣も一時開くべく、畢竟心の置き処一つならん。
 必ずしも其の白玉稲荷と、犬の糞とを問ふの要なきに似たり。
 然れどもこれを白玉稲荷の靈験に帰し、絵馬を奉納し、鳥居を
 寄付し、無二の信者となりて金銭を投ずる輩は、まこと目出度
 からずや。星移り世は変りても、盲目千人に目明一人の譬には
 漏れぬものなり。

91 迷信の大阪 (九) ○瓢箪山稲荷 (一)

○命の洗濯○旅店の淫風○国道の通行人は狐なり

明治 39・11・25

⑨

瓢箪山稲荷の名は、「河内瓢箪山稲荷の辻占運氣縁談待人恋の
 辻占」といふ読み売りの声と共に大阪市中は勿論、四国、中国、
 九州の未までも広まれば、府下中河内郡枚岡村に在りて、玉造
 二軒茶屋より出づる馬車の便を借りて豊浦に赴けば、是れより
 東約一里なり。汽車にてゆかば関西線八尾駅にて下車し、これ
 より四十五町を歩むべし。稲荷に末社なき代りには、旅舎六、七
 飲食店四、五其のゆく手に列せり。稲荷は瓢箪形の山を背にし
 て其の凹みたる処に西に向て位せり。春夏秋冬、詣者絶ゆるこ
 となきも、殊に春より夏にかけての夜は、若き男女、幾組とも
 なく群を為し、淫靡の風俗を流すこと古より今に及んで変らず。

何等かの願事ありて稲荷に詣づるものは参詣者の十中の一とい
 ふべく、他は鬼の目を離れて命の洗濯をする男女職工の輩を多
 しとす。されば大阪より三里の道中こそ彼等が樂園にして、喃
 喃蝶々、腕を組んで蜜の如き親しみを交はずあり、うらみつら
 みの存分を述べ立つるあり、稲荷の辻占が媒して墮落の門出に
 旅立つあり、酒気粉々として對手さらはず喧嘩の花を咲かすあ
 り、殊に午の日の如きに至つては、喧囂雑糅、殺風景も極
 まれり。

瓢箪山稲荷は宛かも東京付近に於ける羽根田の穴守稲荷と同じ
 く、付近の旅舎、飲食店の如き、皆白面の妖婦をか、へ、参詣
 者の袖を曳かぬばかりなり。されば慎み少きうかれ男は、一回
 の食事中に心蕩けて、稲荷の祈願に背けるよしなき罪を造り、
 財布の底を払つて、青息吹いて悄悄帰るもの比々皆然りとす。

扱この稲荷に詣で、運氣、縁談、待人、病氣等の判断を乞はんと
 するものは、先づ社殿の前に備付けたる一尺有余の六角形の
 箱の中より御圖を振出すなり。御圖には一番、二番、三番あり。
 次に御圖を得たるものは其の番号を記憶して、鳥居の立ち居る
 国道の堤下に潜伏し通行人の来るを待つなり。而して一番の圖
 を振出せる者は其の国道を一番に通行する人を認めて其人の男
 女、年齢、風姿、携帯物及び其の談話或は独語を逐一見聞する
 なり。二番の圖ならば二番目の通行人、三番の圖ならば三番目
 の通行人に就てすること亦又此の如し。それより直に社務所に
 赴き、神主然たる白髪の老人に就て、見聞のまゝを逐一打語り、

運氣、縁談、待人、失せ物、病氣、移転等一切の人事に就き吉凶善悪の判断を乞はゞ、老人は黙座黙考暫時にして、徐るに口を開き、通行人の風姿言語と請ふ者の申条とを比較して巧に判断を為すなり。伝へ言ふ国道の通行者は即ち稲荷明神の狐が姿を窺うかがして人にその為すべき所を指示するなりと。

92 迷信の大阪 (十) ○瓢箪山稲荷 (二)

○判断は半ば自ら為すなり○一人娘に婿三人○稲荷の判断は大道易者に及ばず○巡査の判断

明治 39・11・26 ⑨

瓢箪山稲荷に詣で、人事吉凶の判断を乞ふもの常に絶江たつえず。祠官が勿体らしき素振と、重々しき口吻とは願人が予期の意向に投じ、半ば願人自ら判断を下して、以て稲荷明神の御指示と為すなり。信ある処に靈驗あり、絵探しの凶説よこしまきの如き此の判断を信用して、吉事を得たるもの少からざる敢て恠あやしむに足らず。茲に記者が目視せし判断の一例を挙げんに、市内某地に住する魚商某の娘あり、婿取りに際して三人の候補者出づ、二十一歳と二十五歳と三十歳となり。何れも父母の目がねに叶ひたる者にして娘もまた何れ悪にくくからず思へり。かくて甲乙を判ぜん為、娘は一夜瓢箪山に詣で、判断を乞ふこととなりたり。かたの如く先づ御鬮を取るに二番出でたり、国道に潜みて道行く人待つほどに、一人の通行人去りて後、やがて二番目に顕れ来りしは、鳥居の前を南より北にゆく二人の農夫なり。

一人は箕と棒とを肩にし、一人は何物をも携へず。時は恰も十月の末つ方、農夫等月明りに田面を眺めつ、よく出来たる稲き了り急ぎ社に帰り、祠官に告げて判断を乞ふ。祠官古書三、四を積める机の前に端坐し、瞑想黙慮すること十数分、やうやく口を開きて曰く、判断を乞はる、筋は三人の中、何れにても申分なし。其の故如何となれば、田面に稲の実るは豊年なり、此の稲を刈るには農夫の携へたる箕と棒と何れも要用の具なり、加かののみならずす之農夫が田面の稲を賞讀して行き過ぎたることは目出度き上にも目出度ければなりと。娘は大に喜び見料十錢を包みて匆々さうさうにして去りたり。成る程一応の判断なり。乍さ去りか、る判断ならば態々三里の遠きに赴き、馬の骨か、狐の皮かを弁ぜざる稲荷様に跪き、氷らんとする寒風に晒らされて国道の堤下に忍しのばずとも、何人も為すに難からざるべし。通行人に姿を變へたまひし御狐様など、称して判断の材料をこ、に得んとするは、狡猾なる祠官の量見なり。技量競べを為さば人の顔、物の言ひ節を見て取りて吉凶を判ずる大道易者の方が遙か上手ならずや。

記者の知れる某巡査あり。非役の日、平服を着けて瓢箪山に遊び戯れに三番の御鬮を引き、石燈籠の側に潜みて通行人の来るを待てば、ほどなく一人去り二人去り、三番目に道行き過ぎしは紫包をか、へ洋服着けたる一人の若者なり。巡査微笑みつ、祠官を叩きて職業に就ての判断を乞ふ。祠官暫らく巡査の顔を

眺め廻しつ、言へらく、君は何にか、はらず洋服着く可き職業を扱ふべし、然らば必ず出世せん、小使にても何にても可なり、一つやつて見るべしと。巡查怒て詰らんとせしが、暫らく忍んで我れは現在洋服着くる職業を為すものなりと語れば、祠官目をしばたゝきて、然らば君は其の職務を大切に勤むべし、遠からず必ず運氣開くべしと真面目腐つて説きけるとぞ。滑稽の沙汰ならずや。

93 迷信の大阪 (十一) ○瓢箪山稲荷 (三)

○北野の瓢箪山は如何○三番の御鬮は跛の美人○神主が無類の明判断○稲荷はマンマと記者に誑さる○春の日永の御慰み

明治 39・11・27 ⑨

市内北野小松原町に瓢箪山稲荷の分身あることは、読者の予て知りたまふところならん。記者は好奇心に駆らるるにはあらねど、都大路の瓢箪山の判断には、また文明的の御告げもあるべし。いでや稲荷の明判断を乞ひ得て、読者と共にご利益を分たんと、去ぬる日曜の朝、北野指して赴きけるに、稲荷の扉は常に異ならず開かれ、燈明の光、線香の薫り、相変らず盛なれど、判断は日曜祭日は休みなりと断らる。さてはいよく、文明的なり、判断も必ず然あるべしと益判断を乞ふ気になり、次の朝、姿を窺つて来意を通ずれば、祠官にやあらん。黒木綿三ツ紋の衣服折目正しく、鼻下に疎髻を蓄へ、痘痕点々たる

四十五、六の勿体らしき男、いと横柄に神前の御鬮を取りて、道ゆく人を見て来よと命ず。教へられたるまゝ、神前に備へ付けられたる丈五、六寸なる真鍮六角形の箱より恭々しく御鬮を振り出せば、三番の鬮こそ出でたり。こゝは淋しき国道もなく、潜むべき堤もなし。赤裸々として門前に出で、其の前を通過する人を待ほどに、一番二番の人は過たり。さて次に來ん人こそ我運命を定むべき人なり。男か女か、貴人が賤婦か。

やがて、南より北に向て進み來るは、年のころ二十一、三、二〇三高地も後へに瞠若たらんとするハイカラ束髪美人なり。紫の肩かけを纏ひ、白の風呂敷包を手にし、一步は高く一步は低く、蹣跚として歩むは、あられもなき美人の醉態か、片唾を呑み、瞳を凝らせば、何んぞ計らん世にも憐れの跛美人ならんとは、興も醒め果、匆々にして門内に駆け入り、祠官にかくと告げ、扱判断を乞ふ一条は、余の義に非ず。我が近親なる財産家の某材木商に、蝶よ花よと音みし一人娘の、今年二十三になるがあり、箱入娘に虫つき易く、いつしか岡山生れの木挽と馴れ初め、廿日程前何れにか出奔したるまゝ、今に何等の音信あらず、保護願も搜索願も何の功もなし。仰ぎ願くは稲荷のご判断を乞はんとすと、述べて祠官が答如何にと待ち居たり。祠官しばし目を閉ぢ、手を拱ぬき、仰仰しき冥想の態度を示したる末、行方不明にして音信なきは当然なり。何者か此の娘を蔽ひ包みて居るなり。今門前を通行せし女の肩掛を以て身を蔽ひ、風呂敷を以て物を包みしは、稲荷様が此の娘の身の上を判断したま

ひし験しるしなりと知るべし、搜索願や保護願の表面の手続は功なかるべく、心を砕き、手に手を尽くし、東を捜してわからねば、西を求むべし、但し淵川に身を沈むるやうな娘にてはなく、命には別条なければ安心して可なるべし、此の月の末に明かならざれば五、六箇月はわからざるべしと、得意になつて語り了ぬ。這は固り記者が車上にて思ひつきたる仮定の判断事なり。稲荷明神には聊かお気の毒なれども天下万人の為にはかへられず、人の迷いびを警いましめんとする作言なれば、天も地も咎めはしたまはざるべし。稲荷明神よ、許し給へ々々。

瓢箪山稲荷の終に臨んでこゝに一言したきは、人事の吉凶に判断を下すと称する稲荷が、かくも見易き判断事の真偽さへ弁別し能はざるは笑止の沙汰にて、人を魅する狐は却て記者の為に魅せられたるぞ面白しといふべし。読者よ春の日永の徒然に、瓢箪山稲荷の判断を乞はゞ亦目先の変りし一場の戯れとはなるべし。ゆめ本気の沙汰にてかゝる愚人の囁たわごと言に耳かすなかれ。

拜啓、陳は貴紙連載「迷信の大阪」に就て申上候。自分は目下在郷の軍曹に候が最初家事の都合且迷信の余りさる人の話に依り、丹波国の去る稲荷に願掛したれば兵役が免れると申し、自分も参りて信仰仕候処、豈計らんや甲の合格にて現役に召集相成候。自分も其時、兵役は日本帝国の臣民として国家に尽すべき義務にして稲荷様とてかゝる事が出来様道理なく、誠にこんな事に迷信するものは、馬鹿の頂上にて自分も其馬鹿の一人なりと思ひたり。其後現役に入宮以来心を改め

勉強せし結果、三年間に短期下士に選拔せられ、此の度の戦役に軍曹に昇進仕候次第にて、世に貴紙連載の通の馬鹿者多らんと存じ、悔悟の為一寸一筆致候。(大阪川口町軍曹〇〇生)

94 迷信の大阪(十二) ○地車稲荷

▲陽気な稲荷 ▲夜半に聞ゆる稲荷の囃子 ▲御礼参の地車 ▲高帽子の千年

明治 39・11・28 ⑨

人に陽気の人、陰気の人ある如く、稲荷にも亦陰気好きの稲荷もあれば陽気好きの稲荷もあり。北区は堀川、堀川監獄の側、古き榎の大樹をかゝこみ、朽ちなんとする祠の軒の支ふる一社は、市内市外に隠れなき陽気好きの地車稲荷なり。本名は榎神社なれども、人は榎神社の名を言ふものなく、一般に地車稲荷々々々々とは呼びなせり。昔、堀川監獄の敷地に有名なる金魚屋あり。其の辺りに小さき稲荷の祠ありけるが、他に仕へるものなければ、御守の役は自然に金魚屋の司どる処となり、遂に社を再築し、その後幾星霜、更に榎の古木の側らに移築したり、今の社は三十年以前の新築にかゝるものなりとぞ。

読者の中聞きたまひし人もやあらん。四隣あたり寂として声なき冬の夜などに、何処ともなく伝はる、チキチンコン／＼といふ地車の囃子の音を。夜半に此の音をきく時、何となく物淋しく、心弱き婦人小児の輩は淋しさに堪へず、夜具引被りて耳の穴をふさぐなどの話は、吾人が屢しばしば次聞くところなり。人にきくに、這

は地車稲荷が其の好みに任せて深更人静まるを待ちて囃子をなせるなりと。これらより言ひ伝へしにや、榎神社を地車稲荷と呼び、地車は無類の好物なりとて古来願事の礼参りには必ず地車を上るの例となれり。靈驗著るしとて日々参詣の人絶江す、病気の平癒を祈る者あり、商売繁昌を願ふ者あり、旅行無事を冀ふあり、安産、厄除、延命、金儲、祈願は様々にして、御利益は何れにも普しといふ。神前数十箇の地車堆く積まれ、後の納屋にも幾百千となく束ねられてあるは、きくかきかぬか、ともかくにも靈驗ありと信じて御礼参りに供じられたるものとは知られたり。何れも五、六寸位の玩弄品の地車にして、裏門筋に専門に之を商ふ家二軒までもあるを見れば相応に繁昌するを推するに難からず。

今の番人は山本某といふ四十五、六の男、参詣者の請に応じて御祈禱はするも、禁厭、稲荷下げなど風教を害するものは為さずなどいふ。世の中には通ぜぬ氣焰を吐くもすさまじ、記者が探見の時、恰も高帽子冠れる三十余の血氣の青年詣で来り香を焚き蠟を点じ、夢中になりて高らかに南無妙法蓮華経を朗唱し、妻いねの脚氣全快致しますやう、御礼には地車幾つ差上げますと他人の見る目も恥ず、頭を地につけて祈願を籠めけり。殊勝の心懸と言ひたけれど、今の世の中、大阪ともいはる、都の真中にかゝる善岸あらんとはなきけなし。高帽子の手前面目なからずや。

95 迷信の大阪 (十三) ○淡島神社 (一)

▲日本医師の祖神▲神主の饒舌▲祈願の心得▲医者や薬はどうでもよし

明治 39・11・30 ⑪

北区堀川戎神社の境内に淡島神社といふが鎮座まします。参拝祈願の心得書といふ者一枚刷となりて、信ずると信ぜざるとを問はず、詣づるもの、乞ひに任せて何人にも配付せり。其中、本社淡島神の功力を説いて、

当社あはしまの大神は日本医師の祖神にて、特に神代に国土を経営なしたまひ、人民のため、あしき災害を避け、人心方(こころかた)向(むか)ひの定めかぬるを冥助(たすけ)なし給ひ、又弱き者を救ひ、婦女子(おんなこども)をあはれみ給ふ御神にて、諸の病になやむ者は、男女ともに其の病の治する方をさづけたまひし故に、当今(いま)に至りても医薬のおよばざる所を助け給ふ御神なり。

と例々しく書き立て、尚神主付言して曰く、東区道修町に神農社といふがあり、これは有名な薬の神にて、年に一度の祭礼には張子の虎を笹につけて参詣人に与ふるを例とす。此の神農様の上位に位したまふ神が淡島様にして、即ち医薬以上の効験(きこう)を与ふる神様なる故、万民病に犯され医薬にて平癒せざるときは、此の淡島様の御力に頼るより外なし。信仰力強ければ男女一切の病気を治したまふこと妙なり。願人によりては断物などするものあり、そは固り悪しきにはあらぬも、淡島様は御慈悲深ければ、難きを人に強ひたまふ神にはあらず。されば敢て断

物などいらぬことなり。それよりは只々御信心こそ肝要なり。但し一度物断ちしたれば、其の願事の期限内は堅く守つて誓を全くすべし。断つて見たり、破つて見たりすること、神様を蔑にする業にて神罰の程も恐ろしければなり。よくも祈願の心得を服膺してゆめ誤るなかれと、一文不知の尼入道に物言ふごとく、記者に向つて例の印刷書の「祈願申す心得」といふ条を読みかせり。記者は思はず神主の熱心に感じ入り、随喜ならぬ慨嘆の涙にかきくれんばかりなりし。

祈願申す心得

祈る事あれば社へさんけいして祈願すべし。病氣にて参りがたくば代参にててもよし、又はなれたる土地或は遠国なれば、其の所より当社の方へむかひて拝みいのるもくるしからず。

御祭日又祈願中魚肉を食してもくるしからず。

又定りたるたち物は一切無き事。

病氣をいのる内、医師にかゝり薬を用ふるもさはりなし。

月水つきみづのめぐるおりふし及産後日数たゞずとも祈願いたし、参詣まきよいたすもくるしからず。

但し当社より授くる不浄除の御守有、これを所持いたせば

身にけがれ有ともはばかりなし。

病氣をいのる内、医師にかゝり薬を用ふるもさはりなしなどは大分に厳し。成るほど日本医師の祖神と称する淡島大神なれば、其の子分たり門人たる医師の治療を見ること此の如きは怪しむにも足らざるべからんも、此の文面にては医師にかゝり、薬を

用ふるも敢て妨げとはならずといふに止り、成る可くならば医薬に頼らぬを善とする意味をも含まれたるは、常識にては考へ及ばぬ沙汰なり。医師にもかゝり、薬をも用ひて、而して後、祈願をなすべしといふならばまだしも吾人の耳には入り易けれど、かく露骨に淡島様の御威光を振り廻されては、心あるものは黙しては居られぬこと、なるべし。若し表面より論陣を張てかゝらばかゝる心得書は、社会の秩序を乱すものともいはるべし。

96 迷信の大阪(十四) ○淡島神社(二)

▲神拝の唱文▲商売上手の神様▲淡島様は女の神▲迷惑は表面の口実

明治39・12・2

⑪

扱淡島様に参拝して御祈願を凝らすには、「あはしまの。あまつおほがみ。かんながらいづのみたまを。さきはへたまへ。」と繰り返しく、唱ふるにて、御礼参りに就ても亦心得をかきつけたり。祈願済の御礼としては何を献あぐるといふ定めはなし。鏡、櫛こし、筭そろばんの類を献あぐるは其の身にかへて御神に近づき御礼を申すころ、又紙籬しぢいをさゝげ、御神湯を上るは其の身の禍をはらふ心なり。されど御礼として一時に物品を献あせずとも三箇月又は三箇年、或は年月を定めず、後ちりくりに参詣して御膳にてもそなへ、神恩を長く謝すれば、神も喜んで御守したまふとぞ。毎月三日の日を祭日とし、参詣者陸続絶江ず、殊に五月十三日の大祭には信者不信者群集せり。

此の神様、なかくに商売氣に富ませられ料物の定め嚴重なり。先づ御神饌に式御膳、中御膳、小御膳などの區別あり。料金も亦十錢、五錢、二錢と別たる。御守にも御神影、御守札、御小守、不淨除御守の四種類ありて、これ亦十錢、五錢、三錢と差別をつけ、御祈禱は一日の祈金二十五錢、三日の祈金五十錢、七日の祈金一円にして、此の外三週間の祈、三十日の祈、三箇月の祈などあり。料物の多少に依じて御利益に甲乙ありとは扱もさもしき神様ならずや。いつの頃より言ひ伝へけん、淡島様は女の神なりといふこと、人口に膾炙し、随つて産前産後、子宮病その他一切の婦人病に靈驗ありと付会せられ、淡島様の方にても此の流説を勿怪の幸ひとして不淨除の御守を出すこと、はなれり。神主は、淡島神社は諸病平癒の日本医道の祖神なり、女の神など言ひはやさるゝこと迷惑至極なりなどいへども、其の實それが為に婦人の参詣人多く、社の周圍に束ねられたる婦人の髪の毛、櫛、笄など、共に懷ろに落ち来る黄白には人知れず悦に入り居れり。料金払つて祈願を籠むる信者には、万に一つ、翻れ御利益位はあるやも知れねど、料金取つて空祈禱する神主の輩は永劫末代浮心瀨あるべからず。

97 迷信の大阪 (十五) ○土堤下の齒神

▲溝中の狐▲稲荷の出世▲内職が本職▲焼餅屋の米櫃

明治 39・12・3 ⑨

東区京橋一丁目偕行社の裏手に当り、齒守大明神と呼ぶ一体の稲荷あり。俗に齒神様と称し、齒痛及び口中一切の病に効ありと、松井源水的の評判頗る高し。今此の稲荷の米歴を尋ぬるに、同所に偕行社の傍を流れ出で、淀川に灌ぐ幅三尺余の大溝あることは、読者の知りたまふところなるべし。いつのころよりか言ひ伝へけん、此の溝の中に住する狐が齒を治すこと妙なりとて愚民の口より口に伝へられ、風説漸く喧しくなりて、遂に明治の初年、信者打集りて溝中に一字の稲荷社を立てしが、越江て七年、何人の悪戯にや放火の為にこの社は一夜の煙と化し去りぬ。当時其の傍に在りし焼餅屋の女主人を夕波すゑといひしが、稲荷の類焼後、再築の企てを為すものなきを慨き、主なき稲荷の誰れに計ることもなく、自ら請うて其の庭内に迎へ、かたばかりの祠宇を設けしが、その後漸く繁昌して、今は例々しく街路に向けて高さ六尺余もあらん社を建て、紫縮緬の幕など張り廻し、奉納の提燈、手拭等幾十となく吊り下げ、今は一廉の社となりて、道ゆく人の目を惹くに至れり。

齒神はかくして、どぶ泥臭き溝の中より掘り出され、焼餅屋の庭先に出世する身分となりしが、生れ古郷のどぶ泥の香や忘れかねけん。稲荷の靈は今尚溝の中に在すと伝へられ、溝の端には二尺有余の石造の線香立て巖然として据ゑられ、五、六箇の

小華表さへ立ち並び居れり、更に其の傍に一尺四方位の箱あり。幾百膳となき新しき杉箸を入れたるは御礼参の供へ物とは知られたり。齒神の繁昌は非常にして、大阪市中の齒医者とは連合して抗議を申込むの価値はあるべく、三日五日若くは一週間の祈願を籠むるもの引きも切らず、願者は溝に向つて先づ祈願し、後其の前に供へある杉箸一組を取り、更に焼餅屋の本社に詣で、御供水を杉箸に注ぎ、これを痛みの箇所に点するなり。祈願の期日中は此の箸を持歸りてこれにて食事を為すべく、全快の上は更に杉箸十膳若しくは二十膳を携へて御礼参をば為すなり。

齒神の収入は一切焼餅屋の収むるところにして、蠟燭代、線香代、洗米代等甚だ少からず。稲荷日々の参詣祈願者は冬の夜の焼餅屋の御客様より遙に多く、白髪の老婆は年に似気なき焼餅には一切関係せず、専ら稲荷様に御奉公するより御蔭で嫁が助かるとの話なり。同家は大師参りの通路に当ることとて、毎月二十一日を以て、其の余沢を蒙ること最も多く、固り中等以上の人々の参詣する筈なれば、齒神稲荷の飄れば、焼餅の店に及び、御蔭で焼餅までが売ゆきよしとて、老婆はホク／＼喜び居れり。蓋し溝の中より引上げたる名もなき稲荷が、こゝ迄出世して焼餅屋が米櫃とならんとは、彼れも予期せざりしところなるべく、よい加減に切り上げて、この上愚人の惑を増さしめざらんことが、身の為、稲荷の為ならんと、記者は真面目で忠告し置くなり。

98 迷信の大阪 (十六) ○松の木大明神と戸隠大明神

▲憐れるるヒヨロ／＼松▲風俗壊乱の貼紙▲氏や素性は不関焉▲十把一束の大明神▲御礼参の梨

明治 39・12・4 ⑨

平野町の御霊神社には数多の末社あり。其の中一社独立の祠宇を有し、本社より特別の取扱を受くるは松の木大明神なり。松の木と謳はれては逃げても失せべき一本のヒヨロ／＼松を社の真向に抱へ、玩弄物のやうな小華表をいくつとなく重ねる結構、余り御利益ありとも覚江ず、されど諸病平癒に効験ありと伝へられ、日参り夜参り甚だ多く、蠟燭の明かし、線香の煙、一六時中絶江ず御水、御膳など供へて稲荷の御機嫌を伺ふものも少からず、宮の後面に廻り見るに幾百となき紙片貼付けられ、何れも人の形を描きて其の上に勝手気侷なる文句をかき陳ねたり。一々験し来らば存外面白き文句もあるべく、「十二歳の女、耳だれて困ります故一週間に御治し下され」、「七歳の男、モリなれば、至急に御治し下され」、「辰の年の女、子宮病に苦む故、十日間に全快を御願ひ申します」、等は普通なれど、婦人の裸体を描き、「二十六歳の女、毛の生江る様に御願申します」の如き、小児の放尿を描き、「十三の男の子寝小便にて困ります故、十日間に御治し下され」の如きは、風俗を壊乱するものといふべし。

松の木大明神は稲荷に非ず。実は近江国唐崎神社の分霊なり。然るを十数年前より一般に稲荷と見做され居れりとは神主の説

明なり。苟くも奉祀せる神仏の素性を誤り伝へられながら黙して止むべき筈にてはなけれども、金にさへなれば氏や素性はどうでもよしといふ、案外砕けた神主連の御安心に、今は純然たる稲荷となり済ましたり。信心したとて病の薬にもならざる代りに、敢て毒にもならざるべし。

同じ御霊社の末社ながら、松の木大明神ほどの特待を受けず、十把一束に本社你真裏手に祭り込まれ居る中、最も愚民との因縁浅からざるは戸隠大明神なり。歯病一切を治すと伝へられ、三箇年間、梨断ちの誓を立て、願を籠むれば、必ず験あるも願者は何人にも秘密にせざるべからずなど、有り触れたる効能は迷信者の間に喧伝せらる。御礼参りには願者の年の数だけの梨を供ふと定めらるゝに拘らず、如何なる礼参者も僅かに二、三箇を供ふるに過ぎざるは能く貧乏鬮を引きたる神様なり。本体は、手力男命(たぢからのおとこ)といふも、實際立派なる素性来歴なしとは神主が密かに白状する所なり。力瘤入れて理非を説かずとも人智の開けゆくに従つて、松の木大明神と共に漸く衰滅に歸するなるべし。

99 迷信の大阪 (十九) ▲天王寺境内の迷信

▲二才堂 ▲賓頭盧尊者 ▲牛の宮 ▲青面金剛童子 ▲九頭龍
権現 ▲亀井水 ▲閻魔王

明治 39・12・8

⑨

天王寺境内を一週するに、古びたる辻堂めけるもの、此処彼処に散在せり。こは後年それくゝの因縁よりこの境内に置かれた

るものにして、始めは必ずしも迷信の性質を帯びたるものには非ざりしも、何等かの力を以て、まゝならぬ浮世の境遇を解決せんとする人間の弱点は、いつとはなしに未だ専門の看板なき神仏をみつめて、己が利益に解釈し来りしものならん。今その主なる三、四を挙げんに。

○二才堂 は猫の門の北手にあり。聖徳太子二歳の像を祀れるなり。生育不完全の小児を連れ来りて、その着衣を脱がしめ、改めて堂守に着かへさせてもらふ時は、見違ふばかりに壮健になるといふ。着換料に定めはなきも、何人も二、三銭を投ずるが如し。同じ境内六字堂の側に。

○頭痛癒し の賓頭盧尊者(びんずるそんじや)といふがあり。赤銅にて造りし小像にして、頭痛の人、尊像の頭を撫で、その手を以て己が頭を撫づれば頭痛立地に治すと。守番あらざれば金置く人もなし。現金なものなり。太子堂の北手に来れば。

○牛の宮 あり。こは旅立つ人の道中無事にして、いかなる山路にかゝるとも足を痛めずとは伝ふ。旅行者善なく帰れば、土細工の牛、或は牛の絵馬を上ぐるなり。臥牛の銅像を本尊となす故、かくは名くるならん。

○青面金剛童子 は南大門の南手なる庚申堂の境内にあり。疱瘡除けになると名高し。種痘といふこと行はれてより漸く衰微せるは道理なり。同じ庚申堂の境内に。

○九頭龍権現 あり。微毒を治し、又小児の瘡毒にも効験ありとか。されば遊治郎、淫女の類、杖を曳くもの今尙少からず、

困つた権現様なり。野より七色の草を積み、之を供ふること行はれしが、今は廢れたり。牛の絵馬、土細工の牛など常に數箇あり。

○亀井水 這は神仏にはあらぬもまた一箇の迷信なり。こ、を聖徳太子回向の間と言ひ、春秋の彼岸、各宗の人集まり来りて、祖先の法名を書せる経木を流すこと昔も今も変らず。見江透く井戸の底に石の亀ありて、其の口より四時水を噴けり。この噴水は五重塔の下より流れ来るなり。噴水を戴き歸りて之を呑めば、安産、乳離れ間違なしと伝ふ。番人居らざれば、料錢を要せずして、水は酌むに任せたり。

○閻魔大王 こは程遠からぬ合邦が辻にあり。威容嚴然たる閻魔の石像なり。頭を病む人、白紙を折りて、閻魔の頭に鉢巻して歸れば、即ち治すといふ。礼参りには絵馬若しくは菫蕪を上ぐるなり。閻魔と菫蕪、対照甚だ面白し。

▲誕生石と神馬

天王寺を去つて住吉神社に至れば、こ、にも迷信の數々あり。一々は煩はしければ、その一、二を挙げん。

○誕生石 といふもの、御崎の井戸の側に横はれり。石は丈二尺、幅一尺位にして周圍に石柵あり。柵の中には無數の小石美しきまでに積まれたり。この柵の側なる小石を三つ拾うて、そのま、妊娠の婦人の寢床の下に置けば、決して難産の恐れなしと。御礼参りとしては美しき小石三つを柵の中に御返しするなりとは廉価の御礼といふべし。妊婦は勿論、住吉神社に詣でんものは、殆ど十人が十人詣つるを常とす。同じ境内拜殿左横手に。

○神馬 一頭あり。何処にもある習の白馬なり。此馬の喰ふ大豆を三粒持歸りて食するときは、齒切りが止まると言ひ伝へ、熊態馬くまぎまの食料の分配を乞ふ人間様も少からず。こ、より左馬守といふ御守を出す。値二錢なり。齒切り治しの御守なり。かやうな迷信は古来少からず。いつの代とならば、かゝる愚蒙を啓くを得べきか。

100 迷信の大阪 (二十) ○博勞。鯨。最上位。三稻荷

▲神主一流の口吻 ▲稻荷の本体は放尿の切株 ▲一日の賽錢二百円 ▲鯨を好むは御里の習慣 ▲誇大妄想の稻荷明神

明治 39・12・9 ①

稻荷の迷信は回を重ねて數々紹介し来りしが、市内市外、此処の大道、彼処の小路に散在せる稻荷を一々列挙せんことは煩に堪へず。且は信者の祈願も、稻荷の御託宣も千篇一律、これとて珍らしき節もあらねば、ここに市内にて繁昌する博勞稻荷、鯨稻荷、並に最上位稻荷の三体を挙げて稻荷の結となさんとす。

○博勞稻荷 は東区博勞町五丁目難波神社の境内に在り。今は本社の名、世人に知られずして、却て博勞稻荷を以て顕れ居れり。難波神社は素盞鳴尊、仁徳天皇の二体を奉祀し、朱雀天皇天慶四年九月二十日を以て、河内より此の地に遷る。此の時代既に博勞稻荷其一隅に在りたりといふ。神主得意然と例の勿体らしき口吻にて語るらく、往昔或夜、白髪のお翁出で、難波神社に詣づる人に向ひ、声朗かに我れは稻荷なり、我れを祀れ

ば病氣立地に平癒し、福德漸く円満すると言ふ。詣者再び見返せば影も形もなし、これより信者相集りて祠を立て、明治の御代となりてより、誰言ふとなく町名を取りて博労稲荷とは呼びなしたりと。何んぞ計らん、博労稲荷の起りたるは他にモソツト人間に近き事情の存するあらんとは。そは元此社の境内に楠の大木ありたるが、いつとなく枯れたるより之を切り倒して、只切株のみを残し置けり。然るに小兒子守の輩こゝに群り集ひて放尿し、切株は糞溜と變するの醜体を露はしければ、神主の奇智にて、一夜その切株に注連繩を張り廻したり。これよりまた放尿するものもなく、果ては切株に向つて賽銭を投じ、拍手して拝礼するものを生じたるより、難波神社にては遂に一体の稲荷を奉祀するに至りたるものなり。稲荷の奇跡なんといふもの、大方此類なり。迷うて見れば犬の糞も宝珠と見るべく、信じて聞けば睡氣醒しの囁語も、尊き縁起とは聞かる、なれ。

その稲荷、去る二十一年類焼の災に遇ひ、二十九年今の祠を立てたれば相応に美しく、毎月十三日、十九日を以て縁日とし、神楽などあり。参詣者日夜絶江ず、月収七、八十円はあるらし。一年中にて最も賑ふは節分にして、此日は市内の老若男女争うて豆撒きに会し、一日の賽銭百五十円より二百円に達し豆を要すること一石五斗に上るといふ。

○鯨の稲荷 北区曾根崎上三丁目にあり。本名は玉津大明神といふも、鯨の稲荷の名のみ高く、鯨をかきし絵馬幾百となく掲げられてあり。今の祠のありし処近く三十年前迄は下水道の

溝なりしが、この稲荷、元とこの溝の中に住みたまひ、蠢々たる子ごやうりと共に溝中の埋もれ土とならんとせしに、折しも近隣なる中川某の子二歳にして「バヒフ」に罹り危篤に瀕して、此の稲荷に祈願し全快したるより、喜びの余り祠を寄付し、且その御守をも勤むること、なりたり。皮膚病のナマツに効験ありとて参詣祈願する人中々に多し。兎角お里は忘れ兼ねるものと見て下水に流し、今にても生鯨を神前に供ふるものあり。されど絵馬の鯨上ぐる人最も多く、稲荷の社前に中村某といふ専門の絵馬屋ある位なり。稲荷も分業になりて、専門の看板を掲げざれば、商売困難と見ゆるぞ可笑し。

○最上位稲荷 こは誇大妄想に陥れる稲荷なり。北区茶屋町に在りて、倒れかゝらんとする九階と共に鼻高々となれる神様なり。最上位稲荷には四天王を始めとして七十五天王の臣下あり。四天王の第一日東天王は文学を司どり、第二荒熊天王は軍事を司どり、第三金山天王は鉞山を司どり、第四羽彌御崎天王は商業を司どり、その他の七十五天王、何れも四天王の部下にして、普玉ふぎよく天王は安産を司どり、姫代ひめよ天王は良縁を司どり、紅佐天王は婦人病を司どる等夫々守護の役あり。故に最上位稲荷を信ぜば、人事何者にても成らざるなしなど、宛然狐にでもつま、れたらんが如き講釈をして愚夫愚婦を誑かさんとす。その提燈を吊し太鼓を叩き、拍子木を打ち、白衣を着し、髭蓬々と生やして、頭の脳天より疍走る声して妙法蓮華經を唱ふるとこ

ろ、どうみても本氣の沙汰にてはなし。竊に稲荷下げをも為すとかいふ。かゝる稲荷は速かに制裁を加ふるの必要あらん。

101 迷信の大阪(廿一) ○縁結の神

▲昔の娘と今の令嬢 ▲業平朝臣の繁昌 ▲粉面黛色の化物
▲恋がれて死ぬよ

明治 39・12・11 ①①

縁結の神は何処の地にもあり。血汐燃江立つ青春の女の児等が、意中の人を得て、せつなき思を神に縋りて達せんとはするなり。されど這は十九世紀の遺物なり。当世紀の令嬢達は、かゝる迂遠の道を辿らず、天真流露に直接談判をば開くなり。縁結の神に日参して小指で紙を結び付くるなど、愚の骨頂にはあれど、神の他力に縋らんとするだけが、恋は神聖なり、愛は自由なり、両性自然の欲望なりなど、口達者の理屈を楯とする自力行者の式部連よりは、まだしも殊勝の処あらんか。

北の三番に、導通寺といふがあり、日蓮宗本門派の尼寺なり。門を入れば直に、「業平朝臣に御参詣の人は本堂より入らるべし」と誰が目をも惹く可き建札あり。この辺、元虎ヶ辻といひ、八、九年前迄は人通り少く、極めて淋しき処にて往々追剥など出で、道ゆく人を苦しめたるが、街路の繁盛、人煙の稠密と共に、業平朝臣もまた漸く世に出るの人となれり。建札の示しに従ひ本堂に入れば、東側には日蓮大菩薩、西側には業平朝臣安置せられ、菩薩の仏前寂々寥々寂々たるに反して、朝臣の神前

は常に若き女子供を以て満たされ、中村鴈治郎、北新地鶴菊など、俳優芸妓その他の名を記せる提燈幾十となく吊せられ、蠟燭、御供物、処狭きまでに列ねられて、景氣甚だ善し。神前には衝立様のもありて、それには無数の紙結ばれてあり、例の如く寝言めきたる文句を長々と書き列ねたるもあれば、白紙のまゝに結びたるもあり、又神前より振出せる御鬮を結ぶもあり。両の小指にて首尾よく結び遂ぐれば、望は叶ふといふ言習はあるより、粉面黛色の化物共集りて頻に小指の運転を為し居れるは一興なり。毎月八日を縁日とし、此の日は未明より草花、供物など携へ、俵を駆りて参詣するもの引きも切らず、北新地、新町、南地、堀江などの芸妓最と多しといふ。縁結に因んで今は売婦の輩が商売繁昌を祈るもの多きが如し。寺を守る尼法師、如何に浮世を觀じつらん。

同じく業平朝臣を祀れるものなるも、住吉神社境内の結の神は素人のみ祈願を籠むるが如し。社前に垂されたる鈴の紐を始めとして、宮の周囲には無数の紙片結び付けられ、見るだに美しからず、試みに鈴の紐に結ばれたる一片を取りて披き見るに「はやくあはして下され、十九の女」とあり、更に一を開けば、這はまた脱白露現なり、「こがれてしぬよ、二十一の女」。幾千万の結紙大方此の類たるを疑はず、愚かにも又外聞悪しき話ならずや。業平朝臣生きて幾多の婦女子を悩殺し、死して尚後代女性を迷はず、汝の罪業は尽未來際消滅せざるべし。

102 迷信の大阪 (廿二、完) ○服部天神

▲竹筒の神水 ▲日参却て病を重らす ▲御水の害毒 ▲淫祠と魔窟 ▲帰結

明治 39・12・13 ⑪

北野より十三の焼餅に出で、こゝより馬車若くは人車の便を駆りてゆくこと二里余なれば、豊能郡中豊島村服部天神に達す。天神は古来脚気に靈驗ありとて大阪付近より参詣するもの絶江、殊に毎年夏季脚氣流行の候に至つてこの街道に出づれば、藤蔓にて結はれたる青竹の筒を掲げたる参詣歸りの人に遇ふこと夥多し。これ天神様に供へある御神水を戴き、家に歸りて飲むこと数日、又社務所より出す草履又は草鞋を受け、帰宅後常に之を履けば、いかなる難症の脚氣も治癒すといふ迷信に基くなり。故に社務所にては御神水、草履、草鞋の売れること甚だ多きも、これらは信者が礼参として奉納するものなれば、畢竟資本なしの商売に少からぬ利益を占むるものと知るべし。篤信者に至ては三里四里の遠きを厭はず、二週三週の日参を為すものあるが、医薬を遠け、難儀なる足を曳き摺りて累日の参詣を為す間に病漸く重り、今は一步も足を天神様に移す能はざるの滑稽もあり。御神水といふもの亦甚だ危険の水なり。社務所より受けし時は新鮮なる白水といへども、之を持ち帰り、大事後生に数日、十数日を保存する間に、水は漸く腐蝕し、悪臭紛々果ては虫さへ生ずるに至るも、尚且御利益ありとして之を捨るに忍びず。愚極まれるのみならず、害また少からず。憐れなる

迷信者よ、若し神水に御利益あることを信ぜば、其の御利益は脚氣の治癒にはあらずして、汝が大胆にも腐水を飲むの危険を冒して、能く胃を損ひ、腸を害し、余病を発生せざることにありと知れ。

服部天神の鳥居前には二戸の料理屋兼旅人宿あり。白面の妖物店頭に出で、天神の御客様を横奪せんとす。跛引きくこの妖物に魅せられて、一夜の春を買ふ無謀の脚氣患者も少からざるが如し。天神の腐水と共に害毒を流すこと夥多しからずや。服部天神には限らず、何れの地も都に近くして繁昌する神社仏閣の近傍には、必ず一種の魔窟を伴ふの傾きあり。而して神社も仏閣も寧ろ之を悦ぶの色あるとも、之を斥くるの意なきが如し。神聖なる神社と仏閣とならんには、其森嚴を洗すと甚だし、又社会風紀の上より見ても其害頗る多し。当局者たらん者は非一顧を煩はしたきものなり。

大阪市の内外に於ける迷信の種類を挙げれば、尚百を以て算すべし。されど本篇列挙し来る所に由つて、略その重なるものを尽したり。他は何れも異曲同工、特に記すべきものを見ざれば、これにて一と先づ擱筆すること、せん。只記者が終に臨んで一言したきは、此等淫祠の信者が、迷信なるものが如何に馬鹿々々しく、己を救ふに足らざるべきを自覚し、転じて合理の信仰に向はんことを望むと共に、大阪府が内務省令に基きて本年八月発布したる管内神社寺院廃合の訓令を今少し広義に及ぼし、左道淫祠と認むべきものは、容赦なく之に監督権を加へられたく、

当局者に注文し置かんとす。

本篇の記事に就て、府下、神戸、丹波、岡山、其他の読者より賛成若しくは淫祠の所在を注意し来れるもの少からず、茲に謝意を表す。

103 ●大阪府告示第三百四十六号

明治 39・12・24 欄外 24、4

本年四月勅令第九十六号に依り神饌幣帛料を供進することを得べき郷村左の通り指定せり

明治卅九年十二月廿四日 大阪府知事 高崎 親章

大阪市東区淡路町五丁目 郷社 御 靈 社

同市 同区玉造半入町 同 稻 荷 神 社

同市 西区九条町 同 茨 住 吉 神 社

同市 南区八幡町 同 御 津 宮

同市 同区難波元町四丁目 同 八 阪 神 社

同市 同区天王寺夕陽丘町 同 大 江 神 社

同市 北区曾根崎上二丁目 同 露 天 神 社

同市 同区中野町 同 櫻 宮

同市 東区森の宮東の町 村社 鵠 森 宮

同市 南区木津敷津町 同 敷 津 松 之 宮 神 社

同市 同区廣田町 同 廣 田 神 社

同市 北区北野東の町 同 綱 敷 天 神 社

同市 同区上福島二丁目 同 天 満 宮 上 之 社

同市 同区西野田玉川町二丁目 同 蛭 子 神 社

『大阪朝日新聞』 明治四〇年 (二九〇七)

104 福の餅神事

明治 40・1・4

⑨

君が代を千代と祈れば、住吉の神も受けたる松風ぞ吹く、その松風の松は、今年の御題にかなひて殊にめでたし。住吉神社には流石に目出度き神事多きが、中にも今日四日踏歌の後に行はる、福の餅の神事こそ福々しけれ。左れど世間これを知る人少し。それは今日の午前十時行はる、なり。宮司祝詞を奏し、神官二人烏帽子浄衣にて、一人は梅の新芽を持ち、一人は餅を入れたる錦の囊をさ、げ持ちて拝殿に對坐せしに坐し、餅の方の神官先づ拝殿を下りて広庭に立ち、続いて梅の方の神官も徐々と下り立ち「ふーくーのーもーち」と声朗かに呼ばはるなり。餅の囊持ちたる神官はこれに応じて「よーともく、よーともよ」と声朗かに唱ふるなり。次に梅の方の神官また「ふーくーのーもーち」と呼ばれば、餅の方の神官「よーともく、よーともよ」と答へ、かくしつ、三度呼び交しつ、餅の方は神前に進み、梅の方は退りて程よき所に立つ。餅の方の神官はやがて「一二三四九十」と高らかに数へつ、囊の餅をつかみ出し、万歳衆を三度唱へて神前に供ふるなり。これは一二三寿詞の意にて、いとも目出度き声なり。この寿詞了れば、餅の方の神官は拜して徐々と梅の方の神官の立てる所まで退りて互に揖礼

す。祭式すみたる後、福の餅は希望の者に分ち与ふるなり。これをお福餅と称して延喜を祝ふなり。

105 神職会議

明治 40・1・6

②

当府下各神社の神職会は、本月中に府庁に於て松木第二部長主宰の下に開催し、従軍外人にして我が国の為に死没せる者を靖國神社に合祀するの可否、並に府下の神社廃合の件等に関し協議する筈。

106 初天神と宝恵駕

明治 40・1・10

⑪

初天神に曾根崎新地より宝恵籠を出せしも、此処十数年中絶し居れば天満付近の繁昌を添ふべくこれを再興せんと相談北新地遊廓に起り、此処に取締等發起となりて頃日北署長に右の議を具申せしが、昼間午後六時までなれば許可することにし、更に有志者の面々昨夜集合して協議を凝らせしに、見すばらしき駕なれば寧ろ出さざるに如かず。少くも宝恵駕を捲くに縮緬五疋を用ひ、取巻の妓丁駕屋に揃ひの縮緬襦袢を着せ、第一流の名妓のみを乗せて参詣せしめんとの發議ありしが、同夜は話し纏らざりしより、更に今夜集會して此協議を凝す筈なるが、結局宝恵駕再興のことなるべし。

107
十日戎

明治40・1・11 ⑪

今宮神社の十日戎は非常の賑ひにて、昨日は前日に幾倍したる人出なり。風は寒けれど、日和よければ戎橋以南の雑沓、午前八時頃より刻一刻に劇しくなりしが、参詣下向の道筋を異にしたるより、掏摸ちほの十八番たる突き当てを行ふにも道なく、またその筋にて見当り次第前科者を引ツ張りたるより、被害は割合に少かりき。戎神社の賽銭は例年に二倍の勢ひにて、中には惜気もなく十円紙幣を投げ行きたるもありとは素はらしき景気なりと云ふべし。子宝店、吉兆店、飴店その他の店々いづれも売れ行き盛んなりしが、最も景気好かりしは、餅花小判の釣り枝にて、その枝を丹塗りにし、珊瑚樹に擬したるもの、及び昨年までは陸海軍大勝利、帝国万歳の文字、軍艦旗、聯隊旗などを描きたるポンチ帽流行せしが、今年は蛭子様の紋所三ツ蔓柏になりたるも妙なり。その他福俵にハイカラの名を負はせて「ハイカラ福俵はこゝでござい」と呼び立つる軽便貯金缶と銘打つて缶詰の缶に穴をあけたる貯金箱に至つてはいよく珍なり。それに何処も絵葉書スタンプの流行とて、七福神絵がきを商ふ店あり。呼び声に曰く「はがきお求めの方には授福記念スタンプ目出鯛はがき一枚さし上げます」。また今年より境内なる御手洗の前に笹を立て、注連引き延べて手拭七ツ八ツ。どうこ並べて姉さん冠ぶりのお嬢居れり。「あた、かいお湯で清めてお参りやすや」と云ふ。只かと聞けば「い江お銭おせんが要ります」。

また「御神託の繁昌福徳のおみくじをおあげなさい」と呼べる御園所の繁昌非常なるが、この前にて得意顔と屈託顔のいろ／＼あり。また宝恵駕は昨日も午前中に百五十七挺出でたるが、その後事務所への申込みを合すれば、昨日中に総計四百六十三挺ありたり。然るにこの日、櫓町芝居裏戎橋筋東入貸座敷丸金こ増田糸いと(四十八年)がペスト病に罹りたるより、付近は交通遮断やら大清潔法やらにて大騒ぎとなり。宝恵駕もこれが為に中止されんかと思はる、ばかりなりしが、其後また午後三時に至り、難波新地一番町佐々木栄次郎方奥座敷の炬燵より出火し、既に大事に至らんとせし騒ぎに非常の混雑を極めしが、間もなく消したるは幸ひなりし。偕、当日最も派出に繰り出したるは、富田屋席よりの十五挺と京都西陣の伊藤某が大浮かれに浮かれて駕側かたわらきを踊り興じたるにて大に人の目を引きたり。宝恵駕はかく盛なりしも、大紋日とて箱切れ枕切など云ふことなかりしと云へり。また午前中の堀川戎は、参詣人よりも吉兆売店の多かりしは滑稽なりし。午後は二時頃よりは相応に人出あり、夜に入りては堀川橋付近及び天満市場の団体参詣ありて盛なりし。また野田の蛭子神社もこれに劣らぬ賑ひにて、参詣者にて雑沓したり。西の宮の景気は西の風寒かりしも天気快かりしかば未明より参詣客詰めかけ、十時過ぎには境内は更なり本通り筋戎停留所間是非常に雑沓を極め、西宮署の警官は非番総出にてこれを警戒したり。例の吉兆子宝玩弄物絵はがき等の売れ行き盛なりき。また境内には興行物手品、戻もどり抜等ありたり。

この賑ひの為、出入橋電鉄停留所にて乗客長蛇の列をなし、雑沓言はん方もなかりき。されば曾根崎署の注意よく行き届きたれば、二、三名の怪我人を出したるのみなりし。また梅田、南海、関西の各駅は前日に倍したる雑沓なりき。

108 官国幣社経費勅令

明治 40・1・16 欄外 16・4

官国幣社経費に関する法律(三十九年法律第二十四号)は、本年四月一日より施行の旨勅令を以て公布せらる。

109 梅花祭

付たり北新地の宝恵駕

明治 40・1・20 ⑨

二十五日は名にしおふ初天神なれば、天満天神の賑ひ左ぞあらん。二十四日は宵宮にて例年の如き神事あり。二十五日午前十時、神官は齋戒沐浴して梅花祭を行ひ、終つて参詣者に神符を授与す。北警察署は二十四、五の両日非番総出にて境内に出張所を設け、非常を警め、参詣及び下向の道路は鳥居より表門までと天神橋筋より東表門までとを両分して雑踏を防ぐ筈なり。行商及び露店は道路の邪魔にならざる限り許可さる、より、例年よりも賑やかならん。市場、曾根崎新地及び天神付近の商家は、家紋の幕を店頭に引き廻し、生花、造り物、御迎へ人形杯を陳列して興を添ふ。殊に曾根崎新地にては十八年来中絶し居

たる宝恵駕を再興して廓の景氣を添ふことに一決し、その筋へ願ひ出でしは大奮発エラしといふべし。二十四日は午前十時より日暮までに百五十挺、二十五日も午前十時より百七十挺を廓より老松町を表門筋に出で、表門を入り神殿に参拝して天神花を授かり、戎門より帰る趣向なり。籠の数、式日に因みて二十五挺、之を紅白の縮緬にて飾り、梅の人氣花に天神花を添へ、四名の駕舁二名の男衆揃ひの半纏にて付き添ひ、一組五挺にて練行く筈。現在、北新地五百六十名の芸妓は残らず参詣の覚悟なりと。一番駕は二十四日午前十時米三俵を乗せ、北廓の花妓三十名以上揚衣装を着て曳き行く跡より廓の役員等付き随ひて参詣し、その米を奉納し終つて、御供の大鏡餅を戴き歸り之を廓内に分配し、二番駕より芸妓の駕に移る筈なり。駕の代は総てにて一挺三円五十銭の由。賑ひ今より思ひ遣らる。

110 北新地の宝恵駕

明治 40・1・21 ⑩

天満天神の初天神に北新地より宝恵駕を出す由は、昨日の紙上に記したるが如し。抑も初天神に宝恵駕を出すことは古き昔よりの例なれど、維新頃より中絶したるを明治十九年再興せしも翌年よりまた中絶し、その後再興せんと議は毎年のやうに起れど何時とても話しは纏らで、来年からくくと延びくになりたるは、鬼も笑はんとぞ取沙汰しける。然るに今年は世上の景氣もよければ、この機を過ぎず宝恵駕を再興すること、なりた

るも、この駕は遊廓取締事務所にて支配し、三円五十銭さへ持ち行けば如何なる芸妓にても乗り得る事と定めたるより、常に約束芸妓を以て自ら任じ居れる面々は、何れも宝恵駕の再興と同時にありし昔の風にならひ、対の下の着の四、五枚も襲ね、駕の飾り万端に出来る限りの派出を尽し、駕昇き妓丁に酒を飲ませ、揃ひの法被に揃ひの手拭を出し、一挺の駕に百五、六十円の費用をも抛たんず勢ひにて、取り囲きにやんやと囃させつ、

天満宮に参詣せんと待ち設け居たるに、駕を事務所にて支配し、左る馬鹿々々しき費をさせぬ事に定めれば、これ等の面々張合ひ抜けの気味にて、そんな駕なら乗せて貰はいても宜しいと言ひ出すに至りたれば、南地五花街の宝恵駕のやうに、一等の芸妓が打つて揃うて出ると云ふやうな盛なる事はあるまじと云へり。因に十九年宝恵駕の再興されたる時、素晴らしい勢ひにて乗りし芸妓今も残り居れり。林席のおゑん、おかつ、小金、おとも等なりと。

111 初天神と参詣道

明治40・1・23

⑪

本年の天満初天神は宝恵駕の再興につれて非常に雑沓すべしとの見込にて、北署にては表門筋を参詣道とし、戎門より天神橋筋を下向道と定める事となりしが、大工町その他より参詣する者は随意たるべしといふ。又宝恵籠は廓内事務所より出し、先廓内を練廻りて参詣する筈にて、芸妓は揚衣装に帯を前にて結

び駕に乗る筈なれば、南地十日戎の其れとは多少趣を異にすべしとぞ。

112 奉幣使参向

明治40・1・23

欄外23・1

阿部野神社二十四日の例祭には、松木第二部長は澤田、田村兩属を随へ奉幣使として参向すべし。

113 初天神

明治40・1・24

⑪

例年二十四、五の両日、天満宮の初天神に、天神花とて色団子を図の如く串に挿して梅の花形にせるものを売れり。これを求めて家に置けば、雷難を除くると言ひ伝ふ。天神花の起原は詳かならねど、団子を神に供ふる心なるべし。貞享、元禄の頃には図の如く竹の頭を五ツに割き、その頭に青と黄との団子を図の如く挿したるよし、摂津鈔附図に見江たり。また天明、寛政の頃には図の如くその形を八角形とし、風流傘の如くところどころを彩り、団子を細き串に貫き、上に椽を以て花のごとくに造りたり。長さ凡そ一尺ばかりより、一尺五寸に及ぶ大小精粗ありたる由。秋里籬島が摂津名勝図絵の初稿に見江たり。而して現今の如く梅花形になりたるは、六、七十年前よりの事なりとぞ。また本年よりは、筑前大宰府鸞替の神事の鸞と東京亀井戸の鸞の形とを折衷したる張子の鸞に梅花とこぼれ松葉を彩

り、これを梅の枝につけて売り出すとの事にて、社内へも鬻形の燈籠奉納されしが、参詣の人、鬻なることを知らず、蛙が止まつて居るのは何うした理由だらうと不審がれるも妙なり。北新地より宝恵駕を出すにつき、一番駕には芸妓三十名を駕の前後に添ふること既に記せし如くなるが、猶その上に東西屋いも助の楽隊つき添ひ、ドンチヤン／＼囃し立て、参詣するよし。楽隊入りの宝恵駕は愈珍なり。

114 ○道明寺の初天神 [四季富久呂]

明治 40・1・24

⑪

今日より三日間河内道明寺天満宮の初天神につき、関西鉄道は市内各駅より、高野鉄道は汐見橋堺間より、孰れも道明寺駅迄大割引往復切符を發行す。尚二十四日は同天満宮にて、午後一時より青銅神馬の除幕式を挙ぐと。

115 ○浪速華道青年会 [四季富久呂]

明治 40・1・24

⑪

明二十五日、天満天神境内万亀庵まんかめあんに於て發雲式並に插花会を舉行す。

116 宵天神の景況

明治 40・1・25

⑪

天気は無類よし、風もなし、殊に今年は宝恵駕の再興に人気引立たる事として、昨日の初天神の宵祭は非常の盛況を呈したり。

参詣人は朝まだきより項背相望み、表門、戎門は午前十時頃より押しも返しもならず、境内には吉例の雷除の守、天神花、羽子の簪、ねち飴、天神旗等の露店又は屋台店列を為し、何れも購客山を為せり。付近の家々は定紋付の幔幕引き廻して金屏風を立て、軒先には堤燈を掲げ、老松町筋迄も店先を飾りし向少からず。北新地長池筋は二階に白と茶との段々幕を一様に張渡し、軒の雪洞ゆきどうには梅鉢うめぼしを画きたるものと風景を撮せるものとあり、頗る美観を呈せり。同所本道筋は梅鉢紋の揃ひの堤燈を連掲し、朝来宝恵駕を見んとて集ふもの多ければ、警官出張して車馬の通行を禁じ、事務所前には緑門アゲチを設けたり。各青樓は素より、今日を晴れと金屏風、幔幕等にて店を飾りぬ。第一番の宝恵駕は午前十時を以て事務所を繰出したるが、此の行列の先頭には供米を積みたる駕に和洋折衷の楽隊を添へ、東西屋芋助、緋の羽織を着てこれが指揮を為し、幫間交りにて勇ましく繰出したり。偕この先駆隊に乗りたる芸妓は、林席の勝奴、金司、梶川の若丈、永井席の円子、井上席の若玉等総員三十名にして、幫間二十名、之が先曳を為し十一時頃花々しく天神社に詣で、境内の休憩所に於て休憩し、銘々天神花を戴き、之を翳して下向したり。夫れより引続き第二番、第三番の宝恵駕繰出して、午前中には総計三十九挺に及びたり。初めの申込みは総計百二十五挺なりしが、同日午後六時までに繰出したるは百四十五挺なりしとぞ。又、本日の申込は三百余挺なりと。北の廓は昨今兩日を大紋日としたれば、お的おだての無心に引かれて舞

込み躍り込む嫖客は、其の数計るべからず。天神裏の興行物、飲食店は非常の繁昌にて、中には午前中に客止、売切となりしもあり。彼の大宰府の鸞に擬したる縁起物も、早く売切となりしとぞ。本日は好天気なれば昨日にも増して賑ふべしとて、各商人は徹夜にて準備を為したる由。

117 初天神の景況

明治 40・1・26

⑪

昨日の本祭は前日に引替へて朝来曇天、風はなけれど底冷して今にも泣き出しさうな空合。天神橋にも川霧立ちこめて、何となく陰気なりしかば真の信心まゐりの向は足駄傘を用意して早朝より出かけたれど、一般の人は前日ほどにはあらざりき。去れども松屋町筋、天神橋筋は矢張大繁昌にて、俵の響も絶間なかりき。境内の売店も相應に賑ひたるが、殊に龜の池の稲荷餅其の他の飲食店は大繁昌にて、二箇月分の収入を廿四日一日間に取得したるもあり。社殿にては午前十時梅花祭の式を挙げ、有志の寄付にかゝる木製の鸞二百五十個を特志者に配与せり。境内絵馬堂に設けたる北の新地事務所出張所には、廓の役員等出張して宝恵駕の送迎を為したるが、此の日の一番駕は午前十時前に参着し、続いて五挺、七挺と掛声勇ましく境内へ練り込みたり。廓より天神までの沿道は前日同様見物人堵を築き、午後三時ごろ雨降出して流石の群集も一時パツと蜘蛛の子を散らす如く逃げ出したるも、熱心の見物家は天神橋、表門筋、天

神社境内等傘を以て埋められたり。廓内は朝来物凄きほどの人出にて、道路に二筋の縄張をなし、駕は其の中央を往き、見物人は其の両側に佇立する事としたり。見物の中には、神戸より態々来觀の外人もあり、孰れも通訳と咄せうたやきながら相格を崩して嬉し気に見物せしが、中には写真器を手にして駕の通るを写すもありたり。廓の出口には俵止の札を掲げ、要処々々には警官配列して非常を戒めたり。蛸橋北詰の中庭時計店陳列所には、金側時計にて宝恵駕の造物を為したるが一寸人の目を引きたり。去るほどに当日宝恵駕の練り出したるは夕方までに二百八挺にて、一番駕は吉川のますゑ、二番駕は永井のだるまなりしが、其の中降雨となりてより繰出したるは五、六十挺なりき。午前の中は駕の人足も幫間も威勢能く掛声を為しゐたれど、追々つか勞れを覚江て午後の足取は至つて怪しく、掛声も力なげに聞かれたり。一体北地は堂島及び北浜の客を専らとしけるに、近時相場界の氣勢盛んなれば、随つて遊客も多く各樓とも収入多かりし様子なり。天神境内は雑踏の割合には警官の警戒行届きて事故少く、僅かに迷兎ずり、掏兎等数件を出したるのみなりと。

118 大阪府神職大会

明治 40・1・27

⑬

二十七日、府議事堂に開き左の諸件を議する筈。松木第二部長皇典講究所分所長の資格を以て出席し、会議を主宰するよし。

一、氏子総代の権限を定めらる、様其の筋へ建議する事

- 二、産土神唱歌を定めて氏子一般に普及する方法を取る事
- 三、婚儀を社頭に挙行せしむることを神職協力して奨励する事

四、当所に巡回講師を設置の事

- 五、外国人は神社に祭祀すべきものなるや否やの事

- 六、神職の正服を礼服に改められたき事

119 神職大会 (大阪府下)

明治 40・1・28 欄外 28・1

二十七日午後府議事堂に開き、五十六名出席。松木皇典講究分所長議長として、左の決議をなせり。

- 一、氏子総代の権限を定めらるゝ様其の筋へ建議する事 (委員付託)
- 二、産子神祭日を祝する唱歌を定めて産子一般に普及する方
法を取る事即ち全国の統一を図る為文部大臣に於て之を
定め全国各小学校に令達する様建議すること (委員付託)
- 三、婚儀を神社内に挙行せしむる事を神職協力して奨励する
事 (可決)
- 四、皇典講究分所に巡回講師設置の件 (可決)
- 五、外国人を神社に祭祀の事 (祭祀すべき限に在らずと決す)
- 六、神職の正服を礼服に改められたき事 (委員付託)
- 七、無格社の名称を町社或は村社と改称する様其の筋へ建議
する事 (可決)
- 八、府県社以下に対し奉幣使参向の際に於ける一般祭式を一

定し其の調査委員を設くる事 (委員付託)
斯て第二回大会を来る四月中、便宜の時に開會することを決議したり。

120 ●大阪府告示第十六号

明治 40・1・30 欄外 30・6

明治三十九年「四月」勅令第九十六号に依り神饌幣帛料を供進することを得べき郷村社左の通指定せり

明治四十年一月二十八日 大阪府知事 高崎 親章

- 堺市戎の町東一丁郷社菅原神社▲東成郡榎本村大字放出同阿遅速雄神社▲同郡平野郷町大字平野泥堂同杭全神社▲同郡依羅村大字庭井同大依羅神社▲同郡住吉村同生根神社▲泉北郡横山村大字仏並同男乃字刀神社▲同郡信太村大字中同聖神社▲同郡上神谷村大字片蔵同櫻井神社▲同郡高石村大字高石北同高石神社▲同郡西百舌鳥村大字赤畑同百舌鳥神社▲同郡南池田村大字三林同春日神社▲泉南郡深日村同國玉神社▲同郡東鳥取村大字石田同波太神社▲同郡日根野村大字日根野同日根神社▲同郡山直上村大字積川同積川神社▲同郡貝塚町大字貝塚中同感田神社▲同郡岸和田村同岸城神社▲同郡麻生郷村大字久保同阿理莫神社▲同郡有真香村大字八田同矢代寸神社▲同郡熊取村大字久保同菅原、事代主神社▲南河内郡喜志村同美具久留御魂神社▲同郡山田村大字山田同科長神社▲同郡赤阪村大字水水分同建水神社▲同郡川西村大字甲田同水郡神社▲同郡天野村大字小山田同清

崎神社▲同郡金岡村大字金田同金岡神社▲同郡狭山村大字田同
 狭山神社▲同郡平尾村大字菅生同菅生神社▲同郡道明寺村大字
 道明寺同土師神社▲中河内郡久宝寺村大字久宝寺同許麻神社▲
 同郡南高安村大字恩智同恩智神社▲同郡高井田村大字高井田同
 鴨高田神社▲同郡若江村大字若江南同若江鏡神社▲同郡堅下村
 大字大縣同鐸比古、鐸比賣神社▲同郡龍華村大字植松同澁川神
 社▲同郡矢田村大字枯木同阿麻美許曾神社▲同郡長吉村大字長
 原同志紀長吉神社▲三島郡高槻町大字高槻同野見神社▲同郡三
 箇牧村大字三島江同三島鴨神社▲同郡高槻町大字上田部同野身
 神社▲同郡清水村大字服部同神服神社▲同郡茨木町大字茨木同
 茨木神社▲同郡福井村大字福井同新屋座天照御魂神社▲同郡三
 宅村大字蔵垣内同并於神社▲同郡山田村大字山田小川同伊射奈
 岐神社▲同郡鳥飼村大字鳥飼西同藤森神社▲東成郡清水村大字
 馬場村社八幡大神宮▲同郡田辺村大字南田辺同山阪神社▲同郡
 長居村大字寺岡同神須牟地神社▲同郡墨江村大字澤ノ口同止々
 呂岐比賣命神社▲同郡喜連村大字喜連同天神宮▲同郡天王寺村
 大字天王寺同天満宮▲泉北郡浜寺村大字下石津同石津太神社▲
 同郡東陶器村大字上之同陶荒田神社▲同郡横山村大字下宮同八
 阪神社▲同郡美木多村大字上同美多彌神社▲同郡取石村大字富
 木同等乃伎神社▲同郡五箇莊村大字北花田同華表神社▲同郡神
 石村大字上石津同石津神社▲同郡山瀧村大字内畑同山直神社▲
 同郡湊村同船待神社▲同郡向井村大字中筋同方違神社▲同郡信
 太村大字中信田森神社▲同郡国府村大字府中同泉井上神社▲

同郡鳳村大字北王子同押別神社▲泉南郡沼井村大字沼同菅原神
 社▲同郡土生郷村大字土生同土生神社▲同郡新家村大字新家同
 種河神社▲同郡北信達村大字大苗代同一岡神社▲同郡西信達村
 大字岡田同里川神社▲同郡淡輪村同船守神社▲同郡樽井村同茅
 淳神社▲同郡下莊村大字箱作同加茂神社▲同郡上之郷村同意賀
 美神社▲同郡大土村大字大木同火走神社▲同郡長瀧村同蟻通神
 社▲同郡佐野村同春日神社▲同郡西葛城村大字木積同深谷神社
 ▲同郡北掃守村大字春木同彌栄神社▲南河内郡高向村大字高向
 同高向神社▲同郡国分村同国分神社▲同郡日置莊村大字原寺同
 萩原神社▲同郡高鷺村大字北宮同大津神社▲同郡加賀田村大字
 加賀田同加賀田神社▲同郡石川村大字一須賀同壹須何神社▲同
 郡太田村大字太田同免田神社▲中河内郡北高安村大字神立同玉
 祖神社▲同郡大戸村大字芝同石切劔箭神社▲同郡巽村大字大地
 同横野神社▲同郡八尾町大字八尾同天神社▲同郡枚岡南村大字
 四条同稻荷神社▲同郡松原村大字上田同柴籬神社▲同郡加美村
 大字正覚寺同旭神社▲三島郡富田村大字富田同三輪神社▲同郡
 島本村大字広瀬同若山神社▲同郡安威村大字安威同阿為神社▲
 同郡溝昨村大字馬場同溝昨神社▲同郡豊川村大字小野原同春日
 神社▲同郡味舌村大字坪井同須佐之男命神社▲同郡岸部村大字
 小路同吉志部神社▲同郡吹田村大字吹田同高濱神社

〔同告示は『大阪毎日新聞』明治40年1月29日付にも掲載されている〕

121 ○方違神社の火焚神事「四季富久呂」

明治 40・2・1 ⑩

堺の方違神社にては来る四日火焚の神事を行ひ、当日絵葉書に記念スタンプを捺す由。

122 ○多福入来の福袋「四季富久呂」

明治 40・2・1 ⑪

北区北野東の町なる綱敷天神にては、例年の通り来る四日の節分より向五日間有志の人々へ多福入来の福袋を授与する由。

123 ○神社の合祀「四季富久呂」

明治 40・2・15 ⑪

上宮神社及び天王寺南門外土塔宮神社の二村社は今回郷社大江神社へ合祀する事となり、十六日遷宮記念祭を挙ぐ。

124 官幣社祈年祭

明治 40・2・21 ③

当地の官幣大社生國魂神社、別格官幣社阿部野神社は孰れも二十日祈年祭を執行し、青木第一部長奉幣使代理として参向せり。

125 官幣社祈年祭

明治 40・2・22 欄外 22・3

住吉、鳳神社は孰れも二十一日祈年祭を執行し、松木当府第二部長奉幣使代理として参向せり。

126 ○道明寺天満宮と汽車「四季富久呂」

明治 40・3・22 ⑪

二十四、五、六、の三日間、南河内道明寺天満宮菜種御供祭に付、高野鉄道は汐見橋狭山間各駅より道明寺行三等往復二十八銭に大割引し、二十五日は汐見橋より道明寺まで臨時汽車を増発す。右の切符にて帰路極楽寺温泉入浴の客は長野駅に、瀧谷不動尊参詣の客は瀧谷不動駅に乗降自由なり。因に同鉄道西村駅に於て二十一日より公衆電報取扱を開始したれば、便利なるべし。

127 大阪府の神社廃合

明治 40・4・3 欄外 3・2

府下の府、郷、村社及び無格社は千八百九十二ありて、之に對する神職は僅に二百名許りあるのみ。廃合の要点は神社の対面を有せざるもの、維持の方法確定せざるもの、神職の常置なきもの等にして、維持基本財産は当府にては一箇年三百円以上の所得を生ずるを標準と定めあり。之に照して廃合に決せし神社は千五百余に決し、漸く其の実行期迫りたれば、頃日府庁社寺主任の奥田府属上京、社寺局に就て打合せをなし、且各種教会

の取締に就ても協議する所ありしと。既に南河内の建水分神社たてみくまりに合併せし神社は十七社に及び、其の社地及び森林等の売価二千八百余円を得て合祀基本財産となしたるよし。

128 大鳥神社の花摘祭

明治 40・4・12 ⑨

泉北郡鳳村の大鳥神社にては十三日花摘祭を執行し、午後三時浜寺御旅所へ渡御、同所海浜にて綱曳を為し海幸の魚及び摘花を奉獻するに就き、堺の乳守より花摘女稚児等を供奉せしむる由。此の花摘祭は延喜の頃より始まりしにて、乳守より花摘女を出せしことも古き慣例なりしが、以前は遊女(今の娼妓)唯一名供奉したりしを、維新以来中絶し、去る三十一年再興すると共に現今の芸妓に改め、且人数をも乙女七名、稚児五名と為せしが、本年は更に仕丁をも加ふる筈にて、供奉の勤めを終りたる後、帰路は南海鉄道堺駅に下車し、夫れより屋台囃子の賑々しく廓へ練帰る趣向なりと。花摘女及び仕丁に扮する登妓は左の如し
花摘女 百々奴、懐太、若石、ふく、小三、勇子、新子▲仕丁 小新、若奴、徳男

129 ●大阪府訓令第十号

明治 40・4・13 欄外 13・4

明治三十九年「四月」勅令第九十六号第一一条第二項により神饌
郡市長 町村長 府社、郷社、村社

幣帛料の供進を指定したる府社、郷社、村社例祭式左の通り相定む
明治四十年四月十二日 大阪府知事 高崎 親章
府社以下神社例祭式

当日早旦神職祭儀を弁備す▲時刻に至り神職拜殿に候す▲次官吏(公吏) 社頭に参向し適宜の場所に於て手水の儀あり▲次拔式御幣物并に官吏(公吏) 祓を受く▲次官吏(公吏) 拜殿に候し御幣櫃を予定の所に置かしむ▲次社司(社掌) 殿に昇り神扉を開き「再拝拍手」畢て側に候す(此の間奏楽) ▲次神職神饌を供す(此の間奏楽) ▲次官吏(公吏) 御幣物を辛櫃より出し殿に昇り案上に置く案は予め便宜の所に設くべし▲次社司(社掌) 御幣物を神前に供す「再拝拍手」▲次社司(社掌) 祝詞を奏す「再拝拍手」▲次官吏(公吏) 玉串を献り拜礼「再拝拍手」(随員あるときは座後列拜) 畢て本所に復す▲次社司(社掌) 玉串を献り礼拜「再拝拍手」(次席以下座後列拜) 畢て本所に復す▲次神職御幣物及神饌を撤す(此の間奏楽) ▲次社司(社掌) 神扉を閉づ(此間奏楽) ▲次各退出▲土地の状況により奏楽を略することを得▲官吏(公吏) の席は神座より左方神職の席は右方とす▲古例の神事あるものは撤饌前之を行ひ神幸の式あるものは徹饌後渡御あるべし

130 卯の葉の神事

明治 40・5・6

⑪

住吉神社にては例年の通り本日卯の葉神事祭典執行に付き、堺市龍神遊廓より卯の葉女を出し、帰路は高野鉄道堺東駅に下車、屋台を曳きて廓内へ練り帰る筈。卯の葉女其の他に扮する芸妓は

▲卯の葉女 南鶴竹席静子、稲の家笑子、霧島席松吉、鶴竹席圓之助、染川席小浪、大勝樓園子、廣梅樓若富、染川席倉蝶、京花席吉勇、高田屋三幸 ▲金棒曳 松勇、萬子 ▲稚児君の家こう、春の家千代、川鶴いし、いろは玉枝、大勝はな、泉高けい、玉の家安子

131 城東の招魂祭

式前は淋しく◎式後は賑ひ◎午後は大混雑

明治 40・5・7

④

弔魂会主催の招魂祭は、予定の通り六日の午前から城東練兵場に於て行はれた。前夜は蒸暑く、当日の朝は薄曇りとなつて、西南の風を呼び起し、今にもサツと一雨浴せ掛けん天候であつたので、式前の八時頃には人出到つて少く、来賓、遺族、會員の席も寥々として、僅に各部委員諸氏の帽影剣光のみパラ／＼と見られた。けれど、式を始めると空は薄らかに晴れて、人脚漸く繁く、参拝の学生等もゾロ／＼と繰込み、一般観覧者も場外左手の堤防にズラリと立ち列んで、較賑ひを加へる。と見る中に、薄曇りの空合にはチラ／＼と日影を見せたので、天候を

氣遣つた連中は一度に繰り出し、見る／＼中に場内の参拝席から場外の堤防へ掛て、ピツタリと人山、数十名の警官は、八方に奔走して群集を制しつゝあつた。偕当日の式場は、練兵場の東端、南北から言へば真中に設けられてあつた。その前面には四本の大きな円柱を立て、それに綺麗な花環を掛け、万国旗と紅燈とを配合よく吊り合はせてある。この円柱の正面が祭壇、右手の幄舎が来賓と會員席、左手のが遺族席である。式を始めたのは、予定より遅れて八時三十分頃となつたが、その順序は左の通りである。

参列員着床(奏樂) ○同時齋主以下着床(奏樂) 祓主誦詞を奏す(一同起立、止樂) ○大麻行事(奏樂) ○塩水行事(同上) ○散米行事(同上) ○招魂(一同起立、止樂) ○献饌(奏樂) ○齋主祭文を奏す(捧玉串、一同起立、止樂) ○弔魂会长祭文を奏す(捧玉串、一同起立、止樂) ○將校遺族拜礼 ○下士卒遺族拜礼 ○將校、地方高等官弔魂會員其の他参列者参拜 ○軍隊参拜 ○大阪地方幼年学校生徒参拜 ○大阪借行社付属小学校生徒参拜 ○諸学校生徒参拜 ○昇靈魂(一同起立、奏樂) ○撤饌(止樂) ○齋主以下退下(奏樂) ○参列員退下

一 神官の休憩所森の宮神社内に設け僧侶の休憩所は歩兵第八聯隊將校集会所に設く而して僧侶の休憩所は祭場と遠隔せるを以て祭場入口迄は人力車を用ふるものとす

二 六日午前神祭執行の際在阪各部団隊將校及び同相当官は悉く祭場に参列し同午後は各部団隊の將校及び同相当官の

約半数は必ず祭場に参列しあるを要す

この式中、齋主（武津杖岡神社）が奏した祭文は次の通り。

第四師管將校軍人軍属諸靈乃前爾白左久不改常典止弔魂會長陸軍中將從三位勲一等功二級井上光主乎初來齋場乃具床爾並居焉今日備白須御食津物乎平介久享太刃斗白須桂麻久毛恐後吾

須賣良尊波汝靈等我國家乃為爾波火爾毛水爾毛吾莫七国止興慷慨志克久進美克久戰比殞命之功績乎賞賜比人目賜比御物賜比良名乎旌表給比之毛猶得忘爾給彼受去之三曰靖國神社爾行幸坐勢利穴尊穴恐故願爾乃隔在扨毛現身乃如國威乎彌高爾彌廣爾宇宙爾烈輝左乎事乎之相輔比仕奉給爾比齋主杖岡神社宮司從五位武津八千穂白左斗白須

次に弔魂會長井上師団長の祭文は

終時明治四十年五月六日陸軍中將從三位勲二等功二級井上光謹みて佐賀役以來身を軍國に捧げたる第四師管下戦死病没の靈に告ぐ諸子の隼に従ふや堅固不拔よく勅諭を奉体し其の身を処するに一に誠意を以てし忠以て堅く擣（つ）き勇以て銳を挫き生きては股肱の本分を尽し死しては武道の精華を輝かす而して其の命を疆場に效すや或は降隔に斃れ或は疫癘（えきれい）に没し、或は転輸に死す其の状同じからずと雖も捐身奉公の功果延きて外は皇威の発揚を援け内は尚武の鼓舞に資するは則ち一なり亦偉且盛なりと謂ふべし今や開運蒸蒸日上として四表に鷹揚し中外の視線一に旭旗に集る所以のもの素より我が勲聖なる大元帥陛下の威稜に職由すと雖も抑も亦諸子が赤心の予光に起

因せずんばあらず此を以て諸子の偉烈は永く後世の亀鑑となり赫々として千載尚朽るの期なかるべし今回特に勅祭の典を举行せらるゝものは決して偶然にあらざるなり諸子が報国の死亦余榮ありと謂ふべし

尚一言特に諸子の靈に告げんと欲するものあり諸子の遺族父老は今や優渥（ゆうあく）なる天寵に浴し皆其の誉に染み各其の榮に安んず諸子以て瞑すべきなり光等本日をも以て地を城東に卜し、壇を設け清酌庶羞を薦め、諸子の靈を祭る忠魂義魄尚くは来り饗（あ）げよ

明治四十年五月六日

陸軍中將從三位勲一等功二級

弔魂會長 井上 光

この間、怜人、軍隊は祭壇の左右に分れて、絶江ず樂を奏する。遺族、來賓等は極めて静肅を守りて、國家の犠牲となつた是等諸勇士の神靈を追慕するのであつた。最後に各軍隊の参拜、學生の参拜となつて、午前十時といふに神祭を畢る。午後一時からは予記の東本願寺法要に移るのである。

この神祭の式を畢ると、一般観覧者の入場を許したので、刻一刻と場外に詰寄せ押し寄せた大群衆は、波濤の如く崩れ来つて（警官の制止などは耳にもせず、関を作つて入口から繰り込む中）は、垣や堤防を跳越江て、蝗のやうにバラ／＼と飛び込むもあつた。その大波濤が稍静まると、場内では余興の始まり。先づ角力、競馬、騎芸、自転車曲乗、太神樂、擊劍術及び武裝

競争、軽気球などを重なるものとして、種々の興行物も催された。又被服支廠の門内両側には、兵器被服を材料とした種々の造り物がある。

その中「鶴聲」と題した鶴、蛙、猿、猩々、章魚、亀等、及び「直堤首級謁將軍」と題した長刀短袴の浪士姿等は見物であった。午後は東本願寺の法要もあり種々の余興も催すので、大に賑ひ、大に雑沓する積であつたが、天も義人烈士の招魂に涙を搾つてか、零時三十分頃からボツ／＼と小粒の雨を降らし、更に同四十分頃から、西南の風を騙つて大粒の雨をバラリ／＼、観覧者の横面を撲りつけたので、場内は大混雑大騒ぎ、火事と洪水とが一時に起つたやう。右往左往に逃げ迷ひ、蜘蛛の子を散らした有様で、八方に走せ去り駆け迷ふ意地らしさ、女、小兒などは、踏まれ蹴られ蹂られんかと危まるゝほどであつた。雨はやがて小歇を見せたが、一旦散つた群衆は再び集まるやうもない。たゞ青葉隠れの樹の下、橋の下、軒下などに踏み止まつた連中が、いろ／＼と集まり来り、新来の者も加つて、稍勢ひを張つて居た。併し雨のために、万丈の紅塵を防ぎ得たのは、物怪の幸ひと云はねばならぬ。此の大混雑に拘らず、東本願寺の法要は厳ぞかに執り行はれた。

132 府市雜記

明治40・5・10

欄外10・1

目下改築中なる官幣大社大鳥神社は八日、関係者三百余名同神社に会合し、寄付金募集方法協議中、偶然水野神社局長帰京の途、来阪。松木第二部長、奥付属を随へ同社の改築を視察し、関係者集会席に臨み寄付金募集を奨励し、即日帰京せり。

133 ○道明寺天満宮「四季富久呂」

明治40・5・26

①

今廿六日、南河内郡道明寺天満宮にて例祭執行せられ、且は天野山觀心寺等の新緑見頃なれば、高野鉄道にては汐見橋駅より、又関西鉄道は市内各駅より道明寺駅まで往復割引切符を発売す。

134 住吉神社へ賜金

明治40・6・10

②

官幣大社住吉神社は目下本殿其の他修繕中の処、去る六日付を以て 両陛下より思召を以て金五百円を御下賜相成りたりと。

135 神饌幣供進の神社

明治40・6・12

③

勅令に基き今回当府下の神社中府郷村各社の縁起を調査し、本年祭典期より毎年神饌幣帛料を供進すべく知事より指定したる神社は、府社天満宮外七社(神饌幣帛料一社十円府費)、郷社

御霊社外五十九社 (同上七円市部は市費、郡部は郡費)、村社森之宮鷗森宮外六十四社 (同上五円市郡同上) とす。此の外郷社十一、村社約二百は目下合併其の他整理中なれば、完結次第更に指定せらるべし。

136 住吉御田植神事

明治40・6・12 ㊦

来る十四日、住吉神社に於て御田植神事を執行す。右につき例年の如く新町遊廓より植女十名、稚児十名其の式に列するとぞ

- ▲植女 とん子 (木村席) 小光、君香 (木原席) 升龍、升菊 (小山席) 奈良菊 (京屋席) とく (川岸席) 床龍 (大西席) 灌勇 (佐野席) 時鶴 (山下席) ▲稚児 鈴奴、笑奴 (小山席) 君奴、光廣、作延 (木原席) 小美勇、鶴千代 (大西席) 豆作 (京屋席) 春千代 (佐野席) 小かじ (山下席)

植女も稚児も当日午前十一時汐見橋駅より高野鉄道に乗りて、住吉に至ること例の如し。翌日は新町遊廓に於て屋台を曳き出し、雑色四人付添ひ植女と稚児屋台の前後に行列して廓中を練り歩くといふ。但し雨天は順延なりと。雑色及び屋台の地方は次の如し

- ▲雑色 松勇 (大西席) 亀子 (京屋席) 小昇 (川岸席) 小ん (山下席) ▲前後の屋台 蝶々、若品、小高、玉子 (木原席) 市丸、玉勝 (木村席) 小蝶、栄吉、より乃 (小山席) 千菊繁勇 (大西席) 勇子、八丸 (京屋席) 若虎、吉龍 (佐野席) 縫香、若紅 (山下席) 徳江 (川岸席)

137 天満宮保勝会

明治40・6・13 ㊦

参詣人の多き事殆ど府下に並なき天満の天神は、目下の境内にて狹隘を告ぐるより、此の度氏子総代濱崎永三郎、坂上新治郎、和田半兵衛、柏尾五郎右衛門、天川三蔵等の数十氏及び神職等の發起にて、天満宮保勝会を創め高崎知事を会長に神官滋岡従長氏を副会長にして、広く敬神家の会員を募集し、その寄付金によりて社地の規模を拡張し、社殿其の他の建物を保存し、連歌所、渡殿、集会所を改築し、神苑を経営することを目的とす。既に保勝会の成りたれば、来る十五日午後一時神前に奉告祭を挙行し、偏く諸名家を請待する由。菅神の大威徳に由て、事業は日ならず成功を見ならん。

138 天満宮奉告祭

明治40・6・16 欄外16・3

天満天神にては天満宮保勝会成立したれば、十五日午後一時より官民二千余名を請待して盛なる奉告祭を執行せり。

139 ●大阪府告示第百八十三号

明治 40・6・20 欄外 20・4

明治三十九年四月勅令第九十六号に依り神饌幣帛料を供進することを得べき郷村社左の通指定せり

明治四十年六月二十日 大阪府知事 高崎 親章

西成郡西中島村大字山口郷社中島総社▲同郡碑島村郷社姫島神社▲同郡豊崎村大字本庄村社豊崎神社▲同郡新庄村大字上新庄村社春日神社▲同郡福村大字福村社住吉神社▲同郡津守村社津守神社▲同郡大道村大字南大道村社大隅神社▲同郡中津村大字光立寺村社利島神社

〔同告示は『大阪毎日新聞』明治40年6月21日付にも載されている〕

140 七月の小暦

明治 40・7・1 ③

今年も半ばすぎにけり、と歌ふ今様のこゝろを見るは此月なり。秋祭りを夏に引あげて祭りを行ふ神社市内に多し○一日は山城の建勲祭、愛染祭○三日半夏生○八日は旧六月節小暑午後四時五十九分、昼の長十四時二十九分夜九時三十一分○九日は生玉祭○十日は庚申○十一日は旧六月朔日○十二日は撰津の湊川祭○十四日は甲子、■難波八阪神社祭○十五日は三津八幡、綱敷天神のまつり○十六日は大江神社祭○十七日は御霊神社祭○十八日は高津神社及び中之島豊國神社祭○十九日は己巳○二十日は露の天神祭○二十一日午前六時五十二分土用に入る、

難波神社祭○二十二日は座摩祭○二十三日は陶器神社祭○旧六

月中大暑午前十時十八分、昼の長さ十四時十一分夜九時四十九分○二十五日は有名なる天神祭にして、川は船にて満ざる○三十日は茨住吉まつり○三十一日住吉まつり○大阪は納涼船に夜をふかし、美濃のうかひ船も賑はふ○老鷲にあきたる耳は水鶏にた、かる朝顔も早咲に先を争そふ、夏菊のしをれ易きに水揚げを工夫する人も多し○蟬なきいで、眠気を催す○中形浴衣に伊達をきそふもこの月よりぞ○海水浴も始まるべし

141 府下の神社合併

明治 40・7・6 欄外 6・4

昨年五月より本年五月末に至る府下神社の廃止若くは合併数は廃止二、合併六十にして、他の神社境内に移転せしもの二、跡地譲与の許可を受けしものにて、尚、六月中に合併したるもの及び其の手續中のものを合し、約百に上り尚着進捗中なり。就中最も能く其の実を挙げたるは豊能郡にして、今日迄に四十余の合併を見たりと。

142 生國魂祭

明治 40・7・7 ⑪

例年の通り八、九両日間挙行の筈なるが、同社は近年氏子の協力にて大宮繕も略完成し、大に面目を改めたれば渡御祭の如きも一層の賑ひを加へんとて、氏子各町の有志者は目下頻に準備中なり。

143 天神祭

明治40・7・21 ⑨

二十四、五の両日は、大阪名物の天神祭なり。二十五日の渡御道筋は例年の如く、北区天満宮本社表門西へ、天神橋筋南へ、市之側西へ、若松町浜より御乗船、堂島川を下り木津川を南へ、大阪府庁前浜より御上陸、それより南へ大涉橋西へ渡り、梅本町を経て松島伸の町南へ行宮に着御、還御の道筋も例年の如し。因みに四、五年前、安治川上通二丁目(新堀)より天満宮に奉納せし地車を今年は三友派の落語家連中が拝借して引き出す事となりたり。即ち二十四日の正午北新地裏町の永楽館より引き出し、桜橋詰より新地表町を経て大江橋北詰を東へ、天神橋筋に出で天満宮境内に引き込む手順にて。衣裳には思ひくの趣向を凝らし、成るべく花やかに景気付くるといふ。

144 鶴の記念碑(難波神社境内)

明治40・7・22 ⑩

去る三十二年五月、東区難波神社に於て仁徳天皇千五百年祭執行の時、鶴の庖丁式を行ふとして当市に住める旧紀州藩御台所役、谷村幾太郎氏(良居翁)これを勤むることとなりぬ。されば、予て韓国の或る人の許に鶴を注文し置きたるに、其の鶴二羽いよく到着せり。見れば二羽とも品高く、姿やさしく活々として千年の齡充ち満ちたる心地す。さていよいよ式の当日となりしが、良居翁いかにもこれを割くに忍びず、他の人々も哀れを

催し、遂に鯉を以てこれに代へ、目出度く包丁の式を了りて神前に供へ、鶴はそのまゝ飼養することとなり。二羽とも今もなほ境内に活々としてあるこそ楽しけれ。良居翁は今年八十歳、鶴の記念の文章を作り、石に彫り付けて「このにはなる神の齋庭に幾千代と舞ひはじめけん鶴の羽衣」とあり。翁は喜多流の謠曲に老巧なれば、鶴の毛衣などいふべきを殊更に羽衣と詠みて嗜好をほめかせしなりとか。この良居翁の父、谷村万助も紀州藩の御台所役にて、鶴の故実などを能く知りけり。又同じ藩士に山田金太夫といふ人あり。旧藩主に従ひ芸州浅野家にゆきて同邸に飼養の鶴を見たることあり(昔浅野氏紀州の領主たりし時、鶴を飼養し芸州に国がへの後も引続き飼養せしとぞ)。また松原玉翁といふ藩医ありて、鶴の名所なる和歌の浦に住みけり。以上三人は鶴に縁浅からず。されば維新後同地にては、鶴を勝手氣儘に獵するやうになりたるを痛く嘆き、三人連署にて去る十七年十一月和歌山県令松本鼎氏に鶴獵禁止の事を願ひ出でたり。其の時金太夫は八十七歳、玉翁は八十三歳、谷村万助は八十五歳なりき。願書には、近年猥に鶴を殺生する者有之、自然相減じ和歌浦などへも渡り越し不申、万葉集赤人の歌又勅撰集等の名所和歌浦蘆辺鶴と申すも有名無実に相成り歎かしく候、既に本年の御題にも鶴の齡を賞せられ云々、靈鳥にて千歳の齡を保ち候儀に付、私共八十有余の齡を以て志願の儀恐入り候へ共、今後鶴殺生の儀、断然御差止め相成るやう致したしとの趣を認めたるぞ風流なる。県令も同意し、東京の其

の筋へ三人の所願を伝へやりけるが、二十五年十月に至りて鶴
 獵禁止の令は出でけるなり。左れど其の時には、三老人とも早
 や世に在らざりしといふ。兎に角良居翁の鶴に縁深きことかく
 の如し。難波神社の鶴の記念碑と共に昔の事も思ひ出されて、
 鶴の齡ぞ久しき鶴の記念ぞ目出度き。

145 陶器神社祭礼

明治 40・7・22

⑪

二十三日より二十五日まで三日間、西横堀陶器神社祭礼につき、
 例年の通り余興の陶器造物あり。これは瀬戸物町の造物として、
 昔より名高く大阪名物の一つに数へらる。右三日間筋違橋西詰
 より新町橋西詰に至る迄の賑ひ思ひやるべし。造物は左の如き
 ものにていづれも奇麗なりと。

本社小説長恨歌▲千代田大奥▲白石噺▲毎日新聞小説行雲▲
 忠臣蔵道行▲長恨歌の浪子、賤夫、倉子▲一休和尚▲嵯峨猫
 化▲末広簪

146 ○八尾の合祀祭「四季富久呂」

明治 40・7・23

⑨

河内八尾町の氏神天満宮へ今回近郷町村の神社を合祀する事と
 なりたるより、渡御の調度をつくり、二十四、五の両日盛なる
 合祀祭を執行す。

147 天神祭

明治 40・7・24

⑪

二十四、五の両日は天神社内にて二箇所の警官出張所を設け、各
 署より応援の非番巡查六十名を以て万一を警め、大江橋、渡辺
 橋の間には電車の為新しく築き上げた石垣あれば、雑沓の折
 から危険なりとて、こゝへは特に多数の巡查を派して警戒せし
 むとの事なり。又渡辺橋、堂島大橋、梅本橋、端建蔵橋、船津橋、
 常盤橋、崎吉橋の七橋は、多数の人を一度に渡すこと危険なり
 とて両詰に巡查を置き、人を量つて通行せしめ、場合によりて
 は通行を禁ずる筈なり。又玉江橋、田蓑橋、大江橋は随意に通
 行せしむれど、中途に立ち停りて渡御を見物するものある時は、
 直に人道と中央の車馬道とを振り更へるとの事なり。警官の持
 場は、天神橋より湊橋及び同親先までの間が曾根崎署、難波橋
 南詰より天神橋南詰の道路にかゝる一円は東署、湊橋の一部よ
 り端建蔵橋及び府庁前より花園町御旅所までの間は西署、花園
 橋、梅本橋一円は九条署、その他渡御の沿道は北署の管轄にし
 て、各署とも非番巡查総出なり。又巡航船の寄航場へは渡御の
 様を見んとて押し寄する者多かるべしとて、同会社は当日特に
 社員を派して、これを取締るとの事なり。又水上署にても航路
 を取締るべく、堂島川、土佐堀川、安治川は午後七時限り巡航
 船の営業を停止する筈なり。湊橋南詰以西雑喉場上の橋に至る
 間は、渡御の時間内の道筋を往路、帰路に區別して、雑沓を警
 むる由。又神戸在留の外国領事その他の外人より、天神祭の盛

況を水陸ともに拝観したしと第四部に申し込みたるより、各署と交渉の上、陸上渡御は天神橋北へ入、某呉服店を借りて観覽せしめ、船渡御は知事官邸前に棧敷を設けて、観覽せしむることとに決定したり。

148 天神祭と汽車

明治40・7・24

⑪

二十四、二十五の両日は天満天神夏祭に付き、関西鉄道は上野以西本支線の各駅及び河南線各駅より大阪市内各駅行の往復二、三等三割引通用三日間の切符を発売し、又七条よりは往復三等七十二銭、其の他伏見、桃山等の各駅よりも特減切符を発売する由。尚廿五日夜は湊町奈良間、桜宮四條畷間に臨時列車を運転する筈なり。

149 天神祭

明治40・7・25

⑫

昨日は宵宮なれば氏子の町々暮引き廻し、簾を掛け金屏風の下に床几の上に碁将棋に遊べるさま御祭礼らしかりき。天神橋筋一丁目の柏原呉服店は当日の渡御行列観覧客なる葡萄牙、仏蘭西等の領事を迎ふべく、店頭を飾り屋上其の他は紅白の電燈を付けてイルミネーションの仕掛けにしたり。又生花の会は各所に催され、商品を以て趣好を凝らせる。造物は天神橋筋や天満市場辺にかれこれ見受けられたり。既記三友派が曾根崎新地よ

り曳き出す筈なりし。地車は其の筋の注意によりて中止となり、これに代ふるに三友桂両派の落語角力番付を本日奉納する事となり。太鼓組は昨日午前十時宮入りをなし、午後は町々を曳き歩きたり。天満宮境内は地車の囃し賑しく露店も数多出でたが、本年は社務所にては西瓜と玉蜀黍を境内に売らせぬ事としたり。其理由は食ひ棄てられた瓜の皮が沢山散らばつて境内がむさくるしうなると同時に、瓜の皮は日光に曝さるゝ時は一種の瓦斯を発して有毒なるが故なりとぞ。若松町浜は例年の如く点燈会社より数百基の点燈を奉納して浜筋を飾り、水上署は遊船及び飲食行商船に対し、船体及び船頭を検査を経ざれば漕ぎ出すことを得ずと言ひ渡したれば、一昨日来臨時検査を出願する者多く、認許されしもの百五十余艘の多きに達せり。北新地は一年中の紋日とて、景気なか／＼よし。又松島花園町の天神旅所の如きは例年の如く、境内には各講社の休息所、其の他参詣下向の道を区別し、露店の飲食店は朝来西警察署にて注意し、廊中三千の娼妓は例に拠りて宵宮参りの珠数つなぎにやり手が見張るさま例の如く珍なりき。各樓にては内外掃除ゆきとゞき、暮引き廻し、張店の如きは多くは生花を飾り見かはすばかり奇麗なりき。

150 陶器神社の祭礼

明治 40・7・25 欄外 25・4

西横堀陶器神社の祭礼も二十三日来引続き大繁昌にて、新町橋以北筋違橋までの雑踏は流石に大阪名物の祭りよと頷かれ、長恨歌其の他の作物は殊に人立多かりき。

151 天神祭の景況

明治 40・7・26 ①①

天神祭見たいなくと各地方より汽車の便利をかりて大阪に来集する老若男女、暑さ位を恐るればこそ梅田、湊町、網島、難波の各停車場、昨日は朝より雑沓し、午後にはますます多きを加へたり。げに天下に名高き祭礼、大阪第一の祭礼とて氏地の町々は金屏風、幔幕に門戸を飾り、酒肴を設けて客を待つに忙しく、氏地以外も堤燈を軒に掲げて神に敬意を表し、我も我もと天満宮に参詣するさま賑しく楽しんでなりき。

▲天神境内 同境内には渡御行列に加はるべき各講の高張紅堤燈数多立てならべられ、宵宮の明りに次いで梅鉢の紋あざやかになつかしく、夜間のさまを想はせ帯林の地車撓ます囃し立て、三友派の幟や堤燈に景気付ける地車も面白く、天神旗の売店例によつて赤々と賑しかりき。参詣人は宵宮より夜を籠めて引きも切らず、午後一時頃より神輿発御までは境内に填溢して、身動きも出来ず息もつけず暑気に打たれて気絶し、警官の保護を受けたる者も二、三名ありしが、付近の雑沓も甚だしく太平

橋にても気絶卒倒したる者ありき。

▲市街の装飾 北の新地は大紋日にて各樓装飾を凝らし、芸

娼妓の朝の内より花に行くもの織るが如く午前中に箱切となり、夕刻にはどんな阿多福もお茶は挽かず。渡御の川筋なる橋々は青笹に注連縄を張り、水上には木津、雑喉場其の他のお迎船、遊船、見物船、乗合船、広告船等絶江ず来往して壇の浦海戦の画卷物を見るに異ならず。天神橋筋の柏屋呉服店は陳列場に客席を設けて神戸の葡萄牙領事及び知名の外人を請待したるに、何れも神輿の渡御を見て非常に欣び、東洋にては曾て支那の祭礼を見たるに喧騒乱雑にして見るに堪へざりしが、天神祭は規律ありて然も武張つたる所もあり、流石に東洋一等国の祭礼なりと頷かれぬ。併し、往來人又は神輿に付従する人々の中に如何はしき風体したる者あるは見苦しいとぞ。大阪ホテルは此の日を記念としてビーフガーデンの開台式を挙行し、諸外人及び市府会議員其の他の人々を請待して盛宴を張りたり。阪神電鉄は堂島川に大棧敷を設け、往復乗車券携帯者に随意入場せしめたり。中之島一丁目の銀行集会所、回生病院は電燈飾を為し、其の他にも同様の装飾を施したるもの多かりき。

▲渡御の光景 堂島川に汐先来りて然も風和かに波起らず、龍神も神輿を迎へに来るかと思はるゝ頃、即ち午後四時四十分といふに神輿は神殿を出でさせ玉へり。予定の順路を経て鳳輦の若松町浜に着御ありしは六時頃、次で全部乗船せしは七時三十分、此時有志寄付の煙火は絶江ず空中に閃いて、その数

七十余発。俗にいふ暴れ神輿が若松町浜にてあばれる折しも、偶西九条旭橋分署管内に火ありて若松町の北署内より消防夫唧筒を曳出したるに、神輿昇の中には酔眼に唧筒を神輿と見違へて踊か、り曳廻したる者ありて、消防夫の制止するも肯かず、將に一場の騷擾を惹起せんとして警官の為に押へられしは滑稽なりき。渡御の順番は左の如し。

猿田彦(松島廓) 御迎堤燈(ぎこば) 幟吹抜(元寺島引船中)
引船(富島町) 催太鼓(劔先中) 御神鉾(鉾流講) 堤燈(天満東西手伝中) 幟堤燈(大一献燈講) 堤燈(車楽講) 幟堤燈(永司講) 幟堤燈(天満魚市場) 旗堤燈(大阪落語三友派) 幟琴曲社真榊(真榊講社) 堤燈(御船講) 童子(童講) 牛童(菅寿講) 吹貫幟、獅子(道具商天神講) 童女(新町) 八処女(北新地) 大榊(久栄講) 御供幟鉾二(御供講) 万歳旗御供櫃、幟堤燈(日供翠簾講) 齋部(社掌) 茅輪(梅寿講) 巫子(二員) 根掘大榊、風流花傘(神木講) 真榊(赤心講) 四神鉾四振(此花町一丁目) 御太刀(丑日講) 齋部(社掌馬車) 堤燈、御弓、幟吹貫(北酒造中祭礼講) 堤燈(市場) 堤燈(乾物問屋中) 御旗二流(菅前講) 前駆(社掌馬車) 塩湯(盤水講) 和琴(褪紅一人) 伶人(雅亮彦) 御鳳輦(御鳳輦講) 御神馬(馬部) 御錦蓋(米穀商) 齋主(社司手輿) 峯鉾堤燈(堂島浜) 御翳(菅神講) 御神輿(天神橋一丁目地下町) 御神輿(江之子島町) 殿衛(社掌馬車) 堤燈(氏子総代評議員、祭礼世話掛) 堤燈(大阪相撲総理并に有志中)

右行列の中には、今年より新調したるもの多くありと聞く。斯くて練物の船は列を正し漸く川を下り行くほどに、日は早や西天に没し無数の篝は火を点じられ盛に炎焰を吐いて光景転凄壮たり。行列の船は素より沿岸の家々に設けられたる望台望樓を始め、川筋に充填せる無数の飾り船も一時に点火せしかば満目の星羅燦として水に映じ、其美観いふべからず。到る所神輿を拜む拍手の音は急霰の如くに起りて川風に涼しく、太鼓の囀子、地車の騒ぎドンチャン〜と川波に響き渡り、其の賑しさ筆紙に尽し難し。川筋に大篝を焚きて神慮をすゞしめたるは、堂島取引所、朝日新聞社、安田商事会社、大阪倉庫会社、下福島三丁目有志(船津橋下流) 尼崎汽船部(瑞建蔵橋下流)

雑喉場(同橋上流) 富島組(大涉橋上流)

中之島六丁目の有志連は神輿通御の際、水上にて抹茶を神官に供したり。拜観船、広告船(船を飾り乗隊を入れ花やかなる作り物を載せたるもの)等は昨年よりも遙に多く、各ビール会社の広告船も競争の体に見江たるが、居留地外人の瓦斯裝飾船を出したるは殊に目立ちたり。富島組の船の中に力士小九紋龍が乗組みて櫓を操りをりしは、人目を曳きたり。

152 鞆と横堀の造り物

明治40・7・29

⑨

卅一日及び八月一日は住吉神社の夏祭に付、鞆塩魚問屋にて催す塩魚細工の造り物人形の番組は鞆猿、蝶の舞、近江のおかね、

長恨歌、羽衣、梶原源太夕霧伊左衛門、胡蝶の二人舞。又東区東堀豊後町(思案橋東詰)付近塩魚問屋の造り物は石川五右衛門、牛若弁慶、大つ糸の髭奴と亀、藤娘、鷹使、長恨歌等なり。両所とも廿九日夕方より二日の午前まで見せるといふ。

153 大鳥祭と住吉祭

明治 40・7・31 ⑨

昨今両日は泉北郡鳳村官幣大社大鳥神社の夏祭り、今明両日は東成郡官幣大社住吉神社の夏祭にて、両社とも神輿の御旅所は堺市宿院の同一旅所に定められ、大鳥の還御は一日の午前、住吉のは同日午後人替つて着御し、双方とも一泊するをもて堺市の賑ひ一方ならず。商人は両夜とも徹夜客を待てり。南海高野両鉄道とも今明臨時汽車を増発して、三十一日の夜に於ける大浜の魚市については徹夜三十分間毎に運転すべく、途中住吉駅に下車するも勝手なり。住吉、堺両警察署にては衛生を重んじ、午後十二時後の行商飲食物には検査を加へ、夜中は住吉公園の松林又は大浜の砂原に臥眠する事を許さず。警官一同徹夜の覚悟なりと。宿院には俗に中揚と云ふ見世物も多く入り込み、此の付近及び大浜、住吉公園の飲食店は競うて客引の趣向を為し龍神、乳守の各遊廓及び南地五花街にても客待の支度に目を廻すほどなり。浜寺公園も程遠からぬ大鳥祭の余沢を受け、昨日より非常の賑ひなり。朝永代浜及び東区豊後町の作り物も大繁昌なり。

154 住吉祭

明治 40・8・1 ⑩

住吉神社にて南祭執行につき、本日の堺渡御には御神器及び供奉員を増加し、神輿は多年昇き出したる事なき同社第一の大神輿を列後に加へ、旧例に倣ひ大和川を渉る事としたるが、右の神輿昇きは住吉付近の船頭仲間凡そ二百名が勤むる筈なり。此の祭りにつき、南署にては、難波停車場及び演舞場に臨時出張所を設け、非番巡查総出にて千日前、道頓堀、難波停車場、戎橋筋等の雑沓を警むる由。

155 大鳥祭と住吉祭

明治 40・8・2 ⑪

泉北郡鳳村大鳥神社の神輿は例の如く、三十一日午後四時本社出御同八時予定の順路を堺市宿院の御旅所へ到着、同夜十一時同所出発、大鳥の本社に還御なりしは一日午前三時過なりき。堺市各町の地車と鳳村其の他付近の地車及び太鼓は、例年互ひに路をセリ合ひ勢ひを競ひ喧嘩口論に及ぶを常としたるが、数年前其の筋より禁止せられ、神輿の如きも多人数にて昇くを禁じ、大八車に乗せ牛二頭に輓せる事となりし為、今年も平穩無事に渡御を卒へたり。住吉神社の神輿は一日午後四時本社を出御あり、安立町を南へ同夜九時宿院の御旅所に着御ありし筈なり。還御は二日午前二時に宿院を発し、同午前五時本社へ着御あるべし。今年は安立町、上住吉、粉浜、勝間其の他氏地各村

の船乗業者の懇請により、住吉にては輿丁二百名を要すべき大神輿を渡御するにつき、若者数百名は一日午後一時頃より続々隊伍を組んで本社へ着到し、頓て大神輿を昇き出したるが、其道筋も不都合なき様、若者数百名を配置して警戒せしめ、其の筋に迷惑をかけざる筈にて。大和川の如きも橋を渡らず、川中の浅瀬を選んで渡りし筈なりと。一昨夜に於ける堺大浜の魚市は例年より些かおかれて一日の午前二時に始め同四時前に了りしが、人出は昨年に倍し難波汐見橋の両駅より徹夜運転する三十分毎の列車は毎回人を以て充填し、大浜の酒樓も大繁昌なりき。両鉄道は三十一日の午後より乗客激増し、夜に入りてはいよく雑沓を極め、一日は更に人出倍加せり。各駅員は必至に働きて警官と共に注意を加へたれば、雑沓の割合には故障を生ぜざりき。龍神、乳守の両廓は一年中の紋日なるが、三十一日の夜は宵の程より箱切となりぬ。一日の朝は例の如く芸妓が紋付にて住吉へ参詣し、為に大に光彩を添へたり。警察事故は堺署にて三十一日、一日の両日に掏兇嫌疑者十三名を浮浪罪として連行し、住吉署にては酔漢保護五件、掏兇現行一件ありしのみなりと。一日午前七時三十二分住吉駅に着すべき上り列車は同駅北一番の踏切南手にて機関に故障を生じ、二十七分間余停車したるが乗客には異状なかりしといふ。

156 岸和田だより

明治40・8・9

欄外9・1

▲泉南郡各村に於ける神社の合併は続々行はれ、本月中には其の終結を告ぐべし。

157 ○安土町八幡祭「四季富久呂」

明治40・8・13

⑨

東区安土町三丁目の八幡神社は十四、五の両日祭礼につき、町内に種々おもしろき造物あり。即ち、

大阪五新聞見立、天の川(夏帯一式) 文月(扇子一式) 新口しのぐち村(同上) 美術の神(錫皿一式)

その他抹茶、生花や素人淨瑠璃を催し、例のおまじなひの紙製金銀蝶は三万本出し、スタンプを押捺すとぞ。

158 ●大阪府告示第二百四十二号

明治40・8・21

欄外21・2

明治三十九年四月勅令第九十六号に依り神饌幣帛料を供進することを得べき郷村社左の通り指定せり

明治四十年八月二十一日 大阪府知事 高崎 親章

北河内郡庭窪村大字金田郷社津島部神社、同郡交野村大字私部同住吉神社、同郡蹉陀村大字中振同蹉陀神社、同郡牧野村大字阪同片桵神社、同郡大和田村大字野口村社堤根神社、同郡星田村同星田神社、同郡招提村同日置天神社

159 ●大阪府令第六十号

明治 40・9・15 欄外 15・5

府社以下神社社司社掌俸給其の他給与規則左の通定む

明治四十年九月十四日 大阪府知事 高崎 親章

社司社掌俸給其他給与規則

第一条 社司社掌には其神社より俸給を支給す○第二条 社司社掌の月俸額左の如し一級社司七十五円社掌六十円二級同六十円同五十円三級同五十円同四十五円四級同四十五円同四十円五級同四十円同三十五円六級同三十五円同三十円七級同三十円同二十五円八級同二十五円同二十二円九級同二十円同二十円十級同十五円同十五円○第三条 社司社掌の俸給額は推薦の際又は臨時に氏子総代会若しくは信徒総代会の議決を以て知事に具申すべし但し明治二十七年勅令第二十二号第六条但書の場合は此限にあらず○第四条 一級俸在職五年以上にして勤務精勵効績顕著なるものは特に所定の俸給額以上を支給することあるべし○第五条 俸給は新任増減とも発令の翌日より起算し其月分は日割を以て支給す○第六条 転任者の俸給は発令の当日迄は旧任神社に於て其翌日以後は新任神社に於て支給す○第七条 病気の為め九十日を踰江又は私事故障の為め三十日を踰江執務せざる者には俸給の半額を支給す○第八条 退職者死亡者の俸給は其月分の全額を支給す、懲戒免職に処せられたる者当月分の俸給は日割を以て支給す○第九条 社司社掌の俸給は毎月二十日以後末日迄に支給す○第十条 社司以下職員にして社務の為

め旅行するときは船車馬賃休泊料等に充つる為神社より旅費を支給す○第十一条 神社の状況に依り社入金(財産収入等を除く)の三分の一以内に於て社司以下職員に手当を支給することを得○第十二条 旅費及手当支給方法は氏子総代会又は信徒総代会の議決を以て之れを定め府社は知事郷社以下は郡市長の認可を受くべし

付則 本会は明治四十一年一月一日より施行す

160 ●大阪府告示第二百九十三号

明治 40・9・23 欄外 23・2

明治三十九年「四月」勅令第九十六号に依り神饌幣帛料を供進することを得べき郷社社左の通り指定せり

明治四十年九月二十三日 大阪府知事 高崎 親章

中河内郡八尾町大字別宮郷社天作神社、北河内郡交野村大字倉治村社機物神社、泉南郡東信達村大字金熊寺村社信達神社

161 地車の衝突

市村、船尾両大字の大喧嘩▲惨殺二名▲瀕死二名▲重軽傷者七名

明治 40・10・4 ⑪

二、三両日は泉北郡神石村大字市村と同郡浜寺村大字船尾との秋祭にて、両村ともに例年の如く地車を曳き出したるが、昨日午後四時頃船尾村の地車が村境なる小栗街道の土橋を越江んと

したる処へ、市村の若者も同じく地車を曳て此土橋近く進み来り、船尾村の地車が何んの答へもなく市村に入らんとするを見て大に憤り、一言三言言ひ争ひたるが、元来船尾村は擊劔流行の土地にて若者何れも氣荒なれば、当日の如きも既に喧嘩を覚悟し居たりと見江、短刀棍棒などを携へたるもありたるより忽ちに大喧嘩となり、双方入り乱れて擲り合ひたるが、船尾村の若者は市村の若者大道叅松(二十一年) 巽竹松(三十五年)の二人を捕虜となし、引つ担ぎて凱旋奏^{かみしきあ}げ、己が村に引き揚げ、右の兩人を短刀にて滅多斬りに斬り殺したり。市村方は散々に打ちなされ、右の外、木村嘉吉(二十九年) 野口市太郎(二十二年)の兩名深手を負ひて虫の呼吸なるを、目下踞尾村木村某方に寄留し居れる浜寺第六十一聯隊付内海軍医駆けつけ、応急手当をなし遣りたるが、猶この外に森口仙吉、木村與吉、石田留吉、北田甚蔵、南野岩吉等五名の重軽傷者を出し、船尾村にても中尾小三郎、古藤仙太郎の兩名負傷したりとの事、鳳署にて早くも聞き込み、署員総出にて犯人の檢挙に従ひ、午後八時頃嫌疑者として船尾村の相馬六三郎(二十二年)及び前記の中尾小三郎、古藤仙太郎の三名を引致し、目下嚴重取調中なり。

162 地車の衝突 (詳報)

明治40・10・5

①①

三日午後四時、泉北郡浜寺村大字船尾と同郡神石村大字市との村境なる小栗街道に於て地車の衝突より格闘を生じ、数名の死

傷者を出したる由は昨紙一部欄外に記載したるが、既記の如く二、三兩日は両郡市村より小栗街道信田山に至る各村落の秋祭にて二、三の字を除く外、地車を曳出し、市、船尾の兩字も互に景氣を競ひたり。然るに右両村の間には予て或る蟻^{むだかま}を生じ、融和せざるものあり。去る三十六年石津川出水の際にも、市村にては自村の浸水を恐れ水ハケを作らん為、村端より船尾の領分まで同川の堤防を切下げたるより悶着を起し、一時訴訟沙汰となりたるも、判事の説論により表面丈は和解したるが、爾來兩村の確執一層甚だしく、平素も互に睨合ひの姿となり居たる折柄、偶今回の祭礼にて船尾の地車が兩村の境界を越江、市村領に曳込みたるより衝突の動機となり、双方の若者等入乱れて格闘を始めたるが、船尾側が多勢なる上、多少擊劔の覚江ある手合も居合せ地車のテコ棒を振り廻し、または短刀抜き閃かして当るを幸ひ難ぎ立てたれば、市村の晒職大道叅松(二十一年)辰巳竹松(三十五年)の兩名は現場に於て即死し、又同村同職木村嘉吉(二十九年)野口市太郎(二十二年)の兩名は重傷を負ひ、何れも同郡踞尾村木村某方に寄留し居る浜寺第六十一聯隊の内海軍医の応急手当を受け自宅にて治療中なりしが、野口は後頭部をした、か撃たれ出血甚だかりし為、遂に四日午前六時半頃死亡し、木村も余程重傷なり。其の他同村側にては森口仙吉、木村與吉、石田留吉、北田甚蔵、南野岩吉、又船尾側にても中尾小三郎外数名の負傷者あり。同郡にては近來の大慘事なるより、鳳署は三日徹夜にて加害者捜索に従事し、四日尚引

続き検査中なるも船尾の若者等は掛り合ひを恐れ、殆ど全部逃走して姿を隠したるより、まだ何人が下手人とも判定せず。唯格闘嫌疑者として船尾村より相馬六三郎(二十二年)、中尾小三郎、古藤仙太郎外三名及び市村側より中江彌八郎(五十九年)、南岩吉(三十一年)、木村與吉(二十六年)、森口仙太郎(十九年)の四名を引致し目下取調中なり。元來市村側には前年迄親父分と云ふがありて、若者どもの総取締を為し居たるが、本年は其の人なきより同村の通名先生と称する中江彌八郎が代つて世話役を為し居たるに、今回の争闘を制せんとはせず、却て若者等を教唆して大事に至らしめたるやの嫌疑あるより、同人も目下取調を受け居れり。又同村にては三日の夜同村眞行寺にて村民協議会を開き、死傷者に対し弔慰金及び見舞金を贈る事に決議したりと云ふ。右につき当地方裁判所より大村検事、花田予審判事は大谷医師、川島書記及び府警察部保安課刑事臨検し、各戸に就き喧嘩前の状態及び現場の様子争闘の方法、負傷後の状況等を調査し、一面鳳署の巡査をして証拠物件を蒐集せしめ、地車の轆棒、同六尺棒、金棒熊手、鉞、斧、短刀の黒鞘、煉瓦石、瓦、黒シャツ等孰も血痕の付着したるもの三十余点を押取引揚げたり。内に一足の下駄ありしが、之は真先掛に争闘したると思はる、相馬小三郎の所有なりと。斯くて判検事等一行は闘争現場を踏査し、一旦鳳署に引揚げ午後船尾村にて嫌疑者の家宅搜索せし筈。

163 ●大阪府令第六十七号

明治40・10・7

欄外7・3

府社稟社以下神社神職任用規則第十条に依り社司社掌試験細則左之通定む

明治四十年十月七日 大阪府知事 高崎 親章

社司社掌試験細則

第一条 社司社掌の試験を受けんとするものは試験期日二週間前に郡市区役所町村役場を経て試験願書(第一号様式)に履歴書(第二号様式)及び府社稟社以下神社神職任用規則第二条の各号に該当せざる事を市区町村長に於て証明せし書面を添へ差出すべし」試験の期日は予じめ大阪府公報を以て公告す○第二条 試験を分ちて筆記試験及び口述試験の二とす」筆記試験に合格したるものにあざれば口述試験を受くることを得ず○第三条 筆記試験の答案は楷書若くは行書にて明瞭に記すべし○第四条 受験人には試験当日抽籤を以て番号を定む」受験人は予め交付したる用紙へ自己の姓名と共に当籤番号を記載し封緘の上試験委員に提出すべし」筆記試験答案には姓名を記載せず必ず其番号を用ふべし」試験委員は筆記試験成績確定後にあざれば前項封紙を披封する事を得ず○第五条 受験人は羽織袴又は洋服を着用すべし○第六条 受験人は書籍其の他試験答案の材料となるべきものを試験室に携入することを得ず○第七条 試験中試験に関する規則又は試験委員の指揮に従はざるものあるときは試験委員は之に退室を命ずることを得○第八条 受

験人は試験問題に付試験委員に質問することを得ず○第九条
試験の成績は試験委員の評決を以て之を定む○第十条 試験合
格者の氏名は大阪府公報を以て之を公告す」試験合格者には合
格証書(第三号様式)を付与す(様式略す)

164 恵比須神社遷座式

明治40・10・8

⑪

東区伏見町五丁目の恵比須神社は平野町御霊神社境内へ遷座と
決定し、同境内に社殿造営中のところ、今回落成せしを以て来
る十日午後八時、厳肅なる遷座式を執行すること、なれり。其
の道筋は伏見町を東へ、井池より道修町を西へ、心齋橋筋を南
へ、平野町を西へ御霊神社に着御の予定にて、双方の氏子一同
は羽織袴にて鳳輦に供奉し、尚同日より五日間盛なる祝祭を執
行し、生花及び種々余興等あり。又同期間を以て御霊筋の各呉
服店は大売出しをなす由なれば、定めて賑ふならん。

165 嬰兒を神前に供ふ

明治40・10・12

⑨

一昨日は伏見町の恵比須神社を御霊神社境内に合祀の当日とて
御霊付近は賑ひたるが、午後六時頃文楽座の雇人梅田卯吉とい
ふ者参詣し、フト見れば拝殿に生後五十日ばかりの嬰兒を蒲団
に載せて供へあり。人身御供は昔の物語なり、これはいさゝか
変なりと早速神官に告げ、淡路町派出所へ届け出でたり。東警

察署は報告に接して臨検したるに、着替の絹、木綿の着物から
巻蒲団に至るまで三十二点を添へ玉の如き男児なれば、捨児取
扱規則によりて東区役所に引渡したり。

166 宮入り地車の衝突

明治40・10・13

⑪

十、十一の両日は泉南郡東鳥取村字石田なる郷社波多神社の祭
礼にて、東西両鳥取及び尾崎村の三村より都合十三台の地車を
引出せり。宮入りの順序は例年の例に倣ひ抽籤を以て定めたる
ところ、一番東鳥取、二番尾崎村に当りたり。然るに東鳥取村
にては地車四台あり。十日午後九時を過ぐるも採みに採んで容
易に宮入りせざるより、尾崎村よりこれを急きたるが動機とな
り例の喧嘩を始め、打ち合ひ擲り合ひ瓦礫を飛ばして鬨ひたる
結果、尾崎村に六名の負傷者を出し、これを制せんとしたる巡
査の中に数名の負傷者を出したるも軽傷なり。その中の一人
東鳥取村大字鳥取中、山下丑松(四十七年)は棍棒にて頭部を
打たれ長さ約四寸の重傷を負ひ、一時人事不省に陥りしも、医
師の手当てによりて呼吸吹き返しぬ。右につき当地方裁判所よ
り判検事出張検視したり。

167 住吉宝の市

明治40・10・14 ⑨

例年の通り住吉神社の宝の市は来る十七日執行す。例の南地五花街の芸妓市女となりて参詣し、翌十八、九の両日は午後六時より廓内を市女姿のままにて囃子付きにて練り歩くなり。其の役に当りし芸妓は左の如し。

△市女 (伊丹幸席 萬千代、小奴 (富田屋席) 繁雄、房鶴 (大和屋席) 政彌、鶴千代 (小田席) おこい (桂席) 小艶 (石川席) 菊葉 (糠田屋席) 愛福△稚児 (富田屋席) 松千代、花千代 (桂席) 金勇、時子、君香 (紀の庄席) 梅勇 (越中席) 喜代菊、千代鶴 (伊丹幸席) 駒勇 (石川席) 繁蝶等

168 安土町八幡の遷座

明治40・10・14 ⑨

東区安土町三丁目の男山八幡神社はいよく、天王字村字阿倍野大江神社に移転合併する事となり、大江八幡神社と改称の上今より後例祭は十月十五日に改むる事に決定せり。左れど目下社殿造営中につき、落成迄仮殿に遷し奉る都合にて、本日正午安土町を御発輦、阿倍野大江神社に着御の上遷座式を執行し、明日祭典あるなり。遷宮の道筋は安土町を東へ堺筋南へ、道頓堀を東へ、松屋町筋南へ、逢坂安居天神に於て小休憩し、それより東へ、谷町筋南へ阿倍野に着御。

169 住吉宝の市

明治40・10・18 ⑨

翁が枡買うて分別変わる月見哉、と口吟みし住吉の宝の市は昨日举行されたり。供奉の稚児、市女は例年の例に倣ひ南地五花街より出したるが、当年は南海電車の雑沓を慮り、高野鉄道汐見橋駅より乗車したり。住吉神社蓮池の畔にての清祓式の如く三時より公園内に練り行き、設けの式場にて枡の式を行ひ、午後五時三十分発の列車にて帰たり。当日は朝より日影麗かに照り渡りて松吹く風も静かなりければ、散歩かたがた市女の練を見んと住吉に出かくるもの引きも切らず、為に住吉神社境内は更なり、公園の内外雑沓云はん方もなかりき。また五花街にてはこの市女が例年の通り十八、九の両日廓中を練り歩く筈なりしも、本年は都合によりて十九日は休み、十八日と二十日の両日これを行ふ事としたり。因みに右練物家台の囃子方は左の如し。

▲八雲 延子 (紀の庄) 米子 (三采) 若奴 (松本) 床光 (平辰)
 ▲囃子 富子 (紀の庄) 愛龍 (京駒) 小政 (大和屋) 菊葉 (同上) 文勇 (平辰) 松幸 (小田) 蝶々 (富田屋) 雛蝶 (同上)

170 神嘗祭と大阪神社

明治40・10・18 欄外18・1

十七日神宮の神嘗祭に対し当地の高津、天満、難波、座摩、御霊、八坂の六神社、其の他官国府郷村の諸社とも儀典厳かに祭式を行ひ、奉斎会大阪本部にては午後神殿を装飾し、三時神前

に礼典部職員参集、祭儀を挙げ同会神風講社員其の他有志者の参詣せる向多かりき。

171 雨の誓文払

明治40・10・21 ①①

昨日は誓文払の中日ともいふべき商家大事の日にて、日曜にも当り、博労町稲荷、難波神社の祭礼をも持込みたれば、降雨(強くはあらねど)にも拘らず朝来各町とも非常の人出にて路もさりあへず、心齋橋筋、座摩前、天神裏門、其の他の盛り場は前日同様車止となりぬ。路傍の小商人も合羽其の他の雨具を以て店を掩ひ、盛んに客を引きぬたり。

172 軍事片々

明治40・10・23 欄外23・2

▲大阪陸軍兵器支廠松原砲兵少佐監督の下に起工したる大鳥神社(官幣大社)境内の戦利砲十五珊米加農据付工事は、来月十五、六日頃竣工の予定。

173 ○道明寺天満宮と汽車 [四季富久呂]

明治40・10・25 ⑨

今明の両日、南河内道明寺天満宮秋季大祭につき、高野、河南の両鉄道共同して汐見橋駅より割引切符を発売し、鉄道庁も市内天王寺駅及び城東線各駅より道明寺駅まで割引切符を発売す。

174 天満宮の流鏝馬

明治40・10・25 ⑨

本日は北区天満宮の秋祭につき、例年の如く午後三時より流鏝馬の神事を執行す。騎手の道筋たる表門より鳥居まで両側に柵を造り、北署は境内に臨時出張所を設けて保護取締ること例の如し。

175 ●大阪府訓令第二十四号

明治40・11・7 欄外7・6

郡市長 町村長

神社は国家の宗祀にして其尊厳を保ち崇敬の誠を致すは帝国臣民当然の義務たり然るに従来各地に奉祀せる神社は其の数夥多にして基本財産を有せず且維持方法の確立せざる為社殿は荒廢に委し常置の神職を欠き崇敬の実挙らざるもの少しとせず是を以て政府は昨三十九年勅令第二百二十号を發布して神社の合併奉祀に対し特別の便宜を付与し以て神社の数を減少して其の維持方法を確立せしめんことを期せり就ては此際速に合併整理の途を講じ基本財産を蓄積し将来必ず明治二十七年勅令第二十二号に依りて専務の神職を置き且本年府令第六十号社司社掌俸給其他給与規則に依り之が給料を支給し専心神明に奉ずるを得せしめ以て神社の尊厳を保ち崇敬の実を挙げしめんことを期すべし

明治四十年十一月六日 大阪府知事 高崎 親章

176 神農祭

明治40・11・21 ⑨

東区道修町の神農祭は今年がお名残なれば、二十一、三の両日一層盛大に祭典を行ふとぞ。伯父さん、虎お畏れの連中ドシクゆくべし。例の造物は竹田良助の作にて左の如し。

本社小説「大石内蔵助」の土屋主税屋敷、本紙所載「世界の大宝庫」、弁天座狂言「塩原多助」、中座狂言「熊谷陣屋」、毎日新聞小説「石川五右衛門」等

177 昨日の大祭

明治40・11・24 ⑦

最終の祭日といひ、翌日が日曜に当るので会社員、官吏等はハメを外して思ひくくの命の洗濯、後れながらも菊見、紅葉狩、蜜柑狩、柿狩、名所見物、銃獵、釣魚などに出かける者踵を接し、各停車場は朝来大繁昌。市内では道頓堀、千日前の芝居、観世物、天満、高津、生玉の各社も人出多く、道修町の神農祭も往來の止まる程であつた。各遊廓は世の不景気にも似ず、箱切の盛況を呈した。

178 泉北だより

明治40・11・27 ③

▲官幣大社大鳥神社社殿工事は大部分落成し、目下透塀の建造中なるが、社殿内部の裝飾を除く外は来月下旬までに完成の見

込にて、来年一月早々より拝殿、神楽殿の改築、絵馬舎、社務所の移転改造等に着手する筈。(二十六日発)

179 社寺廃合と皇典講究所

明治40・12・4 ②

府下に於ける社寺廃合は漸次進捗し、未だ着手せざるは三島、北河内、西成の三郡と市内西区の新市街の分のみにて、何れも目下調査中なり。又新築計画中の大阪皇典講究所は既に各神社よりの寄付金額九千八百五十余円に上りしより、地を南区夕陽丘町大江神社境内(三百十六坪)に卜し、主務省に建築認可を申請せし処、今回許可の指令ありたるを以て近日委員会を開き、種々協議の上起工する筈にて、建物は本館二階建五十坪、付属建物二十五坪の予定なりと。

180 ○歓迎祈禱祭「四季富久呂」

明治40・12・11 ⑪

韓国皇太子殿下御留学のため御來着ありしより、北区天満宮にては十五日午前九時より歓迎祈禱祭を執行す。

181 忠魂碑除幕式

明治40・12・15 欄外15・4

在郷軍人其の他有志者の建設に係る南区木津敷津松之宮(大國神社)境内に於ける日露戦役忠魂碑竣工に付、晴雨を問はず

十五日午前十時除幕式を挙る由。

182 ●大阪府訓令第二十七号

明治40・12・19 欄外19・4

郡市長 府社、郷社、村社、無格社

明治三十九年八月当府訓令第十号府社以下神社社会計規程中左の
通改正し明治四十一年度より施行す

明治四十年十二月十九日 大阪府知事 高崎 親章

府社以下神社社会計規程

第十条中「左記各号」の四字を削り「古社寺保存法に依り下付
せられたる国宝出陳補給金」の二十三字を加へ一号乃至三号全
部を削る

第十一条中「前条の」三字を削る

第十七条中「及境外地より生ずる収入」の十一字を削り「使用
料」の三字を加ふ

第十八条中「知事に於て特に指定したる」の十二字を削る

第二十一条中「第十八条の指定したる神社は」の十三字を削る
第二十三条削除

〔同訓令は『大阪毎日新聞』明治40年12月22日付にも掲載されている〕

183 ○戦死者冬至祭〔四季富久呂〕

明治40・12・21

⑨

岡島千代造、七尾駒吉、柳田幾次郎外四十名発起の南区順慶町

大神宮天心会にては、例の通り十八日夜、同境内招魂舎に於て
陸海軍戦病死者冬至祭を行ひ、余興に東甫吉備楽会寄付の吉備
楽餅撒ありき。又翌日は河田齋主代表して真田山陸軍墓地に展
し、祭文祝詞を奏したり。

184 ○参拝記念スタンプ〔四季富久呂〕

明治40・12・24

⑨

住吉神社にてはこれまで参詣者より絵葉書にスタンプ押捺を求
めらるゝこと繁く、一々これに社務所の印を押捺する訳にもゆ
かねば、今回参拝記念スタンプを造り、新年よりこれを用ふるとぞ。

185 恵方と電車

明治40・12・26

⑨

明戊申の歳、大阪よりの恵方は南海鉄道の沿線に当るを以て、
新年の初参りとして住吉神社さては吾彦観音詣での乗客頗る多
かるべきを察し、同鉄道にては一月一、二、三の三日間難波住吉
間の電車は一車又は二車連絡を交へ、四分間毎に運転するの準
備を整へたりと。且は同鉄道が他に率先して設計したる自動信
号機の完成に依るといふ。又天王寺住吉間の電車は平常三分
毎の運転なるも、右三日間は十五分毎に発車する筈。

『大阪朝日新聞』 明治四一年 (一九〇八)

186 住吉まおり

明治 41・1・6 ⑨

御題が「社頭松」といふので、今年に住吉さまが一層大評判である。元日に卯の日の賑ひを重ねて、二日三日は申すまでもなく、四日も五日も引き続いて大繁昌、七日正月な、ぐさ齋なすけのお祝ひ、白馬節会の行事ゆかしく、参詣が多いであらう四日には踏歌祭ありて福の餅、福の餅、よともくくと呼はつて神前に餅を供ふる式目出度く、その福の餅を頂戴して喜ぶ子供等の面相までも福々しく、吹くや松風松の井に口すゝぎ、手を清めてお神樂あげませう。八乙女の舞、例の若松模様の袖を翻ひらへして幾世経ぬらん岸の姫松、松づくめ目出度づくめ。絵葉書の絵は勿論、境内の景色、そり橋の松、高燈籠の松、松葉輪画の意匠スタンプを松葉色のインキで押捺し、五所明神の前には絵葉書の文字と同じやうに「御勅題社頭松」と貼紙してある。御勅題の御はチト御念入り、併し目出度いことに念の入つたのは殊更にお目出度い。

五所明神のところには一株の老樹があつて、根本には沢山の小石がころがつてゐる。これらの小石の中から、何々の形または五の字の記されたものを拾ひさがしてお守にするとやらの一種の信仰から此の処はなか／＼大繁昌、一度その謂れを神さま

にきいて見たいものだ。男も拾へば女も拾つてゐる、婆さんも娘さんも拾つてゐる。それから北の方に転じると、左馬のお守を下げるころ、お宮さまの側におみくじが大繁昌。併し申年だから、左馬の守り札も左馬の人形も一向に買ひ手が無いらしい。麦藁細工の住吉踊は、相変らず竹枝に赤々と花を咲かせてゐる。これは四時住吉の花であるが、新年は一際咲きまざるやうに見江る。子供等の目を引き耳を引くため、露店に日の出笛といふのを売つてゐる。普通の玩具笛の末端に紅または紫に染めた薄削木製の御光を付けたもので、ヒーヒーと吹き鳴らす日の出笛とはよく付けた。

松原は松ばかりといひたいが、其の實、家ばかりと言はねばならぬやうな有様。さればされば賑はしいこと、鶏肉や酒や麦酒の広告印の小旗が色々美しう松の枝から枝に繋ぎ掛けられてゐる。茶店の軒には紅提燈がぶら下つてゐる。何かの開店披露かと思はれる床凡の毛布と相疎つて、いよく赤い住吉芸妓とやらいふ者の裳裾のチラホラと映り合つて、いよくますます、赤い。この松原ではたゞ青々の唄の文句は通用せぬ。移れば移るものかな、鞆ぶらんどは大人気、ピンポンが具へ付けられてゐる、メリーゴーラウンドの真似事を興行してゐる、空気銃店がある、揚弓店がある、ドンカチン、ボンボンとや、千日前式、千日前式。それでも矢張り松原は松原だ。塵の中にも何処となく見どころがある。御題のお蔭で一層繁昌するのは目出度い。

人形店には名物の千足猿が御大将、その他いろいろのお猿が時

めいてゐるのをかしい。蛇の玩具は昔のま、ニユラ〜とい
 やらしい割合に売れるのも不思議。兎はお猿に遠慮の気味、鳩
 クウ〜も隅に小さくなつてゐる。食物では芋は相変りませず
 お目出度うの新年、ごろ〜煎餅の代りにお芋焼や蛤焼などい
 ふ菓子売り出されて、これも御題には持つて来いの松風の目出
 度さ、住吉万歳である。

187 粥かゆ卜うら神事

明治41・1・14

⑨

府下中河内郡の官幣大社枚岡神社にては、例年の通り一月
 十四、十五の両日、粥かゆ卜うらの神事といふを行ふなり。今その神事
 の次第を聞くに、御粥みかゆ卜うら田たの神事と称して往古より伝はれるも
 のなり。宮司及び禰宜みかひ以下神職一同、十三日の早天より社務所
 に参集して斎戒沐浴し、十四日の午後二時ごろ各村の氏子総代
 十名を社務所に招集す。氏子総代は羽織袴の正装にて社務所に
 出頭し同じく斎戒沐浴し、同四時禰宜みかひ以下神官に随従して拜殿
 に昇殿し、左右に整座す。禰宜みかひは一の本殿に伺候し御粥みかゆ焚たきき人
 選の祝詞を奏し、それより十名の総代中抽籤にて四名を神慮に
 叶ひしものとして定むる例なれば、禰宜みかひは籤を三宝に載せて四
 名を抽籤にし、当選者を御粥みかゆ焚たきき掌たづなと命名して一同退下す。夕食
 の上同六時御粥みかゆ焚たきき掌たづなは、風折烏帽子に浄衣を着して御供所に伺
 候し、第一御殿の内陣に納めたる火漬板ひぢかいたを御供所へ受け遷し、
 空木と火漬板とを摩擦して発火せしめ、其火をもつて御粥みかゆを焚

くなり。

御粥みかゆは白米五升に小豆三升を加へ、これに五穀を始め田畑の作
 物合せて六十余種の符牒を付けたる竹(長さ八寸許、藤鬚にて
 からみたるもの)を大釜の中に入れ、かの米小豆と共に焚き、
 やがて煮江上りたるを待ち、更に三本の竹の長きものを携へて
 大祓の神言数十回を繰返して唱へ、全く煮江上りたる時蓋に封
 を為し、一同此の夜は退下し、これにて御粥みかゆ焚たきは了るなり。

十五日は午前七時宮司以下一同御本殿に昇殿し、前夜封じたる
 粥かゆ竹を取り出して神前に供へ奉つり、祈年の祝詞を奏し、次に
 粥かゆ竹を御粥みかゆ焚たきき掌たづなに下げ渡す。御粥みかゆ焚たきき掌たづなは予じめ設けたる三畳敷
 御粥みかゆ割うてなの台と称する所に於て、一々六十余種の符牒ある竹を割
 り、四名のうち一人が竹を担ひ、大声にて農作の豊凶を報告
 す。一例を示せば「あげの山田の稲は上」といふ風に呼ばゝる
 なり。此時、代々同神事の判断人を勤むる出雲井村の岡田亀十
 郎、岡田卯兵衛の兩人と御粥みかゆ焚たきき掌たづなと同じき服装にて着座し、判
 断の後、「粥かゆ卜うら引附日記」と称する木版摺のものを作りて参詣
 人に授与するなり。又空木の八角の清らかなる木十二本を十四
 日の夜、境内焚火所に於て火中に投じ、一本づ、挟み出し、其
 の焦工合によりて一年中の晴雨を占ふ。これを「置揚」とよぶ。
 俗に枚岡の粥かゆ卜うらといひ、或は枚岡の置きといふは即ち是れなり。
 尚十五日の午後一時、神前にて粥かゆ卜うらを目出度く了りし御礼の祭
 典あり。当日参詣者群集し粥かゆ卜うら日記及び置揚を授与せらるゝぞ
 目出度き。

188 天満宮のとんど

明治41・1・16

⑨

きのふ未明より、市内重なる神社には左義長の儀式が行はれた。中にも北区天満宮は最もその式が盛んであると聞き、朝の五時ごろ寒い風に吹かれながら家を出る。

まだ明けやらぬ空に参詣者が打ち振りつゝ、帰る幾百千の火縄は、大小無数の巴を描き、輪を画き、宮への沿道幾丁はこの火花を以て満たされる。

とんどの火をこの火縄に移して、家に帰つて小豆粥を焚くのが習ひである。宮に近き路傍には、赤毛布の上に尺余の火縄の幾筋を束ねて売つてゐる。この火縄店は、境内外を合せて五六十は出てゐる。火縄は天満市の側で請けて来て売るのだと、火縄屋の老爺が語る。

宮の門前は火縄の煙で咽ふばかりだ。うつかりすると人の打ち振る火縄の火で頬を撫でられては大変、と恐々ながら大門をくぐると、七五三の片、山草の塵が一面に散らばつて歩くに足がもつれるやうな、暁の空を斜めにとんどの煙は白く流れてゐる。境内は篝火ととんどに明るいこと昼の如しだ。

七五三打ち渡した手洗には『清浄水』、近きあたりの末社には『白太夫社』『紅梅殿』『老松社』など、記した御神燈が美しく神しく点つてゐる。

本社神前には三つの篝火がある。梅鉢の紋ある法被の人に群集は揉みに揉んで、火縄へ浄火を点けて貰うてゐる。篝火の後に

は積み重ねた七五三繩の山がある。その山から奥深く、左右に開く錦の帷が御燈に輝いて尊い。神樂が奏せられる、神樂女の緋の袴が美しい、とんどは熾に雲を染める。神樂は肅と澄み渡る。

とんどは宮の西手寄に小丘のやうなのを凹みにし、円陣を形つて、周囲には丸太の柵がしてある。真黒な人山が築かれて、とんどは今が最も熾な潮合だ。高い処から山草づきの七五三繩が幾つもくきりく舞うて焰の中へ落ちて来る。昔より天神さまをあやかり奉るとて、子供は試筆のものを笹に吊るしとんどの中に捧げる。煽られて紙は燃江ながら高く揚がるのを見て、手が上ると喜ぶ。とんど、とんど、夜が明けては趣味がない、自分も火縄をきりく舞はして、明け放れぬ間に家に帰つた。(溪)

189 初天神前景気

明治41・1・23

⑨

北区天満宮にては例年の如く、二十四、五の両日祭典を執行し、二十四日には保勝会全会員の保全祈禱会をも行ふとぞ。二十五日の当日は、例によつて鷲うさぎ二百余箇を参詣の有志者に授与し、本社前にて絵葉書を頒ち、記念スタンプを押捺するといふ。北新地の宝恵籠は昨年よりも一層景気よく出す由にて、五挺を一組とし、五組づゝ、天満宮に昇き込む都合なり。其の道筋は北新地遊廓事務所より長池を北へ老松町に出で、表門より本社に参詣し、戒門より西へ老松町に出で、新地裏町を西に廻りて事務

所に帰るなり。戎門側普請場の入口には花門を造り、絵馬堂を休憩所とすること例の如し。北署は境内に臨時出張所を設け、群集を保護取締するとぞ。また府下南河内道明寺の天満宮にては二十四、五、六の三日間、祭典を執行するにつき、旧関西線市内各駅より河南鉄道の道明寺駅まで、及び高野登山鉄道汐見橋駅より道明寺駅まで、いづれも往復大割引の切符を発売す。

190 初天神宵宮

明治 41・1・25

①

十日戎と共に名高き初天神、而も昨日は近年に無い上々の宵宮といふ。天満宮本社には灘五郷の酒造家より献上の菰樽数十挺威勢よく供へられ、市内有名呉服店より献上の紅白鏡餅立派に、北新地其の他より献上の米俵も目出度く、梅花祭執行の板札に早くも春立つ心地したり。社前の絵葉書は記念スタンプの押捺なかく、繁昌し、例の雷除天神花や天神旗の名物は言ふも更なり、小判つきの糶糶の枝も盛に売り競はれたり。また鸞形燈籠の下には大宰府式の鸞を売り出したるが、此方もまげじと社殿の前に亀井戸式の鸞を売り出し、筑前と東京とがこゝの境内に競争のありさまをかし、社前に据ゑたる大槽二つ、賽銭の降ること雨の如く、其の音雷に似たるなど、菅公天上の時の比喩には聊か仰山に過ぐ。境内に出せし飴屋、風船屋などの屋台店の趣、萬づ東京の縁日に異なるけれど、視機械の見世物は少々古めかしく、近頃東京などには見られぬ図なり。

大阪ならでは見ること出来ぬ大切のく、宝恵駕なれば、如何して見んと思ふ中、東の方より宝恵駕々々といひながら、友禪の華美な襦袢を翻ひつかせ、桃色の中まにて鉢巻したる数人の男衆氣の利いたやうな間の抜たやうな姿にて駕を昇き来る。駕の中の美人はと見れば、盛装転た四辺を眩すれども、首から上を余り真白に塗りくりて、宛ら活人形をば見るに似たり。男だてらに例の友禪の襦袢が宝恵駕々々と間抜た調子に軽く走りゆく跡から、数人の児童等、同じ調子に宝恵駕々々と小躍し尾きゆく。俺も大人うなつたならば、アンナ美しい女を昇いで見たいとでも思ひしものか、菅公と而して芸妓の駕、何となく釣合がつかず古き読本リキダにも見当らぬやうなれど、習慣とあらば詮術なし。北新地より天満宮へかけて宝恵駕の通ふ途には見物両側ひしにバツと照り映江、明日の辻占も上々吉まことに嬉しく有難き紋日とこそ思はれたれ。

また一方天神裏の賑ひは非常にて、芝居寄席の大繁昌、げに北の千日前のお祭日と驚かれたり。殊に亀の池の傍の名物、稲荷餅屋の競争繁昌は目ざましく、餅の山盛り如何なることか心配せらるゝ程なりき。

191 初天神

明治41・1・26

⑨

二十五日は朝来曇りがちの空、正午過ぎよりうら、かに晴れ、天満宮の境内は宵宮にまして非常の賑ひを極め、宝惠駕は今日はまだ一入花やかに一番駕ホイ、十一時過ぎ本社に昇き込み、この駕の通る途筋にては業を休み、店の間に金屏風を引きまはし、毛氈敷き親族知己を招きて観覽せしめ居れるも見受けたる程なれば、境内外はギツシリと人垣を造りて身動きもならず。五色の縮緬の紐長くチョイときくと先払ひの幫間がへらく冠りに扇の手拍子面白く、梅の幾枝駕に開いて陽気浮き立つに、人波どつと寄せてヤア押すなく、風船、ねぢ飴、鴛や絵葉書、天神旗、天金花、何処見ても花々。

今日こそは、と北陽の美形、伊達を競ひ艶をくらべて繰出せしが、中にも高田屋小金は妹分二十五、六人総拳つて宝惠駕の前後に付き添ひ、景気よく参詣したり。

夜に入りにては賑ひ亦一入なりしが、宝惠駕は四隅に提燈を翳し、幫間に取り巻かれつ、益劣らぬ景気にて、午後十時三十分頃までに二百六十五挺を出したるが、最後の二十五挺は取り別けて花やかなりき。北の新地は徽章染抜きの紅提燈を軒に吊りて景気を添へ、絃歌湧くが如くまことに花の色里、夜は明けぬさまに見江たり。

景気斯の如くなれば、裏門の各興行物何れ大入札を出さざるはなく、北署は表門内に臨時出張所を設け、非番巡查総出にて老

松町を経て鳥居筋を参詣道とし、戎門より表門筋西へ下向道と定めて警戒に努めたれば怪我人などもなく事故としては左の数件ありたるのみなりき。

△迷児三十余件△暴行者十三△酔客七△掏摸一件△遺失六件

192 恵方参りと汽車

明治41・1・30

⑨

来月二月は旧正月の元旦、四日は新曆節分に当るより、帝国鉄道庁は大阪よりの恵方参りと年越し伊勢参宮との便を計り、来月一日より同四日まで、大阪市内各駅及び京都より山田まで三等往復二円五十銭、二等同三元七十五銭、五日間の通用切符を発売し、又神戸三宮両駅よりも山田まで三等往復二円八十銭、二等同四円二十銭、五日間通用の切符を出すよし。尚河南鉄道にては、二、三日の両日とも南河内の誉田八幡宮、道明寺天満宮への恵方参りの便を計り、大阪市内各駅より道明寺、古市両駅へ各等当日限り大割引の往復切符を発売す。当日誉田八幡宮にては厄除及び安産守を授与するよし。

193 ○方違火焚の神事 [四季富久呂]

明治41・2・1

⑪

堺市厄除方違神社に於ける火焚の神事は節分の当日執行する由なるが、本年は市内より恵方に当るゆゑ参詣人多かるべし。

194 ○笹の守 [四季富久呂]

明治 41・2・1 ①①

堺市少林寺町白藏主稲荷明神にては従前節分に際し笹の守を参詣者に施与したるも、明治維新の頃より中絶し其の儘になり居るを今回同寺の整理と共に復興し、来る四日の節分に従前の通り笹の守を出す由。

195 恵方参りの先走り

明治 41・2・1 ①①

今年の恵方は大阪を中心として遠くはお伊勢さん、近くは南河内道明寺の天神さんと其隣りの誉田の八幡さんである。処で誉田の八幡さんは厄除のお祭、節分のお祭などがあつて、明二日の旧正月元日から四日の節分へかけ、いろ／＼の催しがあると聞いたので、気の早い利巧な記者は、多くの参詣者がガヤ／＼と押し掛けぬ中、いの一歩に誉田へ乗り込んで、思ふ存分今年の厄を払つて貰ひたいと、大祭日の休みを幸ひ、誉田の八幡さんへと参詣した。先づ旧関西線の湊町駅を出発して、柏原駅で河南線へ乗り替へると、間もなく古市駅に着いた。其処から下車して四丁ほど往くと、道の西側に大きな鳥居があつて、松の大木はスツキリと神々しく聳江て居る。これが名高い誉田の八幡さんである。湊町駅から柏原まで四十分位、柏原から古市まで十分位。総て五十分を費して、何の苦もなく達せられた。この八幡さんは、応神天皇を斎き奉つたお宮で、昔はなかくく

大した威勢の神さまであつた。それゆゑ社内の宝庫には歴代の御宸翰を首め縁起絵巻物、その外いろ／＼の宝物がある。記者は折よく南河内の有志者矢野君及び氏子総代諸君に出会つたので、その宝物の二、三を拝観し、又いろ／＼のお守りを頂戴して、予定通りいの一歩の恵方詣りを済した。

この誉田には碓井の梅林と桃の名所があつて梅観、桃観には此の上なく、石川の鮎狩りも面白さうである。若し此の地の扇屋に一泊して、歴代の御陵を拝し、上古の旧蹟を探るを得たら、無上の興味を感じるであらう。

古市駅から上り汽車に乗つて、喜志駅に下車し、壺井の八幡さんに参る。次に瀧谷駅に下車して有名な不動さんにも参詣し、長野駅に下車して、観心寺にも参つた後、三日市の錦溪温泉に遊んだ。この温泉は浴室を拡張新座敷を建築したため、遊ぶに最も適當の場所となつた。やがて高野線から大阪に引返したが、この反対に高野線から乗り、住吉吾孫子に参り、それから三日市の温泉に立ち寄つて、観心寺に廻り、河南線で前記のやうに関西線に帰着するのも、大阪から一日旅、今年の恵方参りとしては最も妙である。(不動)

196 天満宮節分の豆

明治 41・2・6 ⑨

節分の天満宮の景気の素晴しかりしことは、読者すでに御承知なるべし。さて同神社にて当日の賽銭及び豆の上り高を聞くに、

例年と大差なく、賽銭は五百円余、豆は七石に達せしとは驚くべし。中にも豆を包める山の如き白紙のうちに「頭にハゲ五ツあり平吉と申す人なり」と記して吾孫子観音の印を捺したる包み紙ありしはをかし。

197 菅田八幡の厄除祭

明治 41・2・11 ③

南河内菅田八幡宮にては更に今十一日及び来る二十五日の両日、今年の恵方厄除祭を行ひて参詣人に神矢を授与するよし。

198 ○遷座式「四季富久呂」

明治 41・2・11 ③

東区餌差町鎮座北高津神社(旧村社氏神)は府社高津宮に合祀と定まり、本日午後一時遷座式を行ふ。

199 貴族院議事(十五日)

○神社財産に関する法律案

明治 41・2・16 ①

官国幣社府県社以下(別格官幣社靖國神社を除く)の神社財産に関する現行法は不備不明瞭にして弊害多きが故に是等の法規を統一して神社の財産及び負債等に関する法制の基礎を確立せんとする件にして吉原内務次官の説明に次ぎ田中芳男氏の質問に対する水野神社局長の答弁ありて議長指名の委員付託し。

200 祈年祭奉幣

明治 41・2・18 欄外 18・4

祈年祭執行に就き、府下各神社へ左の如く奉幣使参向す。
十七日住吉神社、大鳥神社△十八日生國魂神社、阿部野神社(以下青木事務官)△十九日水無瀬宮△二十日枚岡神社△二十一日四條畷神社(以上松木事務官)

201 貴族院委員会(二十日)

▲神社財産に関する法律案

明治 41・2・21 ①

午前十時半開会岡野、水野両政府委員出席し二、三の質問応答ありたるのみにて全会一致原案を可決せり。

202 貴族院議事(廿二日)

○神社財産に関する法律案

明治 41・2・23 ①

委員長二條公爵委員会の経過を報告し、読会省略可決確定。

203 衆議院議事(二十七日)

○神社財産に関する法律案

明治 41・2・28 ①

政府委員の説明あり、九名の委員付託。

204 衆議院議事 (十二日)

○神社財産に関する法律案

明治41・3・13 ①

長晴登氏の報告あり。第二読会を開き第三読会省略。委員長報告通り可決確定。

205 ○旅行安全の祈禱 [四季富久呂]

明治41・3・17 ⑨

官幣大社住吉神社にては、我が社主催世界一周会員が神戸を発する際、一同へ守護札を贈り、尚一行が敦賀に帰着するまで毎日祈禱を行ふとぞ。

206 太神宮と戦死者祭典

明治41・3・17 欄外17・1

当地の岡島千代造、七尾駒吉、柳田幾次郎、矢田九平外四十余名発起の南区順慶町太神宮天心会にて、明十七日夕、太神宮及び境内招魂舎の陸海軍戦病死士の春季大祭を行ひ、余興に餅撒福引あり、賑ふべし。

207 天満宮の合併

明治41・3・18 ⑨

南区坂町の天満宮は今回、天下茶屋村の天満宮に合併する事となりたるにつき、坂町の天満宮は十九日正午より行列美美しく

天下茶屋へ遷座ある由。右につき南地の芸妓三百名は、この行列に加はるよし。

208 生國魂神社献納戦利砲

明治41・3・23 ③

陸軍省より当地生國魂神社へ建納の十五珊戦利加農砲(二十二口径総重量二千貫)は先月末運搬を終り、目下大阪陸軍兵器支廠付橋本砲兵上等工長監督の下に据付中にして、去る十五日着手の基礎工事は茲二、三日の内に完了するを以て、直に組立に着手。晴天続きなれば、大抵本月中に竣成の見込なりといふ。

209 ○新築祝祭 [四季富久呂]

明治41・4・7 ⑨

郷社大江神社大江相楽会の寄付にて新築中の日吉稲荷神社落成せしに付、七日午後一時祝祭を挙行す。

210 大鳥神社花摘祭

明治41・4・11 欄外11・3

十三、四の両日は泉州大鳥神社の花摘祭につき、堺乳守遊廓より花摘女として芸妓舞妓等供奉の列に加はり、十三日浜寺に渡御あること例年の如し。南海電車は参詣人の便利を計り、両日共臨時電車を出すとぞ。

211 大鳥神社花摘祭

明治41・4・12

⑨

明十三日午後一時執行、浜寺御旅所へ渡御あり。同六時還御の筈なるが、例の如く堺乳守遊廓の芸妓花摘女、仕丁等を出し家台車を曳き出す由。

212 神様の転宅(上)

演じ出された一場の悲劇▲貧乏な神仏の征伐▲府下の神

社▲老人の繰言

明治41・5・17

⑩

人間の転宅でも煩さいばかりでなく、ツヒ馴染が出来ると便利が悪くても何だか惜しい様で容易な事では出来ぬものだが、神様の転宅となると更に一段の混雑で、中には随分惨めなことも出来てくる。河内金剛山の西麓、楠公城址のある赤坂村に郷土建水分神社といふのがある。森林蒼鬱として萌江出でた若葉の色は鮮かに、和らかな春の風は梢に渡つて、いかにも神々しく見られる。天御中主、天水分、國水分、彌都波乃賣、瀬織津比賣、楠大神と丁度六柱の神が祀つてある。所が近郷十九の村々から、其の村々に祀つてあつた氏神を悉く此の建水分神社に合祀することになつて、此の月の十日に厳かな遷座式を行ふた。実は神様の転宅だ。其の時の光景は、厳かな中にも一種の悲劇が演じ出されて、降り出した当日の雨に濡れた氏子は、更に深い哀愁の涙に袂をしとゞに絞つたのである。

其の由来を尋ねると斯う云ふ訳だ。三十九年の八月に神社寺院仏堂を合廃して、不用になつた其の境内の官有地は無代で譲渡してやつても宜いといふ勅令(二百二十号)が出た。夫を内務大臣が更に敷衍して、村が貧乏で修覆が出来ず相当な神主を置くことも出来ぬ神様や、信徒が少くて坊様の食つて行くことも出来ぬ様な寺や、堂守もない詰まらん仏堂などは可成合廃して神や仏を立派に祀る道を講ずるやうにせよといふ内訓を府県知事に向つて発した。府県知事は又其の旨を敷衍して直に之を郡市長に伝へる、郡長は町村長に伝へる、斯して彌貧乏な神様や仏様の征伐に手を着け初めたのである。

勅令発布の当時は吾大阪府下二市九郡の神社の数は郷社、村社、無格社を合して千八百八十五もあつたのであるが、右合廃奨励後、今日では六百九十七社を減じて丁度千八百八十八社になつて居る。まだ百社近くは遠からぬ間に整理をつけるといふ話だ。其の内、最も多く数の減たのが豊能郡、最も多く減らないのが北河内郡、大阪などでも百五社の内、四十社許り減つて六十五社になつて居る。今茲に特に建水分神社の遷座式の事を書かうとするのは同じ合祀の出来たといふ中でも、唯仰山らしい声ばかりで一向実が揚つて居るのが少い。合社の数も多く、基本金の額も多く、又実際公けな遷座式を行ふたのは此の建水分神社であるからである。

彌今日は遷座といふ其の朝であつた。村村の同じ氏子の中でも殊に年齢を取つた老人達は、いよ／＼今日からうちの氏神様が

お転宅をなさる、時世時節とは言ひながら何程軒の傾いた柱の歪んだおぢちやとて、何百年の昔から此の在所に御座つてお拝み申しお継り申して沢山の御利益を戴いた氏神様、此処は厭ぢやとお仰やらぬに何といふ情ないことになりました、と声を揃へて泣き出す。主として事に与つた村長も、一に郡長の訓示を聞いてやりかゝつた事ながら、夫もさうぢやト彌御神体を扉の中から出す時には玉の如な大きい涙がポロリ／＼と落ちて正面に顔を得上げなかつたといふ。

悲劇はまだ夫れ位では尽きぬのである。

213 神様の転宅 (中)

神様の財産▲教育の支障▲忠ならんと欲すれば孝ならず

▲主なき社殿に合掌礼拝

明治 41・5・18

◎

府の役人からは神様の転宅を強ひて一社少くとも六千円以上の基本財産を作れ、さうして其の利殖で一箇月十五円以上の神官を聘備せよ、神官と学校の教員とは兼務が出来ぬ、何方か一方を止めて了へと伝へたさうである。之には大分困つて居る処がある。例の小学校の義務年限が延びたので、学校の増築、教員の補充、彼れ是れ困つてる上に、兼務はならぬ……。実は教員の不足勝な今日此の比、田舎では神官の教員兼務が多い。忠ならんと欲すれば孝ならず、教員たらんとすれば神官たらんとすれば教育の方がお留守になる。其の上基本財産

を作らねばならぬとなると村民の負担は軽からぬものになる。心の荒んだ都人ならばイザ知らず、正直な無邪気な田舎人には其の村の氏神様は何よりも大事である。殊に日露戦争の時、屈強な男が皆出征して、留守を守つた老人たちは命がけで氏神に心願を籠めて出征軍人の無事を祈つた。其の以来氏神に対する信仰心はいよ／＼敦くなつて、家根は晝かず神饌の貴きを供へずとも、煎豆を献じ、大根無と野に出来たほどの初穂を供へて心ばかりは潔く美しく節くれ立つた拍手を打て日毎のお祀りを勤めて居たのである。夫が俄に他所へ転宅をしてははれるといふのであるから、泣いたのも無理はない。

止むを得ぬこと、諦めながらも、名残りが惜しい。最う明日の日からは一寸お百度と思つても一里も二里も行かねばならぬ。之が永のお別れぢや、御神体は建水分に御座つても此のお社で二度とお拝み申すことは出来ぬ。神様の御財産が万になつた二万になつたと囃した所でソレが何の神様のお徳分になりませう、神主様の羽振が少し大きくなる許りのこと、相変わらず愚痴を零す。神苑に於て氏子一同築いた大きな竈に温かな御供を作り、供へた余りを戴いて質素な御酒の三五盃に元氣を作り、思ひ切つて腰の弓になつた老人も、歩行に覚束ない孫も子も悉く家を明けてゾロ／＼お供をして当日の正午頃に恙なく御神体を遷すことは遷したが、丁度其の日はドシヤ降りの大雨で神様も泣いて御座ると一層慇懃な氏子の心を傷めたためたのであつた。其の後三日、遷座の余興として野小屋を組んで壮士演劇をする、

若衆相撲を取る、何分未曾有の出来事とて賑ふことも賑ふたが、ヤツパリ元の鎮守の森を見棄つことは出来ぬと見江て、其の後も相変らず御霊なき社に詣で、以前と同じやうに拍手打つて拜んで居るのが沢山ある。

御霊なき社に合掌礼拝するものあつて、合廢の実揚らぬを虞おそれて、遠からぬうち其社も森も或は焼き、壞ち、売払うて了ふとのことである、コレが又一つの問題である。

214 神様の転宅 (下)

御神木から滴る血潮▲人の首に刃▲異論百出▲忘じ難き

心の傷痕▲美風良俗と其の感化

明治 41・5・19

⑨

御霊なき藻抜の殻の社殿に合掌礼拝が絶江ないでは合祀の実が揚らぬから、社は焼き払ひ森の立木や地面は売払うて了はねばならぬ、というて居る。イヤハヤ凄じいことだ、参詣人があつてもなくても、合祀の主旨は其の社址一切を処分して六千円以上の基本財産を作らうといふのだが、其の社址は如何程の金になるものか、好し金にしようとした所がトテも同じ田舎では其址の地面を買受けて、之を開墾して田なり畑なりにして其の上に作物を植付けて小便や馬糞をかけやうといふ様な大胆者は一人もない。立木だとても神の森には始終神様が宿つて居られたのであるから之を伐つて普請などしては直に崇りを受けると誰も買ふ者がない。現在豊能郡の或村では之を買ふた者が伐り出

した所が杉の大木から生血が滴つて、樵夫はソコに悶絶したと囃して居る。

固り信ずるに足らぬ訛伝、他年の雨水が節穴にでも溜つて居てソレが木の灰汁で赤く染つて居た位のことであらうが、兎に角コレは理窟では行かぬ。氏子として神の森の木に斧ふえを加へるのは人の首に刃を擬するよりも大事である。左までせずとも材木新に不足はないと皆手を控へて傍観する。夫だから其の筋に向つて届け出た基本財産の額何千何万と声ばかりは高いが實際はホンの評価で、本統に夫だけの財産を作らうと思へば、一々村民から金を徴取おろて積むの外ない。色々の税が重い上に棄て、置けば無くとも済おろんで行く積金だ、と青息吐息の姿である。勅令の主旨を余り深く解釈し過ぎて神を祀るに経済を本義としたのさへ怪しいのに、其の経済本義が却つて民人苦痛の種、無用の長物たらんとして居るのは聊か興なき次第である。

泉南佐野などでは一村一社に纏めて二十二の社を春日神社に合祀する決議が出来たといふ。同じ熊取村も五十六社を一村一社に縮めんとして毎日評定に時を移して居る。祭典其の他昔からの古い習慣が各村々に違つて居るので異論百出、容易のことに決らぬ。堺市なども半分になつた。唯独り三島、北河内などは此事を詰らぬ形式に過ぎぬ、美しい氏子の心はやがて神の心である、神官がないからとて、社の屋根が傾いて居るからとてユメ蔑にして居るのではない、祀る道だけは立派に立て、居るのだからト余り念頭にはかけて居ない。

幾百年の星霜を経て苔むした神の庭、神々しく生江茂つた森を片端から征伐して、夫を売り払つて得る所の財貨がドレ程の額になるかは知らぬが、之がため処の風致、村の歴史、村民風俗泉源を長へに失うて了ふ。合祀の実成つて、より敦くより敬しく神を祀ることが出来れば結構である。併し幾千年の間、信仰の標たる鎮守を遠方に移すのみでなく、一見した丈で崇高な幽玄な且懐かしい様な自から人をして敬虔の念を起さしむる鎮守の森を破壊して、正直な氏子の心に忘じ難き傷痕を止めることは美風良俗を養成する上に、悪い結果を与へるといふ様なこととはないであらうか。

樹を伐るは瞬く間であるが、樹木の生長には幾百年を要する。庭木でさへ伐倒すには熟考を要する。況や鎮守の森をやだ。官でも人民の方でも熟考すべしである。

215 ●大阪府告示第百六十三号

明治41・5・24 欄外24・5

明治三十九年四月勅令第九十六号に依り神饌幣帛料を供進する事を得べき郷村社左の通指定せり

明治四十一年五月廿一日 大阪府知事 高崎 親章

豊能郡四郷村大字宿野 郷社 久佐々神社

同 郡歌垣村大字倉垣 村社 天神社

三島郡春日村大字郡 村社 郡神社

同 郡千里村大字片山 村社 素盞烏尊神社

〔同告示は『大阪毎日新聞』明治41年5月22日付にも掲載されている〕

216 住吉田植神事

明治41・6・8

⑪

来る十四日は住吉神社の田植神事に付き、例年の通り新町の芸妓及び舞妓は植女、稚児に出て十五日は其の姿のま、家台花やかに囃し立て、午後七時より廓中を練り歩くところぞ。

▲植女 木原光笑、同光香、小川そで子、同奴、大西石勇、京家小千賀、川岸鬮龍、山下梅香、木村八重子、佐野若春(以上十名) ▲稚児 小山静奴、同玉らく、木原小ちゑ、同光千代、同菊葉、山下小梶、佐野名瑠菊、大西小さゑ、京屋丸九代、川岸吉丸(以上十名)

217 三光神社の砂持

明治41・6・9

⑨

玉造真田山は宰相山と称へ、大阪陣の眞田幸村の砦趾にて世に名高く、社説には京極宰相の陣営此の辺りにありしと伝へ、三柱神社とて稲荷はいふに及ばず。本殿には仁徳天皇を奉祀せる外、奥州青麻あおぞの神の遥拝所として、古来中風の病を除くと伝ふる三光神社を境外の末社として祭り、参詣者非常に夥しきも、近來社地の荒廢せると社寺合併法とに因り、今回境内に移し合併の上改めて社号を三光神社と称へ、全体の高丘に花樹を植ゑ込み、昨今殊に五月花の真盛りにて往々くは立派なる神苑を為さん計画なるが、いよく来る十三日に地鎮祭を行ひ、引続き十四、十五の両日盛なる砂持を催すよしなれば、定めて盛況

を呈すべく、風景に富める社地としては市内唯一のながめなるべし。

218 住吉御田の神事

明治41・6・15

⑨

住吉の松の緑幾代変らず、青田に初夏の風渡りて土堤を練る稚児植女の風流姿、宛ら一幅の絵のやうならんと思きや、これは又意外の人出群集の中に十名許りの外国人、写真機を並べて此風俗を攝影さんと待ち構へて居るところへ、人出いよく劇しくなり、柵を越へ埒を潰し、後には丘にも土堤にも溢る、群集御田の中の水無き七分を埋むるに至りたるには、社務所の人々は更なり、新町の世話掛も余程閉口したらしく見江ぬ。午後の三時四十分に至り、貝鉦太鼓の響につれて四花菱と三ツ巴の紋打つたる紅白二流の旗を押し立て、一隊三十二人の源平武者を真先に立て、台傘、立傘、大鳥毛、槍、挟箱の練りにつき菖蒲の造花を載せたる銀地の扇をいたゞける八乙女、市女笠を被たる田植女、稚児等人垣の間を掻き分け、練り来りたるが植女、稚児など一人に必ず四、五人の付添人を見たるは目立ちたり。やがて田植の式事ありて引き続き横笛、笏拍子につれて八乙女の神楽舞いかにも可愛らしく見るほどに、彼の源平武者入り乱れて勇ましく棒打ち振りて渡り合ひ、劇しく戦ひて神事を終りたるは六時頃なりき。かくてこの群集一時に潮の如く住吉停車場に押し寄せたれば、その雑聞非常にて押し合ひし

合ひ、喚くやら泣くやら怒るやらの大混雑。見るも浅ましきばかりなりき。

219 泉北だより

明治41・6・30

欄外 30・5

▲内務省神社局考証囑託文学士萩原伸三郎氏は官幣大社大鳥神社古文書什器取調べの為、二十八日同神社へ出張せり▲官幣大社大鳥神社にては玉垣周囲約百間(幅三間)及び小栗街道付近の神地六十間(幅三間)に対する濠渠開鑿工事施行認可の出願中なるが、認可あり次第着手すべき準備成れり(二十九日発)。

220 神社荒しの怪賊

元は軍艦の乗組員◎今は神社荒しの大賊◎直に神社へ放火

明治41・7・3

⑪

読者諸君は去る三十八年八月十五日の夜、泉北郡鳳村の官幣大社大鳥神社が怪しき火焰の為に全焼の災に罹りたる事を記憶せらるべし。この火の放火たる事は当時早くも其の筋の認むる所にて、天王寺署の如きは特に深く注意を払ひ佐藤、川添、長枝、野竹の四刑事が専心捜査に力め居たるが、爾来三年余を経たる三十日午後五時頃となりて、遂に当の犯人たる紀州海草郡塩津村大字塩津の東海佐一郎(六十三年)及び共犯者たる紀州那賀郡粉河町植村武次郎(三十五年)を捕縛するに至りたり。今この稀代の怪賊東海佐一郎の自白に拠れば、彼は維新前相当

資産家に生れし身とて、明治元年長崎に在る阿蘭陀海軍伝習所に入りて軍艦乗組の見習生となり、後薩藩島津家に仕へて春日丸の乗組員となりしも、程なく春日丸は政府へ献上する事となりたれば、其の身は五代才助(友厚)部下の航海士官となりて藩の汽船に乗り組み居たり。斯くて勤務二箇年、当時の井上聞多(井上侯)、井上新太、大神山次郎等の諸氏に知られ、一時は選ばれて海外へ留学せんとしたるも、都合ありて見合はせとなり、神戸上海間の外国船水先案内者となりて、月俸百五十弗(三百円)を給せられ居たり。然るに明治四年頃実父徳平病氣にて急に帰国する事となり、職を辞したる後、時の長崎伝習所教師長尾元右衛門、同肥後七右衛門の兩人より金二千両を借て歸りたるが、徳平は間もなく病死したれば和歌山本町に宅を構へて商売を営みたり。去れど無残に失敗して、資本も粉もなき有様となりたるより、茲に初めて世間を驚かす大賊にならんと思ひ立ち、其の手初めとして紀州藩の家老久野丹波守の邸に忍び入り、現金四万八千両を奪ひ去りたり。此の盗み方は余ほど巧なりしと見江、如何にしても他より忍び入る道理なしとの事にて、嫌疑は常に現金を扱ひ居る同家の用人某へ掛り、其れがため一年半程無実の牢獄に泣き明せしといふ。怪賊佐一郎はマシマと嫌疑の的を避けて其大金を資本に再び商売を初めたる折から、実兄徳右衛門は病氣に罹り、且種々の不幸続きにて糊口も凌ぎ兼ねる始末となりしより、佐一郎は兄の為に五百石積の船を造り遣りたれど、尚ほ出来上らぬ中、入質して費ひ果した

り。兎角する中、徳右衛門は全快したれど今は自暴を起して強盗となり、近所界限を荒し廻る中、其の筋の手入敵しきため早くも逃亡して姿を晦ましたり。其の不在中、佐一郎は兄の家族を養ひ居たるに、四年目にて徳右衛門は帰り来り。其の以来兄弟相談して強盗を働かんと謀し合はせ、先づ紀州海草郡畑川村造酒家に押し入りて二千余両を奪ひ取りたり。

其の後も所々に出没して悪事を尽す中、明治十二年四月兄弟とも捕はれ、終身懲役の宣告を受けて船路を北海道へ送らる、事となりしが、其の航海中遠州灘に差し掛りし頃、佐一郎は隙を見てザンプと海中に飛び込み、其のま、竊と船底にカジリつきて陸地近くへ進みし頃、夜に紛れて上陸し首尾克く姿を隠したり。其の後愛知県にて六回強盗を働きて約一万円を奪ひしが、此の時つくゞ、強盗の馬鹿らしさを覺りて、以後は神社の宝物を盗まんと決心し、其れより紀州に歸りて明治十五年五月、先づ同国山東に祀りある素盞男神社に忍び入りて、徳川八大將軍より同神社へ献じたる黄金作りの守光の実劍三口を奪ひ、続いて同国の日前、國懸の両神社にて同じく八大將軍の寄付に係る黄金作りの宝劍三口、同国加太の淡島神社にて紀州侯献上の黄金の唐獅子同国猿田彦神社にて八大將軍献上の宝劍二口、同和歌の浦の南龍神社にて徳川家寄付の刀劍、宝物、系図等を奪ひ、又同権現神社にて徳川家より一代に一口宛献上したる都合十七口の黄金作りの宝劍を掠め去りしが、此の純金の目方は一貫八百目に上りしといふ。其後高野山西南院にて純金の燈籠(目

方八百目)を盗みたるが、一人にては尚飽足らずと思ひしか、前記共謀者たる植村武次郎を語らひて、例の泉北郡鳳村なる大鳥神社に忍び入、同社の御神体と称する純金の御幣、純金の宝剣を盗まん、と社殿内を捜し廻りたるも更に見当らず、此上は放火して神主が持出す隙を覗ひ、横合より奪ひ取らんと思ひ切つて火を放ちたれど、忽ち多勢駆けつけて御神体を守護したるため遂に目的を果し得ず、エ、俛よ此の埋合せに他地方にてミツシリ稼がせん、と武次郎共々紀州那賀郡山崎村大字赤垣内の八幡神社境内に潜み居る処を、前記天王寺署の刑事と岩出署の応援巡査とに由りて捕縛されしなりと。這は怪賊が自白のまゝにて、大鳥神社放火後の彼等の悪事は尚語らず。之に就いては厳しく天王寺署にて捜査中なり。

221 生玉祭

明治41・7・8

欄外8・2

官幣大社生國魂神社にては例年の通り、九日渡御御祭典挙行の由なるが、同社は近年大營繕を行ひ大に面目を改めたるより、渡御祭の如きも一層花々しく遣るとの事なり。

222 河内高安祭

明治41・7・13

欄外13・2

府下中河内郡北高安村大字神立の玉祖神社夏祭は高安祭と称して名高く、例年十四日十一箇村へ渡御あり。殊に本年は神社の合祀あり、且風雨の順もよければ一層盛大に執行する由。

223 茨住吉の額紛失

明治41・7・13

欄外13・2

西区九条の茨住吉神社の前にある華表の額(真鍮地に茨住吉神社と彫刻せるもの)を外して何者か盗み去りし事、昨朝発見せられ九条署に届出でたり。

224 船神輿

明治41・7・15

欄外15・2

今十五日、当市北野綱敷天満宮夏祭あり。渡御には本年新調したる船神輿を曳き出すよし。船鉦、船地車はあり。船神輿とは珍らし。

225 太神宮禊大祓祭

明治41・7・17

欄外17・2

南区順慶町一丁目の太神宮にて例年通十七日夕、禊大祓の祭典を兼ね、陸海軍戦病死者の招魂祭をなし、余興に餅撒をなす由にて、当日は全町大夜を店出す筈なり。

226 陶器神社正遷宮

明治 41・7・17 欄外 17・2

東区座摩神社境内に移転合併の末社陶器神社の工事落成せしに付、二十一日より五日間正遷宮祭典を挙行するとぞ。

227 天神祭

明治 41・7・19 ⑨

ことしも例年の通り来る二十五日、天満天神社にて舟渡御がある。三瀬の神楽は大江、渡邊、田蓑の三橋通過の際、神輿舟より厳かに執行され、献茶も古式を尊びて中之島六丁目の有志者より笹に七五三打渡せる小舟を出し、之に社杯かみしに威儀と、のへて神輿舟に近づき、献茶の典例あるべく、尚渡御にはことし新に出来たる御船講、御神酒講より吹貫、幟の小舟加はり、其の他の行列例年に変らず水の都の舟祭り、浪花名物に夏の夜を飾るべく、渡御又は還御の道順は左の如し。因に同神社にて船渡御の光景を画きたるもの及び社殿撮影の絵葉書とし、記念スタンプを捺し二十四、五の両日売出すよし。

○渡御 本社表門西へ、天神橋筋南へ、市之側西へ、若松町浜より御来船、堂島川を下り木津川を南へ、大阪府庁前浜より御上陸、南へ大涉橋西へ御渡り、梅本町南へ、梅本橋東へ御渡り、松島仲の町南へ行宮着御

○還御 行宮より高砂町北へ、梅本橋御渡り北へ、大涉橋東へ御渡り北へ、大阪府庁前浜より御乗船、木津川を経て堂島

川を溯り若松町浜より御上陸、東へ難波橋北へ、表門通天神小橋東へ、本社へ還御

228 陶器神社の造り物

明治 41・7・20 ⑪

東区座摩神社に合併されし陶器神社は二十一日より五日間正遷宮祭典を挙行する事は既報の如くなるが、当日は例年の如く横堀瀬戸物町にて左の造り物をする筈。

京町橋 児島高德△新渡辺橋南 戻り橋△源太物語△信濃橋
勸進帳△戻り橋(奥) △東上橋 家康公△相生橋 後藤又兵衛△阿波堀橋 舞△篠橋 大黒天△神社内鞍馬山△神功皇后尚座摩神社にては、十数年出さざりし四間余の大雪洞一対を新渡辺橋畔に点すべしと。

229 地車稲荷遷座祭

明治 41・7・20 欄外 20・1

二十一日、北区堀川神社内地車稲荷遷座の記念祭を執行す。因みに今後毎月十一、二十一日、二十九日同社境内並に西堀川町に夜店を開設するとぞ。

230 天神祭のどんどこ船

優美なお迎ひ船〇豪壮な競漕

明治 41・7・21 ⑪

天神祭二十四、二十五両日のどんどこ船は今木町、難波島、三軒家、新浜（月正島）勘助島の船大工連から十五艘出る。三年前からの由来の巻を繰れば、床しい画味も詩趣もある。昔は朱塗蠟塗の美々しい人形船といふのがあつた。天満宮船渡御の当日、朱塗金箔の宮を据ゑ奉つた船の舳へそには、歴史人形が二ユーと立つ。船は極彩色である。この人形船を曳くのが今のどんどこ船で（この船は昔は三十石の廢船から拵こしらへかへる）、船大工の若衆が氣勢を見せる。人形船につゞいて屋形船が行く。これには囃子方が乗つて木遣りで囃す、中々古雅なものださうな。船頭は渋紙色の五体に裾模様のある水浅黄の帷子を着、一文字笠を被つて棹を差す。そもこれが有名なお迎ひ船。

御輿静に浜より船に移し奉つる。御列の御船々々には提燈が点る。この時、お迎ひ船には已に梅鉢の御紋を抜いた紅提燈が一杯になつてゐる。襷形に点し列ねた提燈の末は、川水にひた々浸つてゐる。この提燈の熱気で早く蠟が溶ける位。人形船は更に渡御に先だつて大川を下つて行く。

この費用が千二、三百円余かゝる。雑喉場の魚問屋天清が金主であるが、働き人の余裕なく、三年目に一度この船を出すことに定めてあつたが、その三年目が待遠くて今年も来年も、と天清に縋る。天清も諾々よしよしと若仲間わかしなの請を容れてやつてみた。処が

一旦船渡御が中絶したのでお迎ひ船の必要がなくなつてから、華麗な人形船はその後姿を止めず、朱塗金箔の船に祀る宮も浜々はなはなの船蔵の隅に蔵ひ込んだ。今では金時の人形に付属した宮の一部のみ残つて、松島旅所境内に保存してある。

人形は当時三十七あつたが、今では十七箇になつて居る。その内八箇は天満宮の神庫に蔵つてある。

船渡御中絶で船大工の若者は元氣の出し場がなくなり、斯くて人形船のない変りにどんどこ船を出して、浜々で競漕の腕節を研くことになつた次第だ。江の子島は当時奉納の神輿を舁くことになり、今も尚昇あがいて居る。

どんどこ船の競漕は一定の起点も決勝点もない。一艘が出ると、その音を聞いて他の浜も出す。木津川から大川に出る、その囃子は鉦太鼓でドンドコドンノドンと囃す。双方囃子が揃ひ、船脚が揃うてこゝに始めて競漕の起点が定まる。舳へそは胡粉と緑青で唐草模様からかむらに彩る（各浜で多少異つてゐる）。二十五、六人二列に乗つて特種の櫂でギイ〜と調子を揃へて漕ぐ。ドンドンと急調な囃子になると競漕は酩たひなわで棒襦袢は繩のやうになる。勢ひ込んだ若者頭が舳へそに立つて、川水を棹で投なる。薙刀のやうに削がれた水が火と燃ゆる漕手の顔や身体にブツかる。柳も萎む日盛り、大川の河水は湯と沸江返る。勝つたと見るとドンドン急調は緩になつて、船は横に舳を曲げる。『一』と紅を抜いた旗が川風に翻ひらへる。

昔は八坂神社の祭礼にもやつたが、今は天神祭と住吉祭にどん

どこ船が出る。住吉祭には木津川から海路を松林の高燈籠下まで競漕して行く。祭月の浪花風俗をして誇るに足るべきものだ。

231 泉北だより

明治 41・7・23

③

大鳥官幣大社再築工事会計検査の為十九日午前、中隈検査院部長一行七名来社。検査施行午後二時退社したるが、中隈部長は長谷宮司に向ひ、三箇年の工事に会計上些の欠点を認めざるを賞したりと。

232 天神祭の注意

明治 41・7・23

⑪

二十五日の天神祭に就き、水上署にては各分署派出所の非番巡查総召集を行ひ、野村署長以下総出にて端艇七十艘及び小蒸気艇浪速、飛鯨の二艘を出し、神輿渡御の川筋を警戒する筈なるが、茲に特に注意すべきは、従来拝観船が不法の賃銭を取り、且堅牢ならざる船へ無暗に多数の客を乗せて渡御の行列船に随ふ為、衝突其の他の危険少からざるより、今回は全部警察署に於て船体検査を為し、乗客定員を制限し、賃銭は一人前乗合五錢宛と定め、拝観の場所は川筋の両側とし、渡御船の通過後順次別隊を為して随従せしむる筈なり。依つて拝観人は警察認可の船に乗らざれば、中途上陸を命ぜらるゝの迷惑あるべく、臨時遊船を営業せんとするものは前日迄に水上署に願ひ出で認可

を受くべく。又飲食物も厳密の検査を行ひ、有害物は断じて発売を差止むべしといふ。

233 天神祭

明治 41・7・25

⑨

昨日の宵宮は例年の通り天満宮境内に据付けの地車を囃し立て、落語家三友派の地車も勇ましく、陽気にチャンチキチンく踊つたり跳ねたり、夜は殊に提燈のかずく点火りて、境内は大賑ひ。宵宮参りの目出度き昔に変わらぬ風俗なり。北署は境内に臨時出張所を設けて、群集を保護取締すること例の如し。北新地は不景気を吹き散らさうと芸妓のきほひ一段盛なり。大江橋北詰より東へ北署前まで浜側は神輿御乗船の場所とて、北野の有志野口栄次郎の献燈数百基を樹て列ねたり。本日川渡御の壮観は言ふも更なれど、陸渡御を拝むも又妙なるべし。其行列は左の如し

- 猿田彦(松島廓) 御迎提燈(ぎこば) 幟吹拔(元寺島引船中)
- 引船(富島町) 催太鼓(劔先中) 御神鉦(鉦流講) 提燈(天満東西手伝中) 幟提燈(大一新燈講) 提燈(車楽講) 幟提燈(永司講) 幟提燈(天満魚市場) 旗提燈(大阪落語三友派) 幟(琴曲社) 旗提燈(御神酒講) 真榊(真榊講社) 旗提燈(御船講) 童子(童講) 牛童(菅寿講) 吹貫幟、獅子(道具商天神講) 童女(新町) 八処女(北新地) 大榊(久米講) 御供櫃鉦二(御供講) 万歳旗、御供櫃、幟提燈(日供翠簾講) 齋部(社掌騎)

馬) 茅輪 (梅寿講) 巫女 (二員) 根据大神、風流花傘 (神木講) 真榊 (赤心講) 四神鉾四振 (此花町一丁目) 御太刀 (丑日講) 齋部 (社掌騎馬) 提燈、御弓、幟吹貫 (北酒造中祭礼講) 提燈 (市場) 提燈 (乾物問屋中) 御旗二旒 (菅前講) 前駟 (社掌騎馬) 塩湯 (盤水講) 和琴 (松風講) 伶人 (雅亮会) 御鳳輦 (御鳳輦講) 御神馬 (馬部) 御錦蓋 (米穀商) 齋主 (社司手輿) 台鉾提燈 (堂島浜) 御翳 (菅神講) 御神輿 (天神橋一丁目、地下町) 御神輿 (江之子島町) 殿衛 (社掌騎馬) 提燈 (氏子総代、評議員、祭礼世話係) 提燈 (大阪相撰総理並に有志中)

234 ○天満宮寄付活動写真会「四季富久呂」

明治 41・7・25 欄外 25・2

有志発起し北区天満宮保勝会に寄付の目的を以て、本日午後六時より中之島公会堂に於て活動写真大会を催す。目録のうち、世界第一仏国パリスアンの大曲馬及び天地の震動、世界の破滅等は呼びものなりと。

235 天神祭

○拝観船川を埋む

明治 41・7・26 ⑨

▲境内の賑ひ きのふの天満宮境内は盛夏にも滅げず、非常の賑ひにて出興近うなるまでは境内立錐の余地なく、市場帯林及び三友派の地車は競うてチンチキ／＼囃し立て午後三時頃よ

りは北の新地より八処女装ひを凝らして同事務所より参詣したり。本年は若手揃ひにて、その顔触左の如し。

津川席力次△永井席富貴子△大西席万歳△平田席作幸△林席芳雄△林上席国嶋、同小松△森席福香

引き続き松島廓より猿田彦太神乗馬にて、入社間もなく出門あれば、渡御の列、例年よりも一入盛にて御酒講、御船講新に加はりて一発の煙花を相凶に五時御出興あり。三友派連は揃ひの浴衣に蝦色の鉢巻勇ましく渡御に列したり。最先に若松町の浜より松島廓の稚児美しく付添ひに擁せられて飾り船に乗り移れば、例の猿田彦太神の鼻に夕陽紅なり。枕太鼓可愛らしく、暴れ神輿は北署前に粘りて御乗船中々に暇取り、残りなく御乗船ありしは例年より遅れて八時三十分頃なりき。太平橋東詰和田甚蔵方にては在神戸露仏両国領事拝観せるは殊に目立ち、鳥井筋、老松町、北の新地、難波橋の各道筋何れも美しく飾り立て美観云ふばかりなりき。

▲御船渡り 陽暮れて物色漸く暗く、大川の面吹く風肌に涼しく、神輿乗船の場所若松町の浜沿岸一带は言ふも更なり。堂島川の両側にある船に見物人轟々と話かけ、僅に川の中心二十間内外を余したるのみにて、寸隙なく其の間をドンドコ船は二十六桹の捻權を電光の如くに振り動かして水を切り／＼鉦太鼓の囃し勇ましく上下に走る。水上警察のストンポッチは万一を警戒すべく、汽笛を吹いて右往左往に奔馳する。難波橋付近に於て煙花は熾に打上げられ、浜前の大篝に火を点ずれば焰

天を焦して四辺眩ゆく河上に浮べる拝観船の紅提燈綺羅星の如く、水に映じて其美しきこと譬ふるに物なし。偕てドンドコ船十数艘を先頭に、予定の順序にて徐々松島に向つて渡御あり。

堂島浜、本社大阪、住友、三菱の三倉庫、富島組、宗是町、上福島、下福島、尼崎、雑喉場、松島その他二三の大篝火、衛

士篝火は例年よりも熾に点ぜられたるが、其の外に大床を組み見て見物し居たるものも夥しく、又造り煙花打上煙花等も多かりき。中にも江の子島西岸に雑喉場の船が高く、櫓頭より櫓がけに提燈を隙間なく吊して密集し居たるは壯觀なりき。又多くの広告船が思ひくゝの意匠を凝して始終上下し居たるは目立ちたり。斯くて午後十二時、神輿は江子島府庁前に御上陸あらせらる。

▲御旅所 江の子島御上陸後の道筋は西、九条両署非番巡查総出にて警戒し、松島廓中の町、高砂町、花園町の各貸座敷にては軒提燈や生花にて飾り立て、御道筋恙なく十一時四十分行宮に入りたまへり。

▲還御 松島旅所出御は午前一時半頃にて道筋、川々は何れも静肅なる拝観者あり。朝涼の大川白み渡りて清々しくめでたく還御ありたるは午前五時頃なりき。

▲事故 北区天神橋北詰にて北区野田町山田辰市(二十五年)は荒れ神輿の為に群集に押し倒されし時、何者にか瓦にて面部を殴打され、北署よりは応急手当を施したるが、三十日余治療を要すべしと。子供の卒倒二三ありしが左したることなく、その他の事故左の如し。

▲北署 迷兎十三件、掏摸十三件、浮浪七件 ▲西署 掏摸三件、迷兎四件、行政執行四件

236 住吉祭と造物

明治 41・7・31

⑨

今明両日は住吉神社の夏祭なれば、例年の如く西区勅永代浜にては遙拝所を設け、乾物問屋組合は名物の乾物人形を造り、本日より八月二日まで見せるといふ。其造り物は左の如し。

京人形△忠臣蔵七ツ目△同三ツ目道行△荒木又右衛門△加賀の千代△異牡丹△権右衛門被■事件△葛の葉△住吉踊

右に付き西警察署にては取締のため永代浜に臨時出張所を設け、且例年同浜若中の尻ふり踊の如きはさせざる事とするので。

また今明催す東横堀の浜(平野橋より博物場付近まで)の造物は枚方名物くらわんか舟△勸進帳△尼ヶ崎△花電車開業式△龍

宮城△小野道風

237 八阪神社の鳩紛擾

鳩の糞と社寺係 ▲鳩ポツポがきいて呆れる ▲氏子の激昂

明治 41・8・6

⑪

南区難波元町の八坂神社は氏子も多く、日々の参詣者も絶江ず。社前の制札には例の如く、境内の竹木を折るべからず魚鳥を捕ふべからずとありて、境内には数百羽の鳩を飼育せり。同神社の社司浅香千速(三十四年)は何故か氏子の信用薄く、常に府

庁の奥田社寺系の袖に縋りて物事を処理しぬたり。去る六月五日氏子総代の委員会にも形勢非なりと見て奥田属を担ぎ出したるが、奥田属が同神社に来りしとき、鳩の糞フト袖にかゝりしより、奥田属大に癪に障へ、かゝるむさき鳥は境内に無くもがな、と痛く機嫌を損じたれば、浅香社司は其の意を迎ふるため鳩捕獲の事を委員会の決議事項の中へ勝手に加へ、犬齋橋北詰の鳥方に捕獲方を依頼せしかば、鳥方は更に三島郡岸部村の通称久吉に捕獲方を託し、久吉は去月の二十八日八阪神社に来り、捕獲に着手したり。氏子等はこれを知りて大いに立腹し、難波署に届け出たり。同署は浅香を召喚して取調べたるに、委員会にての決議なりとのみ主張し、更に其の筋へ捕獲の願書を認め、氏子等に調印を求めしに、誰れ一人応ずるものなく、却て激昂を増し、彼等は此の程難波の鉄眼寺に氏子大会を開き、浅香排斥の決議をなし、一方知事へ始末書を送り、且浅香が在職し居る間は初穂料の掛金(初穂料として月々三万余戸より三錢づ、掛けて八阪神社の供物に充つるもの)を掛けぬことにしたり。それでもなほ浅香社司は奥田社寺係を笠にきて、何でも鳩を捕り尽さねば止まぬと力味居れりといふ喜劇染みた紛擾かな。

238 生國魂神社の正遷宮

明治41・9・16 欄外16・2

市内生國魂神社にては予て修繕工事中なりしが、漸く落成したるにつき、来る二十日より二十六日まで一週間奉告祭及び正遷

宮を挙行する筈にて、氏地町内は各戸紅提燈を吊し且余興として或る町内より地車、屋台、手踊等を催すよし。

239 ●大阪府令第百十二号

明治41・9・18 欄外18・5

神社の財産登録管理及会計に関する細則左の通り相定む

明治四十一年九月十七日 大阪府知事 高崎 親章

第一章 登録

第一条 神社の財産は管理者(官幣社は宮司、府郷社は社司村社以下は社掌)より神社財産登録台帳に登録を申請すべし。申請書は第一号様式に依り官幣社は直に其の他は郡市町村長を経て知事に提出し登録年月日登録済の証印を受け永久保存すべし

○第二条 郡市長は明治四十一年「七月」内務省令第十二号第一条の様式に準し神社財産台帳(官幣社を除く)を調製し登録済証に依り明確に記入すべし

○第三条 登録申請にして境内地の社殿其の他工作物は左記第一号境外地の建物は第二号の図面を添付すべし

△一 境内地の形状社殿其の他工作物の配置実測図に名称建坪間数を記入したるもの

△二 邸地の形状建物の配置見取図に名称建坪間数を記入したるもの

但二筆以上に跨り建物あるときは併に製図し每筆の区画地番段別又は坪数を記入すべし

○第四条 境外地の地目変換、丈量増減又は建物坪数に異動したるときは遅滞なく所管区裁判所に変更の登記を受け十五日以内に其の謄本を添へ変更登録を申請すべし

第二章 管理

第五条 神社の建物は神事以外の目的に使用することを得ず○

第六条 境内建物の位置変更又は修繕若くは改築増築新築せんとするときは其の理由及び工事仕様書明細書図面並工費支弁の方法起工及び竣工期限を予定し知事の許可を受くべし○第七条

神社を廃合又は移転せんとするときは其の理由並財産処分方法を記し知事の許可を受くべし但移転に付ては維持方法移転先

境内地及び建物の配置予定図並建物構造の方法坪数等の調書を添付すべし○第八条 境外の土地建物を賃貸するときは使用人

より相当の保証金又は損害賠償の資力ある二名以上の保証人を徴すべし但公共団体に使用せしむるときは此の限りに非ず○第

九条 境外地の材木を伐採売却せんとするときは其の所在地段別及び事由並伐採数量予定価格等を記し知事の許可を受くべし

○第十条 管理者交送したるときは十四日以内に社務と共に財産の引継を為すべし」引継には氏子総代又は崇敬者総代立会す

べし○第十一条 社務及び財産の引継を了したるときは目録を調製し当事者及び立会者署名捺印して之を保存すべし」前項の

目録は十日以内に其の謄本を作り郡市長に届出づべし

第三章 会計

第十二条 毎年度の収支予算は第二号様式に依り氏子総代又は崇敬者総代連署し郡市町村長を経て知事に提出すべし○第十三

条 収入支出は第三号様式に依り伝票を作り社司社掌の職名を以て執行すべし○第十四条 会計帳簿は左の如し但便宜補助簿

を設くることを得△一 現金出納簿 第四号様式△二 収入内訳簿 第五号様式△三 支出内訳簿 第六号様式」前各号の帳簿は便宜一冊とし口取を為し置くも妨なし○第十五条 現金は

社司又は社掌の職名を以て確実なる銀行に預け入るべし若し少額なるときは鎖鑰ある金櫃に保管することを得○第十六条 誤

払過度等支払ふべからざる金額を支払たるときは之を其の費目に戻入すべし若し年度を過ぎたるときは当該年度の雑収入とし

て整理すべし」収入科目若くは支払費目を誤り又は費目を流目したるときは第七号様式に依り報告書を作り相当記簿すべし○

第十七条 収入支出伝票及び付属証憑書類は収入と支出とを区分し決算の際科目及び費目毎に分類編綴し永久保存すべし○第

十八条 毎年度の収入支出決算は翌年度五月末日迄に結了すべし○第十九条 収入支出決算は第二号様式に準じ資金明細書は

第八号様式に依り毎年六月二十日迄に氏子総代又は崇敬者総代連署し郡市町村長を経て知事に提出すべし○第二十条 境外地

の木竹又は境内枯損木、障碍木、其の他不用品等の売却は可及的公売に付すべし但撤下の神饌幣帛又は供物にして従来神職

等に頒賜するの慣例あるものは此の限りに非ず○第二十一条 基本財産たる現金は国債証書に代へ利殖を図るべし」国債証書

は日本銀行に於て国債規則に依り乙種登録を受くるか又は記名式と為すべし」乙種登録を受けたるときは、其の謄本を添へ記

名式と為したるときは其の記号番号額面を記し郡市町村長を経て知事に届出づべし」乙種登録を受けたる国債証書は郵便官署

に保管を委託すべし○第二十二條 基本財産たる現金は郵便貯金に預入るべし但特別の事由あるときは知事の認可を得て本条に依らざることを得○第二十三條 購入又は寄付の物品にして台帳に登録せざるものは別に備品台帳を作り新調、破損、棄却、売却等の顛末を記入すべし○第二十四條 郡市長は毎年一回以上郷社以下神社の会計検査を行ふべし」前項の検査を行ひたるときは二十日以内に其の成績を知事に報告すべし○第二十五條 知事は随時官吏を派遣して府社の会計検査を行はしめ若くは神社財産の管理及び会計の実況を檢閲せしむることあるべし

○付則 第二十六條 本令は明治四十一年十月一日より施行す但明治四十一年度の会計に限り現行の規定に依ることを得」明治三十八年「九月」府令第六十二号同三十九年「八月」訓令第十号同四十年「十二月」訓令第二十七号は本令施行の日より廃止す」明治十九年「五月」大阪府甲第六十八号達同二十六年「四月」府令第七十七号同年「十二月」訓令第七十三号同三十三年「十一月」訓令第六十九号は本令施行の日より神社に通用せず

(以下書式略)

〔同府令は『大阪毎日新聞』明治41年9月21日付にも掲載されている〕

240 天満宮保勝会砂持

明治41・9・19 ⑨

北区天満宮保勝会計画の集会所新築に付、地上げのため九月十五日より向ふ二十日間左の浜々より砂を運搬寄付する事となれり。道筋は若松町浜より東へ難波橋筋北へ表門通り東へ本社に持ち運ぶ順序なり

源八小西仲間、天満鮮、○天仲間、天満市場西浜、帯林仲間、九市仲間、瀧川町浜、六丁目浜、市之側大浜、「大組」、「己組」、「テ組」、⑤仲間、堀川大西組、おぼこ浜、山本組、寺町浜、木村浜、柴田浜、島田浜、堀川口浜

241 八阪神社紛擾後聞

明治41・9・21 ⑨

南区難波八阪神社の社司浅香千早(三十三年)が府庁の奥田社寺係の機嫌を取るため、境内にて鳩を捕獲し氏子の激昂を招きたることは過日の紙上に記せしが、其の後浅香に対する氏子の人気はますます悪しきより、浅香は奥田属に泣き付きたれば奥田属は浅香の地位を安全にすべく、社掌脇田貞次郎に過失をかぶせて免職させんと此の程堀江及び難波新地の氏子総代四名を江の子島の伯太山に招き、奥田属及び浅香出席して脇田免職の決議をなし、一昨日脇田は免職となりぬ。これを耳にしたる難波の氏子総代は自分等に相談なくして社司がかゝる挙動に出づるは心得ずとて一層激昂し、某弁護士に依頼し浅香に対して狩

猟法違反の告訴を為すと共に辞職勧告を為さんと目下協議中なりといふ。鳩ポツポ事件もこれでは滑稽にならず。

242 茨住吉の修繕

明治41・9・24 欄外24・1

同神社は寛永四年の建築なるが、近頃いたく廃頽せるを以て氏子総会の結果、本社、摂社、末社その他付属建造物に悉く大修繕を加へ、周囲に塀を廻らし西南北三方に門を設け、境内には縦横に敷石を併べて参詣に便し、樹木を植ゑて風致を添ゆると共に、基本財産として近隣の土地百八十余坪を買収する筈にて、これが経費中二万余円は既に氏子中より寄付したるも、尚金額不足するより広く一般の寄付を募りつゝありと。

243 ●大阪府告示第四百五十六号

明治41・10・5 欄外5・4

明治三十九年四月勅令第九十六号に依り神饌幣帛料を供進することを得べき村社左の通り指定せり

明治四十一年十月五日	大阪府知事	高崎	親章
東成郡天王寺村大字阿倍野	村社	大江八幡神社	
三島郡吹田町	村社	泉殿神社	

244 ○戦病死者秋祭「四季富久呂」

明治41・10・7 ⑨

七日午後八時より順慶町一丁目太神宮境内招魂舎に於て陸海軍戦病死者秋季大祭を催し、吉備樂、餅撒等の余興あり。

245 ○河内高安の秋祭「四季富久呂」

明治41・10・9 ⑨

関西線八尾駅より東に当る中河内郡北高安村玉祖神社の秋祭は、例年の通り九、十の両日執行す。本年は豊作といひ神社の合祀もあれば、一層盛大に行ひ各村より地車を出し賑ひを添ふるとぞ。

246 ○奉額鬮茶「四季富久呂」

明治41・10・10 ⑪

堂島中一丁目の探香社は十一日午前十時より、中之島豊國神社事務所に於て奉額鬮茶を催す。当日これに用ふる茶銘は、

池の尾(煎) 白折(折) 残月(玉) 翁園(葉) 蓬萊園(玉)

247 献燈奉告祭

明治41・10・12 ⑨

南区瓦屋町三番町の貴金属商羽田家^{はだ}にては三十七八年戦役凱旋の当時高津神社へ大青銅燈籠一对を献納のことを思ひ立ち此の程出来上りたれば、同社の社前に据ゑつけ今十二日盛大なる奉告祭と祝賀式を兼ねて行ふとぞ。

248 秋祭

明治 41・10・14 欄外 14・3

北区天満宮は二十四、五の両日、秋祭を執行し、例年の通り流鏝馬あり。又高津神社は十七、八の両日秋祭なるが、今年は大和舞を再興し、十八日の午後神楽殿に於て奉奏するところぞ。

249 宝の市

明治 41・10・15 ⑨

住吉神社にては十七、八両日、例年の如く宝の市の神事を執行する筈にて、十七日正午社頭上神館にて南地五花街より参列する十名の市女、十名の童女の載盃式を行ひ、午後二時社頭御発聲松原行宮へ神幸、市女は五穀の枅、童女は帛を神前に捧げ、法の如く式を行ふとの事なり。また南地五花街にても引きつき十八、九の両日(雨天ならば一日だけ延ばすとの事)暮早々より市女の練を行ふ筈なるが、目下遊廓取締事務所新築中なれば、本年は市女の集合所を南地演舞場に置き、十八、九両日とも練物を同場より出す事とし、十八日には宗右衛門町、阪町、九郎右衛門町、芝居裏を、十九日には九郎右衛門町、芝居裏中筋、相生町を練るとの事なり。参列の市女、童女左の如し。

△市女大和屋まり子、小田豊千代、紀の庄千芳、大和屋鶴子、富田屋里菜、同小一、大和屋政代、伊丹幸よし子、大和屋福光、富田屋一光△童女小田あい、伊丹幸喜代丸、富田屋秀也、平辰福奴、伊丹幸光奴、同光千代、同千歳、小田春菊、紀の庄勝彌、墨馬若蝶

250 ○謡曲会「四季富久呂」

明治 41・10・16 ⑪

当地宝生流藤原梅雪社中は十八日、南河内建水神社に於て謡曲を奉納す。番組は左の如し。

高砂、俊寛、熊野、三井寺、小鍛冶

251 ●大阪府告示第四百九十三号

明治 41・10・18 欄外 18・5

明治四十一年「七月」内務省令第十二号に依り左の神社を指定せり

明治四十一年十月十六日 大阪府知事 高崎 親章

大阪市東区 南渡邊町府社座摩神社△同上難波南の町同難波神社△同淡路町五丁目郷社御霊神社△同半入町同稻荷神社△同森の宮東の町村社鶴森宮△同宰相山町村社三光神社△同内平野町二丁目同神明神社

同西区 九条町郷社茨住吉神社△同三軒家上の町村社八阪神社△同三軒家下の町同八阪神社△同市岡町同三社神社△同田中町同石中神社△同川岸町同朝日神明社△同四貫島町同住吉神社△同西長堀南通五丁目無格社稲荷神社

同南区 高津町一番丁府社高津宮△同天王寺夕陽丘町郷社大江神社△同八幡町同御津宮△同難波元町四丁目同八阪神社△同天王寺真法院町村社五條宮△同天王寺勝山通一丁目同久保神社△同木津敷津町同敷津松之宮神社△同廣田町同廣田神社△同恵美須町三丁目同今宮神社△同天王寺大道三丁目同河堀稻生神社

△同難波稻荷町三丁目無格社稻荷神社△同難波河原町一丁目
事比羅神社△同逢阪上の町無格社安井神社

同北区 大工町府社天満宮△同曾根崎上二丁目郷社露天神社

△同中野町同櫻宮△同天満橋筋西四丁目村社天神社△同北野東
之町同綱敷天神社△同上福島二丁目同天満宮上之社△同上福島

三丁目同天満宮中之社△同下福島二丁目同天満宮下之社△同西
野田玉川町二丁目同蛭子神社△同西堀川町同堀川神社△同堂島

中二丁目村社金毘羅神社

堺市 甲斐町東一丁目府社開口神社△同戎の町東一丁目郷社菅原

神社△同北半町村社高須神社△同柴橋通二丁目神明神社

大阪府西成郡 稗島村大字稗島郷社姫島神社△同西中島村大

字山口同中島総社△同豊崎村大字本庄村社豊崎神社△同津守村

大字津守同津守神社△同豊崎村大字北長柄同八幡大神宮△同鷺

洲村大字浦江同素蓋鳥尊神社△同鷺洲村大字大仁村社八阪神社

△同鷺洲村大字海老江同八阪神社△同西中島村大字柴島同柴島

神社△同新庄村大字上新庄同春日神社△同歌島村大字野里同住

吉神社△同川北村大字中島同五社神社

同東成郡 平野郷町郷社杭全神社△同墨江村大字庭井同大依

羅神社△同住吉村大字住吉同生根神社△同榎本村大字放出同阿

遲速雄神社△同天王寺村大字阿部野村社大江八幡神社△同天王

寺村大字天王寺同天満宮△同墨江村大字澤之口村社止々呂支比

賣命神社△同南百濟村大字鷹谷同素蓋鳥尊神社△同生野村大字

田島同天神社△同古市村大字南島同古市神社△同北百濟村大字

桑津同天神社△同田辺村大字南田辺同山阪神社△同喜連村大字喜
連同天神宮

同三島郡 三箇牧村大字三島江郷社三島鴨神社△同高槻町大

字高槻同野見神社△同同大字上田部同野見神社△同清水村大字
服部同神服神社△同茨木町大字茨木郷社茨木神社△同福井村大

字福井郷社新屋坐天照御魂神社△同三宅村大字蔵垣内同并於神
社△同山田村大字山田小川同伊射奈岐神社△同鳥飼村大字鳥飼

西同藤森神社△同安威村大字安威村社阿為神社△同岸部村大字

小路同吉志部神社△同吹田町同高濱神社△同同泉殿神社△同

磐手村大字下同春日神社△同春日村大字郡同郡神社△同富田村

村社三輪神社△同千里村大字片山村社素蓋鳥尊神社

同豊能郡 池田町郷社伊居太神社△同池田町同呉服神社△同

豊中村大字椋塚同原田神社△同西郷村大字宿野同久佐々神社△

同枳根荘村大字森上同岐尼神社△同東郷村大字地黃同野間神社

△同豊津村大字垂水同垂水神社△同豊津村大字榎坂村社稻荷神

社△同中豊島村大字長興寺同住吉神社△同中豊島村大字服部村

社天神社△同北豊島村大字神田同素蓋鳥尊神社△同同村大字宮

の前同住吉神社△同萱野村大字白鳥同為那都比古神社△同秦野

村大字畑同天満宮△同桜井谷村大字野畑同春日神社△同熊野田

村同八坂神社△同細川村大字吉田同細川神社△同同村大字木部

同天神宮△同止々呂美村大字上止々呂美同止々呂美神社△同東

能勢村大字木代同走落神社△同歌垣村大字倉垣村社歌垣神社△

同枳根荘村大字山辺同山辺神社△同田尻村大字下田尻同原林神社

同泉北郡 六師村大字豊中府社泉穴師神社△同高石村大字高

石南郷社高石神社△同百舌鳥村大字赤畑同百舌鳥神社△同向井

村大字中筋同方違神社△同上神谷村大字片蔵同櫻井神社△同信

太村大字南王子同聖神社△同南池田村大字三林同春日神社△同

横山村大字仏並同男乃字刀神社△同五ヶ箇莊村大字北花田村社

華表神社△同湊村同船待神社△同踞尾村同八幡神社△同信太村

大字中同信田森神社△同南王子村同八阪神社△同東陶器村大字

上ノ同陶荒田神社△同美木多村大字和田上同美多彌神社△同国

府村大字府中同泉井上神社△同大津村大字下條大津同大津神社

△同南松尾村大字春木同春日神社

同泉南郡 雄信達村大字男里府社男神社△同山直上村大字積

川郷社積川神社△同岸和田町同岸城神社△同有真香村大字八田

同矢代寸神社△同麻生郷村大字久保同阿理莫神社△同貝塚町同

感田神社△同熊取村大字久保同大森神社△同日根野村大字日根

野同日根神社△同東鳥取村大字石田同波太神社△同深日村同国

玉神社△同山直上村大字稻葉村社菅原神社△同北掃守村大字春

木同彌栄神社△同北掃守村大字礪上同彌栄神社△同沼野村大字

沼同菅原神社△同土生郷村大字土生同土生神社△同有真香村大

字土生瀧同意賀美神社△同木鳥村大字森同稻荷神社△同北近義

村大字脇浜同高籠神社△同同村大字畠中同戎神社△同南近義村

大字王子同丹生神社△同北中通村大字中庄同中庄神社△同同村

大字上瓦屋同稻荷神社△同佐野村同春日神社△同長瀧村村社蟻

社△同大土村大字土丸同春日神社△同南中通村大字岡本同船岡

神社△同南中通村大字安松同八幡神社△同田尻村大字嘉祥寺同

嘉祥神社△同田尻村大字吉見同春日神社△同新家村大字新家同

種河神社△同東信達村大字金熊寺同信達神社△同北信達村大字

大苗代同一岡神社△同下莊村大字箱作村社加茂神社△同多奈川

村大字谷川同産土神社△同同村大字小島同住吉神社△同下莊村

大字箱作同稻荷神社△同淡輪村同船守神社△同南近義村大字沢

同八品神社△同東鳥取村大字石田同鳥取神社

252 ●大阪府告示第四百九十四号

明治三十九年四月勅令第九十六号に依り神饌幣帛料を供進する

ことを得べき郷村社左の通指定せり

明治四十一年十月十六日 大阪府知事 高崎 親章

北河内郡津田村大字津田郷社三の宮神社△同郡樟葉村大字船橋

村社二の宮神社△同郡同村大字樟葉村社交野天神社△同郡津田

村大字津田村社春日神社△同郡門真村大字門真村社天神社△同

郡同村大字同村社真神社△同郡牧野村大字渚村社御殿山神社

△同郡山田村大字中宮村社百濟王神社

253 ●大阪府告示第四百九十三号(承前)

明治 41・10・19 欄外 19・3

字太田同免田神社

同中河内郡 久宝寺大字久宝寺郷社許麻神社△同若江村大字

若江南同若江境神社△同高井田村大字高井田同鴨高田神社△同

南高安村大字恩智同恩智神社△同八尾町大字別宮同矢作神社△

同龍華村大字植松同渋川神社△同矢田村大字枯木同阿摩美許曾

神社△同堅下村大字大泉郷社鐸比古鐸比賣神社△同大戸村大字

芝村社石切劔箭神社△同八尾町大字八尾同天神社△同松原村大

字上田同柴籬神社△同北高安村大字神立同玉祖神社△同枚岡南

村大字四条同稲荷神社△同加美村大字正覚寺村同旭神社△同瓜

破村大字東瓜破同天神社△同三宅村大字三宅同屯倉神社△同西

六郷村大字本庄同六郷神社△同北江村大字鴻池同産土神社△同

加美村大字鞍作村社菅原神社△同長瀬大字吉松同長瀬神社△

同巽村大字大地同巽神社△同三野郷村大字市場同津原神社

同北河内郡 庭窪村大字金田郷社津島部神社△同蹠跢村大字

中振同蹠跢神社△同交野村大字私部同住吉神社△同枚野村大字

坂同片桢神社△同門真村大字門真村社天神社△同同門真神社

△同大和田村大字野口同堤根神社△同庭窪村大字佐太村社佐太

神社△同星田村大字星田同星田神社△同招提村大字招提同日置

天神社△同交野村大字倉治同機物神社△同牧野村大字渚同御殿

山神社△同樟葉村大字樟葉同交野天神社△同樟葉村大字船橋同

二の宮神社△同菅原村大字藤阪同菅原神社

(三六)

同南河内郡 古市村大字菅田府社菅田神社△同道明寺村大字
道明寺郷社土師神社△同喜志村大字喜志同美具久留御魂神社△
同山田村大字山田同科長神社△同金岡大字金田郷社金岡神社△
同川西村大字甲田同錦織神社△同天野村大字小山田同清崎神社
△同狭山村大字半田同狭山神社△同平尾村大字菅生同菅生神社
△同赤阪村大字水分同建水分神社△同石川村大字一須賀村社壹
須何神社△同磯長村大字春日同春日神社△同千早村大字東阪同
不本見神社△千早村大字千早同千早神社△同彼方村大字彼方同
春日神社△同市新野村大字市村社菅原神社△同長野村大字西代
同西代神社△同長野村大字長野同長野神社△同高向村大字高向
同高向神社△三日市村大字三日市同赤阪上野山神社△同三日市
村大字喜多同烏帽子形八幡神社△同加賀田村大字加賀田同加賀
田神社△同天見村大字天見同八幡神社△同同蟹井神社△同川
上村大字鳩原同川上神社△同古市村大字古市同白鳥神社△同
駒ヶ谷村大字壺井村社八幡神社△同同村大字駒ヶ谷同社本神社
△同西浦村大字西浦同日吉神社△同国分村同国分神社△同同村
同春日神社△同三都村大字今熊同三都神社△同日置莊村大字原
寺同萩原神社△同丹比村大字多治井同丹比神社△同高鷲村大字
北宮同大津神社△同藤井寺村大字岡同辛國神社△同小山村大字
小山同産土神社△同柏原村大字市村社柏原神社△同志紀村大
字弓削同弓削神社△同磯長村大字春日同春日神社△同太田村大

254 太神宮秋祭

明治 41・10・22 欄外 22・2

南区順慶町一丁目の太神宮にては今夕秋季祭典を行ひ、参詣人に神饌を授与し、餅撒をなすとの事なり。

255 地車を売つて講堂を建つ

村民の美風

明治 41・10・25 ⑨

東成郡平野郷町は燃糸業の盛なる地にて二箇年の産額實に二十五万円の多きに上り、戸数三千の町に百に近き工場ありて職工の数二千に余ると云ふ勢ひなり。然るにこの職工の過半は未丁年者にして、而もその多くは眼に一丁字なき無教育者なれば、工場内の風紀も紊れ勝にて矯正の策思ふに任せざりしを同町長福井楠太郎、同高等小学校校長林健二郎、同警察習長豊田兵四郎等の諸氏町会議員と謀り、先頃実業補習夜学会と云ふを設け、生徒にはこれ等の職工を集めて製造工業の講話、忠臣孝子烈婦貞女の話し、偉人の立志談、其の他簡易なる学科を教授する事とし、その筋にて通学を勧誘したるに、この年になつて今更に学校通ひは面目なしとて登校する者少かりしも漸々生徒の数を増し、今日にては当年取つて二十歳の壮者と十一、二歳の子供等が同じ机に凭れて熱心に教師の教を受け居れる有様なるが、この夜学会の設けられてより工場内の風紀漸く改まり今はありし当時の如く就業中卑猥なる話をなすものさへ稀になりた

り。この美風を見たる同町付近の村々にては、何れもその村々の小学校教師を師と頼み平野郷同様夜学会を開かんとし、田辺村、鶴橋村にては既にその設けをなしたるが、同郡小路村は氏神の祭礼に三台の地車を曳き出すが例にて、此地車を曳き出す都度、兎角喧嘩のあり勝ちなれば、祭礼を賑す道具なれど無くても事を欠かぬものなりとて、今回この三台の地車を売飛ばしてその金にて講堂を建て、村の若者に普通学の講習を授くる傍ら、駐在巡查を師範として剣道の稽古をも励むことにしたりと云ふ。地車を売つて講堂を建つるは宜き思ひつきなり。

256 流鏑馬

明治 41・10・25 ⑨

当地天満神社にては今二十五日午後四時、例年の如く流鏑馬の神事行はる。社前の庭上に高さ二丈許りの高櫓を設け、其の上に祭壇を造り、建雷神、経津主神の二柱を武神と斎き祭り、本殿の祭典式事及び武神の祭式了る時、神職始め仮装城代、次に狩装束したる騎手の順にて櫓の周囲を三度廻り、それより神職一同は五色の狩衣美はしく、表門市の側の辺まで清祓のため二回往復し、次に維新前まで大阪城代よりこの祭礼に用ふる馬と弓箭を献じて参拝ありし。古例に拠り麻社袴着用の仮装城代往復し、次に騎手弓にて射的を突き破りて式全く了る。この射的の破片を武運長久のお守り又はある呪ひにせんため、群集は争うて拾ふよし。

257 ○生花会「四季富久呂」

明治41・10・30

⑨

十一月三、四の両日、高津神社社務所に於て遠州流柴玉齋社中の生花会あり。三日は花月菴流の煎茶、四日は抹茶もあり。

258 能楽友尚齒会

明治41・11・17

⑪

当地の大西松諷社主催し、二十一日正午より北区天満宮社務所に於て尚齒会奉納の謡曲会を開く。中にも高木半翁は八十二歳の高齡にて、遊行柳を勤むるなどは珍とすべし。其の他いづれも六十歳以上にて六十八歳の大西閑雪翁あり、七十八歳の橋岡雅雪翁あり、七十六歳の能楽團家玉手菊洲翁の独吟も面白かるべし。

神歌(八十二歳高木蓼田、七十八歳橋岡雅雪) ▲高砂(七十四

歳衣笠幸栄、六十三歳岡本清忠、七十五歳角南観) ▲羽衣(七十

歳岡村茂助、六十四歳辻忠右衛門) ▲唐船(七十五歳村田善

次、唐子六十五歳小島久太郎、同六十五歳今井利助、日本子

六十四歳勝■汀、同六十三歳吉弘琴舟、六十八歳神田松雲)

▲狸々(八十四歳早田彌三郎、六十八歳井上老松)

▲独吟 養老(七十六歳玉手菊洲) ▲和■(六十八歳大西閑雪)

▲囃子 遊行柳(八十二歳高木蓼田、六十歳谷市之進、七十

歳佐々木■之助、七十一歳山崎一道、六十三歳森田操)

高木翁の喜びに堪へぬ歌一つ二つ。「松風の声をたてつ、ながらへてともにつどへる相生の人」「日の本のみやびなりけり君が代の千歳をよばふ松風の声」千秋万歳げに颯颯の声をめでたき

259 道修町神農祭

明治41・11・18

⑨

東区道修町の葉種商仲間にては例年の通り、二十一、三の両日神農祭を執行し、生花抹茶等の催し及び左の造物ありと。

本社小説二宮尊徳、寛政相撲談、観艦式、荒木又右衛門、米寶歡迎

260 祭典と幻燈会

明治41・11・22

欄外22・3

南区順慶町一丁目の太神宮にて今日午後七時より新嘗祭前の祭典を行ひ、了りて今回詔書の幻燈を一般参詣人に示し、余興に吉備樂、餅撒きあるよし。

261 住吉高燈籠

修繕工事近々落成

明治41・11・23

⑨

住吉の高燈籠は大坂名所の一つにて、其の名全国に高し。去る三十七、八年頃、警察本部保安課より痛く頽廢せるにつき、公衆の登臨を禁ぜしが、こゝに住吉神社の氏子中より国恩会といふ高燈籠保存会を設け再建のことに決し、当時盛んなる地鎮祭を挙行し本年八月より工事に着手したるが、その際風除として高燈籠の屋上に置きし御幣を持てる猿の瓦人形と、一夜にて燈明油三升舐め尽すといふ鑄物の大土器おほかみりけりとは目下燈籠番の宅にて

保管し、近々落成すべき新高燈籠に再用するとぞ。落成の暁には同神社にては松風目出度く、神楽の音清々しく祝典を挙げて一般の登臨を許すべしといふ。

262 神社整理事項

明治 41・11・28

①

内務省に於ては神社行政上将来の画策を要すべきもの多きを以て今夏以来屢吏員を派して調査せしめたるが、其の結果(一)神社合併整理の奨励(二)撰末無格社の整理(三)神職俸給制度改正(四)神職推薦法に就き目下審議中なり。或は、各府県の社寺掛主任を召集して諮問会を開くに至るやも知れずと。

263 ○住吉高燈籠落成式「四季富久呂」

明治 41・11・28

欄外 28・4

住吉高燈籠の改築落成式は、来る十二月六日催すよし。

264 神社の整理

明治 41・11・30

①

神社は我が国の社会上頗る重要な地位を占むものなり。神なるものは我が国民性の根元にして風教の源泉たり。而して神社は我國民団結の中心点たり。其の重要な度極めて大なるに拘らず其の行政は従来余り重要視せられざりき。重要視せられざりしにはあらざれども其の重要視せられたるは単に形式上に止ま

り、實際社会に影響を及ぼす重要問題とは考へられざりしなり。さればこそ社会に好影響を及ぼし国家の隆運に資せざる可からざる神社及び神職が毫も社会国家に貢献する所なきのみならず、却て其の荒廢と怠慢との為に社会に弊害を及ぼすに及びしなれ。事茲に及びては黙止するに忍びず、此近年漸く内務省の注意する所となり、神社廢合の奨励など行はるゝに至りたり。而して近時伝ふる所に抛れば内務省は神社行政の整理事項を調査して(一)神社合併整理の奨励(二)撰末無格社の整理(三)神職俸給制度改正(四)神職推薦法と定めたりといふ。吾人は遅蒔ながらも其の調査に取り掛りたるを悦ぶものなり。

抑も神社は本邦の社会に特有なる营造物なり。其の特有なるの故を以て重要な社会上の地位を占む可きに拘らず、万事翻譯制度の輸入せられたる時代に人の注意を惹く能はざりしは已むを得ざる可し。夫れは兎に角、今内務省の整理事項なるものを更に分類すれば、一は神社其の物の整理にして他は神職の改善なり。然り、吾人も此の二事項に關して十分なる改善を希望す。神社整理の最要務たる神社の廢合は目前の急務なり。世道人心に對する威信衰え果て、社会に何等の貢獻する所なきのみならず、却て弊害を及ぼす如き神社は神社として存立せしむる必要なきは勿論なり。斯の如きは宜しく之を廢して其の付近に於ける相当の威信を保持せる神社に合併するを必要とす。

然れども前に述べたる如く神社は人民団結の中心点たるものなれば、在来の人情風俗を考へて其の適合せるものをして合併せ

しむるにあらざれば、到底良好なる結果を得可きにあらず。只机上の空論と官吏の威光とを以て無暗に強行せば、其の合併は却て紛擾の種子を蒔くに過ぎざる可し。是れ吾人が嘗て町村合併に関して論じたと同趣旨なり。此理は知れ切つたる事なれども下級の府県官吏輩には只上官の意を迎ふるに急なる余り、合併だに行はるれば以て得たりとなす傾向なきにあらず。是れ斯る際に最も注意す可き点なり。神職の改善は又極めて必要なり。神職は一個国家の官吏なれば相当の威厳を保たざる可からず。又特殊の精神的营造物の管掌者たる性質上、其の学識は一般人民より一頭地を抜かざる可からず。此の考へを以て現下の神職たるものを見れば実に言語道断なるもの多し。是れ神社の威信全く地に落ち、毫も社会の風教に益する事なく、又国民性の陶冶鍛錬に資する所なき所以なり。之を改善して其本来の職務を行ふに十分ならしめんには、勢ひ俸給上に改正を要す可し。要之、神社は我が国の社会に深き根底を有するものなれば其の行政は忽緒に付す可からざるを吾人は一言す。

265 神職服制制度

明治41・12・4

②

内務省にては今回神職の服制を一定する必要を認め、其の制定に関し目下調査中なりと。

266 高燈籠落成と汽車

明治41・12・5

⑨

明六日住吉神社の名物たる高燈籠改築落成式挙行に付、高野登山鉄道は住吉行の便を計り、汐見橋駅より特に三等片道五銭の大割引にて往復切符を発売す。当日は日曜日ゆゑ参詣者多かるべし。

267 住吉高燈籠落成式

明治41・12・7

⑨

既報の如く、昨日住吉高燈籠落成式を挙行せり。住吉神社宮司の祈祠、神樂、国恩会員其の他来賓の参拝あり。余興に餅撒き、煙花の打ち上げ等ありしが、日曜の上に好天気なりしたため人多く賑ひたり。尚昨夜より右の高燈籠に毎夜常燈明を点するよしなるが、燈明の油に代へて電燈になしたるため、傍の松の木より電線を引き入れたるが、殊更に目立ちて可笑しかりし。

268 ●大阪府訓令第三十一号

明治41・12・7

欄外7・3

官幣社神職 府社以下神社神職

敬神は我邦固有の美風たり近時神社を中心として地方民は協同輯睦以て諸般の公共事業を起し又は教化訓育に関する諸種の団体を結び或は神前に誓ひて共同組合地方改良の事業を励行する等民風民政に裨補せる地方も有之就ては将来益敬神の念を喚起し団体の本旨国史の光輝を發揮するは勿論又事情の許す限りは

当局者を扶け神社をして地方の経営公共の利益に資する所あるべく一層拝せらるべしこれ等は今回換発せられたる詔書には殊に多大の關係あるを以て自今一層職務に励精し 聖旨の万一に奉答せんことを期せらるべし

明治四十一年十二月七日 大阪府知事 高崎 親章

269 ●大阪府告示第五百九十三号

明治41・12・8 欄外8・4

明治四十一年「七月」内務省令第十二号に依り左の神社を指定せり

明治四十一年十二月七日 大阪府知事 高崎 親章

大阪市西区北福島町村住吉神社、豊能郡枳根莊村大字天王同
高皇産靈神社、同郡歌垣村大字倉垣同天神社、北河内郡菅原村
大字長尾同菅原神社、同郡庭窪村大字大日同白山神社

〔同告示は「大阪毎日新聞」明治41年12月13日付にも掲載されている〕

270 ●大阪府告示第五百九十四号

明治41・12・8 欄外8・4

明治三十九年四月勅令第九十六号に依り神饌幣帛料を供進することを得べき村社左の通指定せり

明治四十一年十二月七日 大阪府知事 高崎 親章

南河内郡 磯長村大字春日村社春日神社、同郡千早村大字千早同千早神社、同郡同村大字東阪同本見神社、同郡彼方村大字彼方同春日神社、同郡市新野村大字市同菅原神社、同郡長野

村大字西代同西代神社、同郡三日市村大字三日市同赤阪上野山神社、同郡三日市村大字喜多同烏帽子形八幡神社、同郡天見村大字天見同八幡神社、同郡同村同大字同蟹井神社、同郡川上村大字鳩原同川上神社、同郡古市村大字古市同白鳥神社、同郡駒ヶ谷村大字駒ヶ谷同社本神社、同郡同村大字壺井同八幡神社、同郡西浦村大字西浦同日吉神社、同郡三都村大字今熊同三都神社、同郡丹比村大字多治井同丹比神社、同郡藤井寺村大字岡同辛國神社、同郡小山村大字小山同産土神社△北河内郡 菅原村大字藤阪同菅原神社、同郡同村大字長尾同菅原神社、同郡庭窪村大字大日同白山神社、同郡同村大字佐太同佐太神社、同郡川越村大字茄子作同春日神社△豊能郡 豊津村大字榎阪同稲荷神社、同郡中豊島村大字長興寺同住吉神社、同郡同村大字服部同天神社、同郡北豊島村大字神田同素蓋鳥尊神社、同郡秦野村大字畑同天満宮、同郡熊野田村同八坂神社、同郡細河村大字吉田同細川神社、同郡同村大字木部同天神宮、同郡止々呂美村大字上止々呂美同止々呂美神社、同郡東能勢村大字木代同走落神社、同郡枳根莊村大字山辺同山辺神社

〔同告示は「大阪毎日新聞」明治41年12月13日付にも掲載されている〕

271 石津の火焚祭

明治 41・12・10

⑨

府下泉北郡浜寺村大字下石津の石津太社神社の火焚祭は毎年十二月十四日の夜に執行するのは昔からの例であるが、今年は村方の都合で今十日の夜に繰上げた。土地では此の祭を火焚とは云はないでヤツサ、ホツサイといつて居る。それで祭の式は社頭に薪木百八束を積み列ねて、其の前面に山伏と称へ全身に白布を纏つて手に紙の幣を持つた戎神に擬した男(村内の男子中から年々交代に出る)が親類とか朋友とか最も親しい者二人の赤裸素洗足になつたのを左右に付添はせて立つ、其の後には村の若者一同亦赤裸素洗足になつて控へて居る。斯くて時刻になると神職が薪木に火を点ける、薪木の将に燃江尽きんとするやうになつた時、件の山伏は幣で虚空に水の字を書く真似するや否や付添兩人と共に余燼を蹴散らし火を踏んで社殿目掛けて駆けて行く、すると後に控へてゐた若者等は山伏を追つ掛ける、そして今や社殿内に駆け入らんとする山伏を捕へて諸人を胴揚げにするヤツサ、ホツサイの掛声勇ましく神社の境内を三周する、其の間に山伏を捻ぢる、こそぐるその他いろ／＼な悪戯をする、やがてこれが済むと其の勢ひで境外に昇き出し村内を担ぎ廻らんと執圀く、中老の世話方は境外へ出さないやうと制止する、暫くの間は押しつ揉まれつ混乱を極め、やつこのことで山伏を下す、是れで式は全く済むのである。平素村の人に憎まれて居る者が山伏に当つたら、随分酷い目に遇はせるさうだ。

272 太神宮祭典

明治 41・12・11

⑨

南区順慶町一丁目の太神宮は嘉永年間の鎮座にて同町の夜店と共に世間に知らるゝが、当地の七尾駒吉、岡島千代造外数十名の篤志家はこの社の基礎を強固にするため、法人組織の準備として信徒総代岡島、柳田外十余名の名義にて一昨日登記の手続を為したり。右に付、来る十七日の夜、其の報告を兼ねて大祭典を行ひいろ／＼の余興もありと。

273 希代の徳行家(下)

豊田宇左衛門氏の事歴

明治 41・12・24

⑨

▲古社の再建
尚氏はこの程東区神崎町鎮座の朝日神明宮が内務省勅令にて他に合併せられんとせしを惜み、建築費及び基本金として二万円寄付し、且自分所有の西区川岸町田地を六百余坪を埋立て同所に祭ることゝした。又、西区阿波座太満宮をも同様自力で再建したさうな。

274 仕舞天神

明治 41・12・25

欄外 25・4

二十五、二十六の両日は南河内道明寺天満宮の仕舞天神と称し
年中最終の月並祭に付、関西線大阪市内各駅より河内線道明寺
駅迄と高野線汐見橋駅より道明寺駅迄とは孰れも賃金大割引の
切符を発売するよし。

275 新年と大鳥神社

明治 41・12・28

欄外 28・2

明年は酉の年にて而も酉の元旦に当れば、浜寺に近き官幣大社
大鳥神社へ参詣する人定めて多かるべしとのことにて、同神社
にては参詣人の希望に由り開運厄除の御守を授与する計画あ
り。尚土産としては来年の福を掻き集めてふ縁起を意味し「大
とりの福の熊手」といふを発売せしむる由。因に南海鉄道会社
にては参詣人の便利を図り、三箇日間難波、浜寺間の電車を増
発する筈なりと

276 ●大阪府告示第六百四十二号

明治 41・12・28

欄外 28・3

明治三十九年四月勅令第九十六号に依り神饌幣帛料を供進する
ことを得べき村社左の通指定せり

明治四十一年十二月廿八日 大阪府知事 高崎 親章

北河内郡川越村大字村野村社村野神社、同郡同村大字山之上同
山田神社

277 ●大阪府告示第六百四十三号

明治 41・12・28

欄外 28・3

明治四十一年七月内務省令第十二号に依り左の神社を指定せり

明治四十一年十二月廿八日 大阪府知事 高崎 親章

北河内郡川越村大字村野村社村野神社、同郡同村大字山之上同
山田神社、同郡同村大字茄子作同春日神社

『大阪毎日新聞』 明治三九年 (一九〇六)

278 今宮戎神社

明治 39・1・8 ⑦

九、十、十一の三日間例祭に付、神樂奉納の人へは凱旋記念として桐箱入両福神一対及御神像一体づゝを授与し、奉納料は大和舞五拾錢、劍の舞二十錢、普通二錢なる由。

279 堀川の戎

明治 39・1・10 ⑦

今宮の戎が例年に倍せる繁昌なりにしに引換へ、堀川の戎は例年の半分ほどの人もなく、至つて淋しき景況なりし。これは別項にも記せる如く、同神社表門前に真正ベストが発生したる為、参詣客の恐れをなして近寄らざる結果なりと。福の神の本家も病気には勝てぬものと見江たり。

280 十日戎

夜の雨と残り福

明治 39・1・12 ⑦

既記の通り十日の本戎当日、午後五時に至つて空は遂に泣出した。正午過の空模様は今にも降り出しそうでは有たが、ところゝ雲が切れて居たゞけ真逆と頼み難い事を頼にして、参詣客

は相変わらず南へくと押しかけ、雨の恰も降り出した時分は戎神社の境内境外ギツシリ人の押詰まつた時であつたゞけソレ雨と言ふが早い、出し店は素より参詣客の狼狽混乱見るも気の毒なばかり。吉兆店は兎も角、土製の布袋和尚や、餅米細工の鯛や、捻ち鮎福鮎を売る店はドシヤ降りの雨に見るゝ布袋の色は剥る、形は崩れる、鯛や鮎は蕩けて流れる、悉皆乱離骨灰の有様。参詣客も大概は一張羅の晴衣装を着て居るだけに、羽織を裏返して着るやら女連は帯の上へ手拭を被せて俄造りの帆前船を拵へるやら、それゝ智恵相應の雨具の用意をして吾一にと駆け出したもの、人は多し道は狭し。適たまま空の人力車を見出しても、大紋日に俄雨といふ車夫に取つてはこれ以上の幸はない儲け時とて脚元を見て無法の暴働を吹かくるに、見すゝ晴衣をびしょ濡にしながら意地汚なくも雨中を駆け出す人間の弱点、此時此際遺憾なく發揮されて、凡そ一時間ばかりの中に三、四万の人間を苦しめ、多大の損害を蒙らしめたる雨の神の憎さよ。但し一利一害は何処にもある例、俄雨の為に思はぬ利得を得たものは、車夫の外に道頓堀付近の小料理店、寄席に劇場、食たくも見たくもないが一時の雨凌ぎに飛び込む者驚く程に多くて、寄席は何れも大入、芝居も大概は人で詰り、小料理店にうどんや鮎屋は忽ち売切れの好況を呈したり。下つては傘屋に下駄屋、巡航船の乗場などは人死が出来はせぬかと思はれるほどの好況。連て遊廓も溢れ福の臨時登樓者多く、一時娼妓連の枕切を見たりと。然し昨日は空模様こそ怪しかったも

の、午後二時頃迄は幸に雨が降らなかつたゞけ前日参り損ねた参詣者多少はあつたが、住吉の初卯は丸潰れであつた。

281 初天神

明治 39・1・21 ⑨

来る二十五日の初天神には天満神社にて例年の通り梅花祭を執行する由なるが、北署は同神社内へ臨時出張所を設け、二十四、五の両日は非番巡查総出にて取締をなし、同神社表門前は埒を設け、参向下向を左右に別ち、付近は夫々車止をなす筈なりと。丁度旧正月に相当すれば、定めて賑ふ事なるべし。

282 初天神

明治 39・1・25 ⑪

昨日の宵宮は雪の為に全くの丸潰れとなりて、朝来の参詣客極めて少なく、境内にても露店の出しやうなくして、僅に絵馬堂の下辺りに四、五例の紙製の吹抜旗を売れる老爺が指頭を呼吸に暖めながら控へ居るを見受けたるのみ。されど神殿の装飾は雪の朝をも構わず麗々と飾り立てられ、心を籠めたる神饌十五台、白木の三宝には梅ヶ枝の稍や咲ひ初たるが、春知り顔に横へられたるも詣づる人の稀なればか、拍手の音も途絶て唯神鼓の響と共に下げ髪の巫女、白衣の袖を振つて神前に舞へる姿の最と寒げに見江たるのみ。初天神の宵宮はかくして全く目的外あてれとなりたるも、今日の当日快晴ならんか。昨日出足を洎あめられ

たる信者の一時に押し寄すべければ、例年の当日には倍せる雑沓を呈する事なるべし。

283 昨日の天満天神

明治 39・1・26 ⑦

初天神の宵宮は雪の為に丸潰れとなり、夜間の如き近来稀に見る淋しき有様なりしに、昨二十五日の当日又々午後より雨降り出し、折角人出の時間に出足を洎はめたれば、宵宮同様の淋しき光景にて、神官は素より境内外の露店など何れも天の無常を嘲あざわち居る姿の哀れなりし。然し了得まさに信仰者多き天神なればか、雨中の泥濘ぬかを拵おして詣づる客はありて、午後三時過ぎには傘影拝殿の前を埋め居たり。

284 節分と関鉄汽車

明治 39・2・2 ⑦

来る二月四日の節分会に際し、関西鉄道は大阪市内各駅より左の大割引切符を発売す。
道明寺行往復三等卅五銭、二等五十三銭(通用二日間)又三、四両日は奈良行往復三等六十銭、二等九十銭(通用二日間)及び伊勢参宮往復三等一百五十銭、二等三十七五銭(通用五日間)因に道明寺は本年恵方に当るを以て、天満宮に於ては一般参詣者に対して厄除守及節分厄豆を無料施与し、夜間は大松明を点火し、又観音に於ては厄除安産守札及び節会福豆を施与し、宝

物も取換へ展覧せしむる由。

285 節分と南海鉄道

明治 39・2・3 ⑦

明四日の節分に際し、南海鉄道は住吉神社、吾孫子観音、堺方違神社等へ恵方厄除参詣者の便利を図り、難波住吉間は約十五分毎に、天王寺住吉間は三十分毎にいづれも臨時列車を運転するよし。因に吾孫子観音堂にては、来る七日まで厄除守三十体を参詣者に授与し、当日は供餅三万个を施与する筈なりと。

286 今日の節分

明治 39・2・4 ⑨

今日は節分なり。年行ぬ娘の縁近からん事を望みて髪を丸髷に結び、鼠肩々々の俳優より貰ひ受たる鶴の羽の簪挿しつ、遠きは今年の恵方に当れる住吉、我孫子辺りより、近は町々の神社仏閣などに詣す。節分には又つきものでお化姿といふありて、男は女に女は男に、又老いたるは若きに、若きは老いたるにそれぐ、姿を変ずる可笑しき例ありしを、近年は風俗矯正の名の下に取締を厳かにする事となりて、又市中にこれ等趣深き化け姿を眼にする事少くなれり。その代りかあらぬか寄席劇場などの並び建る場所は年毎賑はひを増して、これ等の興行物は節分の夜、常に一杯の大人を見る事となれりと。道頓堀、千日前、天満天神社などの賑ひを呈するは全く此為ならんか。厄払ひの

声、闇の表に聞江て古風の家の福は内、鬼は外と豆撒く響きの外面に洩るも可笑しき此夕よ。願はくは雨降らず風吹で静かに吾等の年齢一つ重ねしめん事を祈る。各神社の祭典は●綱敷天神 北区北野東の町なる綱敷天神社は本日、例年の通り節分祭執行、長寿豆を授与し、尚本年より日露戦役平和克復記念の爲め、久しく中絶しありし宝袋に蛭子大黒を印画して参詣人へ授与する式を再興す●天満神社 天満神社は同様本年より節分豆を授与し、社内霊符社にては昼夜厄除神楽を奏し、神酒を授与す。北署よりは雑沓取締の爲め、臨時警官の出張あり●堀川戎神社 西堀川町堀川戎神社は例年の通り本日節分の星祭を執行す。

287 官幣大社祈念祭

明治 39・2・20 欄外④⑦

官幣大社住吉神社及び同鳳神社の両社祈年祭の官祭は昨日執行に付、奉幣使として府事務官森本清蔵氏は参「紙面破損、判読不能」社へ参向したり。

288 臨時大招魂祭彙報

明治 39・2・21 ⑤

当師団の臨時大招魂祭は愈明二十二日より執行する筈なるが、その後聞得たる所によれば、奥第二軍司令官の当地到着時日は不明なるも、祭典当日には親しく参拝して忠死者の霊を弔ふ由。又呉鎮守府参謀長吉松少将は、司令長官の代理として参列する

遺族の接待をなす由▲其後寄付を申出でたるもの左の如し

鏡餅一重つゝ奈良県、和歌山県、大阪府郡部、銀メタル、同
 ピン各十個づゝ大阪毎日新聞社、純銀盃、銀メタル大阪新報
 社、純金磁石、純銀盃大阪朝日新聞社、五■づゝ高見馬糧會
 社、井口馬糧会社、殿井商店、吉田栄造、栗起四千個洋鉄商
 組合津田勝五郎、近藤喜祿、饅頭二千個真宗大阪婦人会、蜜柑
 真宗少年教会、鏡餅山下大阪市長、金百円大阪毛織物所代表
 者福井菊三郎、蜜柑第四憲兵隊將校、同歩兵少佐遠山景德、
 金一万疋堺一力樓

290 第四師団大招魂祭

明治39・2・23

①

第四師団大阪衛戍下の戦病死者陸軍中將前田隆禮氏以下
 三千百六十七名に對する臨時大招魂祭典は、既報の如く午前午
 前九時半より城東練兵場に挙行したるが、宿雨纏むすかに歇やみて陰
 雲去来天候尚險惡なるにも拘らず、数千の遺族と参列者は午前
 七時頃より続々雲霞うんかの如く参集し、次で在阪諸隊は何れも正装
 し、仁田原少將指揮の下に靈殿前に、軍樂隊を右翼に歩兵第八、
 第卅七聯隊、野戦砲兵第四聯隊、騎兵第四聯隊、輜重兵第四
 大隊の順序に閉縮横隊に整列し、続いて奥軍司令官も梅田停車
 場より直に臨場したり。廳がて午前九時、一発の号砲を合図に遺
 族参列者一同祭場に参集し、次で武津齋主は数十名の神官を随
 へて着床、一同起立して被主被詞を奏し、次で大麻行事塩湯行

事ありて招魂の事あり。次で神饌を供し武津齋主祭文を奏す。
 次に当日の祭主たる塚本第四師団長、山下大阪市長並に奥前第
 二軍司令官の祭文、吉松呉鎮守府參謀長（山内鎮守府司令長官
 代理）の参拜、東区兵事會長生嶋永太郎氏の祭文朗読あり。終
 て仁田原少將は諸兵に着剣捧銃をなさしめ、同時に軍樂隊は「國
 の鎮め」を奏して参拜の式を終り、次に各学校生徒、將校同相
 当官、遺族、准士官、下士以下遺族の参拜に次で参列者の参拜
 あり。撤饌の後、齋主以下退下して式を終り、遺族并に参列者
 は予定の食堂に入りて折詰壇酒の饗を受け随意退散したり。当
 日塚本、山下両祭主并に奥第二軍司令官の朗読したる祭文は左
 の如し。

維時明治三十九年二月二十二日壇を城東練兵場に設け、清酌
 庶羞の奠を以て明治三十七八年戦役に於ける陸海軍戦病死將
 士故陸軍中將正四位勲二等功三級前田隆禮君以下、三千百六
 十七名の靈を祭る勝嘉文を作りて諸子の英靈に告て曰く
 諸子平生聖論を服膺して軍人の本分を尽し此役一たび起るや
 踊躍軍に随ひ、各地に転戦して死を視ること帰るが如く、命
 を鋒鏑に委ね、生を転輸疾疫に捐つ。其忠勇義烈誠に天地を
 動し、鬼神をして感ぜしむるに足り、是を以て皇軍の向ふ所
 戦つて勝たざる莫く、我が武維れ揚り八紘を震盪す。是れ
 天威の然らしむる所と謂ふと雖も、亦実に將士の偉勲に因ら
 ずんばあらず。而して諸子が一死報国の功や是に於て大なり。
 嗚呼忠なる哉。

今や和成りて戦罷み、中外共に太平の樂を享く。而して諸子一たび去つて還らず。凱旋の將士首を回らして心を傷ましめ、郷党の父老門に倚りて涙を揮ふ。勝嘉一念此に及ぶ毎に感慨に禁へず。然れども諸子国の為に死を築みて名は竹帛に垂れ天子の寵光長く、豊祀を享け後人の欽仰最も歎興を資く、嗚呼烈なる哉。此の日勝嘉諸子の戦友を率ゐて祭を壇下に致し、諸子の父兄妻子も亦集り拜して以て其情を懣ふ在天の英魂毅魄庶幾くは髣髴として来り饗けよ。

明治三十九年二月二十二日

第四師団長正四位勲一等功三級 塚本 勝嘉

維時明治卅九年二月廿二日大阪市長山下重威清酌庶羞の奠を挙げ、謹んで明治卅七八年の戦役における殉難諸士の霊を祭る。惟ふに、人孰れか死なからん、死して而して其所を得ん乎。死亦余栄ありと謂ふべし。顧れば明治卅七年日露始めて■を開くや、彼我の艤艦波を蹴て絶東の洋に頡頑し、百万の壮丁兵を把て滿韓の野に馳騁す。戦骨は積んで山をなし、血痕は漲つて海を染む。実に有史以来未曾有の大戦役に於て、世界各国の環視凝望する所なりき。而も我軍連戦連捷陸には難攻不落の要塞を陥れ、海には堅牢無比の鉄艦を砕き、旭旗の向ふ所草木風靡し、遂に世界の強大国として胆仰せられたる敵国をして、勢窮り力尽き、多年の経営に係れる滿韓及遼東の地を抛棄し、和を講ずるの已むを得ざるに至らしめ、以て皇威を八紘に輝かし、国家を泰山の安きに置ききたる

もの、是れ偏に叙聖文武なる天皇陛下の御稜威に出でたるなりと雖も、而かも諸子が忠勇義烈身を忘れて公に奉じ、山河の嶮を涉り風濤の難を凌ぎ、千辛を経、万苦を嘗め或は血を砲烟弾雨の裏に灑ぎ、或は命を瘴氣毒霧の間に殞したるの結果に由らざんばならず。其戦陣に斃れ、病褥に歿せる運命の差ありと雖も、然れども殉国の烈に至りては兩者其揆を一にせるものと謂ふべし。嗚呼諸氏の忠烈は凜として氷霜の如く、其偉勲は炳として日星の如し。千秋万古長く竹帛を照らし、一死に依て而して不死の人となれり。諸氏亦以て瞑すべし。今や其祭典を挙ぐるに当り、諸氏の忠烈と偉勲を追想し、景仰の念自から禁ずる能はず。茲に聊か薰辞を叙し、以て諸氏在天の魂を弔す。尚くは英靈髣髴として来り饗けよ。

明治三十九年二月二十二日

大阪市長 山下 重威

抑第四師団は金州及南山の戦闘に参与してより以降、凡そ戦闘に臨む毎に奮勇、前なく到る処克く偉功を奏せり。此間鋒鏑に殞れ、病痾に歿したる忠良の将卒幾何ぞや。予は一たび之に念ひ到る毎に、哀悼の情に堪へず、況んや今親しく弔魂の式に列し、重ねて懐旧の縁に会するに於てをや。惟ふに諸子は形骸已に蒼苔の下に朽つと雖も、其壮烈は千載を照し、以て後昆の師表たるに足る。諸子以て瞑すべし。

明治三十九年二月廿二日

前第二軍司令官陸軍大将男爵 奥 保鞏

又午後は一時より西本願寺法主、同二時より東本願寺法主の法要あり。各遺族並に参拝者は、午前と同じく参拝したり。因に当日の重なる参列者は、奥前第二軍司令官を始め、塚本中将、吉松海軍少将、渡辺(章)、渡辺(勝重)、岡見、仁田原、隈部、今橋の各陸軍少将、菊池軍医監并に各府県事務官、其他第四師団管下の各文武高等官、名誉職員其他無慮二千余名にて、近來稀なる盛儀なりき。

291 招魂祭と遺族の歓喜

明治39・2・23

⑤

当日参列の遺族は大阪、和歌山、奈良の一府二県に亘り三千人と註せられ、式場右側遺族席は立錐の地なきに至れり。遺族の中、遠きは鯨吼ゆる熊野の浦、雪尚深き吉野の山奥より、或は浅黄の股引、或は合羽、或は裾高くからげしもの、或は肩の辺まで泥を蹴上し羽織姿、子を抱く、孫を拉る、合財袋を膝に乗せる、袖の中より珠数を出すなど、さまざまに今日の盛式に列するの光栄を喜ぶの色は何れの人の面にも浮べり。我第四師団が赫々たる武勲を奏し得たるは、今日此処に祀らる、勇士の功に負ふこと多し。然るに今又面りこの遺族の人々に対する誰れかは、感慨を催さるべき。勇士の遺魂ともいふべき可憐なる男児を抱きたる年若き一婦人傍人を顧み『此児が兵隊さんが列で居るのを見てお父ちゃんがたんと居ると云ツて喜びます』と語る。此児の父に似たる人は多からんも真の父は何日の時か

還るべき。斯る不孝の人々も、今日の盛典に列り、愁の眉を開けるもの、如く忠魂知るあらば如何ばかり喜ばん。遺族の面々は祭典の莊嚴なるを仰いで感極つて言葉なく僅に「ア、結構な事ぢや」「有難いことぢや」「何といふ勿体ないことだろう」との感嘆を漏らすのみ。又参拝の際には玉串の榊を折りて懇ろに懷中に収め、亡き父兄良人の魂とも思ひ肌添江て携へ帰るなど、なか／＼に哀れ深かりき。式終り、一同は休憩所に入り、此処にて壘詰の酒と折詰弁当を受取り、蓄音器や軍樂隊の奏樂を聞きつ、樂げに飲食をなしたるが、残りは国への土産にとて風呂敷に包んで歸るもの多く、又愛国婦人会の接待所に入り、廣岡、鶴原、吉田、土居等の夫人より茶菓の接待を受け、その好遇を喜べるものもあり。午後、奥軍司令官、塚本師団長は幕僚を随へて遺族に挨拶したる時は一同感泣し、東西本願寺の仏式に臨みて、面り両門跡様を拝して喜び、それより余興を見物して退散せり。又式場の右側將校の遺族参列には、藤岡中佐、伊藤少佐等の寡婦人を始め、將校の遺族参列し、黒髪を切りたる婦人二、三名見受けられたり。

292 第四師団大招魂祭

明治39・2・24

①

第四師団臨時大招魂祭第二日目なる昨日は、午前九時一発の号砲を合図に城東練兵場に於て仏祭を挙行したるが、折柄の篠突く雨を冒し、参列者及び遺族は四方より参集し、午前九時三十

分より法要始まり、先づ天台宗前管長大僧正吉田源應師、大導師として衆僧を率ゐ、靈前に進み法華懺法を、次に真言宗は各派総代高野派管長密門有範師の大導師にて理趣三昧を、第三に融通念仏宗は大僧正清涼得善師、法華宗寿量品の偈を、第四に浄土宗は管長大僧正山下現有師読経念仏を、第五に禅宗は黄檗宗徳永中教正、曹洞宗能仁教正、臨濟宗小澤前住職の三師にて楞嚴経を、第六に日蓮宗は権僧正早川日佛師、三宝礼読経を順次最も莊嚴なる法会を修し、その間伶人の奏樂あり。又第四師団軍樂隊は各宗法要中拝仏のマロシを奏し盛儀を極めたり。当日の参列者は祭主塚本第四師団長、山下大阪市長を始め、在阪各団体長以下各将校、平岡、折原兩大阪府事務官、府市名譽職員、祭典各掛長、遺族等無慮千余名と註せられたり。斯くて仏祭は午後四時頃終了し、それより更に移靈魂式あり。神官祭典を行ひ、靈を唐櫃に納め、将校一名の指揮にて下士卒これを護衛し、順路を偕行社に納め無事臨時祭典を完結せり。当日式場右側の遺族席には雨を冒して詰蒐けたる遺族、雨漏るテントの下にあり、寒さと飛沫を凌ぐため、珍物のカーキ色毛布を引被ぎて静肅に座を占め、合掌念仏して亡き父兄良人の冥福を祈るさま、いと殊勝に見受けられ参列者をして覺江ず漣然たらしめたり。斯くて遺族は自家の宗旨々に従ひ、一供養の終る毎に靈前に進んで焼香をなせしが、質朴なる地方の遺族の如きは瀑の如く落つる点滴に打たれつ、砂上に跪いて念仏に余念なく、係り将校の注意に依り、始めて漸く立上りて去るものありき。

遺族は各宗が鄭重なる法要に臨み、又前日の如く休憩所にて折詰の弁当を受け、且神饌の配分に与り何れも満足の色を浮べしが、午後に至り雨も霽れたれば市内の遺族等続々詰蒐け、式場も稍賑ひしかと。何分道路の泥濘なりしたため、行歩困難にして前日の如き盛況を見ざりしは遺憾なりき。因に各種の余興は雨天のため明廿五日まで延期すること、なれり。

293 招魂祭第二日の城内

明治 39・2・24

⑦

昨日は折悪しき降雨とて別項の如く當日余興たる自転車、能樂、競馬、武術試合は廿五日に延期され、相撲は廢止となりて祭場参拝の遺族等一向に興なきものから、われ勝ちに城内の戦利品陳列場に赴き、まだしもこゝに目を樂ませ、心を遣りつゝ、ありたりき。尚わが社奉納の小餅一石は一応神前に供へし後、それぐ参拝せる遺族に分配し、幸ひに彼等を喜ばすことを得たり。

294 初午と南海線

明治 39・2・28

⑦

三月三日の旧初午に葛の葉稲荷、水間寺観音、田山稲荷参詣者便利のため、南海鉄道は其前後の日共即ち三月二、三、四の三日間臨時葛の葉駅を開き、列車を増発し難波箱作間一時間毎に運転とし、尚各駅より葛の葉、貝塚、箱作行各等半減の往復切符を発売す。因みに本年は午歳の旧初午なれば、葛の葉神社は開

運の守、水間観音堂は厄除小判の守を授与し、田山神社は大餅
投げ其他の余興あるよし。

295 天満神社の鎮花祭

明治 39・3・11 ⑦

天満神社にては本年より来る四月二十四、五の両日間、鎮花祭
と称する祭典を執行する事に決定したり。此鎮花祭と言へるは
従来春の暮、落花の時節に間^ま間^ま疫病を出す事ありしを、延喜時
代に四時の悪疫除として厄神退治の爲め禁裏御所に於て執行せら
れたるの例に依り、本年より以後毎年之を行ひ、右二十四、五
両日間社務所に於て生花及盆栽会を催し、境内には植木の入市阿
弥陀池の植木市の如きもの^ををな^さしめ、夜間開門をな^す事とせり。

296 官国幣社經費に関する法律案

明治 39・3・13 ②

本日政府は左の法案を衆議院に提出せり

官国幣社經費に関する法律案

第一条 官国幣社の經費は国庫より之を供進しその各社に対す
る金額は内務大臣之を定む

天災地變のため要する臨時費用の外別項の經費は明治四十九
年度に至る迄は毎年廿六万円を越ゆることを得ず

第二条 従前官国幣社において積立てたる永遠資本金及び維持
元資金は官国幣社の基本財産としその元本及び利子は之を使

用することを得ず

官国幣社は内務大臣の定むる処により前条供進金の一部を蓄
積し前項の基本財産に組入るべし

内務大臣において必要と認むる時は基本財産の利子を官国幣
社の經費に充つることを得

官国幣社の財産及びその収入は内務大臣の定むる処により経
費に充つ

第三条 官国幣社は内務大臣の定むる処により臨時の費用に充
つるため第一条の供進金の中より一定の積立をなすべし

前項の積立金は各社共通の費金に充て内務大臣は内務省神社
局長をして之を保管せしめ其收支を取扱はしむ

第四条 従前官国幣社にて積立てたる官国幣社保存費共通金は
前条各社共通金に篇入す

第五条 本法は官幣大社、台湾神社及び別格官幣社、靖國神社
に適用せず

付則 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

297 住吉星祭の延期

明治 39・3・21 ⑦

毎年三月廿三日官幣大社住吉神社内において執行する同社星祭
講員の奉納する太々神楽は、本年は都合によりて延期し、追て
日を定めて執行する由。

298 大鳥神社再建設

明治 39・3・25

⑨

官幣大社大鳥神社の神殿再築費は既に議會を通過したるが、拜殿に設計換の必要を生じ、目下技師をして調査せしめつゝあれば、右調査終了と共に主務官の認可を受け直に工事に着手する筈なり。

299 四條畷神社の大祭

明治 39・4・1

⑩

河内四條畷神社にては明後三日より五日まで、例年の通り春季大祭を執行し、三日は神輿渡御式、四日は奉納大相撲、太々神楽、五日は八雲琴曲等の余興あるに付き、関西鉄道は大阪市内各駅より四條畷行き往復三等廿五銭、二等四十銭、通用二日間の割引切符を発売す。

300 生花と抹茶

明治 39・4・3

⑪

今明両日生國魂神社拜殿に於て、廣米齋岡本逸甫社中の催しに係る凱旋祝賀未生流生花及び抹茶会を開く由。

301 凱旋式と祝賀会

明治 39・4・6

⑫

八日午前九時中河内八尾天神社内に於て、同地軍人凱旋式及び祝賀会を催す由。

302 彰忠会の弔魂祭

明治 39・4・9

⑬

東区北浜外三十二箇町内の組織せる彰忠会の弔魂祭は、予記の如く昨日午後一時より中之島公会堂に於て執行せらる。正面の舞台に厳なる祭壇を設け、煙花三発挙式を報するや、軍樂隊の吹奏につれ、齋主座摩神社宮司渡邊敏雄氏以下着席して大麻、塩湯、招魂等の式を行ひ、その間伶人の奏樂あり。献饌了るや渡邊齋主は神前に進んで祝詞を奏し玉串を捧げ、次で彰忠、公總代村山龍平氏、高崎知事、福原東警察署長、満野東区長等の祭文朗読あり。それより塚本師団長、山下市長等順次玉串を捧げ、塚本師団長は参列故石津中尉以下十九名の遺族に対して一場の挨拶をなし、各遺族は順次参拝をなせしが、年若き未亡人、父を失ひし幼児などの玉串を捧げて額く様の一しほあはれに覚江、参列者をして暗涙に咽ばしめぬ。集英、愛日両尋常小学校生徒等は祭壇の前に整列して「弔魂の曲」を合唱せるが、可憐なるこの小国民の赤心、忠魂義魄如何に嬉しく享け、む。斯て神官は昇魂の式を行ひ、参拝者は酒肴の饗を受け午後三時頃退散せり。当日の参列者は塚本師団長、桜井参謀その他師団將校、高崎知事、山下市長、東区内名誉職、在郷凱旋軍人、同会員等一千五百余名、頗る盛んなる祭典なりき。因に当日前記連合町内は国旗を掲げ弔魂の意を表し集英、愛珠両幼稚園の児童は各その園に集り遥拝の式を挙げたり。

303 住吉大海神社修繕

明治 39・4・10 ⑦

住吉神社境内の大海神社は社殿朽靡したるを以て改修の義を主務省に稟請中の処、昨日許可となりたるを以て総費額五千百六十円余(内二千円住吉神社非常予備金、残余は神社共通金)を以て近々工事に着手する由。

304 住吉星祭

明治 39・4・11 ⑦

都合によりて延期し居たる官幣大社住吉神社の星祭りは、愈來る十五日執行することとなり、例に依りて講員より太々神樂を奉納する由。

305 大鳥神社花摘祭

明治 39・4・11 ⑦

來る十三日は大鳥神社花摘神事につき、浜寺公園御渡所おたびしよへ神輿の渡御あり。例に依て当日堺乳守廓より繰出す花摘女は左の如し。

大清樓 小新 天富席 つる 桂屋席 新子
嶋屋席 藤八 筆亀席 國香 泉梅席 春松

306 生國魂神社の夜桜

明治 39・4・12 ⑦

同神社境内に新しく植ゑたる桜十數樹は見頃となり、來る十五日より夜桜を見せん筈にて茶店の用意中なり。

307 煎茶

明治 39・4・12 ⑦

來る十五日、天満宮社内連歌所に於て昌隆社の煎茶式開催。

308 天満宮の鎮花祭

明治 39・4・13 ⑦

天満天神社にて本年より例年四月二十五日に鎮花祭を執行することは日外の紙上に記したり。この祭の故事は往古神祇官四時祭式中三月晦日を卜し、大物主神同荒魂神を祭り、疫氣を鎮める祭儀に起れりとぞ。大物主神を祭りて疫病を除くことは崇神天皇のころに始まり、鎮花祭のことは大宝年中に始まり、新拾遺和歌集貞和二年百首歌に

のどかなる春の祭りの花しづめ

風をさまれとなほ祈るらし

などとなり。山城志に今宮祠にて三月十日花鎮祭をなし、これを安樂花やすらひはなといふとあり、やすらい花と花鎮祭とは全然同じきものにはあらずとの説あれども、兎に角季春に落花を惜み、風雨無きを祈る心と疫病を驅る心とを寓よせたるものなるべく、また京中の女のわらははべ高雄寺の法華会に詣で、舞奏づるを呼びて舞せ見る故事ありて、これをもやすらい花といふ由に考へても風流に優美なる祭なり。斯かる祭儀なればとて、此たび天満宮にて祭式の中に加へたるはおもしろし。なほ廿四、五兩日は夜間境内を開門し、社内外に植木店を出し、連歌所には生花抹茶

盆栽揮毫の諸会総て花に因縁深き催しものをなし、また同宮神木講よりは新に加茂祭の風流花傘を製し、本年夏祭の行列に加はらんとする都合の由。

309 二匹権兵衛の稲荷争ひ

明治 39・4・14 ⑦

七、八年以前、市内に下水工事を施したる際、東区和泉町の大泥溝より年長けたる一匹の古狸現はれたる事あり。狸は元來痴鈍の動物なれば、手伝人足等も打殺すは氣の毒なりとて、農人橋東詰の浜地へ持ち行き捨て来りたるに、其後時々此辺りにも、化現はれ、小雨シト／＼降る宵などには酒徳利を持ちたる一つ目小僧不意に路傍に立て町内の隠居が胆を潰さしたり、一つ目入道が夜泣うどん売の男を脅かしたり、或時の如きは目も鼻もないのつべらぼうの若娘の姿となつて色好みの若い衆が廓返りを驚かし、為めに若い衆は氣絶せる騒ぎをすら生ぜしめたることなどあり。開明の世に去りとは不可思議千万、適きり彼の古狸が所業なるべしと、付近の者一時は狸狩りを催し、闇汁にして食て了はん相談をなしたるも、それでは後の祟りが怖ろしいと言出せる卑怯者もありて、結局一社を設らへ件の古狸を祀り籠る事となりたるも、これ迄狸大明神といふ名は余り聞た事がなし。種類は違つても人を化す点に於て一致する狐から思ひ着て稲荷さんにしやうと名を権兵衛と命じ、社殿新たにになりたるは四、五年前の事なりしと。然るに迷信深き世の中とて其

の後誰言ふとなく此の権兵衛稲荷に願かくれば、齒痛の治ると奇妙なりと言ひ触らせるものあり。それからそれへと根に葉をつけ詣ずる信者次第に多く、昨年頃よりは一ケ年の賽銭収入約七百余円に登るに到りたるに、かくと知りては何条欲心深き人間の其の儘になし置くべき。同所稲荷社の隣地に住む船賃業通称船庄事富田庄松といへるが、潜かに神殿のある浜地払下げを市に願し、先月初旬首尾よく聞き届けられて自分の持地となるや否や、自己所有の敷地の上にある以上、此稲荷も自分のものだとな法にも日々揚る賽銭を勝手に着服し始めたるにぞ。町内にては承知せず、元來権兵衛稲荷は当町共有のものなるに、船庄が専断の処置心得がたし、如何に名前が権兵衛稲荷だからとて、彼の種蒔き権兵衛における鳥の如く、町内富有の基の賽銭を取り去られては承知出来ずといろ／＼談判を開いた末、遂に去月二十日神殿を庄松の所有地より引上げ、道一つ隔てたる岡側の空地へ移したれば、庄松も堪らず早速伏見へ駆け着け、本家本元の稲荷を勧請し来り、元の敷地へ新たに神殿を設立し、名も権兵衛の旧称を襲ぎて本家然と構へ立てたるにぞ。参詣人は忽ち途迷ひ、何れを本家とも判じ兼たる差し向ひの二匹権兵衛、一方は狐にして一方は狸の本尊。何れへ参るも化されの度は均しからうが、兎に角迷はざるを得ざるの仕儀に、町内にては庄松の方にては捨置れず。昨今は双方朝より日没迄一人宛の男を雇ひて神殿の脇に立しめ、参詣者と見れば此方が本家だ、イヤ此方が本家だと伊勢の壺屋の煙草入同様本家争ひ、未だ何

れが勝利に帰するか判断に苦しむ程なりとは、眉毛に唾の要る話といふべし。

310 活花と抹茶会

明治39・4・20 ⑦

二十一、二両日生國魂神社々務所に於て、安部里玉齋社中の遠州流活花会及抹茶会の開催あり。

311 天満天神の鎮花祭

明治39・4・25 ⑦

桜は散り、躑躅つづじ、山吹等に春の名残を止むる折柄、天満天神にてはむかし床しき鎮花祭を再興して本日午前十時よりその祭儀を行ふこと、なり。昨今両日は境内に植木市、連歌所に盆栽、插花、盆石等の陳列あり。参拝者も少なからざるが、植木市は阿弥陀池にくらぶれば規模狭少にして盆栽と草花に止まり、盆栽には若楓、藤、躑躅など季節柄のものより青簾涼しき水盤もの、草花には牡丹、桜草、三色堇、石竹、虞美人草カーネーション等、和洋とりぐ色を競ひ、花園に分け入る心地ぞせらる。連歌所の盆栽は市内同好者の出品せるものにて芽出し、柘榴、木蓮、楓の寄植など晩春の風物を写して面白く眺められぬ、本日は祭儀の当日なれば人も多くして一層賑ふことならん。

312 大鳥神社の再築工事

明治39・4・27 ⑤

官幣大社大鳥神社の再築工事は、此程主務省の認可を得たれば来月早々起工すべしと。

313 卯の葉の神事

明治39・5・10 ⑩

明十一日は旧四月上の卯の日に付き、住吉神社にては例年の通り卯の葉の神事を執行し、堺龍神廟より左の卯の葉女を出す由。
●時の家艶男、高田屋とく、東屋成一、貴船川三吉、春の家駒之助、紀の勢ゆり子、嶋春貞奴、末廣屋廣男、梅の家福松、高田屋力彌（以上卯の葉女）梅宰樓たね、春の家ちよ、紀の勢あい、立花樓つた、梅の家くに、川鶴いし、染川艶（以上稚児）

314 抹茶会

明治39・5・10 ⑩

来る十二、三の両日間、午前八時より高津神社内に於て西区江戸堀下通二丁目伊藤宗益氏の催しにて抹茶会あり。

315 生玉の花相撲

明治39・5・10 ⑩

昨日生玉神社境内にて興行の筈なりし大木戸、扇海、放駒、雷山等一行の花相撲は、前日の雨にて十俵の乾かざるため本日に延期す。

316 貝塚町の凱旋祝賀会

明治 39・5・19 ⑤

府下泉南郡貝塚町の凱旋祝賀会は、昨日午前同町感田神社社務所庭前にて挙行せり。庭上には帷舎を設けて神霊を請じ、神饌を供して神職は凱旋奉告の祝詞を奏し、参列者は同町出身の歩兵少佐日野純氏一等獣医沼野鹿之助氏以下将校下士卒二百余名并に岸泉南郡長木岡町長町会議員有志者等にして奉告祭終るや、直に神殿の粧飾を撤して余興場に充て、木岡町長より軍人一同に感謝状及び木杯一個づつ、を贈り、岸郡長、町会議員総代其他の祝辞、日野少佐の答辞あり、それより参列者一同に折詰を配りて宴会に移り、芸妓の手踊あり、頗る盛会なりし。当日同町内は国旗球燈を掲げ、太鼓台を曳き出して練り歩くなど、大に賑ひたり。

317 招魂祭と凱旋祝賀会

明治 39・5・29 ⑦

来月一日、府下泉南郡佐野村春日神社境内に於て、日露戦役陣没者の招魂祭及び凱旋祝賀会を挙行する由。

318 大鳥神社の大改築

明治 39・6・2 ④

官幣大社大鳥神社は昨年祝融の災に罹り、神殿拝殿共に烏有に歸せしより、内務当局者は元の神殿よりも一層規模を大にし、

所謂大鳥式に改造するため経費三万余円を支出することとし、曩に福井県の藤嶋神社及金崎宮再建工事を担任したる滋賀県技師安藤時蔵氏を担任技師となすことに内定し、同氏は来五日来阪して諸般の打合せをなし工事に着手する由。右につき泉州の有力者も大に奮発し、四万五千円の予算を以て同神社境内及附近の大改造工事を起し、濱寺公園と連絡したる一個の遊園地たらしむる計画あり。不日府庁の許可を得て寄付金募集に着手する由なるが、その設計は浜寺より大鳥神社に至る現在道路二間幅を六間幅とし、両側に松、桜、紅葉を植え、境内には五間に七、八間の大建物を建築して公会堂(信徒参集所)に充て、陰森鬱鬱人跡を入る能はざる神林は雑木小樹を伐採して人の遊歩に適せしめ、庭園には梅、桜、桃李を移植して四時の觀賞に供する筈なりと。

319 神職總會

明治 39・6・6 ②

本日、奈良倶楽部に於て近畿二府三県四国各県及福井県等の宮司神職、官国幣社神職總會開会。出席者は國學院幹事高山隆氏外神職五十三名にて、午後三時過ぐる頃に至り漸く會議に移り、秘密に協議する所ありしが、其協議事項は官国幣社会計規則改正の件、祭式一定の件、神職採用の件、同待遇の件等にして、尚先頃火災に罹りたる國學院に対し、見舞状發送について協議を凝し、夕刻散会し菊水樓に懇親会を催せり。

320 高歩貸神官の悪事

明治 39・6・7 ⑧

南区天王寺逢阪上の町、要国美(かなくによし)(四十八)は東成郡天王寺村にある徳宮稲荷宮の神主なるが、高歩貸を本業の様にする因業極まる男にて、此程南区阿倍野筋二丁目石橋庄三に約束手形にて金百七円五十銭の貸金ありて、追認の公証をするに際し委任状を變造し、金百十六円の貸金と書き訂し(おぼ)差引八円五十銭を騙取らんとしたること忽ち發覺し、昨日当地方裁判所にて重禁錮二月罰金四円監視六月に処せられたり。

321 小社会祀の儀

明治 39・6・8 ②

全国各地方に散在せる村社以下幾多の小社、即ち一字又は一部落の人民が祭祀するところの小社は、近年其維持困難の状あるにつき、当局においては此際斯る小社は郷社、村社等に合祀せしむることに内定せりといふ。

322 住吉御田式

明治 39・6・13 ⑦

例年の通り十四日住吉神社にて御田植の神事を執行するに付き、新町遊廓より左の通り植女その他を出す由なるが、翌十五日の夕方より右の一行は同廓を同じ姿に練歩く事も例の如し。但し、この練歩きは雨天順延。

323 社寺境内使用取締規則

明治 39・6・16 ②

明治三十六年十一月内務省令第十二号神社寺院仏堂境内地使用取締規則第三条は之を削除する旨内務省令を以て公布せり(此改正は、従来社寺境内を公益のために使用する場合に、其使用期三ヶ月を超過するときは、地方長官より内務大臣の認可を稟請する規定なりしを、今後は地方長官限り之を許可することとなりしなり)。

324 御田植祭

明治 39・6・19 ⑦

河内四條畷神社にては例年の通り、来る二十日御田植祭を執行する由。

325 ホノホ誌友会

明治 39・6・23 ⑦

二十四日、九條茨住吉境内住吉亭に於て堺市関西新詩社のホノホ誌友会を催す由。

326 開運有慶祭

明治 39・6・28 ⑦

北区堀川神社に於ては来る七月一日(丙午月丙午日)、同社内大國主神前にて開運有慶祭を執行し、宝物七福の守を希望者に授与する由。

327 御霊神社の正遷宮

明治 39・7・4 ⑨

平野町五丁目御霊神社は、去る卅六年より本社 of 宮繕に取掛り昨卅八年に全く落成したれど、戦後早々の事として正遷宮祝祭を延期し居たるが、来る十一日より十七日まで正遷宮祝祭を執行する事となり、昨今氏子に於ては夫々準備中の由。

328 稲荷下げ

明治 39・7・5 ⑨

近来東区東平野町六丁目竹倉裏に稲荷下げを為す者ありて、迷信者を集め種々口実を設けて供物料をせしめ居る事を天王寺署にて探知し、一昨夜刑事が密に容子を窺ひに出掛けしとも知らず、この路次の長家に暮す古井亀吉(三十七)方では床の間に稲荷を勧請し、白木の三宝に供物などを盛り、数名の男女を集めて拍子木を打鳴し、亀吉は稲荷を下す以前に一同に向ひ、如何なる難病でも稲荷さまに願へば平癒し、また金儲けがしたければお願ひ申せなど、口から出せに稲荷の利生を説き立て居

たるを刑事の為に引致されたり。

329 夕日神明宮神主の免職

明治 39・7・5 ⑨

北区曾根崎上一丁目に鎮座ある夕日の神明宮神主を務むる竹内智興(六十四)は、妻りう(五十八)との間に二男三女あり。高齡の身なるにも拘らず、七、八年前より同宮付近に來りし滋賀県蒲生郡日野町岩田伊三郎姉かつ(四十五)の色香に迷ひ、遂には女房を京都に追やり、かつを養女名義にて自家に入籍せしめ、昨年一子をすら挙るに至りたる。其間無理算段してソレ是の費用を弁じ居たる結果、借財山と嵩みて首が廻らなくなり、悪意を生じ伊勢皇太神宮の大麻曆二千部を模造し、情を知らぬ氏子山崎與四郎外数名に依頼し売り扱めたる事発覚し、此程懲戒免職せられたり。

330 土佐稲荷の花相撲

明治 39・7・8 ⑪

今八日同社境内に於て大木戸の花相撲を興行する由。重なる番組左の如し。

- | | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|-------|------|
| (武蔵野) | (虎ヶ嶽) | (吉野川) | (松の風) | (鷲ヶ嶽) | (瀧川) |
| (大湊) | (黒龍) | (早瀬川) | (大鳥) | (小緑) | (又泉) |
| (浪花瀉) | (大虎) | (有知山) | (勇木戸) | (朝日嶽) | (雷山) |
| (小嶋山) | (小丸紋龍) | (男鈴山) | (い) | (時の松) | (大錦) |

(綾瀬川) 扇海 (響矢) 大木戸
(大林) (放駒)

331 正遷宮の絵葉書

明治 39・7・9 ⑧

来る十一日より十七日まで御霊神社正遷宮につき、同神社より正遷宮記念絵葉書三枚一組を頒ち、スタンプをも押捺する由。

332 住吉神社の大修繕

明治 39・7・13 ⑤

東成郡墨江村官幣大社住吉神社の本殿は、宝永五年の建築にして特別保護建造物となり居れるが、去る明治十一年修理したる以来破損甚だしきより、今回更に修理をなすことに決し、その予算六千五百円は内務省より下賜の保存費及同神社の社費を以て之に宛て、別に拝殿、渡殿、摂末社の修理費三万二千余円は一般の寄付金を以て之に宛つる筈にて今回その筋の認可を得たるが、畏き辺よりも御下賜金有る筈なりといふ。

333 活花と盆石

明治 39・7・16 ⑦

今明両日御霊神社の祭礼に付き、御霊筋平野町北へ入、玉水方にて、廣源齋慶甫社中の未生流活花及び細川流盆石会を催す由。

334 陶器細工の造り物

明治 39・7・21 ⑧

来る廿三日より三日間西区鞆陶器神社の祭典に付き、西横堀字瀬戸物町の陶器商仲間にては、例年の通り各所に於て左の如き陶器細工の造り物を催す由

●先代萩御殿場●阿古屋景清●静御前の舞曲●勸進帳●人の扉●母の面影●京人形●令嬢の合奏

335 浪花名物天神祭礼

明治 39・7・24 ⑦

水の都に花飾る浪花名物天神祭礼も今日明日となりぬ。面白からぬ雲の行かひに梅雨やまだ明けぬかと疑はしめたる数日来の天候全く一変して、空名残なく晴れ渡り、暑さも又烈しさを加へて、昨日今日は俗に言ふなる祭礼月の氷なくては送れぬ有様となれり。さればコンコンチキチンの地車の囃子、市場に響きて俵を売もの、堂嶋、天満の若者等が揃ひの浴衣に大道を練る今年の天神祭礼が暑さに一入の雑沓ひしひを加ふる賑はひの度も今より想見さる、次第なり。舟渡御の行列は例によりて二十五日午後四時半出門、松島のお旅所に赴かせらる。折よく連日の好晴に大川の水嵩も増さねば、当夜の壯観は思ふに例年に倍するならんか。北署にては今明両日署長以下各警部を始め非番巡査に至るまで総出をなし、尚本年は入出、昨年一昨年に比し多かる見込にて、市内の各署よりも巡查の応援を請ひ、天神社内へ向

日とも臨時出張所を設け、又舟渡御の前後には大川始め堂嶋川外要所の川筋は当水上署にて何れも厳重に警戒すること例年の如し。水上署の方針は是迄観覧船と称へて遊船以外の荷船、肥料船、其他の小船に乗合の見物を乗せたるを今年は厳禁し、猶巡航船は天神橋より木津川筋千代崎橋間当日午後五時限り休航する筈。因に北区老松町三丁目木村街燈店より難波橋以西大江橋以東堂嶋川の兩岸に數百基の硝子燈を寄付したり。

336 神罰靚面

明治 39・7・24 ⑦

先頃安井天神々殿の戸締りを破棄し、錦織の戸帳代価百七十余円の物を窃取し去りたる曲者あり。所轄難波署にて犯人捜査中のところ、一昨日同署の手にて、南区東関屋町北谷時藏(二十二)といへる前科者を余罪にて逮捕したるところ、意外にも此奴が戸帳の盗人なることを自白したるより、警官始め居合せし者何れも神罰の靚面なるに感じあひたりといふ。

337 本日の天神祭と取締

明治 39・7・25 ⑩

天神祭に就ての取締方は昨紙上にも掲載し置きたるが、尚洩れたる分を記さんに、今夕神輿通過の際は道筋に近接する欄干又は木柵の前に佇むことを禁じ、渡御中は中の嶋七丁目湊橋北詰以西の交通を遮断し、一切露店を禁ずる由。又堂嶋川に架設す

る各橋と土佐堀川下流、端建倉橋と木津川筋各橋の交通は一時差止め、其他当夜は要所の橋上何れも人道を車道に人道に変更し、尚人道の区別なき橋上は左方通行制を執らしむる筈。因に水上署の飛鯨号には一名の檢疫医を乗組せ、水上に於ける救護応急の治療をなす由。

338 雨中の天神祭礼

明治 39・7・26 ⑦

例年天神祭礼の当日といふと極つたやうに日和が荒くなつて、風が出て、雨が降る。然し今年は、昨二十五日朝来の風にヨモヤ雨迄は、と思つて居たのが、矢張正午を過ると妙な雨雲が何処からともなく現はれて来て、午後二時、三時と渡御の時間に迫つて来る程、空益々黒く、雲の去来益々甚しく、四時、五時といふ間際には、果して通り雨の足早くザーザーといふ大降りとなつた。ところが又今年に限つて、参拜者が去年一昨年よりは倍位に多い。恰度京都、神戸辺から出かけて来た連中が何れも社内社外にギツシリと一杯詰つたところへ持て来ての此雨だから、其混乱、狼狽する姿は真に気の毒な位。勿論、大概は怪しの空具合に蝙蝠傘を持ては居るが、風の為に雨は上から降らないで横なぐりに降て来るのだから、縞の紋付の羽織先生が半身ビシヨ濡になつて駆出すやら、今年買立の Panama 帽を四、五間高く吹き飛ばされて鳶に油揚を攫はれた小僧のやうに、アレヨアレヨと東西南北に人を掻き別て奔る紳士やら、内ぞ床しき

友仙の蹴出しを風に煽られ真赤になつて拝殿の下に寄り添ふ妙齡の婦人やら、社会觀察家が見ると極めて面白い光景が其処にも此処にも現出されて、お陰で神社付近の小料理店やら飲食店やらは意外の客に意外な儲けをしたが、今日を当込みの露店と来ては雨と風の為に、肝腎の客を吹き飛ばされ、流し去られて、紅酸葉の色徒らに赤く、なんばきびの色徒らに黄を増すばかり。売行は皆目駄目であつたのには泣言たらしく、天神様を恨む連中ばかりであつた。かゝる中にも渡御の式は厳かに行はれて、午後五時といふ一しきり雨足繁い折、先づ御太鼓は天神表門を出で引続き予定の行列は雨中をも厭はず静々と繰り出された。神輿が出門あつたのは彼是五時半でもあつたらうか、例年の道筋、その両側には各戸幔幕を張廻らし、金の六曲屏風を立て廻らし、土女、知人など盛装して、居並らぶ中を序列乱れず、去年新たになつた北警察署門前の乗船場へ急せられる。行列の途中一時止んで居た雨は、心なくも此時又サツと一吹き吹き来た風と共に降り出したが、これや清めの雨であろう。神輿は一向頓着なく予てお迎へに参つて居る船に首尾よく乗御あつてゑいゝゝの歓呼声裡に松嶋御旅所へ出船された。時將に午後六時三十分、通御の堂嶋川筋は了得に川風荒く波荒い為め例年ほどには拝観の舟多くはないけれども、ソレでも両岸にひしと繋がる小船幾百艘ともなくあつて、朝日ビール其他の広告船には築隊の囃子勇しく其間を縫ふ例のドンドコ船は風雨に一入勢を増し、名詮自称のドンドコドンくと上下左右に漕ぎ廻した

から平和の趣こそ日和の時ほどなかつたもの、却て例年に見られぬ雄壯の趣が多くあつたやうに見受た。かくて無事松嶋へ着あつたのは十一時過であつた。

339 松嶋の娼妓斬り (天神宵宮の騒ぎ)

明治39・7・26 ⑦

一昨日の夜は天神祭礼の宵宮とて、松嶋遊廓は昼の程より雑沓し、夜の八、九時頃には人出最も多かりしに、突然同廓花園町天神前の青樓宮内樓にて、娼妓斬の椿事を惹起したる者あり。犯人は予て同樓のお職女郎小蝶事山口県美祢郡大嶺村矢田部駒之助長女しづ(二十九)に昨年九月頃より馴染を重ね、夫婦約束迄なせる東区内久宝寺町一丁目洋服商田中兼吉(三十一)といへる者にて、小蝶はかねて本年七月二十四日即ち一昨日にて年が明けるゆえ、その日には迎にきてくれと兼吉に頼みおきしより、兼吉は約の如く同日夜の明くるを待ちて、宮内樓に出かけイザ同行せんと迫りたる所、小蝶はとかく言を左右に托してハキハキと応ぜぬより、兼吉は怪しく思ひ、段々聞き訊して見ると、同日年明とは真赤な嘘にて、実は来年七月ならでは年が明けぬばかりか小蝶は今まで兼吉との堅い約束を反古にして、阿波生れの山下惣平といふ兵隊上りの男と馴染を重ね、情夫扱にして自分を袖にしゐたることを探り得たるより烈火の如く憤り、その場は一まづ立帰り、その足にて東区久宝寺町伊藤洋服店に至り、ナイフを借りて六十銭を懐にし、宮内樓に登樓

したるもその時は既に小蝶に客がありしより、朋輩女郎を仕舞ひて、午後九時頃仕払不足の金を調達すると称して遺書やうの手紙を友達の山崎久三郎といふに宛て、使を出しおき、間もなく三階にて小蝶の姿を認め、滅多斬に斬り付け都合十ヶ所の重軽傷を負せたるが、折から巡回中なりし水上署の大野部長、清原刑事が此騒を聞き付けて同樓に赴き、即時兼吉を取押へ、取調の後、昨日謀殺未遂犯として検事局に護送したり。

340 天神祭礼余聞

明治 39・7・27

⑦

浪花随一の花、天神祭礼の神輿渡御が待わびた一昨日、幾十艘の船の群、堂嶋川の長流を掩うて、雨中ながら満都に響く太鼓の音、ドンドコ船、頗る賑しく挙行されたことは昨紙処報の通りだが、尚ほ聞得たまゝを記すと▲暴れ神輿と知らるゝ第三の神輿、例によつて人出の中を縦横に荒れ廻りつゝ、練来るうち遂に天満十丁目筋で某店の家根に衝かけ、蓋上の宝珠を落し、剩へ二、三名の微傷者を出した騒ぎに、余儀なく宝珠なき儘渡御をやつた▲松嶋へ上つてからもこの神輿、尚ほ懲りず間に荒立て、西署の行吉巡查為めに胸部を突かれて卒倒に及んだ▲渡御の時刻は例年と大した相違なく午後十時十五分御旅所着、翌午前零時三十分出発、往路の川筋を逆に同四時北署前着、同五時本宮に入る▲松嶋遊廓はなか／＼の繁昌、殊に雨に降こめられた客も少くないので、各樓宵のうちから段梯子踏む音絶ゆる

間もなかつた▲その他事故としては一昨夜七時五十分頃北区中の嶋七丁目菓子商大久保弥生軒の店の洋燈が墜落しパツと燃上つてアワヤ大事に及ぼうとしたのを曾根崎署の林巡查が認めて躍入り、辛くもこれを消止めたこと▲南区高津二番丁西村平之助(五十五)といふ痴漢、大涉橋西詰で渡御の雑沓にまぎれ西署濱口刑事が懐ろを探り、何ものか掏取らんとして直ちに捕はれたこと等を始めとし▲端艇と篝船の転覆▲各署を通じて迷児二十、掏摸四、拾得物二、泥酔漢六、位のもの。先づは無事の祭礼であつた▲渡御川筋の兩岸乃至各治道は蝙蝠傘と雨傘もて一面に掩はれつゝ、さながら傘行列ともいふべき光景▲これが若し雨ならずんば人出は更に一層夥しかつたらう。

341 鞆の造り物

明治 39・7・30

⑤

来三十一日と一日の両日間、西区鞆永代浜住吉神社の祭典につき、例年の通り造物の催あり。戻り橋、祇園の油取、大阪時事新報社の夫婦舞、十二ヶ月、令嬢の花見、三条小鍛冶宗近、廿四孝の狐火、丸橋忠彌堀端の場、大阪日報社政子嬢の登山、本社小説筆子、西郷隆盛、同く嶋流し等なりと。

342 記念碑除幕式

明治 39・8・4

⑤

泉北郡大津村青年同志の同村若宮神社に建立したる戦役記念碑

除幕式は昨日同地に於て執行し、郡長警察署長等の出席ありて盛会なりき。

343 甘南備神社造営と献詠式

明治 39・8・4 ⑧

本年五月神戸の湊川神社の摂社に列せられし楠公夫人を祭れる甘南備神社は目下造営中にて、本月四日柱立、七日上棟、九月上浣^{じょういん}竣工の上、鎮祭式を挙げ、三日間奉祝祭執行する由。右奉祝祭の第一日には和歌献詠式を奉仕の筈にて、兼題は「寄鏡祝」「社頭菊」寄詠は八月三十日限なりと。

344 安土町八幡祭

明治 39・8・13 ⑤

来る十四、五の両日は、例年の通り東区安土町八幡神社の祭典を執行するに付き、余興として同町にては雪月花、青柳硯、放生会、園の菊、当世人形等の造り物を為し、其他生花、盆栽、抹茶、素人淨瑠璃等の催しある由。

345 白米稲荷の正遷宮

明治 39・8・17 ⑦

天満天神境内にある修繕中の白米稲荷神社は、来る十九日より廿五日まで正遷宮奉祝祭を執行し、尚ほ記念絵はがきを発行し記念スタンプは寄進所にて押捺する由。

346 正遷宮と地車

明治 39・8・18 ⑦

前号に記載せし天満神社内白米稲荷の正遷宮に付き、北区老松町の有志連は地車を挽出す由。

347 江北の不夜城(白米稲荷の正遷宮)

明治 39・8・22 ⑦

天満天神境内白米神社が去十八日正遷宮を行ひ、翌十九日から向ふ一週間奉祝祭挙行の事は既報の如くだが、折柄涼みの客まことの信者と打交せて夜ごとの人出夥し▲氏子たる各町も思切つた好景氣、負けず劣らずその装を競ふ▲表門筋、難波橋筋、老松町には大鳥居聳^{そび}江、天神裏門と亀の池の両所に線門^{アライチ}高く設へられて千二百燭の電燈、イルミネーションは満飾の提灯と相俟つて昼をも欺くばかり、境内西絵馬堂では天神囃の音も面白い▲更に川筋に沿うた若松町御乗船場と名付けられたところ、赤鳥居を中心に数丁に渡る街燈燦然として、青物市場から出す家台の趣向頗る賑しさを増す▲源蔵町に至つては、景氣一段大道に高さ数丈の杉の古木を樹て、これに千二百燭の電燈を点じ、難波橋筋に金巾^{かねぢ}の赤鳥居、天神小橋に縫ぐるみの狐を据ゑ、別にまた鬼若丸のお迎人形を飾つて、町内湧くやうな騒ぎである▲斯くも電光燈影、江北一帯を掩うて不夜城の光景を呈するところエライヤツチャの燈籠行列、無邪氣にも面白く世は太平の象ぞ芽出度し。

348 海水浴の飾り人形

明治 39・8・24

⑦

北区天神橋一丁目かしはら屋中野呉服店にては目下我社主催海水浴に因みて、左の如き飾り人形を店頭陳列し、周圍は我社発行の絵葉書にて裝飾しあり。昨天満白米神社の正遷宮中に際し、景氣を添へ居る由。

砂利と縮緬にこしらへたる浪と水彩画の遠浪を見せたる海浜

▲十八、九の令嬢、新意匠の花束ねの桐をあしらひし縫目模様の縮緬浴衣に誉織燕脂色に曙式に織出したる銀杏模様の帯を締めたる避暑姿▲十二、三の令嬢、縮緬友儷柳に燕の模様ある単衣に筑紫織蝶模様、単中帯を締め▲水浴服を着たる八、九歳の男児は海水浴を試みんとして片足を水中に入れたる処

349 新に成らんとする湊川神社撰社

祭神は楠公の令室小楠公の母室

明治 39・8・29

⑦

昨三十八年五月十三日を以て新たに神戸湊川なる別格官幣大社湊川神社に加列せられ、同社の撰社として祭祀の勅裁を経たる甘南備神社と申すは、楠公の令室滋子刀自を祀れるものにして、湊川神社々務所の調査によれば、刀自は萬里小路宣房卿の息女、西対外命婦を奉ぜられしが上田兵庫頭の養女となり名を阿久と改め、貞淑賢明にして学を好み、和歌に長じ、婦徳悉く備はりて、当時京中五人の才媛の一人に数へられ、正成卿三十歳

の時、即ち正中元年楠家に嫁せられ、其翌々年嘉歴元年正行卿を生たり、正成卿の戦死に次で、正行卿忠死の後は焼髮して尼となり、其領内甘南備郷（河内観心寺より北方十三町水分村より西方十四、五丁）に地を下し、草庵を結び、南庇庵と名づけて、楠家一族の冥福を祈り、法号を玉山蒲圃大禪定尼と称し、正平十九年逝去せられたりとの事にて、こは歴史の明確に証する処なりといふ。正平十九年といへば、今を去ること五百四十四年の昔なるが、かゝる年代を経過せし今日、忠烈比ひなき楠公の配社として公の戦死の靈地に社殿をならべ、国家祭祀の公礼に与かるに至りたるこそ偶然にあらず。斯てこそ刀自の忠魂義魄も長へに瞑するを得べけんが、それは扱置き湊川神社にては、甘南備神社祭祀の勅裁を得るや直に社殿の造営に着手し、社寺の建築を以て全国に有名な名古屋の鈴木幸右衛門氏に之を依頼したるが、鈴木氏はこれを非常なる名誉となし、営利の事は度外に置き、斯かる忠烈なる国家の忠臣に対する赤誠を表せん為め、設計と造作に満腔の熱誠をこめ、爾来部下の職工を戒飭して切組に従事し、既に其八分通り迄出来するに至りたれば、昨今の中にも材料を運搬して、直に造営を終る予定なりといふ。社殿は春日造りにして、木材は総檜の無節を撰び、寸尺は大ならざれども結構は頗る善美のものなりといふ。因に此鈴木幸右衛門氏といふは、名古屋商業会議所会員、市会議員等をなし居る、名古屋にては有名なる紳士なりと。

350 甘南備神霊の到着

明治 39・9・2 ⑦

神戸湊川神社境内に楠公夫人を祭祀すべき甘南備神社造営は已に竣工し、同神霊は来る五日午後八時卅五分神戸着の列車にて南河内郡東条村甘南備庇庵旧地より神戸駅に着する筈にて、その行列は箆、紅旗、高張、櫛、奏樂、大麻、塩水、松明、鳳輦、人垣、錦蓋、長刀、短劍、松明の順序にて氏子総代神職等こしよ扈從する都合なりと。

351 大鳥神社再築工事

明治 39・9・11 ⑦

府下泉北郡の官幣大社大鳥神社再築工事に就ては、過般来担任技師なる安藤滋賀県技師の手において実施設計書調整中の処、昨十日を以て出来上りたれば、不日主務省に設計変更の許可を稟請し、本年内に工事に着手すべしと。

352 甘南備神社の鎮座式

明治 39・9・22 ⑦

神戸湊川神社にては廿一日摂社甘南備神社の大殿祭を行ひ、今廿二日午前二時を以て、鎮座式を挙行したり(前号写真参照)。なほ引続き廿三、四、五の三日間奉祝祭を行ひ、余興としては献茶、献香、献花、献詠式及び彈琴、一調仕舞、劍舞、浪花神楽等の催しありと。

353 住吉神社大修繕の起工

明治 39・10・2 ⑦

既記官幣大社住吉神社大修繕は過日その筋よりそれぐ、下賜金ありたるを以て再昨二十九日第二本宮の下遷座式を行ひ、府庁よりは社寺掛澤田属出張、宮司以下奉仕して午前十一時第三本宮に奉祀したるを以て昨日より起工に着手したり。尚過日来修繕中なりし摂社大海神社は、去る二十九日竣工したるを以て近日正遷宮式を執行する由。

354 郡部秋祭の血塗

明治 39・10・4 ⑦

郡部の秋祭に血を見ねば納まらぬ風あるは欺かはしきことなり。泉北郡信太村聖神社にては、一昨日秋祭りを行ひ村民一同例の神輿を担ぎて狂ひ廻り、午後十時頃神輿を神社に納めて解散し、七、八名の若者は神社鳥居前まで引上げ来ると、突然松の樹蔭より十数名の若者現はれ出で、手にく、刃物を振りかき斬つてか、れば、此方も負けず戦ひしが、終に信太村の辻中芳松(十七)は背を刺されて即死し、中野岩松(二十九)は腰を斬られてその場に倒れたるを見て、一方は凱歌を揚げて引上げ去りたり。この急報に接し、大津分署にて捜査の上、加害者は同郡南王子村の村民にて、先刻同村の御輿が小栗街道にて衝突し、口論ありしを根に持ちて敵打ちしたるものと知れ、加害者杉本栄太郎、阪口安太郎、木下勝次郎、松村松太郎、岡本敬

三郎外一名を拘引取調中なり ▲また茲より二里許を距てたる同郡穴師村穴師神社にても同日秋祭りを挙行し、村民は地車を輓きて景気好く騒ぎおたるが、午後三時頃神社前にて端なく字名豊中と字池浦との衝突が起り、双方の若者数十名は瓦や石を投げ飛ばして罵り合ふ中、終に棍棒を振り廻して争闘し、双方数名の負傷者を出して一先づ鎮静したるが、付近の八木利吉方は戸障子を散々に破壊されたりと。

355 美具久留御魂神社

明治 39・10・12 ⑦

河内国南河内郡喜志村字旭が岡郷社美具久留御魂神社は例年の通り来る十七、八の両日、秋季大祭(河内国三大古祭の一)を執行し、十七日の殿上祭は同村粟が池畔の御旅所へ渡御あり十八日は氏子各町村より地車十数輛を曳出す由。

356 住吉の宝の市

明治 39・10・14 ⑫

来る十七日は住吉神社に於て例年の通り宝の市神事を執行し、同地公園に渡御式(翌十八日還幸)もあり。この神事、供奉する市女及び稚児は南地遊廓より左の人員が勤むる由。

●伊丹幸席吉彌、富田屋席秀勇、石川席てい、伊丹幸席小千代、大和屋席小菊、石川席メ子、小田席君光、大和屋席玉勇、富田屋席豆蝶、同芳栄(以上市女) ▲伊丹幸席千萬、富田屋

席雛蝶、同蝶々、紀の庄席若芳、大和屋席小政、同菊葉、富田屋席歌子、三栄席種蝶、京駒席愛千代、平辰席小種(以上稚児)

357 住吉神社修繕工程

明治 39・10・15 欄外④⑨

官幣大社住吉神社の二、三、四の三殿修繕工事は目下、一の殿に「紙面破損、判読不能」龍を改修し、更に境内南面に新道路を開鑿し、大に美観を添うる計画なりと。右付帯工事費二万余円は、信徒の寄付金を仰ぐ筈にて、目下募集中なりといふ。

358 伏見町の恵美須祭

明治 39・10・20 ⑦

東区伏見町四、五丁目にては、例年の通り廿二、三の両日間豊公以来の由緒ある恵美須神社の祭典を執行する筈なるが、這回勅令第二百廿号布達に依り、御霊神社内へ合祀する事となりしより、一層盛大に挙行すべき計画にて各町内は美々敷く飾り立て、尚ほ祭典記念スタンプを押捺せる耕圃氏の絵葉書を頒布し、夜間は弧光燈を点じ、余興には本日より里豹齋社中の遠山流生花大会盆石、抹茶席、本社小説「筆子」「首狩」「合併相撲」「丸橋忠彌」等の作り物を為し、また櫛印糠袋其他種種の記念物を一般参詣人に配布するとの事なれば、非常の雑沓なるべし。

359 奉納謡曲

明治 39・10・22 ⑦

大槻清韻社中は来月四日午前九時より、晴雨を論ぜず生國魂神社に於て奉納の謡曲を催す由。その番組は、

●神歌、逆鉾、俊寛、磯、恋重衛、道成寺、正尊、其他独吟數番

360 秋祭と紀念絵はがき

明治 39・10・24 ⑦

今明両日天満神社秋季大祭に際し、本日より三日間同社境内において二枚一組スタンプ付きの紀念絵はがきを発売す。

361 秋祭礼の夜の天神

明治 39・10・27 ⑦

秋季祭礼の夜に天神境内の賑を見る。何日見ても心地の可いのは本社前の篝火ぢや。松の生木がぱつと燃江て、群集の顔が火影に血の色のやうに赭く映るのは何となく勇ましくて気が引立つ。然しこの篝火を沢山の人が取捲て巻烟草を吸つてたり、手をかざして暖を取たりして居るのは、弱々しくて配合が悪い。何うしても篝火の傍には、背中に灸の痕のある真黒な男が犢鼻褌一つでゴタゴタ集まつて居なくては面白くない。即ち夏の景物で秋や冬のものではない、殊に風向きの具合で時々吹きつけるこの煙を下げ髪に、白衣、緋の袴の拝殿の巫子が眉を顰めながら袖をかざして避けて居るなぞは、殺風景で不可ないと思ふ。

思ふ。

東横手に曲る。茲は天神の香具師区ぢや。世間に香具師の口上を聞て居る程面白いものは鳥渡ない。人を人とも思はず、勝手な事を自分独りペラく、と饒舌つて居るところに可笑し味がある。けれどもこの口上も年と俱に移り變つて、次第に言草が理屈話になつて来るのは残念ぢや。口上が理屈話になると共に、売品も又理屈話になつて来て、十四、五年前のやうに馬鹿々々しい荒唐無稽な代物が一年毎に見江なくなる。多分香具師の得意とする客が賢くなつたのであらう。ソレとも世間がせこましくなつて、万事理詰でなければ通らぬこと、なつたのかも知れぬ。今夜の天神の香具師の売品も実用品と薬品ばかりぢやつたのは、甚はだ物足らぬ心地がした。その癖弘法の石芋などいふ天保年間度に分らずやの爺さん婆さん連が歓迎したやうな、愚にも就かない品物が矢つ張麗々と売り出されてるのは不可思議至極ぢや。舶来輕便の砥石といふ房州砂を、アラビア護謨で固めたやうなものが能く売れて居る。一箇一錢で追取りは安い、買て見ると役に立たぬから結局は高いものになる。これを売る奴が一箇毎に黄燐燐寸を包紙の上から擦りつけて発火せしめながら、大丈夫ですと言つて居るのは面白い。黄燐マツチは掌で擦つても発火するのを、電氣力が何うとか恠うとか言て誤魔化しつける処に香具師の智謀が潜んで居る。北手の裏へ廻る。ハツタリの投機的菓子売は球投げの一種と事が決つて了つた。時候の売品では焼栗が一番に多い。手間が入らずに買入

も多い。

一合枡を引くり返して底の上へ七、八箇盛り上げてあるのを、枡一杯だと早合点して買うやうな者は、今ぢやア最うあるまい。竹の筒で拵^{しら}江た唸りの可い、俗にいふ竹独楽を売て居るのは、大阪中でこの天神様以外にはない。面白い昔のおもちやの名残ぢや。回しやうは違ふが、支那の独楽に此種のものがある。唸りの音が大陸的で何となく豪壮ぢや。ある人が朝鮮の子供に、この独楽を持して見たところが、其音を厭がつて回さぬといふ話をしたのを聞た事がある。亡国亡音あり。吾邦小児の竹独楽を賞でるのは、甚だ心頼もしい。冬近き夜に甘酒を売るのも天神社内。すし店の繁昌するのも天神付近。秋祭礼の夜の天神は、四、五日振の珍らしい晴で、頗る賑はしかつた。(△△△)

362 住吉神社星祭

明治 39・11・2 ⑦

官幣大社住吉神社にては明三日月例年の通り星祭を執行し、星祭講員より太々神楽を奉納する由。

363 絵画展覧揮毫會

明治 39・11・25 ⑨

本日天満天神社内連歌所において、辻鐵江氏主催の同會を催はす。

364 年末十日間 (其五日)

▲終しまの天神

明治 39・12・26 ⑦

極月二十五日の終天神、俗に天満の九丁目といふ鳥居筋には、此日から正月の台所向一式の品を売る店が東西の両側に並んで出され、注連やア松ウ飾り、裏白々々など、各がじ、の商品を呼び売りする景色、大阪の暮の景気は先づ此辺から立ち初めるが例年の例である。

天神境内には本社末社ともに、正月の飾りもの早くもちやんと取付けられて、式台の前には盛砂美しう、軒には太い注連繩、吹く風にゆらりく、常盤の松は切り立ての色青く、裏白の裏も返らず、その色白く下には一年中の参詣納め、天神様信仰の老若男女、早朝から腹を減して参詣する拍手の音ボンボン、水鼻を吸つて戦慄するも可笑しい。この天神の朝参りに限つて腹を減して行くのは、例の裏門の亀の池に、握り立ての稲荷鮎を食ふ目的がある為、鮎屋も心得て又此客の為に、午前七、八時頃から、湯気の立つ暖かな握り鮎を食すべく、用意を整へ待て居る、鮎屋付近に軒を並ぶる寄席劇場、悉く迎春の構へ出来上つて、看板も新らしく、来る一月一日より開場の招きビラびらつかせて、中には人気沢山の固炭の積物などした向もあり、茲へ来て唯寒さうなのは、池の中の亀殿ばかりかとも思はれる。境内の出し店は平日同様、七分は子供を相手の喫たべもの店、落し焼の釜の前には子守女の三五群をなして、背中の児の泣くも

厭はずワヤ／＼と騒ぐ此方には、腕白らしい鼻垂れ小僧が、石油の空函に畳苞ゴザの古いのを弓なりに被せた上へ霧水吹て、左右から一イニウ三つにヨリを戻す古風な貝廻しの遊び、これは終の天神と明けたる春の初天神に限つて出る店、了得に春は二十五、六の若い衆などが一杯機嫌にやるもあるが、暮は子供ばかりで大人は寄りつかぬ。哀れなのは小銭も持たぬ子供等の一群、類は友の連中と淋しう絵馬堂の下の日当り可いところに集まつて、小さな石塊を地上に引た線の上へ飛ばし合て遊んで居る。殊に暮れを感じを起させるのはこれだ。

再び表門を出て九丁目の通りに出ると、暇潰しに婆さんが言ひつけられた四、五銭の買物。十本で一銭五厘の祝ひ箸の長短を選り分けるのに、もの、三十分もかゝつて店番の若い奴に小言を言れ、喧嘩幕の別れ際に慌て、五厘余計に銭を払つて行くのもあれば、余り用意が可き過ぎて正月の用意の穴子の早買に晦日前で腐らして了ふやうなものもある。魚は今から囲つて山の如く、牛蒡、数の子、ゴマメなど大道傍に積れて岡の如し。大阪の終天神は、頓て大阪の迎春用意の始まりでもあらうか。

365 神社会併

明治 39・12・28 ②

其後府庁に届出しは、堺市にて府郷村、無格社十七社を三社に、東成郡にて同上九十三社を廿二社に、中河内郡にて同上百五十七社を卅六社に、泉南郡にて同上四百四十八社を百五十二社に合併せり。

366 演芸だより

明治 39・12・30 ⑤

●天満天神社内講談席宝来亭は来る一日昼夜の興行。出演者は、昼、松林園若、双林博圓、旭堂一、道、松月堂吞林、笑福亭竹山人、旭堂南州、夜、百武琴玉、松月堂吞林、笑福亭竹山人、日本亭○勝等にて、耳新しき講談を演ずる由。

『大阪毎日新聞』 明治四〇年 (一九〇七)

367 初天神の宝恵籠

明治40・1・8 ⑦

一月の初天神に従前曾根崎新地より天満神社へ宝恵籠を出せし事ありしも、其後久敷中絶せしが、本年よりは来二十五日の初天神に宝恵籠を再興する事に略決定せり。

368 十日戎

明治40・1・9 ⑦

今日九日の宵戎より、明日の十日戎、十一日の残り福と、三日が間、今宮の戎神社及び天満堀川戎神社の賑ひは、例年の例によりて雨降らざる限りは遠近の人々の参詣する者数多かるべし。今それ等の人の為に参詣の道しるべと、三、四の道草の遊覧案内その他をかい識らせは、

参詣と下向の道筋は図に示せる如く、戎橋筋より南して旧五階下の北手横道を東に折れ、南して夕日橋を渡り、其詰を西に、更に北して戎神社正門を入り、下向は裏門より一直線に廣田橋を渡り、廣田神社の傍を北に向ひ、南海線路に添ひて再び戎橋筋に出づ。酔ひしれて参詣道と下向道とを取り違へざる注意肝要なるべし。

宝恵籠は十日戎のつきものなり。今日の正午を期して例のお福

人形を乗せたるを一番籠に、続々として繰り出すべし。相場は例の花三本に人足賃の五十銭ポツキリ。既に昨日中の申込八十余挺に達しぬ。十日戎はこれによりて一人の花を添うる事、例年の例の如し。たつた白粉本舗、仁寿堂分店にても又此宝恵籠十五挺を出し、八千代、お染など南地の花を抜きて之に乗らしめ、十日、富田屋表に勢揃ひして賑はしく参詣せしむる筈なりといふ。

十日戎の売ものは、小判に金函立烏帽子の昔唄を今もそのまゝ、吉兆と共に売うくの叫び声、参詣、下向の道の両側に喧ましく聞ゆ。その他節分を取り越した捻ぢ飴に、飴の中からおたさんが飛んで出る露店など合して三百軒、毎年この数を限りて、抽籤法により許可す。お笹を担げた千鳥足の酔客も、又十日戎の景物なりかし。

警官出張所は、南署先づ陣を南地演舞場に構へ、非番巡查総出して警護の任に当り、所轄難波署は戎神社付近に一と、三番踏切に一と二ヶ所の出張所を設け、別に応急治療所をも置きて、非常に充つ。

参詣客を当て込みたる俄仕立の假小屋の興行物は廣田神社境内を中心とし、旧五階南手の空地一杯に足芸、軽業、犬芝居、覗きからくりなど、鐘太鼓に景氣づけ人を呼び込む、道頓堀、千日前は云はずもがな。今年は参詣客殊に多しと見込をつけてか、小料理店、飲食店などの仕込額は昨年倍せりとぞ。

堀川の戎神社も又東門を参詣道に、北門を下向道として雑沓を

防ぎ、北署又は臨時出張所を茲に設け、市北方の参詣客を引かんとす。寺町辺りには吉兆売る店、早くも軒を連ねたり。唯願ふ、今明両日雨降らであれかし、風吹かであれかし。

369 宵戎の景況

明治40・1・10 ⑦

▲今宮の戎 八日夜の雲行きにては宵戎は或は雨ならんかと思へ疑がはれたるに、意外にも浮雲夜半より吹出せし風に払はれ、九日の昨日は寒さこそ一兩日前とは烈しかりしもの、空は日本晴れに晴れ渡りたれば、今宮、堀川の両戎神社とも朝來相応の人出あり。殊に南地の宝惠籠は、午前十時、既に一番籠を出し、続いて阪町の竹の家、九郎右衛門町の鹿子家、富田屋などより、それ〴〵十挺二十挺と繰り出して、正午までには申込の数、百八十挺に達したり。人出は午後二時頃より次第に数多くなり初め、三時、四時頃より点燈、時刻前後は心齋橋筋一円、戎橋、神社付近、一時参拝者もてギツシリと押し詰る光景を呈したり。此影響は忽ち沿道の飲食店に及び、例の丸萬、京與などの鋤焼料理屋は勿論、すしや、うどんや汁粉店など、婦人と小児客にて一杯となり、午後四時頃早くも売切れの札を下げたる家さへありたり。吉兆店、飴店などの売れ行は、別に例年とは勝れる様子も見江ざりしが、景気が景気だけに俄小屋の興行物は何処も彼処も大入りにて、この落溢れ客に千日前も非常の賑ひと雑沓を極め居たり。夜の人出こそ思いやられる。

▲堀川の戎 天満堀川の戎神社も午後三時頃に一時寺町通り人を以て埋むる光景を呈し、吉兆の売れ行き昨年一昨年などよりは可りし模様なりしが、夜に入りては参詣者少く、さしたる混雑をも見受けざりし。

▲西宮の戎 西の宮の戎神社にても、例年新曆一月十日には十日戎祭典の執行をなす例なり。今年も阪神電鉄の賃金を半減せると大阪方面より恰も恵方に当れるとにて、昨朝來参詣人少からず。されば電鉄の戎停留所は二棟の新築乗降場を設けて雑沓を避け、乗客の便利を図り、神社境内には露店出て頗るに賑ひ居たり。尚、西の宮署にては非番巡査を召集して、警戒を加へたりと。

370 福神の授与

明治40・1・11 ⑦

今宮惠美須神社にては例年の通り、昨今の参詣にして御神樂料奉納の人々へ福德の守を授与する由。

371 十日戎

例年よりも寂し

明治40・1・11 ⑦

九日の夜は風吹きて寒むかりし為か、午後十時頃迄賑ひたる客足、十一時の時計聞く頃よりパタリと止りて、戎神社の境内も境外も参詣道も下向道も人通り至つて淋しく、殊に参詣道は路

傍に立つ街燈の火さへ吹き消されたる闇夜、道疑へば追刺ぎの出でもすべき有様なるに、通行人は唯足を早めて半分駆け去る

有様なれば、露店も興行物も明日を楽しみて、例年午前二時三時までも店を張る慣を、今年は夜半十二時を合図に六、七分引き上げ、各所に出張の警官さへ十二時には凡て引上げたるは、近年稀に見るの不景気なりしともいはいふべし。これ一つは

風の寒かりし為ならんも、一つは電車の割引に西の宮の戎に客を取られたると、堀川乃至野田の戎にソノ付近の人を吸集されたる故ならんか。然るに十日の昨日も朝来吹きつくる風は針を含まばかりに冷くして、今日こそと楽しめる多くの参詣者を失望せしめ、余儀なき人か余程の呑気黨か、十日戎ならでは外出の思ふやうにならぬ連中以外南に足を向くる者少く、空の日本晴れに晴れ渡りし割合には、左程の雑沓を見ざりしこそ、福

の神屋も定めし失望せられしものと察せられたれば売りの、吉兆は言はず、つけ髭、ボテ鬘、紙の旗、捻ぢ飴の類悉く売れ行き悪く、路傍の商人が通行の人恨めしく見ながら呟く小言の声、他事ながらも気の毒な程なりしが、夫でも戎橋南詰より難波駅の南手に至る辺は、了得に往き来るさの笹担げたる人押し合ひへし合ひて賑はしく見受けたる中を、例の宝恵籠の懸け声かけては続々と駆け来るさま、見事に笑ひ興げる人の声は耳喧ましきばかりなりし。但しその割に遊廓は一向振はず、芸娼妓とも箱切れも枕切れもなく、僅に乙部の居稼娼妓店が生酔の素見客に稍サンザめきたる位なりしとは、殆んど意外の感ある

位なり。

▲宝恵籠と警察事故

昨日中出たる宝恵籠の数は午後六時迄に三百五十挺、警察の事故としては南署扱ひ迷子三件、難波署扱ひ迷子十五、掏摸の見込にて捕はれたるもの南署六、難波署十二、拾得五件、別に例の猥褻なる玩具を売って捕はれたるもの、南区河原町音村鹿蔵(三十七)、同区空堀松本徳三郎(二十四)の二名、これを買ひて笑ひを買ひたるは、石川の芸妓小丸、京駒の小龍、福本のよし吉、同じく千富、封間蝶々八などなりし。因に今宮に比すれば、西の宮、堀川、野田の戎は意外の雑沓を極めたり。

▲十日戎の一大打撃 前項今年の十日戎の今宮は、非常の不景気なりしところへ、今一つの大打撃は南区西櫓町十番地貸座敷(芝居裏戎橋筋東へ入る)金玉事益田系(四十八)が、九日午前突然発病して死亡し、十日朝真正のペストと診断されたる事なり。場所が場所だけ、病気が病気だけに、通行人も付近の人も這々顔を背けて立ち去りたるは、多少今年の戎様の不振なりし一原因となれるならん。

372 難波八阪神社の綱引神事

明治40・1・14

⑤

南区難波元町八阪神社にては例年の如く、本日午前九時より綱引の神事あり。綱は早朝より信徒四十名潔斎して神前に伺候し、斎服を着して八十貫の葦にて綱ひ始め、十一時頃までに直徑三

尺長さ三間余、重量八十貫の大繩を縛ひ了り、其一端に頭を付して祭神素盞鳴尊の退治されたる八頭蛇に擬し、これを信徒中の若者小学校生徒等曳々声して担ぎ上げ、同社付近の町々を練り歩行くものにて、これを見んがため元町付近は本日午後大雑沓を極むるの例なりといふ。

373 官国幣社会計規則

明治 40・1・17 ①

内務省令を以て官国幣社会計規則を改正し、又同訓令を以て官国幣社会各社共通金を以て営繕費を支弁する建物の種類を定め公布せり。

374 本年の初天神

北新地宝恵籠の再興

明治 40・1・20 ②

既記の如く、来る廿五日の初天神には去廿三年以来十八年間中絶したる曾根崎新地の宝恵籠を再興する筈にて、愈々廿四、五の両日間午前十時より日没までの間に百五十挺づつ(両日にて都合三百挺)の宝恵籠を出す事に決定したり▲この道筋は新地を東へ長池筋を老松町に出で同町を東へ樽屋橋を渡り、鳥井筋に出で、表門より同社に入り、社殿に於て天神花(はげにて製したる梅花形のもの)を授かり、帰途は同社の戎門より出で、天神小橋を渡りて老松町を通りて新地に帰着する筈なるが、一回に五挺の籠を並べ行き、その五挺が帰ると次の五挺が出る事

に定めたる由▲この宝恵籠の費用は、芸妓の花代籠賃ともに一挺金三円五十銭の定めなりと▲天満神社にては例年の通り、廿五日の当日は梅花祭と云ふを執行し、本年は久々にて宝恵籠も出づる事なれば、境内の賑はひは非常ならんと今より夫々準備を為し居れり▲廿四、五の両日は、例年の通り字九丁目筋は鳥居より表門までの間、表門筋は天神橋筋迄の間の往来を中央にて針金にて仕切り、参詣道と帰路を分ちて雑沓を防ぎ、その他付近雑沓の場所は車止をなす筈なり▲北署にてはこの両日間社内に臨時出張所を設け、非番巡查も総出にて警戒し、尚本部よりも応援巡查が出張する由。

375 高津神社々務の紊乱

明治 40・1・21 ⑤

当市南区高津に鎮座ある府社高津神社は、その境内に南地芸妓連の信仰深き摂社高倉稻荷を控え居るより、北区の天満天神と頭を並べ得る程の収入金あり。為に神職の交替毎には競争劇甚を極むる例なるが、目下の社は男爵粟田口定孝氏(七十二)にして、社掌以下の職員中には兎角の批評ある人少からず、現に同社の会計は頗る紊乱を極め居るとの風聞益々高きに捨て置れず当府社寺係主査奥田属は田村属と共に同社務所に出張し金庫帳簿等を検査し、尚職員に対し夫々戒飭かいごうを加へたるが、曩むかしには座摩神社々掌の社納金拐帶事件もありし事として、此事を聞たる氏子総代は何れも大いに今後の成行に注意し居れりといふ。

376 青銅神馬の奉納

明治 40・1・22 ⑦

河内土師神社(道明寺天満宮)の信徒東高栄講員等は、今回同社へ青銅の神馬(丈七尺)を献納する事になり、来る廿四日午後除幕式を行ひ、余興として餅まきを為す由。

377 初天神に就て

明治 40・1・23 ⑦

来る廿四、五両日の初天神につき、例年雑沓を防ぐ為め同神社付近の道路は銅線を以つて仕切る例なりしも、当年は北新地遊廓より宝恵籠を出すに付き、銅線にて仕切る事能はず。右につき往と歸の道を区別し、参詣人は樽屋橋筋(鳥居筋)より華表をくゞりて表門より社内に入り、下向は戎門より出で、天神橋筋に到る事に定めたりと。但裏門(大工町)と靈符門と新門(字八軒)よりは往復とも随意なり▲十日戎における南地の宝恵籠は、各青樓より出す例なれど、北新地にては必らず遊廓事務所より出だす事となせり▲右の宝恵籠は十八年ぶりにて再興したるものなるが、こは従来因循に寝人氣味となり居りし、北新地の繁栄策に出るものなる事云ふまでもなく、同廓の芸妓、現在数は五百余名なるが、殆んど全員今回の宝恵籠に出んとの希望なれど、既に三百名と限りし事なれば、昨日より本日に申込またる者のみを採用するとの事なり。

378 夜の初天神宵宮

明治 40・1・25 欄外④⑨

夜に入りて最終の宝恵籠五挺が四隅に紅提灯を吊りて、花々出盛り、表門裏門の辺り身動きもなら「紙面破損、判読不能」一■を知るべし。因に、明日社務所にては鶯の守り札二百を参詣者に授与すべく、宝恵籠は予定の数を超へて明日またも二百五十挺以上を出だすべし。但し中には娼妓を乗せるものもあるべしといふ。

379 初天神の宵宮

明治 40・1・25 ⑦

昨日は天満天神梅花祭の宵宮にて久々北廓の宝恵駕が出づると、殊に風さへ無き快晴なりしより社内賑ひは非常なり▲北廓の宝恵駕は午前十時ごろ一番籠を出せしが、これには供物として米一俵を載せ、真先きには北遊廓と記せし紅提灯、次ぎに人氣花、之れに和洋折衷の楽器にて囃したる楽隊が五名、緋の装束にて練行き、駕の周囲には若手芸妓等三十名、白襟紋付の正装にて付従がひ、幫間五名は梅の花笠を戴き、三味線入りの囃子に景気を添へ、妓丁等数名はいづれも法被の上に友僊ゆわんの長襦袢を被りて踊り行くなど、随分奇観を呈したり。尚ほこの初駕に限り、同廓の正副取締、議員、北陽組、評議員、定議員等が袴羽織にて付添ひ、また相撲頭取岩友、侠客菱熊の若者等十数名が警護を為したり▲其後の宝恵駕はいろは順に分け、い

よりほまでが五挺づ、日没までに交々に出でたれば、天満神社の内外は云ふも更なり蜷橋付近よりその道筋に方る長池、老松町の如きは見物人を以て道路の両側を埋め、宝惠駕の通る毎に拍手する者さへ多かりき▲午後二、三時過ぎよりは益々人出も多くなり、天神橋、波花橋の如きは櫛の歯を引くが如き有様。

この雑沓を防ぐ為め、天満神社付近は前号に記載せし如く、その他北新地は蜷橋以西桜橋以東を車止と為したり▲北新地遊廓事務所は門前に緑門アトチを設け、廓一般は幕を張り、提灯を吊り、中には格子を外して金屏風を建て、毛布を敷設けて来客を待受るもありたり。尚ほ例年この初天神は小紋日なるも、本年は昨今両日とも中紋日として芸娼妓の花代を増し居れりと。

▲宵宮雜記

色蒲鉾に春の色あり、初天神の賑ひは常と違ひて、此藍に緑に紅の色彩美はしき色蒲鉾多く、店々に並べ立たる表門の辺り、魚市場近くより現はる。殊に今年は十八年振りの宝惠籠花を飾つて出るといふに、氏子の天満は言ふに及ばず、米の堂島先づ人気立ちて魚の雑喉場に北廓の意氣を移せり。夫に南の十日戎に対する北の初天神は正月打止めの神事にして、詣づる客は戎殿の唯福徳を祈る一点張りの人とは違ひ、各種各様の願言、取り交ぜたる老若男女、中にも子供客を主としたる春心地打ち見たるところ賑々しく、罪なくて可笑し。昨日の宵宮は午後二時頃には境内早くも人も埋まり、神前の大鈴引く手数多の信者が鳴す拍手の音、耳を聳して地上に据たる二箇の大桶に投げ込

む賽銭雨の如し。売ものは例の梅鉢を染めたる紙旗を第一とし、節分を取り越したる彼の捻ぢ給に、囀はお多やんの飛んで出る子供衆の慰み給もあり。鳥の毛を染めたる羽根簪は、近在の若い衆が馴染の姉さんの家土産にや買ひ行く。餅花の色は白くして女の顔の白粉を欺き、関東煮の蒟蒻は赤黒くしてコップを手にせる酔漢と色を争へり。神殿の正面よりかけて西の方面に並ぶ店は悉く此種のものゝみなれど、東北二方面の香具区やしには、全市のまやかし連、年中の紋日として集まり来り、天神社内常店の松井源水を議長にして、各がじゝの繩張区域に俄仕立の店を張れり。宝惠籠は此間に続々五挺七挺肩を並べて繰り込み来る。其道筋には見物山を築き、人かき分けて厚化粧の芸妓の顔に見惚るゝは、鼻の下童子格子の二本棒、惚気のふけによつて斯の如く長しといはぬばかりにのしやり出るめり。裏門を出づれば、亀の池の二軒の鮓屋、驚くばかりの繁昌狐ずしの売れ行き、翼が生江て飛ぶかとも疑はる。此鮓屋は以前は一軒だけなりしも、利を見る事汽車よりも早き大阪商人の常とて今は二軒となり、双方本家を争うて人を誑まかしぬ。此亀の池のすし店の横手に、にし貝を煮て売る老爺の屋台店ありしが、二ヶ月ばかり見ぬ前に家を構へて客を引けり、出世の早さ驚くに堪へたり。裏門の寄席は悉く木戸を開きて昼興行を打つ、天満座北手の小屋には、明治の奇童、阪下重明とかゝ教育學術の演説をなして人を呼べば、涎くりの凡童が入場するさま一種の奇觀なり。もし初天神に紙旗のみの売りもの以上十日戎の吉兆の如き趣深きものを製

して売り出しなば、年毎に猶一層の賑ひを呈して詣客更にその数を加ふるに至らんか何々。

380 雨の初天神 (二十五日記)

明治 40・1・26

⑦

二十四日の宵宮は一天晴れ渡りし好日和なりしに、昨二十五日は暁より風冷かにして空に雲重く、今にも雨降り出さん模様なりしかば自から人の出足鈍りて、朝来天神境内は宵宮の正午ほどには賑はず、唯信念深き参詣客が用意の雨傘を手にながら急がしく参拝を了りソコソコに逃るが如く帰り去るもののみ。

されば境内境外の露店も一向銭の顔は見得で、空とばかり睨み合ひ今に降るか降かと胸を冷して彼の紙旗の淋しく風に翻へるのみ一人眼に着きたるは気の毒なりし。それに反して北の新地の宝恵籠は、午前九時頃既に四百挺の申込みありたるより、降られては大変と午前十時の来るを待ち兼ね続々と繰り出し、前日の道中の至極呑気にノロノロと歩み行しとは反対に、ホイホイの掛声も急に一散走りの勇ましく駆け行きたるは、思はぬ可笑き見物なりともいふべし。

これに勢づきて引込みかけた足ツイ引き出され始めたる午後一時といふに、雨は果して降り来りぬ。何うせ降るものとは覚悟しながらもポツリと額に雫がかゝると、露店は素より参詣客も俄に慌て出し、提灯は見る中に引下され、店は畳まれ傘持ちたると持たざるを問はず参詣客は蜘蛛の子と散て、瞬く間に境内

は見返るほどに淋しくなりたり。但この為に神社付近の小料理屋、飲食店、乃至諸興行物は、一時に一杯の客を得て何処も彼処も大入客止の好景氣となりしは、世に言ふ溢れ幸ならんか。中にも亀の池の狐鮠の如きは、客同士己が先だ、イヤ私の方が一時間も先から待て居るのぢやなどのすし争ひより喧嘩の始まる程の人氣にて、^とても孫女の家土産にと竹の皮へ五銭がところの婆さんなどは店頭へも近寄れぬ繁昌なりし。此二軒のすしやは平素は一日一斗五升の米を売るに過ぎざりしに、宵宮の廿四日は夕暮迄に二石宛の米を売り尽し、二十五日もし晴天なれば三石は日の中に売る心算をポツリの雨の為に流されたるは、定めて天神様も聞江ませぬと恨みしならんか。かくて時過て午後二時少しく過ぎたる時に雨は亦一時降り止みたるも天候依然として險悪、道は悪し風は吹き出し来る。然し了得に感応深き南無大自在天満宮だけに、雨を犯しての参詣客午後三、四時頃には少からず見江て、雨の初天神は暮たりき。

二十四日宵宮の警察事故は^つ搦逮捕三件、浮浪罪引致四件、迷子保護五件、拾得物届出四件、遺失物届三件、酔漢保護一件二十五日は殆んど記すべきほどの事故なかりし。

381 住吉神社の祝大豆

明治 40・1・29

⑦

官幣大社住吉神社にては、来月四日の節分に用うる祝大豆を例年の通り敬神家に授与する由。

382 郡部雑信

明治40・1・31

⑤

▲東成郡平野郷町の素封家にして阪上田村麿の遠裔末吉勘四郎氏は、今回同町長寶寺に祠れる田村將軍を同町郷社杭全神社に合祠し、併せて別格官幣社にせんとて其筋に申請し目下取調中なり。

383 枚岡神社奉幣使

明治40・2・1

欄外①②

官幣大社枚岡神社は本日祭典執行につき、松木事務官は午前十一時奉幣使として参向する筈。

384 今日の節分

明治40・2・4

⑦

福は内、福は内、鬼は外といふ文句を、欲深き者は大荷も内ともちつて何事も取り込む一方に一年の歳を取らんとする節分は今日なり。常には五分心のランプ一箇、広い台所を薄暗く照して雑巾を刺す下女の手元も明るからぬ家も、今宵ばかりは神棚に燈明の光明るく、炊き立ての麦飯に赤鯛の塩辛きを祝ふて、年男がしかつめらしく新に買ひたる焙烙もて、鬼払ひの豆煎るパチ／＼の音高かり。此夕、又市人氏神に詣つる例なる事として、市内の各神社は何れも拝殿祭典の時と同じやうに飾り立て、神官厳めしく白衣の装束着けて控ふ。境内境外には彼のねじ飴売る店捻ち鉢巻したる若者によりて喧ましく饒舌^{しゃべ}り立られ、参詣

の客の買うを待てり。節分にはつきものなりしお化けは、年毎にその数を減じ行きて、今年などは花柳の巷の二、三を除きては市中更にソレらしき姿をも認めざるが、唯初々しき乙女子が髪を丸鬘その他に結び替うる事は例年と少しも変らず。花柳界のお化けにて、殊に人目を牽けるは南地の富田屋にてある粋客の注文により八千代、秀勇、お染、政彌、繁勇、一光、小市、里菜、豆蝶、よし栄の十名に手古舞姿を扮せしめ、打ち連れて高津高倉稲荷に参拜の後は廓の通りを練り歩く由。娼妓連はかゝる事も出来ねば、唯素人風の丸鬘姿に如才内儀を気取る心根哀れなり。旧式を重ざる俳優の家にては、此日猶内祝をなし、最賈客を饗応する向あり。今日一日雨降らざる限りは、兎も角市中一円に賑ひを呈するなるべし。

385 節分の当日

明治40・2・5

⑦

節分の当日なる昨日は市内各神社いづれも例の如く夕方より非常の賑ひなりしが、生憎曇天なりし為め、神社の内外に出せる小商人は空のみ打眺め居りたり▲朝来厄除にとて我孫子観音に、さては堺の方違神社、住吉神社等へ参詣せんとて難波停車場或は汐見橋停車場へ出掛ける人夥だしく、殊に当未年の恵方(当市より)なりとて、電車の便にて西宮恵美須神社へ出掛ける人は非常にて、阪神電車は各車とも満載の好景気を呈したり。

386 奉幣使参向

明治40・2・9

欄外②(11)

別格官幣社四條畷神社は「以下紙面破損」

387 ●大阪府告示第二十五号

明治40・2・11

欄外③(10)

明治三十九年四月勅令第九十六号に依り神饌幣帛料を供進することを得べき郷村社左の通指定せり

明治四十年二月十一日 大阪府知事 高崎 親章

豊能郡池田町郷社伊居太神社 ▲同郡同町同呉服神社 ▲同郡豊中村大字桜塚同原田神社 ▲同郡豊津村大字垂水同垂水神社 ▲同郡東郷村大字地黄同野間神社 ▲同郡枳根荘村大字森上同岐尼神社 ▲同郡萱野村大字白島村社為那都比古神社 ▲同郡北豊嶋村大字宮の前同住吉神社 ▲同郡桜井谷村大字野畑同春日神社 ▲同郡庄内村大字庄本同椋橋神社

388 大鳥神社木造祭

明治40・2・12

欄外①(10)

昨日午後、泉北郡別格官幣社大鳥神社の御木造祭を執行し、余興として白面社中の狂言等ありて大に賑へり。

389 広告、南区土塔・上之宮神社の大江神社への合併

明治40・2・15

⑬

元村社 土塔神社
元村社 上ノ宮

右今般南区夕陽丘町郷社大江神社へ合祀相成候此段氏才官位へ謹告す

明治四十年二月十四日

郷社 大江神社
同 氏子総代

390 生玉御旅所の花相撲

明治40・2・27

⑨

明後一日、瀧の海の勸進元にて晴天一日間、生玉御旅所境内に花相撲を興行す。その取組左の如し。

瀧	今 錦	綾 川	九十九山	瀧の海	桂 川
勝時	駒ヶ原	岩ヶ谷	月の戸	梅ヶ関	朝日瀧
高根松	小九紋龍	い 虎	雷 山	響 矢	
男鈴山	小 緑	大 虎	大 林	綾瀨川	

391 土佐稲荷境内の花相撲

明治40・3・9

⑦

明十日、西区北堀江土佐稲荷境内において例の通り武徳会寄付相撲を興行す。その取組左の如し。

虎ヶ嶽	大 碓	高根松	早瀬川	有知山	小 緑
西の海	黒 龍	吉の川	小嶋山	相見瀧	鷲ヶ嶽

(玉の森)朝日瀉
(又泉)男鈴山
(時の松)
(朝日獄)大虎
(大錦)小九紋龍
(改心)勇木戸

(大林)響矢
(大江山)綾瀬川
(雷山)大木戸
(放駒)扇海

392 毎日稲荷の勧請

明治40・3・21 ⑦

従前、東区大川町の毎日新聞本社構内に鎮座の稲荷神社ありし。当時は知る人稀れなりしが、曩に本社新築の爲めこの稲荷、北区松ヶ枝町に移転後は、新聞社の発展と共に誰れ言ふとなく此稲荷を毎日稲荷と称へ、商売繁昌を願ふ者、此稲荷に祈願を籠れば効顕立るに現はるとて日増に参詣者の数を増し、例年初午の日には賑かなる祭典を行ふに至りたるを、今度稲荷の本家なる山城伏見の稲荷神社境内に勧請する事となりて、新たに二十坪ばかりの地を選び、此頃既に社殿の新築成り、別に副社として日浩社の勧請する広告稲荷といふ眷属殿すら鎮座の事となれりと。

393 住吉神社星祭り

明治40・3・21 ⑦

官幣大社住吉神社にては、明後廿三日正午より午後三時まで例年の通り星祭りを執行し、太々神楽の奉納ある由。

394 菜種御供と汽車

明治40・3・24 ⑨

今廿四日より廿六日まで、河内土師神社(道明寺天満宮)菜種御供祭に付、関西、河南兩鉄道は三日間、大阪市内各駅より道明寺行往復三等卅五銭、二等五十三銭、一等七十銭の往復乗車券を発売し、廿五日は湊町道明寺間、每列車直通運転して尚數回の臨時列車を特発する由。

395 社寺境内使用期延長

明治40・4・20 ⑤

本日内務省令を以て神社寺院境内山地使用に關し、使用取締規則の改正を發布せるが、右は同規則第一条中参詣人休憩所即ち茶店等のために土地を使用する場合は、三ヶ月以内に止まる者に限り地方長官の認可を得べしとありしを、其使用期限を一ヶ年に改正せしものにて、地方長官會議の結果なりといふ。

396 天満神社の鎮花祭

明治40・4・23 ⑦

天満神社にて昨年より執行し始めた鎮花祭は、本年も明後二十五日午後一時社殿に於て執行することとなり。廿四、五兩日は社内連歌所において、雅友会主催の生花あり。余興には揮毫席茶席等もある由。尚二十四、五、六の三日間、同神社境内に植木の入市を催す筈。

397 住吉卯の葉の神事

明治40・4・29

⑦

来月六日は住吉神社に於て例年の通り卯の葉の神事(鳳輦玉出嶋行事)を執行するに付き、当日堺市龍神遊廓より渡御供奉として出べき卯の葉女及び稚児の人名は左の如し。

●南鶴竹樓静子、稲の家笑子、霧島樓松吉、鶴竹樓丹之助
 染川樓小浪、大勝樓園子、廣梅樓若富、染川樓倉蝶、京花樓吉勇、高田屋三幸(以上卯の葉女) ●君の家こう、春の家ちよ、川鶴樓いし、いろは樓玉江、大勝樓はな、泉高樓けい(以上稚児)

398 社会外の社会通信(十八) ▲茨住吉の境内より(一)

眼前に築かれたる山Ⅱその山は動くⅡ石灯笼から手

明治40・5・4

⑦

動かざるを山の如しといふ。然しながら茲の山は動くのだ。硬くして脆弱ならざるを石の如くといふ。然しながら茲の石は柔かい。恁かういへば甚だ不思議に感ぜらるゝけれど、実は少しも不思議な事はなく、全く以て茲の山は動き、茲の石は柔かい。そもく、茲つて何処の事だ、外でもない九条茨住吉境内の山と石。

夜は更けて、近く尻無川の水面を渡る。春の夜の風が持て来る弦歌の声は、松島遊廓に一刻を千金と悟む遊治郎が騒ぎの唄か、今二時も経てば浮れ鴉もそろく出やう、時は午前二時前後、

ぞめき許りの素見客が打ち連れて、花園町、天神裏辺りよりぞろく二人三人、連続して出かけて来て花園橋を西に渡り、多くは九条新道を直ぐに西へ行く、又築港の大道路を電鉄の線路に沿つて行くのもある。中に連なる列から離れて二人二人、ポツリく々と大道路に別るゝ辻のなにかし時計店の角を北に折れて、名もない細い小路の闇に隠るゝ男の後をつけて見ると、突き当つて西へ折れたところが即ち茨住吉神社南門となる。男は構はず境内につうと進む。約三千坪に余る広い境内、屋間は百余の古着を売る露店が年中道なき迄に店を張て行人真誠まごころに絡繹たる場所も、了得にかゝる真夜中には、犬の子一匹も足を止めないで、唯不断の風轟々たる化銀杏の梢をザワくくと吹くばかり。もの淋しいとよりは、寧ろもの凄しい。かゝる場所に渠かはそも如何なる目的を以て来たのか、と猶も様子を伺ふと、男は前後を見廻して住吉の神を祀る本殿と船玉大明神を齋く末社との中央、闇は一入綾なき間にすうと影を隠して了つた。怪しやと近寄る足元、俄にはさくくと音して、忽ち眼前には一箇の山がむくくくと湧き上る。不意に眼の前に大きな山が湧き上つたのも不思議だが、更に不思議なのはその山が絶ずばさく音を立てながら動いて居る事で、咄嗟の間には鳥渡とりわたその何でかゝる山が湧き上つて又動くかの理由が判らない。暫らく茫然としてその前に立窘すくんだ後方から又隊々ささと人の近寄る聲こゑが聞江る。驚いて一步退る、闇中より又も現はれた二人連の男、わが立つ前を静かに過つて、件の山の裾を捲り上げ、身を翻へして

飛ぶと見ると、姿はかき消す如くに消江去た。

山の裾とは奇妙である。けれども此山には裾がある。裾もあらうヨ、山とは言ても実は合羽かズツクの山であつて、それを引剥ぐと下には一群の老若男女が入乱れ折重なつて眠つて居るのだ。所謂皮を被つた人間の山で、之では動くのも道理である。

この動く山が動かなくなつた時、今度は其近くに立て居た石燈籠がニヨコニヨコと動き出した。唯に動き出したのみでなく、そろ／＼と歩き出して、不動の山の傍近く寄て来たと思ふと、雪仏の潰れるように、ぐたりと其処へ坐り込だ。忽如として石燈籠からは細い青白い腕が現はれ、山の裾を剥つて何かものを見た様子。

399 社会外の社会通信 (十九) ▲茨住吉の境内より (二)

不動の山の正体Ⅱ唯見る無数の裸体男女

明治40・5・5

①①

不意にニヨコ／＼と歩き出した石燈籠の両脇から、青白い手迄がぬうと出て、然も何か口をきいたのであるから驚いた。余りの訝かしさに闇に透してヨク見ると、石燈籠と思つたのは全く婦人の立姿であつて、左様と思つて耳を澄して聞くと確に女の声、不動の山を裾を引張りながら「吉さん、吉さん」と呼で居る。「喧ましいや」と山の中からはドス黒い調子の声が響いて一喝したが、石燈籠の女は一向平氣の平左衛門で「喧ましいつてお前、妾は約束があるから外のお客を断つて今迄お前を待て居

たんぢやないか、それをお前、知らぬ顔で寝て了ふなんて誰が承知するもんか、サア起てお呉れ、早くお起き、起きないと合羽を引剥すヨ」「馬鹿ア言へ、合羽を剥れて堪るもんか、寝てるのは乃公一人ぢやね江」「お前一人でなくつても可ぢやないか、半ちゃんも政やんも寝てるんだらう、半ちゃんのおこうさんも、政やんのおふささんも彼方に待てるヨ」と一際声を高くして「皆なお越ヨ、剛情張て起ないんだもの、一緒に引張り出さうぢやないか」と何者をか呼びかけると、闇の中からは返事はないが、急に四、五名の足音が響き出して来て、近寄ると猿の鳴くやうな、キイキイ笑ひ叫ぶ声が突然聞江ると、急遽眼前に現はれたる矢張石燈籠の化物としか思はれぬ四、五名の女、先に東国弁でべら／＼饒舌た女と顔突き合せて何か囁くと、見る間もなく一時に下に蹲まり、彼の不動の山の合羽の裾に手をかけて、江いとばかりに下から上へ跳ね上げたのだが、忽ち現はれたる山の下の奇怪なる光景は、嗚呼何と云て報告をしやうか。

時は四月の末の、殊に今宵は雨を催せる空奇妙に灰黒色を帯て、大氣は重く一種の蒸暑い夜である上に、呼吸も通はぬ重くるしい合羽を引張り合て臥せる為か、唯見る合羽の下に算を乱してゴタ／＼と寝そべつて居る約二十幾名の男女、それが悉く上半身を肌脱ぎの裸体にして、地上に枕も敷布もなく、直接に或は大の字くの字なり、長きは竹竿の如く、曲れるは海老の如く上下混交、老若男女、入り乱れて上に下に一団となつて固まつた

る姿は、宛然まなから一塊の大肉団乃至は笹ささに入られた小雑魚の水を切たる如くで、それが又悉く昼間の勞れにイギたなく、或ものは雷の如き軒いばせを、或ものは竹を切割る齒はしりを高く低く、毫も遠慮会釈といふものをせずせまに交まじりては鱈かの如くに寝込んで居る有様の奇怪千万なる。傍より恐るゝ覗き込込通信員の、遂に能く如何なる筆を以てか、この光景の万分一を描写し得べき、殆んど絶望の一瞥を呉れて兎も角も一時その場を立去た位であつた。

この一団の怪漢は、そもく何ぞ。男子は兎も角労働者の職を失つたものが木賃宿にも泊れず、かゝる場所に果敢はなき半夜の身の横へ所を需もとめたものとも推察出来るが、想像の及ばぬのは中に交はる女である。乞食かと思ふと左様でもなく、されば此男子中のある一人の女房であるかと思ふと又左様でもない。それで以て子供がある。甚しいのは、乳呑児を抱へて眠つて居るのさへある。怪しむべき此団体の本性と、その中に交る婦人の身の上と、更に此団体に加はらずして深夜境内に寂然として立つ石燈籠の化物の素性とは、明日の第三信において説明すべし。

400 毎日稲荷遷宮式

明治 40・5・6

⑩

従来大阪本社内に勧請しありたる毎日稲荷は、今回伏見稲荷山に遷すこととなり。お産婆上の淨地を下して、社殿を新宮中なりしに、愈々竣功せるを以て来る九日遷宮式を執行、午前一時

に御霊移しをなし、午前九時より祭典を行ひ、祭典後参拜者には紀念として、抽籤にて御祈禱済みの狐数百体及び大阪阿弥陀池大黒製菓おこし数千個を分与する由なるが、当日は午の日に当り、京阪地方より信徒の参拜も多かるべく定めし賑ふことならん。

401 社会外の社会通信 (二十一) ▲茨住吉境内より (四)

動く石燈籠の正体Ⅱ舟乗の妻

明治 40・5・9

⑦

茨住吉神社境内の動かざる石燈籠はその数十箇にも足らぬけれど、両脇から手を出して、口をきゝながら歩き廻る化物の石燈籠は実に三十幾箇以上の数に達する。是等の石燈籠が全く売春の婦人である事は、慧眼の読者の定て既に御承知の事であらう。地は大阪第一の大遊廓、遊女三千を蔵する松嶋と僅に数十歩を隔つるに過ぬ此神社の境内に、かゝる多数の売春婦人が夜毎彷徨するとは、鳥渡その理由を解するに苦しむ次第ではあるけれど、又能く思ふと色界の餓鬼の寄り集ふところ、必ずや思はぬ客の落溢れも多い事であらうか。それに合羽の山の下の一団の男子は、ヨシ目下共同の妻を三人有するとしたところで、需用供給の原理から打算しても、此種の婦人を多く要するのは寧ろ自然の理である。この原理を何日の間にか呑み込込る此種の婦人にして最も公に聞江たるは、通称斬られのお幸事高岡こう(二十三) 白髪のお春事阿部はる(五十六) 田中ふさ(二十三) 白石きく(三十二) 難波の春事中村はる(二十五) 婆てる事伯

木てる(五十一)立花はな(二十)松井はる(二十一)今西とよ(十九)村田かめ(四十二)中川せい(二十四)井上きぬ(三十一)深井はる(二十一)など其他にも猶名高きものは数名ある。然るに注意すべきは此婦人中に年嵩の老婆の多い事で、これには左の如き理由がある。船乗が沢山に住む九条安治川付近には、船員の妻として夫の帰来する事少き為に、吾からかゝる果敢なき境遇に身を陥れ、金子づくよりも唯男欲しさの道楽半分に、老の身空に冬の月と唄はるゝ厚化粧までして瞬刻の劣情を充さんとする者が驚くほど多い。此老婆即ちその一例である。されば普通路傍の柳の下などに立つ世にいふ一夜妻と、茨住吉境内に彷徨するこれ等の婦人とは幾分か趣を異にして、彼は薄情に前夜の客と翌る夜に顔を合しても一言の挨拶もせぬが、これは極めて馴々しく、時としては婦人の方から大福餅の一包みなどを買て来て、馴染客に頒つ事もあるといふ。其客と婦人との関係の親密なる、又以て一種の社会外の社会として、研究に値する節なしとせない。

此一団は嘗て一時警察の問題となつて、昨年末の一夜、不意に其合羽の山の下を襲はれ折節、下に眠つて居た二、三十名のもの悉く一網打尽に引捕はれたが、前科の有無其他を取調べて見ると、意外にも悪漢と目すべきものが少く、何方かといへば正直なものばかり。彼の木賃宿などに寝転んで可らぬ事を企む奴等とは全く人間が違つて居たのには少からず驚いた。で特に浮浪罪として拘引せず解放したが、解放されても歸るに家ない渠

等は、爾来も矢張神社境内を家として、樂しき共同生活を送つて居る。渠等の団中には嘗て一度の争鬪をしたものなく、又嘗て一度も付近の住民に害を与へたものはない。本稿の通信員は今此奇怪なる一団の起居を通信せる終に当り、満腔の同情を動ける山の下の住民に寄せる。(了、Y.T生)

402 毎日稲荷遷宮祭

明治40・5・10 ⑥

予報の如く九日午前一時といふ真夜中頃、藤森神社宮司森長治氏祭主となり莊嚴なる遷宮式を行ひ、引続き午前九時三十分遷座式に移り、数名の神官打連れて祝詞を奏し終て、森祭主の申告式あり。次で本神社長、中村会計部長等十数名並に京阪新聞売捌等の礼拝ありて後、一般の参拝を許したるが、当日は巳の日に当り居るより参詣者引も切らず。式後は参詣者へ抽籤にて祈禱済の金狐五十対白狐三百対粟おこし三千個を限り贈与し、接待係りには祇園の美形梅蝶、小太郎、仲居お勇等商売柄の愛嬌を振撒ける事とて、新設の毎日稲荷社は御山の人気を一手に聚めたるが如き盛況なり。参拝者中真先に金狐を引当たるは、江州甲賀郡小原村森和助といひ、又白狐の一番は乙訓郡新神足村字調子佐々木平次にて、正午頃迄の参拝者は無慮一万の多数に達し、非常の盛況なりし。因に毎日稲荷建設につき、当地の富田屋瀧光、堺卯よりは石の鳥居一基、多田おたつ同喜作兩人よりは燈籠一对、北新地松本いとよりも同上の寄進をなせり。

403 水野神社局長

明治 40・5・10 ⑦

水野内務省神社局長は去七日午後和歌山より浜寺に來り、同公園一力樓に一泊し、八日官幣大社大鳥神社新築工事を視察したるが、当日は同神社神域拡張に関する寄付金募集委員三百名集會し居たるを以て同局長は其席に臨み一場の談話をなし、同日午後七時二十三分梅田發汽車にて帰京したり。

404 八幡筋の夜店

明治 40・5・14 ⑦

嶋の内三津八幡宮にては、その以前毎月十五日を縁日として夜店を出し來りしも道路狹隘の爲め中絶せしが、今回同町居住の新古道具商百四十三名團結し八幡会なるものを組織し、古例の夜店を復旧せしめ、毎月五日の日を以て東は瓦屋橋西詰より、西は木綿橋東詰までの會員各戸は夜間開店し、尚ほ博労二、三組、盛大組、六代目関萬、五代目丸常組等の露店大組合が賛同して大阪第一の夜店になさんと計畫なるが、其第一着として今朝兩日は盛に夜店を行ひ、余興として各町々に生花、大行燈、種々の造り物を爲し、その中に曩なほに我社が主催の俳優変装競争を造り物として、その氏名の当選者には紀念絵はがきを贈る由。

405 住吉神社田植式

明治 40・6・11 ⑦

來る十四日は例年の通り住吉神社に於て御田植神事を執行するに付き、新町遊廓よりは例の通り芸妓の田植女を出張せしめ、翌十五日(雨天順延)は廓内をその姿にて練り歩く由。

406 住吉の田植女

明治 40・6・13 ⑦

明日住吉神社にて田植の神事執行の事は既記の如くなるが、新町廓より出づる植女と稚児の人名は左の如し。

●佐野席瀧勇、大西席床籠、川岸席とく、藤田席奈良菊、山下席時鶴、同升菊、小山席升籠、木原席君香、同小光、木村席とん子(以上植女) 木原席作延、佐野席春千代、木原席光廣、大西席鶴千代、藤田席豆作、木原席君奴、大西席小みゆ、小山席笑奴、山下席小かじ、小山席静奴(以上稚児)

407 夏祭

明治 40・7・1 ⑦

大阪の夏祭は本月中大抵打続き、まづ一日が大江神社(これは以前愛染祭と稱いつて余程賑はひしもの) 八、九の兩日が生國魂神社にて九日には御渡あり、十三、十四の兩日が難波の八阪神社(これまた昔は難波祭と云つて、太鼓に山車などを出し演劇でも御承知の「夏祭」の長町裏の場の騒ぎはこの當日の事)

十四、十五の両日は嶋の内三津八幡宮、十六、十七の両日は御霊神社にて十七日には御渡あり、十七、十八の両日は高津神社、十九、二十の両日は露の天神(お初天神と云ふ)二十、廿一の両日は博労町難波神社(俗に稲荷と云ふ)廿一、廿二の両日は座摩神社、廿三、廿四は陶器神社にて(この前後三日間は、横堀筋字瀬戸物町に陶器細工の造り物あり)廿四、廿五の両日は天満神社で廿五日には有名の船渡御あり、廿九、三十の両日は玉造稲荷神社、三十、卅一は住吉神社の祭りにて朝永代浜にても祭典を執行す(この両日は鞆通りには干魚、塩魚類にて造り物あり)。また卅一日の夜は、堺大浜住吉行宮所の南にて生魚の大市あれば、例の通り賑はふなるべし。

408 楠氏紀勝会建碑除幕式

明治40・7・6

⑤

北清事変および日露戦役のため久しく遷延したる千早城址における楠氏紀勝会建碑除幕式は、昨陰曆五月二十五日、楠公戦死の記念日を卜して、午後一時半より挙行したり。朝来一天隈なく晴れ渡りて満山の深緑滴るばかり、近郷の有志学生は云はずもかな楠公誠忠の遺風を慕うて遠く峰を越江、谷を涉りて来拜する者無慮千余名、高崎府知事、青木事務官、福井高等商業学校長等も式に列し、山間の一寒村空前の盛況を呈しぬ。金剛山の中腹に閃く一発の烟花を合図に式を始め、南坊城斎主の祝詞および大麻行事ありて、恭しく碑を蔽^{おほ}へる白布の幕を除けば、

丈余の銅碑既に古色を帯びて深く鑄出せり千早城旧址の文字歴然たり。荘重なる儀式二、三回あり、紀勝会発起人総代菊池侃二氏事務の報告を朗読し、高崎知事、大里富田林中学校長、向井南河内郡長および大阪諸新聞社の代表者其他数氏の祝辞ありて、中谷氏、千早村民の総代として之が答辞を述べたる後撒撒等の事ありて、全く式を終りたるは三時半頃なりき。

409 生國魂神社の祭典

明治40・7・6

⑦

来る九日は生國魂神社の祭典にて、例年の通り古代甲冑の厳^{いっか}き扮装にて渡御式を挙行する由。因に同神社は、近年氏子の協力に依り大宮繕も竣成に近付き大に面目を改めれば、本年の祭礼は一層盛大なるべし。

410 金剛山上の座談会

明治40・7・9

⑤

大阪市教育会にては、千早城址建碑除幕式記念のため、八月一日より三週間、金剛山上葛木神社にて座談会を開き、午前は史談、読書談、随感談等をなし、午後は一人別の対談を催す由なるが、入会希望者は満十七歳以上のものにて、七月廿九日まで東区清水谷女学校南福井彦次郎氏宛、同卅日よりは会場宛にて申込むべしとなり。

411 広告、来七月二十一日 夏祭渡御執行

明治40・7・17 ④

追テ沿通各位ニ告ク御厚志ヲ以テ供奉人足ヘ酒御接待之儀ハ深謝之至ニ候ヘ共夫カ為却テ神聖ヲ穢シ候恐レ有之候聞此儀ハ誤テ御断申上候

府社難波神社

412 御霊祭

明治40・7・17 ⑦

本日は平野町御霊神宮の本祭にて、例の通り旧下博芳の御旅所へ神輿の御渡あり。昨日は枕太鼓を担ぎ歩き、夕景よりは宵宮参りにて、同社は非常の賑ひなりき。

413 天神祭礼

明治40・7・21 ⑪

浪花夏の行事の中、最も壯麗の観を極むる天満天神夏祭礼はいよく、四、五日後に近き来りたり。川風のゆるく浪立ざる大川筋に、神輿を載せたる渡御の船列を正してお旅所に下り行く、両側の水上には篝火の焰天を焦し、ドンドコ船の囃子耳を聳する一方、陸上には家々の定紋打たる幔幕、己がじゝ張り廻らしたる仮台の上に、土女悉く盛装して拝観するさま、真に名物の名に背かざる夏の夜の豪興にして、此日此夜、全都皆家を空に騒ぎ合も宜なりけり。例年の例に慣ひ、左に渡御列順と道筋と

を掲載す。

▲祭礼渡御の道筋 本社表門西へ、天神橋筋南へ、市之側

西へ若松町浜より乗船、堂嶋川を下り木津川を南へ、大阪府庁前浜より上陸、南へ、大涉橋西へ渡り梅本町南へ、梅本橋東へ渡り松嶋仲の町南へ行宮着 ▲還御道筋は行宮より高砂町北へ、梅本橋を渡り北へ、大涉橋東へ渡り北へ、大阪府庁前浜より乗船、木津川を経て堂嶋川を溯り、若松町浜より上陸、東へ、難波橋北へ、表門通天神小橋東へ本社へ

渡 御 列

▲猿田彦(松島廓) ▲御迎提灯(ごこぼ) ▲幟吹抜(元寺嶋引船中) ▲引船(富嶋町) ▲催太鼓(剣先中) ▲御神鉾(鉾流講) ▲提灯(天満東西手伝中) ▲幟提燈(天一献燈講) ▲提灯(車楽講) ▲幟提灯(永司講) ▲幟提灯(天満魚市場) ▲旗提灯(大阪落語三友派) ▲幟(琴曲社) ▲真榊(真榊講社) ▲提灯(御船講) ▲童子(童講) ▲牛童(菅寿講) ▲吹貫幟、獅子(道具商天神講) ▲童女(新町) ▲八処女(北新地) ▲大榊(久栄講) ▲御供櫃鉾二(御供講) ▲万歳旗、御供櫃、幟提灯(日供翠輦講) ▲齋部(社掌、馬車) ▲茅輪(梅寿講) ▲巫子(二員) ▲根掘大榊、風流花傘(神木講) ▲真榊(赤心講) ▲四神鉾四振(此花町一丁目) ▲御太刀(丑日講) ▲齋部(社掌、馬車) ▲提灯、御弓、幟吹貫(北酒造中祭礼講) ▲提灯(市場) ▲提灯(乾物問屋中) ▲御旗二流(菅前講) ▲前駆(社掌、馬車) ▲塩湯(盤水講) ▲和琴(褪紅、

二人) ▲伶人(雅亮会) ▲御鳳輦(御鳳輦講) ▲御神馬(馬部) ▲御錦蓋(米穀商) ▲斎主(社司手輿) ▲峯鉾提灯(堂嶋浜) ▲御翳(菅神講) ▲御神輿(天神橋一丁目、地下町) ▲御神輿(江之子嶋町) ▲殿衛(社掌、馬車) ▲提灯(氏子総代、評議員、祭礼世話掛、大阪相撲総理、有志中)

右渡御列順の中の八処女は北新地の若手芸妓これに扮する事例年の如くなるが、今年は特に其衣装を新調する事とし、費用として北地よりは既に千円の金子を支出したりと。又同じく列順中和琴は今年初めて加へたるもの、東区瓦町四丁目野喜兵衛の寄付にかゝると。猶今年は新堀の地車(こは極めて細緻なる彫刻をなしたるものなり)をも二十四日の宵宮に挽出す筈にて、落語三友派連其挽子となり、北の新地を経て天神社内に入宮の挙を行ふとぞ。

414 天神祭礼

明治40・7・22

⑦

天神祭礼の賑を添ふる太鼓台は宵宮の二十四日午前十時を以て当家(本年の当番に当りし家)より宮入をなし、本社へ昇ぎ込める上、午後一時より三時までの間、更に出門して付近の町町を昇ぎ廻り後ち再び入門し、神殿の右側に据置て、二十五日の当日まで昼夜ドンデンドンと太鼓を打鳴らすなり ▲渡御は本祭の二十五日午前八時先づ神殿に於て大祭典を執行し、同十一時神輿を神殿に移して遷座式を行ひ、午後四時(先発太鼓)の

出門に引続き、昨紙掲載せる祭礼行列順次により同六時迄に悉皆出門し終はる手筈なり ▲先発の太鼓が若松町の浜へ着する時より神輿が御乗船出発までの間、中の嶋劔先より大江橋下流に至る間の堂嶋川にては、絶ず有志者より寄贈に係る四千発の煙花を打揚ぐ ▲又神輿船渡御の節、中の嶋六丁目の有志者より田蓑橋下流と堂嶋大橋下流の二ヶ所に於て、神輿船に於て献茶(抹茶)式を行ひ ▲同時に神輿船にては、大江橋、渡辺橋、田蓑橋の三ヶ所に於て神楽を奏する由 ▲二十五日の夜は堂嶋浜と雑喉場浜の両所に多くの大篝火を奉獻する事例年の如く、其篝火焚の工夫は数十名、何れも揃ひの浴衣に紅の三尺帯を締め、頭には鉢巻勇ましく陣笠を背に負ふ打扮なりと ▲松嶋御旅所にては二十五日夜十二時より一時迄一時間、神輿前に於て祭典を執行す ▲諸神輿の還御は翌二十六日午前二時松嶋御旅所を出興、江の子嶋府庁前より乗船、同神輿船三艘を北区富嶋町曳船講の寄付に係る大阪商船会社の網島丸外二艘にて曳き行き、再び元の若松町浜へ上陸さる ▲上陸歸社後二十六日午前六時神殿に於て還御奏上祭を執行す。神輿還御の時、社務所にては大豆入の粥三斗を焚き、神殿に供し其残りを一般供奉員に分ち食せしむる珍らしき例あり。本年も相変らず執行するといへり。

415 瀬戸物町の造り人形

明治 40・7・22

⑦

廿三日より廿五日まで三日間、西横堀瀬戸物町陶器神社の祭典につき、例年の如く同町内にて陶器造り人形を飾る。南より数へたるその種類左の如し。

●末広、一休と地獄太夫、長恨歌、忠臣蔵道行、長恨歌、行く雲(日比谷公園の一駒) 白石嘶新吉原揚屋、千代田の奥、小督の局

416 稲荷下げの検拳

明治 40・7・23

⑦

南区阪町法西新兵衛(五十九)といふ稲荷下げは、去る頃南署の検拳に逢ひて処分せられしにも拘らず、その後またまた奉書紙に病氣全快方除祈願と記したるものを錦の袋に入れ、之を御神体と称して神棚に祭り、愚夫愚婦を集めて病氣全快の祈禱をなすと称し、例の錦の袋にて身体中を撫で廻し多額の報酬を貪りしこと発覚し、一昨日再び南署に検拳されて拘留十日に処せられたるが、被害者は四十余名にて、中にも東区北久太郎町谷口黙次といふは相当の地位ある人なるに、深く新兵衛の術に迷はされ、一家を挙つて帰依し居たりといふ。

417 天神祭礼

明治 40・7・23

⑦

祭礼の行列に加はる曾根崎新地の八乙女は、吉川席の若久、林席の千代子、井上席の龍子、平田席の勇子、大西席の豆楽、磯嶋席の富子、梶川席の富貴子、津川席の千代菊と定まる▲在神戸の仏国及び葡萄牙の両領事は祭礼を觀んとて、其の場所指定方を府庁へ依頼し来りしより、府庁よりは更に天満宮社務所へその選定方を照会せし結果、北区天神橋筋一丁目柏原屋呉服店方を借りて宛る事に決定す▲二十四、五の両日、北署は神社境内に二ヶ所の臨時出張所を設け、非番巡查を召集し、署長以下警部巡查総出にて取締をなす▲神輿通御の際は堂嶋川筋の各橋上の通行を一時停止する事例年の通り▲神社境内には各講社の詰所十数ヶ所設置しあり、其他それ々々祭具配置の爲め、各露店は大仕掛けのものを許さず、氷、菓物、手遊品てあそびもの其他四、五十軒に限り許可する筈。其爲でもあるまじけれど、境外付近の饅頭屋、善哉屋等にて氷水を兼業する向、本年は特に非常に多しと▲天満付近の呉服屋、下駄屋、小間物屋等は祭礼前の売前時にも拘らず、本年は近年に無き大不景氣なりと。

418 地車稲荷の正遷宮

明治40・7・23

⑦

北区堀川に鎮座せし地車稲荷は、今回堀川惠美須神社の境内に遷したるに付き、一昨日より三日間正遷宮の祭典を執行し、その付近は賑ひ居る由。

419 空前の天神祭礼

(全市の水陸人を以て埋まる)

明治40・7・26

⑦

例年天神祭礼の船渡御前後には多かれ少かれ雨降る日和癖ありて、男子の参拜者こそ余りにこれに気にもせざれ、婦人の拝観者は朝未明よりこればかりが心配にて、午後三時四時頃には空ばかり見詰め、此雲行では上布の晴衣着て行くのは惜しいもの、浴衣がけに下駄も悪い方をなど心がりのありたけを尽さしむる例を、今年は何うした風の吹き廻しか、眺かけて空名残なく晴渡り、涼風すらも羅衣ろいの袖袂ゆらりと吹き翻ひしたれば、此有様に安堵してか出たともく、参詣と見物を兼たる全市の老若、その数幾万とも数へ尽されざる大勢、午前十一時頃より午後六時頃迄にかけ、或は徒歩に或は乗合船に悉く天満天神さして押しかけ行きたれば、一時大阪全市は水陸共に一杯の人出となつて、真に此の数年来見るを得ざる空前の盛観を呈するに至り。

先づ午後四時(渡御の出る一時間ほど前)頃の景況を見るに、

北浜より大川町、中之嶋より堂嶋一円、天満は改めて言ずもな街という街、家といふ家何処も彼処もぎつしりと身動きもならぬ人の山、人の丘、殊に天神社の境内境外は、行んとするも返らんとするも身動きならぬばかりにて、押す者引く者、叫ぶ者罵る者、彼処にも茲にも現はれ、声を嘯うして制する巡査の言葉など牛の耳に念仏ほどの甲斐もなく、打見る唯一面の人の波寄せては返す湊まじさは、驚くとよりも呆れ怖るゝ光景なりし。かくて渡御は、此混乱冗雑の中に午後五時例の松嶋廓より出せる猿田彦を真先にして静々と表門より繰り出したるが、何分にも此人出なれば、行列も予定よりは遅れに遅れ、北警察署門前の乗船場に先登の着する迄に約一時間余を費し、全く乗船済となりたるは七時に垂たんとする際にて、此時大川の水面には早くも拝観の大船小船十重二十重に取囲み、要所々々の大篝火は夕日の没し尽すをも待ず、既に火を点じたれば、炎々たる焰は天を焦し、渡御行列の船の星の如き提灯と映じ、其壯観能く筆紙の尽すべき処にあらず。拝観船の中には又例の広告を兼たる大仕掛の船十四、五艘も打交りて、中には衆隊を乗せて絶ず奏樂せるもあり、中にも南北の校書を乗せたる船は、笑ひ興ずる金切声隣船に迄も響きて、水上の賑は陸上の夫とは異なるも、雑沓混乱の姿は毫も違はず。水上署の警邏船は此間を縦横はに駛つて非常を戒めたるが、九時十時といふ先登船は松嶋のお旅所へ着御したる後迄も乗合船は猶押かけ来り、堂嶋川は夜半十二時頃迄も往き来るさの船引も切ず。この水陸の人の七分迄は又渡

御の船の流れを下ると共に、足を西にして松嶋に赴きたれば、同遊廓の雑沓は筆するだけが野暮な位にして、不夜城の名どころ真に昨夜こそ其実に背かざる姿を示しぬ。唯此渡御の最中なる七時頃、北区西野田新家撰津製油会社隣家製紙業永進舎工場より出火し、驚鐘一時に急を告げて群集の人を驚かしたる一場の騒ぎありしも、其位にては少しも人の散る模様なく、全市午前三時前後迄唯ざわくと騒いだる空前の天神祭りこそ意外の見物なりしか。

420 住吉祭と堺大浜

明治 40・7・29

⑦

来る三十一日は住吉祭の宵宮にて、同夜大浜に於て大魚市を執行する事例年の通りなるが、本年は一層盛に行ふ由●三十一日は大鳥大神、翌一日は住吉神社、孰れも堺の御旅所へ神輿の渡御あり●大浜料理業組合の催しにて、来月四日より向ふ十日間、各料亭前の湾中に毎日蛤三石づつ放置し、其中なる空貝の中に五円の料理券、白米一俵宛、其他各商店よりの寄贈品等無数の景品券入れありて、海水浴客には随意拾ひ採しめ、景品は其場にて引替る由●余興として龍神遊廓より芸妓五十名づつ、六日間交代にて、家台囃子にて大浜に繰出し手踊を見する由

421 住吉祭の造り物

明治 40・7・29

⑦

来る卅一日と翌一日は住吉神社の祭礼に付き、西区鞆の海産物商にては例年の通り乾魚塩魚等にて、また東区豊後町(思案橋東詰)の町内にも種々の物品にて造り物を為す由なるが、その番組は左の如し。

◎盛衰記源大物語◎長恨歌◎蝶の舞◎羽衣◎夕霧伊左衛門◎二人胡蝶の舞◎朝猿◎近江のお兼(以上朝中通)◎本紙連載中の石川五右衛門◎橋弁慶◎雷◎長恨歌◎藤娘◎奴の鎗ふり(以上豊後町)

422 昨日の住吉神社祭礼

明治 40・8・2

⑦

官幣大社住吉神社にては昨日の祭礼につき、神輿は午後四時本社を出て陸路堺なる宿院へ行幸、今晩二時還御の予定なりき。因に当日の一番神輿は、十七年以來出御せざりしものにて、本年は同社氏子なる東成郡粉浜、墨江、勝間の各村および安立町の若者二百名が供奉したしとの切願により出御されしものなりと。

423 広告、座摩神社氏子総代選挙

明治 40・8・11

⑫

氏子総代満期改選広告

当神社氏子総代任期滿了致シ候条来八月十三日十四日十五日ノ

三日間(自午前八時至午後六時)内二当社務所へ御出頭選舉御投票(投票用紙ハ社務所ニアリ)相成度右座摩神社氏子各位ニ
廣告候也

但投票皆無ノ場合ハ前任者再選ト見做ス又辞任及死亡等ノ欠員ニ対シ若シ同上ノ場合アル時ハ其町内ノ総代又ハ世話係ト協議ノ上選任スベシ

座摩神社社務所

424 演芸だより

明治40・8・13 ⑦

●松屋町生玉御旅所内京家座は、昨夜より落語合併矯風会と云ふを開催し、桂文枝一座に新内節嶋之助呂子、皿廻し扇松等が出演する由

425 盗人の祈願

明治40・9・7 ⑦

名古屋市笹嶋町立松進(三十)は先年大井憲太郎等の国事犯事件に關し牢死したる某の伴なるが、母にも死に別れたる後、盗人の群に入り十数年間箱乗、空車あらゆる窃盜をなしその筋の網を免れて近頃に至り、心齋橋北詰呉服商浜野ちか方外十数ヶ所に忍入り、贓品を金にして馴染深き難波新地四番丁鮮亀樓の抱娼妓馨(二十四)に入揚げ、馨が病氣なのでその平癒と自分の悪事発覚を防ぐための祈願に高津高倉稲荷へ日参し居たるを、一昨日九条署の手に捕はる。

426 神社合併進捗

明治40・9・15 ⑦

大阪府にては三十九年八月發布の勅令二百二十号に基き、府下における神社の合併整理を行ひ、一年間の所得財産三百円(大阪市内四百円)に達せざる神社は断然他社と合併せしめ居れるが、整理著しく進捗して豊能郡の如きは既に全部終了し、他地方も本月中には終了する筈なれば、当府にては近々中社司社掌俸給其他給与規則を規定して、社司、社掌の俸給を最下級十五円(大阪市内は二十円)より最上級七十五円まで十級に分ち、在職五年以上勤務精勵効績顯著なるものには、特に俸給以上を給与する筈なり。尚、社司以上の社司社掌を兼務する事は、嚴禁すべしと。

427 天満神社の祭典

明治40・10・8 ⑦

天満神社に於ては来る十日午前十時を以て皇太子殿下韓国行啓御安全祭を執行し、同二十五日には秋祭に付、例の流鏑馬を行ふ。

428 恵美須神社の遷座式

明治40・10・9 ⑨

東区伏見町五丁目に鎮座せし恵美須神社は愈よ十日午後八時御霊神社内へ遷座する事となりたるが、其道筋は伏見町の旧地より同町を東へ井池筋に出で南へ道修町を心齋橋筋に、夫れより南へ平野町を西へ御霊神社内なる新築の社殿へ遷座し、当日

より向ふ五日間祭典を執行する由。遷座式の当日は、御霊神社の神官正列衆を奏し、伏見町の有志者一同供奉を為す筈なるが、右の祭典中御霊筋の各呉服店は、冬物の大売出しを為すなど、定めて賑はふ事なるべし。

429 御安全祭

明治 40・10・10 ⑦

座摩、高津、天満、難波、御霊、御津の六神社々司等は、昨日午前十時頃天満神社々務所に集合し、今回皇太子殿下韓国行啓に際し、当日御安全祭を奉仕し、尚ほ遷啓後には同上報賽の典を挙行するに協議せし由。

430 御霊神社拝殿に棄児

明治 40・10・12 ⑦

東区伏見町の戎神社は今度淡路町の御霊神社に合併することとなり、一昨日はその正遷宮祭にて同神社の付近は頗る雑沓を極めたる夕間暮、同神社拝殿の正面に宛然^{まなご}人身御供の如く、生後五十日位の男子を横臥させて棄てたるものあり。傍には^{ていど}尽く新調もの、座蒲団、枕、着替等三十余点を置きあるを、同町文楽座の雇人梅田卯吉が発見し、その筋に訴へ出で結局東区役所に引渡したるが、現場その他の模様にて察するに貧苦故の棄児にあらず、多分は身分あるもの、私生児なるべしとの見込みなり。

431 泉南郡の地車騒動

明治 40・10・13 ⑫

昨今は秋祭礼の時期とて、至る処に地車騒ぎ続出する有様なり。一昨日も府下泉南郡尾崎、東鳥取、西鳥取三ヶ村連合の鎮守鳥取御神社秋祭礼とて、尾崎よりは四台、東鳥取よりは五台、西鳥取よりは四台の何れも地車を引出し、この内東鳥取の五台が当り鬪^むにて第一番に宮入りをする手筈なりしを、早く宮入を済しては村内を挽回る時間少く面白からずとて、若者連は兎角に時を遅らし、午後九時半になるも一向神社内に挽込む模様なく、漸く挽込しと見れば又もや鳥居外に挽出す様子に、二番手の尾崎、三番手の西鳥取の若者連は承知せず、早くせよと迫り立しが原因にて、忽ち三ヶ村の若い衆入乱れての大争鬪となり、付添ひの巡查数名が声を^{から}嘯して制止しむる言葉も聞ばこそ、瓦礫を^な擲ち棒千切を振廻し、凡そ一時間余も闇夜の中に組ぶ転んぶ争ひたるを、漸く警官の為に引分けられしが、此際尾崎側よりは八名の軽傷者を出し、また東鳥取の山下丑松(四十九)は頭部に十ヶ所の重傷を受け、警官中にも二、三の負傷者を出し、一時は非常の騒擾を極めたり。

432 安土町八幡の遷座

明治 40・10・14 ⑦

東区安土町に久しく鎮座せし男山八幡神社は、本日正午十二時安土町を出発、天王寺村字阿部野大江神社へ移転(社号を大江

八幡神社と改称)、上遷座式(翌十五日祭典)を執行する由にて、当日道筋は左の如し。

●安土町同社を東へ、堺筋南へ道頓堀を東へ、松屋町筋を南へ逢阪安居天満宮にて少憩、夫れより東へ、谷町筋を南へ、阿部野村大江神社内へ

433 住吉宝の市

明治40・10・15 欄外④⑦

来る十七日は例年の通り住吉神社に於て宝の市を執行し、当日は南地遊廓より市女を出す事また例の如くにて、翌十八、十九の両日「紙面破損、判読不能」

●大和屋政彌、富田屋繁勇、小田こい、桂屋小艶、越後屋愛福、伊丹幸小奴、石川菊葉、伊丹幸万千代、富田屋房鶴、大和屋鶴千代(以上市女) ●越仲千代鶴、桂屋君香、石川繁蝶、富田屋松千代、桂屋金勇、越仲喜代菊、富田屋花千代、紀の庄梅勇、桂屋時子、伊丹幸福男(以上稚児)

434 廓練物の日取替へ

明治40・10・18 ⑦

昨日住吉宝の市神事の市女に出たる芸妓が今明両日間南地五花街を練り歩く由記載せしが、その日取は都合上変更し、十八日と二十日(十九日一日抜きて)の両日と為したる由。

435 宝の市の賑ひ

明治40・10・19 ⑦

一昨日住吉の宝の市は近年になき賑はひなりしが、例年この日は兎角雨天勝なるに、一昨日は珍らしく快晴なりしのみか。例の南地五花街より出づる市女の如きも、本年は尤物ゆうぶつが加はり居りしも呼物の一ツにて、第一は南海の電車が出来たる為め、発車毎に満載して運ぶ人数は美に凄まじき許りにて、夫れが為め同公園の料理店茶店の如きはいづれも満員となり、一時は来客を断る程の有様なりしが、其雑沓にも拘はらず警察事故とてはなく、又昨日はこの市女連が五花街を練歩くゆゑ、南地は非常に賑はひたる由。

436 天満神社の秋祭

明治40・10・25 ⑦

予報の如く本日天満神社に於て秋祭流鏝馬の執行あるに付、所轄北警察署は同神社境内に臨時出張所を設け、非番巡查総出にて取締をなし、流鏝馬執行の際は例の通り九丁目筋は市の側より天神表門まで一時通行を止め、同神社付近は車止をなす由。

437 三休橋筋の反対運動

明治40・10・29 ⑦

電鉄線路変更問題に関し、三休橋筋の有志は飛檄して昨日博労町の吉常樓と八幡社内線の線路変更反対事務所とに関係住民三百

名ばかりを集め、府會議員香川季三郎氏座長となり、反対運動について協議する所あり。河合正鑑、小田垣哲次郎等の演説ありたる後、左の決議をなしたり。

大阪市設電気鉄道第三期線中堺筋線は既に本会の協賛を経て内務大臣の認可を得たる既定線なるに近頃此堺筋線を三休橋筋に変更せんとするの議市会に起りたるは余りに利己的發議に係るものにして其目的の陋劣なる実大阪市の体面に関し大阪市の面目を汚損するの甚しきものにして我三休橋筋住民は自衛上且市の公益上絶対的に之に反対せざるべからず茲に町民大会を開き反対の決議をなし其実行を期す

438 玉造その他の花相撲

明治 40・11・4 ⑨

大虎、大江山等の大阪相撲は今四日玉造にて一日、五日今宮戎神社境内にて一日花相撲を興行し、夫より京都に乗込み、同地の大淀虎林組と合併して、八日より七日間興行するよし。明日今宮の取組は左の如し。

- (梅ヶ枝) 大纏 (小盤石) 加州山 (大角) 西の海
- (住田川) 辰頭 (漣) ミ (三代松) 伊勢崎 (月の戸)
- (早瀬川) 大虎
- (時の松) 大江山

439 陶器神社の遷座

明治 40・11・14 ⑨

予て記せし如く、信濃橋西に鎮座せる陶器神社は愈よ明十五日午後六時旧地本宮を發興、左の道筋を経て座摩神社内新築の仮社殿へ遷座(雨天順延)する事となり、正遷宮式の執行は新築落成の上(来年一月中)挙行する由。

◎陶器神社表門東へ信濃橋東へ渡辺橋南へ座摩神社へ

440 天満神社の祈禱祭

明治 40・11・15 ⑪

天満神社に於ては来る二十日午前十時、陸海軍入営壯丁健全祈禱祭執行の筈。

441 諸会

明治 40・11・15 ⑪

本日午前九時より西区茨住吉境内住吉亭に於て、碁客井上義雄氏歸京送別の囲碁会を催す。

442 諸会

明治 40・11・15 ⑪

●来る十七日午前九時より高津神社内湯豆腐屋に於て翠韻社主催秋季謡曲会あり。

443 本日の諸会

明治 40・11・17

⑬

▲刀劔鑑定会

午前九時より高津神社々務所に開会。

444 神農祭の人形

明治 40・11・20

⑨

来る廿二、廿三の両日は例年の通り東区道修町一丁目にて少彦尊の祭典を挙行するに付き、余興として例の人形師竹田良助が角座の狂言「土屋主税」、中座の狂言「熊谷陣屋」、弁天座の狂言「塩原多助馬の別れ」、我社の小説「石川五右衛門」の中、小密茶の門破り、朝日新聞の「日本大宝庫」の中黄金発見の処等の造り物を製作する由。

445 生花と盆石会

明治 40・11・22

⑨

●今明両日道修町神農祭に付き、廣源齋甫社中は未生流生花及び古細川流盆石会を催す由。

446 演芸だより

明治 40・11・30

⑨

●天満天神講談定席宝来亭は、今回久々に旭堂南陵が出演、尚ほ東京の田辺大龍をも招き昼夜開演する由なるが、その説物は

●昼の部、浪花七人男、赤穂義士伝、黒田大評定

●夜の部、北海熊、尾張大八、天一坊

447 皇典講究分所新築

明治 40・12・4

⑦

大阪府皇典講究分所新築のため、南区天王寺夕陽ヶ丘の大江神社境内三百六坪を分所用地として使用のこと、今回内務大臣より許可されたり。右につき近日委員会を開き、工事に着手する筈なるが、建築費は九千八百五十円にて本館二階建五十坪、付属建物廿五坪なりと。

448 神官令と小学教員

明治 40・12・10

欄外④

今度大阪府下における神官俸給令の制定発布せられたると同時に郡部各地方の小学校教員中神官にして「以下紙面破損」

449 天満神社の奉祝祭

明治 40・12・11

⑨

来る十五日午前十時、天満神社にて皇太子殿下韓国還啓奉祝祭を執行す。

『大阪毎日新聞』 明治四一年 (一九〇八)

450 十日戎 (正月十日記事)

明治41・1・10

⑨

宵戎の昨日は日本晴の好天気、この有様なれば今日の本戎も無論日和は受合なるべく神社に取ても、参詣客に取ても、乃至南地の遊廓小料理店その他の露店に取ても此上の幸なかるべし。

▲宵戎の午後 午前の間は露店の主人、香具師などが唯がやぐと地面争ひに余念なき中を参詣客は右に左に潜りぬけて歩み運び居りしが、午後よりは人出一層にて、両三年来の宵戎には見る事の出来ぬ大した人の数、参向下向の道にギツシリの好景氣、年改まつたる正月九日からは去年凄まじく吹きすさんだ不景氣風も二、三千里の遠方へ吹き飛ばされさうな勢ひなりしは意外ながらも先は欣ばしい次第なり。

▲宝惠籠 この好景氣に乗じてか南地の宝惠籠も昨早朝より申込数非常に多く、午前中既に百八十挺に登り、猶続々と少婢おちよばの注文に来る姿絶江えぞざる有様なり。例の第一番真先がけの北梅のお福どんおふくどんに續て越仲えちかからは十八挺を繰り出し、同店の若松千代鶴、喜代菊外十五名白粉コテ塗の鼻ビコツかせ、次に北梅より三十挺、これには大和屋の菊葉、榊菊、紀の庄千福、千代豆福本の作勇、伊丹幸の蝶々等が花簪をビラツカシ、次に富田屋からは二十挺、乗人は同席八千代、小三、秀勇、花千代、大和

屋政彌、政代、伊丹幸吉勇、小奴などの一流連が首を揃へたり、其他綿屋からは十五挺、内山、泉山などからも同様十五挺を繰出した。

▲南地の意気込 大きな声では言れぬが、今年の正月三ヶ日の間南地は箱切も枕切もない淋しな有様なりしより、何でも十日戎にその入れ合せをしたものと二、三日前から大変な意気込なりしが、果して宝惠籠の申込数より見ても景氣存外あきに好き有様なりし。

▲吃驚する程の仕込 随つて南辺の小料理屋などは何処も彼処も吃驚する程に沢山な仕込をして、三日間に一ヶ月間以上の売貯めをせんと向鉢巻の大騒ぎ、日和さへ続けば大丈夫、売切れを見るならんか。

▲お賽銭の予算 欲づくめの神様だけに戎といへば何処でも賽銭の多きを誇つて、例年その総額の報道を争ふが常なれば、中には口から出放題に金額を吹聴する向も少からず、然し実際は世人が言ふ程の事はなく此十年間ほどは三日間に二千円に達したる事は一度もないといふ。同神社に二十九年来の統計表あり、それを見ると同年(即ち明治二十九年)の二千百零七円を頂上とし、翌三十年は千八百円に下落し、爾後絶えず千円の八百円と九百円との間を昇降し居りて、三十九年に至り始めて千九百五十円といふ九百円台に飛上りしも、昨四十年は又も千八百四十円に降りたり。されば今年も多分千七、八百円の間ならんか。序に三日間の賽銭の上り額を比較すると、十日に総

額の半分を收穫とちいて九日と十一日にその半分、これも九日が四分十一日が六分の割なれど、三日の中に一日でも雨が降れば算盤球の桁外れの大番狂はせとなるなり。

▲一石の大鏡餅 例年定まつて神前に供ふる柀目正味一石の大鏡餅は昨年迄十合呉服店、佐々呉服店(順慶町)、足立平助製鉄工場と此三軒から献納する例なりしを、今年からは更に一軒下村大丸呉服店が加はり、都合四軒合せて四石の献上餅を見る事となりたり、此鏡餅を搗く家は心齋橋筋順慶町の饅頭屋布屋と定まり居りて、出来上りの寸法も下重ねの分厚さ一尺直径三尺、上重ねの分厚さ八寸直径二尺五寸と昔から一定し居れり。

▲小を大と化する仕掛鯛 一石のお重ね餅と並んで神前に異彩を放つは雑喉場から献上の目の下三尺といふ一匹の大鯛なり。此鯛につき面白い話あり。毎年正月二日の初市に、雑喉場では目の下二、三寸といふ値にすると一尾二、三錢の小鯛を二尾入荷の中から引抜き、これを戎様の献上鯛と定む。スルト有志の間屋にて件の小鯛を順番に廻して歩き少し宛ぢ大きな分と引換へ行くに、最初の間こそ三寸のものが四寸五寸と変るに過ぎねど、ものゝ軒も廻る間には見るゝ大鯛と化けて一戸一寸の差が遂には三尺の大鯛となる不思議の仕掛、かくして三文の支出もせずに、雑喉場からは見事な一匹の大鯛が供へらるゝなり。

▲酒は少い 餅や魚の見事なるとは反対に、酒は到つて見すばらしく、積上げた菰樽は立派なれど中は無論空ソポにて正味は二升三升といふケチな献上なり。實際酒の入つた三斗九升詰

の樽を片馬差上げるのは、米喜の沢の鶴だけさうな。

▲献上品の行方 以上の献上品はお祭り過ると共に例年売つけの商人に割安な値で売下げて了ふ。その金子は賽銭やお札の売上げ金と共に向ふ一ヶ年間戎神社の費用となるなり。

▲吉兆吉兆 御代のお宝吉兆に就て名高き木津の縫忠主人に聞く。縫忠は素とその名乗りの現はず如く縫屋なりしが、九代前の主人忠兵衛始めて商売ものゝ縫糸の片端きれはにて小宝を製し、十日戎に発売したるが今の商売に変わるそもゝなり。目下の製造額は八万箇にして、その半額の四万箇を今宮にて、売り残る半額の四万箇を地方に卸す、昨今十日戎の三日間に今宮全体の露店にて売る吉兆の総数は十二万箇にも達すと云ふ。

▲その他の小宝 縫忠以外に聞江たる吉兆屋としては今宮の豆腐屋、米清、銭屋、八百政などいふが数へらる。価格は極つた相場なけれど、大中小と三種に別れて大が三錢、小が一錢位と定まる。

▲お笹の出所 吉兆を結びつける笹は泉州、河州、池田辺より重に切出す。大抵は白竹なれど中には黒竹を使用する向もあり、白竹は安価にして黒竹は割高なれど、高いだけに黒竹は趣ありて興深き心地す。

▲堀川の宵戎 北区堀川の宵戎も、朝来続々参詣者あり。寺町通りの露店も例年以上の出店数にて神社境内も押すなくの雑沓を極めたり。但し地車稲荷が合併移転し来りしたため、幾分境内狭まり、混雑一層を極めたり。

▲西の宮の宵戎　西の宮新宵戎も不思議に多くの参詣者あり。但し、大阪方面には本家今宮の戎神社あることとて東方からの参詣人はホンの少しなりしも、付近界限と西方から来るものは徒歩と電車で殆んど九分を占め、午後一時より三時頃迄は最も人出多かりし。儲境内は旧戎の時と同様、吉兆店を筆頭にお玩弄物屋、飴屋、飲食店、小間物店、覗き目鏡等軒を連ねて、両側に分れ、声を限りにお客を呼び、正門外の町も約一丁許りはこれ亦同様露店の数々、迎も四、五年前の新曆戎祭りとは比べものにならぬ有様なりしが、阪神電車に在つては既記の如く此東西よりする参詣客を東西に順序よく捌き分け、西の宮署も非番巡查総出にて取締りをなし、門内参詣下降の両道を区別し、同夜九時過閉門までは客足を絶たざりし。

451 繁昌の十日戎

近く数年間見るを得ざりし多くの人出あり

明治 41・1・11

◎

宵戎の夜の大空を飾りし無数の星斗の爛々たる光は、昨日の本戎の好天氣を预示して果せるかな、明けて正月十日の空の如何に麗かに晴れ渡りし事よ、歩るけば下着一枚脱いでも捨てたい程の長閑さに、出たる市内市外の参詣客の多い事、誰に聞ても七、八年此方見られなかつた賑ひなりといふも理なり。

されば戎橋南詰付近より神社の境内外の混乱雑沓は今更言ふも野暮な位にて、何処へ行ても唯押し潰されぬのが見つけもの位

の光景、大賑ひなどゝはオンでもない事、イヤもの凄い事であったり、然し又這う余り人が出過ては肝腎もの売る露店などは混雑の為に却て売行きが面白からず、人の割に金額が上らぬと呟く声を三、四ヶ所では聞たやうなれど、矢張参詣が多ければ如何なる品でも売行きが悪い筈はないと見江て、南海鉄道一番踏切の陸橋上に立て見ると、吉兆を結びつけた笹の為に人の頭も隠れて了つて男女の区別鳥渡はつかぬ模様にて、露店の繁昌は推察せらるゝなり。今一つ驚かされたのは、道頓堀近くへ下向して来た人の飲食店へ這入る数の多い事にて、彼の丸万勤焼店の如き午前八時頃既に三百組ほどの客が押し込み、女中共は昨夜の寝乱れ髪を掻き上げる暇もなく、耳朶の後ろに残つた白粉を拭き、金切声を出して天手古舞をして居たり。之等の人皆朝飯を喰はずに来たのかと思ふと左様でもなく、起ると直ぐに飯は喰たが、余りに押し返され揉み立られて腹が二、三時間の間にゲツソリ減て仕舞ふたのだといへり。ソレが皆言合したやうに、今でさへ這麼景気だから、午後にもなつたら殺されて了はうと言て居たのを見ても、大した人出の一斑を窺ふに足るべし、午後三、四時以後十時頃迄の混雑、察するに余あり。

▲十年間見ぬ宝恵籠の数　南地遊廓の付景氣に騒ぎ立て居る旨は昨日の紙上にも書て置た通りなるが、計画見事に當つて、九日宵戎に出た宝恵籠の数は三百七十五挺に達し、昨日午前十時頃迄の申込だけでも三百六十挺、此勢で進めば二日を通じて一千挺以上は確に出るといへり。恁ういふ事は十二、三年の

間ない勢だといふ。昨日出た重なる青樓の顔触は、九郎右衛門町川本、相生町高安、宗右衛門町辻井、伊丹幸の何れも二十挺と富田屋の三十挺など。

▲その割に無いもの 芸妓の箱切と娼妓の枕切なり。矢張、付景気は何うしても本景気に及ばずと知るべし。

▲興行物の繁昌 人出の割に興行物の入りは前夜(宵戎)は中通りなりしも、昨十日は書入の大紋日なれば、道頓堀千日前共に一時に前日の不足分を取入れたる繁昌なり。

▲迷子専門の易者 昨年にも一昨年にも見ずして今年始めて目に入た珍らしいものは、迷子専門といふ札を出した八卦見が千日前に十人以上も居た事なり。ソレで何れも大繁昌、誰が来ても方角は西南の方で生命は大丈夫。一、三時間の後には発見すると慰めて、十錢二十錢位宛を貰ひ居たり。甘い事を考へたものかな。

▲怪我した子供 宵戎の午後三時頃、戎神社境内にて南区大宝寺町中の丁吉川虎吉の孫良一(五つ)は、人込に押倒され頭部に負傷したれど、直ぐ出張の警官と看護婦に手当を受けたり。

▲事故 宵戎の事故は、南署の分迷子の届出七件、拾得物届出二件、スリ捕縛四件、窃盗捕縛一件、泥酔者保護十二件、難波署の分迷子届出十五件、拾得物届出六件、浮浪漢取締十三件、窃盗捕縛一件、負傷保護一件、泥酔者保護二件、何れも此三、四年間よりは取扱ひ数多かりし。

▲堀川戎 宵戎の夜は八時より九時までが最も人の出盛りに

して、一時は身動きも出来ぬ許り近年にない混雑。北署臨時出張所の事故は、迷子の保護十件、掏摸逮捕二件、酔倒れ保護一件等なり。昨日も早朝より大賑はひなれば、夜間の雑沓も思ひやられたり。

452 残り福

明治41・1・12

⑪

十日戎の夜は十時過迄は稀代の人出の為に露店は何処も彼処も商品売切り、遅れて出かけたものは吉兆も買ふ事出来ず、是非なく昨十一日の残り福に再びのこく、出馬して辛くも売残りのお宝を手にしたる向、何程あつたか知れぬ程なりしと、戎様が這麼好景気であつた事は確に十年此方ない次第、随つてお賽錢も二千元以上になつたとは福の神の本性を現はし玉ふて芽出たし▲道頓堀も千日前も一杯の人出にて、一時は身動きも出来ず、さしも多く仕込込だ寿計屋、善哉屋、饅飴屋、小料理店の何れも午後十時頃には申合したやうに売切たれば、お客の方でも其処等を彷徨く興味なくなり、却てサツサと家に引返し、十時後は却て思つた程よりは四辺が淋しかつた位でありしと、不思議に人氣が揚つたものかな▲同日の事故は、南署の分泥酔保護十件、浮浪取締四件、迷子十三件、拾得二件、遺失一件、窃盗三件、喧嘩五件にて、難波署の分泥酔二件、浮浪三件、迷子四十二件、拾得四件、遺失四件、窃盗一件▲猶、当夜例の怪しな土細工を売るもの十人余も捕はれたり。これも例年には倍せ

る数なり▲堀川戎も十日の夜は七時半より十時迄の間は実に人山を築く許りの大人出して、余り非常の雑沓の爲め、各露店は潰されん程で反て商ひの少き傾きあり。北署の臨時出張所の事故は、迷子の保護二十件、掏摸の逮捕三件等なり。

453 戎の才槌にて殴打騒ぎ

明治 41・1・12 ⑪

押すなくと街路一面、人の頭の山をなしたる一昨十日夜九時頃、戎戻りの南区難波新川三丁目下駄職上村太郎(二十一)が難波新地四番町村上樓前に差かゝりしに、向ふから来合せたる同じく戎戻りの東成郡住吉村辻本安次郎(二十八)平田秀太郎(三十)土本菊松(二十)三名に出会し、忽ち一場の争ひを生じたる折柄、太一郎とは顔を見知り居る同区生國魂前町松川政次郎(二十一)が来合せ仲裁せんと飛入りしに、却て三人の爲に戎土産の才槌にて頭部を殴打されたる騒ぎに、一同南署へ拘引されたり。

454 初天神

明治 41・1・19 ⑪

南の十日戎の繁昌なりしに勢づきて、北の初天神も今年は中々の意気込みなり。殊に北の新地は一挺二円五十銭といふ、南に比べてはお話にもならぬ高い宝惠籠を、二十四、五両日間に五百挺迄確に繰出す予定なりとは当日の賑も思ひやらる。偕同

社にては二十四日午前保勝会の祈禱祭、二十五日午前梅花祭執行、当日早朝の参拜者には神社より鴛二百を施与する筈にて、宝惠籠の道順は、老松町を東に鳥居筋より表門を入り作事場に休憩、帰途は戎門より難波橋筋を南に再び老松町を経て帰る筈。時刻は両日とも午前十時より午後五時迄なり。

455 道明寺初天神と汽車

明治 41・1・24 ⑪

本日より廿六日迄三日間道明寺天満宮に於ては初祭典を執行するに付き、右三日間湊町大阪間各駅より道明寺行往復三等卅九錢、二等五十九錢(天王寺駅よりは往復三等卅二錢)の割引切符を発売し、孰れも通用二日間なるが、天王寺駅発の切符を除くの外は歸路市内各駅孰れへ下車するも随意にして、期間中柏原駅にて河南線への接続、極めて宜敷き由。

456 宵天神

明治 41・1・25 ⑨

正午頃より一天晴渡りし為か、昨日の宵天神の光景は確に初春の浪花行事の打止として特記するに足るべきほどの賑ひを極め、唯見る天満天神の正面大門の辺り、彼の名高き梅鉢の紋を打たる大雪洞の下の人集り、実に幾千の帽簷の数ぞ。中にも目立てるは、舩場よりかけて鞆、雑魚場辺の商家の夫人令嬢達が今宮十日戎には御不沙汰もしたれど、初天神にはせめて春衣の

美はしきを競ふて、今年はこれにて筆筒の底深く収めん心づもりの羽織に小袖、帯は錦繡の光を長閑なる日光にキラ／＼と輝かしつつ、今年は福袋の笹に戎を忍ぶを毛布のシヨールの奥より覗かせたる色紙の赤き旗と共に初天神ならでは見難きさまなるかな。中を縫て駆込み来る北廓校書の宝恵籠の、こは又宝恵とは何事ぞ、吾等に言せば天神駕ともいふべきを、エイ／＼声に大門近くよりは双手の上に高く捧げて、神前に拍手も打ず、直ぐ又左手にグルリ廻る。其処には鼻の下間延びの人間山をなして、五挺一組の駕の繰り込む度毎ヤンヤの喝采、神前に投る賽銭と同じく宛然の雨の降るが如し。境内には今年の売もの鬻る男の正直らしきが可笑しく、境外には車止に逢たる客待車夫の恨み顔なるぞ更に目立て哀れなりける。偕同社にては、既記の如く午前八時保勝会員の安全祈禱祭を執行し、二千数百名の同会員は何れも同時刻より午後四時までの間に随意参拝、神殿内陣に於て神酒を受け、社務所内にて茶菓の饗応を受けたり。神社境内には混雑を防ぐため、今年より小商人の外大仕掛の出店を許さず、付近の町々は例の通り車止をなし、昨夜は十一時迄、又今夜は十二時迄開門をする事となしたり。氏子の北の新地は、各樓幕を張り金屏風を引廻しそれ／＼立派に飾り付け、例年の通り大紋日の三倍化にて芸娼妓イソ／＼もので徘徊し居たるが、夜に入りての七時八時頃は一時表通りに車止をなし、廓内を練る宝恵駕見物堵の如かりし。

457 初天神

明治 41・1・26

⑪

一昨日の宵宮は夜に入りて八時より九時までの間が人の出盛りなりしが、身動きも出来ぬと言ふ程までには立至らず、同社境内の北署臨時出張所にて取扱ひし事故は、迷子の保護十一件、拾得物届出六件、遺失物届出一件、掏摸逮捕一件位にて案外に平穩なりし。これ一つは、北の新地の宝恵駕同日の最終二十五挺一組の分を危険と慮かりて中止したる為なりといへり。明けて昨二十五日、朝の間こそ一時は怪しと迄も思はれたる空模様なりしも、正午頃よりは一天晴渡り風もなければ塵も揚らず、これに勢を得て一時に人出押重なり、午後二時より七時頃迄は神社付近の境内は何処も彼処も人で一杯、身動きもならぬ程に雑沓を極めたり。当日二三の眼に着きたるものを記せば、先づ第一が戎門前の菓子商薰々堂より売り出せる紅白捻飴形の有平糖の売れ行恐ろしきばかりよき事にて、買入店頭山を築き押つ押れつ悲鳴をあげ吾勝に代金と菓子とを取替んとする模様凄まじき程なり。宵天神の一昨日丈で六俵(一俵百斤入)の砂糖を製品一本二銭より八十銭迄の數種を昼の間に残らず売尽し、他の菓子類の販売を中止して數名の職人が引続き製出するも売れる丈けは兎ても出来上らず、昨日は前夜より徹夜で十二俵の砂糖を潰し製造せしが、此二日間二十俵以上を売了る予算なりと。次は例の裏門龜の池の狐寿し屋、東側の本家稻荷、西側の元祖稻荷、北側の八嶋鮎の三軒共、宵天神一日で各々二

石以上の米を売尽したり。其割に寄席や紙旗などは売行き面白からずとは不思議の次第といふべし。昨日の北の新地の宝恵駕は、午前中既に百挺を出したりといへば、特に時間を繰延せる午後八時頃の総数は予定の五百以上にも達せんか、廓内の昼の中の景気は頗るつき可つた方なりしと。

458 白蔵主稲荷の守札授与

明治41・1・28

欄外④

堺市少林寺の白蔵主「以下紙面破損」

459 笹の守授与

明治41・2・3

⑪

堺市少林寺白蔵主稲荷にては、維新後中絶し居たる厄除開運の祈禱を修せし笹の守を、明四日の節分参詣者へ授与する筈。

460 節分

明治41・2・4

⑪

今宵一夜を年の関、馬齢又一歳を加ふる年越といふものこそ可笑しけれ。疇昔は此一日全市の老若男女悉く化姿に新を競ひ、老たるは若きに、若きは老たるに己がじゝの趣向を凝して市中を練歩く慣習なりしも、今は野暮なる警察官の眼鏡にて、余りに怪しき装ひせるものは容赦なく引止るものから、唯未婚の娘の髪を丸髷にし、既に嫁げる婦人の髪を若々しくして、僅に自

宅より恵方に方る神社仏閣などに参拝し、子供等は又お福飴捻ぢ飴などを購ひては半宵の樂を得るのみにぞ名残を残しける。されど古風を守る家割合に多き関西地方にては、此夜何も赤鯛に変らぬ祝の膳に向ひ、臥床に就く前には神前に供へし煎豆を年男の殊勝らしく「福は内、大荷も内、鬼は外」と欲づくめに打ち撒くめり。廓の今宵は迷信の人の多きだけに、殊に面白き出来事あり。彼の芸娼妓が此夜丸髷姿の顔隠して、知れる人と色にはあらぬ待合通ひを三度首尾よく仕終せたるものは、年内に落籍さるべしと言伝へて潜かに踊り、桐の暖簾くぐるが多く、為に此盆屋といふもの素人同士の世を憚る向々が隠れし逢瀬を遂ぐると並で、今宵無上の繁昌を極むるぞかし。猶俳優の家々には鼠履の客に定紋打たる鶴の羽を送る慣習は年毎に寂れ行るも、其面影のみは残りて士女の髷に开を見受るも愛らし。

今年の恵方は巳午の間にあり。されば今宵の恵方参りは各自の宅より南稍東に触れたる方の神社こそ然るべし。市中の各社はそれぐ、神前に裝飾凝らし、夜店商人又縁日の市をなして参拝の人を迎ふ。所によりては開運のお守を出す向も多し。大阪全市よりは近くの住吉神社、稍真南に傾き過る憾あるも、例によりて参詣人群集すべく、其他我孫子観音、堺方違神社などは今年殊に繁昌を極むべく、又少しく遠き方にては河内道明寺の天神、誉田の八幡なども人によりては宜るべきか。

今日又南地芸妓の一行は大和屋とも、見山屋系い、富田屋駒鶴の年増妓三名を十二単衣の姫様に仕立、御殿女中としては

富田屋秀勇、里栄、繁雄、福太郎、廣菊、小美代、若石、一琴、小福、一光、とり、雛蝶、芳栄、小てい、豆蝶、小市、秀彌、大和屋さく、玉太郎、友奴、小政、小菊、政吉、政代、政鶴、石川かつ、越仲床菊、松本種吉、桂屋春蝶、金勇、秀奴、蝶菊、伊丹幸小奴、駒勇、太郎、紀の庄千代豆、小田こと、豊千代、玉亭まき

等均しく紫矢紜の振袖に赤金通し、帯立矢の字に結び、揃の日傘花々しく、赤金緒の草履に廓内の土を踏で後、一斉に車を連ね天満天神に参詣す。其道筋は心齋橋筋を北に、高麗橋筋を東に、更に中橋筋を北に、今橋筋を西に、心齋橋筋を北に北浜を東に浪花橋を渡り、中の嶋豊國神社に参拝後、淀屋橋を渡り南詰を西に、大川町へ出で毎日新聞社前を通過、肥後橋を北に、渡辺橋北詰堂島浜通りを東に、天神橋北詰を北に、表門筋を東へ入り、天満宮参拝。帰途は天神橋南詰を西に、堺筋を南に、日本橋北詰を東へ高津神社に参拝、高津表門を松屋町筋を道頓堀に日本橋を北に渡つて宗右衛門町に帰着の筈。又暫間側にては、

- ▲ 神官に田舎娘 出齒屋淀八、豆六、淀吉、よた助
- ▲ 西遊記 蝶々村屋蝶ま吉、蝶加助、蝶五郎、蝶四郎、蝶喜
- ▲ 宮本無三四 蝶ン平、蝶七、蝶幸
- ▲ 尉と姥 蝶々一、蝶太郎、蝶々六

等に扮して盛んに市中をお道化廻る筈なり、これぞ今年化連中の最たるものならん。

461 神職俸給規則改正

明治41・2・5

⑦

内務省令を以て明治卅五年同省令第二号官国幣社神職俸給規則改正の件を公布せり。

462 節分の賑

南地芸妓の花見行列

明治41・2・5

⑨

幸に風も吹ず、雨も降ず、午後よりは空も亦晴れ渡りしより、昨日の節分は例年に倍せる賑ひを呈したりき。先づ午前八、九時より十時頃迄は、市中の各停車場に恵方参りの人群集し、殊に南海鉄道は、住吉参詣と安孫子参詣に電車も汽車も押返されぬばかりの雑沓を極めたるは、平常ながら大した勢なりし。例の南地芸妓装束の花見行列は、午後一時宗右衛門町富田屋前に勢揃ひの上、写真の撮影をなしたるが、予てこれを聞知り居る遠近のものゝ、此出立振を見んとて茲に集まるもの幾千人といふ数を知らず。一時は南署より特派の警官声を嗶して制止に努め、紅裾党の保護をなしたるが、一行の廓廻りの節の如き此弥次馬連前後に連り、わいく声にて囃し立てたり。さてお友、おえい、駒鶴を先駆として秀勇其他の一騎当千の娘子軍一斉に車に乗り、既記の順路を天満宮に参詣、道筋も見物人山を築いて通行止をなす有様なりし。一行の本社前に下車して挨拶を述たる時など、大川町は全く人の頭を並ぶるのみとなりしは近來

稀なる美観なり。道頓堀、千日前辺は、此外にも各種のお化等徘徊したるが、中にも目に着きたるは、辻井むめの大ハイカラ、その廂髪一尺余に余れるを始め、同人娘おその、山の手奥様、富田屋花千代、百々千代、松千代、伊丹幸太郎、光千代などの京舞妓、小田しま、加代、大和屋若久等の小原女、殊に人目を惹きさ、でも多き人通に、一層の混雑を来さしめたり。夜に入ては天満天神を始め高津、生國魂、座摩、いなり、御霊その他市中各神社の賑ひは、今更にはでもがな。昨夜一夜は全市中、何処も彼処もぞろぞろと唯賑かに明たりける。なほ首尾よく姫君の花見行列に化け得たる南地芸妓の一連は、今五日宵越しのお化姿をそのまま、角座に赴き、棧敷を切り落して、初日より総見物をなす筈なりといふ。

463 菅田八幡の恵方祭

明治 41・2・11

⑬

府下南河内の府社菅田八幡宮(河南線長野より四丁)は、大阪より本年の恵方に当るを以て、本日及来る二十五日の両日、恵方祭を執行し、参拜者に厄除守、神矢、安産守等を授与する由。右につき、大阪市内各駅より河南線長野まで大割引、往復二十八銭なりと。

464 遷座

明治 41・2・11

欄外 ⑨

東区餌差町に鎮座しありし北高津宮は、今回府社高津神社へ合祀する事となり、本日午後遷宮の式を挙行する由。

465 演芸だより

明治 41・2・15

⑪

●松屋町生玉御旅内京家座にて興行中の喜劇富士の家一座は、本日より芸題替へ。「笑ひ福」「恋と法談」「浮世の裏表」「大声の軍歌」「千本桜」等を出す由。

466 売春婦の検挙

明治 41・2・22

⑨

九条署は一昨夜八時より昨晝迄、偵邏巡查総出の上、部内売婦と媒合者の巢窟地なる茨住吉神社境内にて、媒合者の親分、府中文藏を始め、売春婦同人の女房長谷川しう(二十二)、柏木てい(二十二)外三十五名を検挙し、いづれも拘留中。

467 旧初午と南海線

明治 41・3・1

⑬

来る三日、四日(旧二月一日、二日)は旧初午に付、葛の葉稲荷(葛の葉駅より八丁)、水間観音(貝塚駅より一里余)、田山稲荷(箱作駅より八丁)に於て、福德幸運厄除御守を授与する

につき、南海鉄道は、全線各駅より葛の葉、貝塚、箱作へ各等往復半減に割引する由。

468 大依羅神社と遊園地

明治41・3・3 ⑨

府下東成郡依羅村大依羅神社は、神功皇后に因縁深き神社なるが、今回社寺又合併につき同村各字の村社を合併することとなり、社格も府社とならん筈なるに際し、同村大字苅田の東野修一郎氏等主唱にて、付近一帯を劃して一大遊園地となす計画あり。電鉄の開通、高野鉄道の新駅設置を得て、大阪との交通を便にせんといふ。付近の名勝は、大依羅神社境内に崇神天皇時代開池の有名なる依羅池あり、阪上苅田麿の出生地と伝へらるる苅田村なる東野氏邸内に、周囲五尺、垂長五尺余の古藤あり、我孫子に我孫子観音あり、字杉本には万葉の歌に名高き浅香山の勝あり。此ほど同村有志は、淡窓門の老詩人櫻井桂村翁南宗画家福田静處氏等を招きて、此等名勝の題詠雅会を催したる由。

469 住吉岸の姫松の火災

明治41・3・17 ⑨

府下東成郡住吉村大字塚山(南区天王寺逢阪上の町稲田喜三郎所有保安林)にある、有名なる岸の姫松(高さ五丈余周囲一丈)は、昔は此松の下に住吉神社の摂社にてもありしならんが、今は同人の私有物となり、住吉街道を通行する人の僅に指呼して

芻古の料たるのみにて、荊棘の裡に老幹虬龍の如く天に抜きて常磐の緑色かへざりしを、何時の頃にか村人打ち寄りて、此樹の下に些やかなる稲荷の祠を握系、樹の根元に大なる空洞のあるより、狐の穴なりなど言ひ振ちして祭り居たり。一昨日は二の午に相当する事とて、心許りの供物を捧げ、穴にも神燈を献じありしが、如何しけん、昨日午前二時頃にや其火が遂に洞穴の内部に移り漸く燃江上りて、約二十尺位の穴より黒煙渦き火焰を吐き居るを、昨晚六時頃通行人が発見して住吉署に急報せしかば、津田署長は人畜には損害なき場所なれど、可惜名物を焼かすなど早速一隊の消防夫を引率して現場に出張せしも、何分丈高き樹の事とて水を濺ぐに不便なるより、根元の空洞に泥土を塗りて空氣の侵入を防ぎ、一方辛うじて樹の中途より灌水し、九時頃に至り漸く鎮火せし模様なるより、一先消防隊を引上げし間もなく、又々燃江上りたるより再び消防に従事し、午後二時に至り全く消止めたるも、火は幸に空洞内より外に漏れざれば、一見したる処にては何等外観上の変化なきも、内部は余程焼けたるやうなれば、松の生命に関しては今俄に断言し難しと。

470 法律公布

明治41・3・24 ①

二十三日の官報を以て帝国議会の協賛を経たる神社財産に関する法律を公布せり。

471 高津神社内の棄児

明治 41・4・5 ⑪

南区高津神社の夜警、畑中熊次郎が一昨夜十時表門を閉して境内を巡廻中、末社なる天満宮の裏手に、友禪縮緬の衣服着せたる生後一ヶ年位の男の棄児を発見し、南署へ届出。同署より南区役所へ引渡せり。

472 花と茶会

明治 41・4・17 ⑨

来る十八、十九の両日、高津神社に於て故多田氏追善のため、江東齋社中の遠州流生花及び抹茶会の催しあり。

473 天満神社の鎮花祭と植木市

明治 41・4・20 ⑨

天満神社にては、来る二十五日午前十時、鎮花祭悪疫予防祈禱を執行し、二十四、五、六の三日間、同神社境内に植木の大手を催す由。

474 音曲会

明治 41・5・2 ⑪

天満宮保勝会へ寄付の目的を以て中森操琴催主となり、新町塵巻妓小玉、廣香、さく、君子、せき、春尾、春吉、亀吉、まさ其他数名が幹事となり、本日中之嶋公会堂に於て音曲大会を開催する由。

475 卯の葉の神事

明治 41・5・11 ⑪

堺の住吉神社の卯の葉の神事は、例年の如く明十二日午後二時より、同社に於て執行。龍神廓よりは、卯の葉女と童女等が参拝する由。定めて賑ふ事ならん。

476 西六義会追弔会

明治 41・5・25 ⑦

廿四日午前九時より、西区西六尋常小学校に於て西六義会第二回追弔会を開き、難波神社神官を祭司とし、神式を以て同区死亡教員六名、保母二名、学事功労者一名、日露役戦没者十六名の追弔祭を営めり。

477 演芸だより

明治 41・5・30 ⑨

●天満大神講談定席玉来亭へ来る一日より久しく東上し居りし旭堂一道、及び同南隣その他門人等が昼夜出演 得意のものを口演す。

478 泉北郡有志懇親会

明治 41・6・7 ⑪

同郡官民有志者二百余名は、六日午後一時より浜寺一力樓にて懇親会を開き、本多郡長の挨拶、梅川、西村、中谷三府会議員、長谷大鳥神社宮司、富岡郡会議長、小野鳳習長並に村上徳太郎氏等の祝詞演説ありて盛会なりき。

479 皇典講究分所落成式

明治41・6・13 欄外③⑧

当市南区天王寺村夕陽丘町大江神社境内に新築中の大阪府皇典講究分所の工事竣成せしを以て、来廿日午前十時落成式を挙行する由。

480 四條畷神社の田植祭

明治41・6・18 ⑨

来る二十日、河内四條畷神社にては、例年の通り供田の(大阪竹原友三郎寄付地)田植祭を執行する由。

481 生國魂祭

明治41・7・5 ⑬

来る九日、例年の通り官幣大社生國魂神社渡御祭典挙行の由。同社は氏子の協力により、大営繕も略完結に近づき、大に面目を改めれば、渡御祭の如きも盛況なるべし。

482 天神祭の準備

明治41・7・15 ⑪

天満神社に於ては、来る二十五日は例年の通り船渡御の夏祭を執行するにつき、二十四、五両日共、同神社々殿にて記念絵端書(神殿前と篝火船の二種一組)にスタンプを押捺して差出すと。其他、新に御船講の一団が大吹貫及無数の旗を押立て、講員が行列に加はり供奉し、神酒講も二十旗の旗を新たに増加し

て参列することとなり。北署は同神社境内に二ヶ所の臨時出張所を設け、非番巡查総出にて内外の取締り等は総て例の通にして、船渡御の道筋は左の如し。

本社表門西へ、天神橋筋南へ、市之側西へ、若松町浜より乗船、堂嶋川を下り木津川を南へ、大阪府庁前浜より上陸、南へ、大涉橋西へ渡り梅本町南へ、梅本橋東へ渡り松嶋仲の町南へ行宮着。また還御の道筋は、行宮より高砂町北へ、梅本橋を渡り北へ、大涉橋東へ渡り北へ、大阪府庁前浜より乗船、木津川を経て堂嶋川を溯り、若松町浜より上陸、東へ、難波橋北へ、表門通天神小橋東へ、本社へ還御

483 泉北郡近事

明治41・7・16 ⑦

国費金三万余円を投じたる泉北郡大鳥神社の工事は、此程愈落成せしを以て、中隈会計検査院部長は川添検査官補と共に十八日同社へ出張して精密なる検査を執行すべし。因に関西地方における神社建造に対する会計検査官の検査は、之を以て嚆矢とす。

484 高津宵宮の血煙

明治41・7・19 ⑪

一昨日は高津神社の宵宮の事として終日非常の出入にて、殊に午後九時頃には納涼を兼ねての参詣者夥しく、境内の雑沓せる九時半頃、同所に店を出して風船球を商ひ居る南区難波稻荷町三

丁目香具師吉田浅吉(二十八)は、最寄に同じ風船球を売り居る西区幸町三丁目吉野末次郎(二十二)の店のみ売行よきを猜み、店の位置を換へて呉れると難題を持ち出して末次郎を苦むると、矢張付近に店出の同商売の南区難波反物町嶋吉蔵(二十)が見兼ねて仲裁すると、浅吉は何を小癪なとて相手にせず、遂に懷中せし匕首を取るより早く末次郎の左脇腹を始め三ヶ所に重軽傷を負はせしが、其血煙りは被害者は勿論、加害者及仲裁者の白のシャツを韓紅に染めなしたり。群衆はこれを見て三人とも斬られたりと合点して、騒動は一層大きく周章狼狽きて逃げ惑ふ混雑に、境内なる南署の臨時出張所の巡查駆け付け浅吉を取押へ、一方末次郎に応急の手当を施したるが、一時の騒動は人死も出来べき騒ぎなりしと。

485 陶器の造り物

明治41・7・19

①①

西区鞆の陶器神社は曩に座摩神社の境内へ遷座したるが、浪花名物の一つに算へられたる陶器細工の造り物(陶器商組合主催)は、例年の通り来る廿二、三日頃より廿四日まで、左の通り陳列する由。

- 常磐の松、伏見の黒(新町橋北へ入)
- 辰橋の橋の場(新橋北へ入)
- ひらかな盛衰記源太物語(新渡辺橋北へ入)
- 当世美人(篠橋西詰)
- 勸進帳(信濃橋北へ入)
- 辰橋の奥(敷津橋北へ入)
- 我社の小説家康公(新天満橋北へ入)

●活大黒(東上橋北詰) ●神功皇后(座摩神社境内) ●鞍馬山の仕合(同上) 以上細工人竹田良助

486 正遷宮と祭典

明治41・7・20

⑨

陶器神社は、既記の如く愈よ明廿一日より五日間正遷宮を行ひ、また廿一、廿二の両日は座摩神社の夏祭なるより、正遷宮と共に本年は一層盛んなる祭典を執行するにつき、例の陶器細工の造り物の外に、新渡辺橋に大雪洞を飾り、その他種々の催しものを為して賑ひを添ふるとの事なり。

487 ●勅令公付

明治41・7・21

②

二十日、左の勅令を公布せり
一 神社財産の登録に関する件

488 大黒の活人形

明治41・7・21

欄外②①①

陶器神社の正遷宮に付き、西横堀陶器商篠橋組合にては、特に例の陶器細工にて大黒天の衣服を作り、新町廓の幣間叶村屋叶電を雇ひ「以下紙面破損」

489 天神祭と水上署取締

明治41・7・23

⑩

明後日の天神祭には水上署にては神輿渡御の際、本署は勿論各分署よりも数多の巡查を召集して、七十余艘の短艇に乗り込みしめ、渡御水路の前後に配置し水上一般の取締に備へ、更に飛鯨丸他一艘の小蒸汽船を出し、飛鯨丸には署長警部医師等乗船し、他一艘には分署長其他係官乗組みて、万一を警戒すべしと▲巡航船は堂嶋川木津川の航路のみ、当日午後五時前に運転を停止する筈▲拝観船の取締は最も厳しく為す由にて、水上署の許可なき臨時拝観船などはどしどし検挙すべく、されば折角船賃を出して乗船したる見物人も、無論退去を命ぜらるべし▲尚買切りの通船、屋形船は別として、一般雑居の拝観船は一名に對し船賃五錢と定め、許可したる船には夫れ以上無法の船賃を貪らぬ様、何れも制限を与へ置く筈なれば、若し無法の船賃を請求なす船は、許可なきものとして檢挙次第処分さるべく、随て見物人も多少迷惑を免るまじと▲又昨年までは渡御行列の後より数多の觀覽船が尾行なすを許したるも、本年は断じて尾行させざるよし▲次に浪華の名物とは言へ、例年船中にて見苦しき風体をなすもの多ければ、今年の祭礼には一層厳しく取締るべき方針なりと。

490 陶器神社の正遷宮

明治41・7・23

⑩

予記の如く、府社座摩神社境内へ移転合併なりし末社陶器神社の工事竣成に付、一昨日より来る二十五日まで五日間正遷宮祭典を挙行し、一昨日より昨日にかけ座摩神社の夏祭中を機とし、氏子総代及陶器神社の世話係、同建築に尽力せし人、各新聞記者等を招き社務所に於て饗応せしが、同神社内外は非常に賑ひたり。

491 天神祭と陸上の取締

明治41・7・24

⑨

前号に天神祭に対する水上署の取締を記載せしが、尚ほ陸上の取締を聞くに、祭礼当日天神、難波、淀屋の三橋は東署、船津橋より中之嶋剣先の端までは曾根崎署、湊橋、端建蔵橋は西署、その他の橋々は北署にて夫々警戒する由●堂嶋大橋と大江橋はいづれも橋の中央に危険の個所あるに付き、雑沓の際は一時通行止めを為す筈●神輿陸上渡御の際は、神輿の前後とも二間づゝ間を隔つる事、尤も酒気を帯たる輿舁は近寄せざる事、尚ほこの渡御の際は老幼と酔漢は遠避ける事●各橋上の車止は臨機の処置を取るべき筈なるも、まづ第一に荷車、次に自動車、次は空車、最後に人を乗せたる人力車の通行を一時止め、また橋下を神輿船の通過する時は一般の往来をも止め、また川筋兩岸の拝観は或る程度までを許す筈●天満神社付近の町々は、例年の通り車止め●北署にては、例年の通り社内へ臨時出張所二

ヶ所と臨時応急治療所をも設くる由●大江橋北詰より東へ北署前までと、大江橋南詰東へ銀水樓の所までの兩岸へ数百本の街燈を今明兩夜北区北野野口栄次郎が献燈せり。

492 名物天神祭礼

明治 41・7・25 ⑪

一時不景氣の爲、今年は船渡御もありやなしやなど噂されし天神祭礼も、矢張例年通り諸種の儀式厳めしく昨今兩日舉行され、神体は御輿と共に水路を松嶋お旅所に渡御ある事となれり。これぞ即ち名高き船渡御にて、真個に浪華の一名物、彼の京の祇園祭礼と並びて、数多き各所の夏祭礼中最も賑はしく、將た異彩を放てる一大壯觀なり。此天神祭礼は、独り北区の氏子だけの祭礼にはあらず、実に全市の祭礼なれば、百万の士女が今日の船渡御見物は夏期中の書入れにて貧富を問はず、今宵大川の兩岸には此種の人山と集まるを例とす。天神社内は既に昨朝より詣客群集して、汗と砂いきれに氷の売行無暗によく、北廓又大紋日の幔幕花提灯に表を飾り、芸妓は白襟黒紋付の盛装に売物の花を飾つて鼻の下長門の守殿が入来を待つさま勇まし。殊にお旅所を控ゆる松嶋遊廓は、三千の美人今宵こそ全く売切の盛況を呈して、夕暮早く樓々の大戸を鎖す一日だけの不景氣知らず茲に空家の多少を論じ、米価の高下を云々するは野暮の骨頂、矢張天神さまくのお陰ぞと樓主は笑壺に入るも理なり。水陸の警戒は予記せる如し。因に船渡御行列の真先が天神表門を出

るは午後五時といへば、松嶋お旅所に着あるは夜半を過ぐべく、再び天神社に帰着するは廿六日の暁なるより、思ふに今日こそ徹宵の浪華の賑ひ、満都は不夜城の壯觀を呈すべしと。

493 人と水と船の都

昨日の天神祭礼

明治 41・7・26 ⑪

昨七月二十五日晴る、天神祭礼に付ものゝ夕立すらも来らず、烈々たる日の光は金をも鏢かさんず有様にて頭上より照りついたり。此祭礼暑からねば其年は不景氣なるべし、といふ諺より思へば、祭礼の暑きは厭はざるも今日を晴と着飾る全市の士女が、了得の厚化粧をも洗ひ落すばかりに出る汗のいきれに、天神社内は一層の溽熱を覚江、曳擡ゑたる二台の地車が囁し立るコンコンチキの音すらも更に暑さを増す心地したるぞ苦しかる。拜殿には神体を移せる神輿美々しく飾られ、詣づる群集が投げ出す賽銭に交つて引鳴す神鈴にも俗声満たり。市中の人は概ね朝早く、午前二時、三時頃に参詣を済すが例なれば、昼間に出るは八分通り迄遠近の在の人にて、腹減れば売りものゝ南蛮黍を人目も厭はずポツリくと囁立るに、咽喉の乾き烈しくて、頓て氷と安物のアイスクリーム売行き極めてよろし。其中を我は顔に突襟して徘徊するは松嶋遊廓の娼妓連にて、籠を飛出し鳥の翼を延すにも似たり。午後五時三十分といふに行列は出で始めたり予定の順路を静々と浪華橋北詰西へ入し、北署門

前の渡船場に至る。道筋の家々は幔幕を撤し格子を外し、店より座敷迄一面に金屏風を立て廻らして、茲に親族縁者の者畏まつて見物す。時移つて七時に近く神輿無事に乗船あるや、彼の大篝船の篝火は一斉に点ぜらる。兩岸の街路と家々の浜座敷に点ずる火光を星と見れば篝の火こそ月ならめ、漕ぎ出たる船の数は幾千艘ぞ、兩岸の水面は悉くこれに埋められて、中に一筋宛然白布を敷たるが如きを今宵堂嶋川の唯一つの水路として、水上署より出せる八十隻のボート、此間を縫ふては非常を取締り。船と船と船と打重なつたる間々には、又川中に立てたる篝火ありて、其数千百七十箇と数へられたるが、又渡御の時刻迫れると見て思ひ／＼に火を放ちたれば、此火光は大空に映じて遠くより望むに出火かと怪しまるるばかり折節、風東より吹けば焰は西に吹飛され、風西より吹ば焰は東に吹き散るも、風下の船は船と船とに囲まれたれば動く事叶はず。其船上には少きも百名、多きは二、三百名の見物打乗りたり。吹き来る火焰は、容赦なくこれ等の見物の頬を焼んとするも構はじとぞ、吾勝に延び上り／＼神輿を乗せたる船に向ひ、一時に拍手して拝する音、水音に反響して壯絶快絶の極に達す。かくて午後十時に近く渡御の全く府庁前に上陸し了る頃には、木津川に水の面を示せる場所なく、全川凡て船と人と提灯とを以て埋り尽したり。還御は今日の午前三時なりしが、松嶋遊廓の賑は又想像以上にして、暴れ太鼓の響き人の心を勇ます。此祭礼の陸上に此太鼓あり、水上にドンドコ船あり、盛んなるかな天神祭礼!

494 住吉の反橋

明治41・7・27

欄外③⑧

住吉神社前なる名物の反橋は、例の通り造船業組合の寄付にて架替へ工事中なりしが、(橋杭の石材は往古淀君より奉納せしもの) 去廿二日全く竣功を告げたれば、明廿八日午前十時奉告
〔以下紙面破損〕

495 住吉神社の祭礼

明治41・7・30

⑦

来月一日は、例年の通り住吉神社の南祭を執行し、神輿は堺の大浜へ渡御を行ふ由なるが、本年は反橋も架換へたれば、一層賑はふ事ならん。尚ほ三十一日夜は、之れも例の通り大浜にて大魚市を為すに付き、南海鉄道は電車を増発し、大浜の各料亭も此日は大紋日にて繁昌すべし。尚ほ西区鞆の海産物商にては、卅一日及び八月一日の両日間、例年の通り永代浜に鎮座せる住吉神社の祭典を執行し、海産物の造り物の重なるは左の通り。

●黒牡丹(本誌小説) ●加賀の千代 ●京人形 ●鬼権刺る ●荒木又右衛門 ●忠臣蔵茶屋場 ●同道行

496 瀑びらき

明治41・8・16

③

今回北河内郡星田村西村政楠江畑浅吉等有志の發起にて、同村小松神社(妙見山)の下に滝の新設工事落成して、十四日滝開

きあり。これは旧来より山上にある菖蒲の滝の水を引用したるものにて、水は少量なれど良水なり。滝坪は十二、三坪、付近の散歩地は三反余にして、周囲に杉の古木沢山あり。茶家一軒、休憩所一ヶ所あり、一寸好き処なりと。

497 生國魂神社の奉告祝祭

明治 41・9・16 ⑪

官幣大社生國魂神社は曾て宮繕中の処、工事落成せしを以て、来る二十日より廿六日まで一週間、奉告祝祭並に正遷宮を執行する由。因にこの祭典余興として、有志者は地車家台、手踊り等の催しを為す由。

498 天満神社の砂持

明治 41・9・17 欄外②⑨

天満神社の保勝会の事業中の一なる同神社境内新築の大集会所敷地々上土工「紙面破損、判読不能」を東へ同神社内へと定め、各組共各自の印袴天に紅木綿の揃手拭の鉢巻に、砂を車に積み運搬し居れり。

499 鶴千種森に来る

明治 41・9・25 ⑩

府下泉北郡鳳村官幣大社大鳥神社は、上古日本武尊を祭りたるものにて、境内広く樹木鬱蒼として古来千種森と称し、和泉名

所の一なるが、此程一羽の鶴舞来り、頻りに巢はんとする模様にて、日日東方南河内辺を往来し居るを認めしもの多く、近隣の話頭にのぼりたるにぞ、昨今は見物人押かけ、村民等は今年は豊年なりと喜び居る由。

500 天満宮の流鏝馬式

明治 41・10・12 ⑨

来る廿五日は、例年の通天満神社に於て秋祭流鏝馬を午後三時に執行する由。

501 高津宮燈籠献燈式

明治 41・10・13 ⑨

昨日午前十時より、社務所に於て羽田忠兵衛氏寄贈の同献燈式を挙げ、市参事会員澤田衆議院議員を始め、西区長、西警察署長等出席し、なか／＼の盛典なりしが、式後ゆうふ屋に於て祝宴あり、紀念品を来賓に呈したり。

502 大江八幡の正遷宮

明治 41・10・15 ⑪

大阪市東区安土町三丁目に数百年鎮座せる厄除男山八幡神社は無格社なりしが、昨秋東成郡天王寺村大字阿部野大江神社へ移転合併、愈郷社なる資格を得ると共に、境内の拡張工事に着手、此程竣成せしかば、十二日砂持、十三、十四の両日正遷宮を行ひ、

十五日秋季例祭を執行し、奉幣使の参向あるべきにつき、元男
山八幡神社信徒数千人の参拜、大々神楽、並に人形師竹田良助
の造物、阿部家所蔵の古文書、古器等を拝観せしむる由。

503 紀念華燈の祝典

明治41・10・15 ⑪

浪花旭成会は住吉神社へ献納したる紀念華燈の奉告祭を本日午
後一時挙行す。

504 住吉の宝の市

明治41・10・16 ⑨

住吉神社年中行事の宝の市神事は、例年の通り十七、十八の両
日執行。十七日は正午上神館に於て五花街より出づる市女童女
の戴盃式、午後二時社頭発聲松原行宮へ神幸あり。また十八日
午後行宮前にて仕舞狂言の奉納ある由なるが、参列の市女童
女は左の如し。

- 大和屋まりこ、小田豊代千、紀の庄千芳、大和屋鶴子、富
田屋里栄、同小一、大和屋政代、伊丹幸よし子、大和屋福子、
富田屋一光(以上市女)、小田あい、伊丹幸喜代丸、富田屋秀
也、平辰福奴、伊丹幸光奴、同光千代、同千成、小田春栄、
紀の庄勝彌、墨馬若蝶(以上童女)

505 道修町薬祖神社の祭典

明治41・11・20 ⑨

道修町の薬祖神社は、例年の通り来る廿二、三の両日祭礼を執
行し、余興の造り物の重なるは左の通りなるが、其他生花、抹
茶等種々の催物ある由。

- 寛政相撲談●二宮尊徳●観艦式●荒木又右衛門●米實の歓迎

506 活花会

明治41・11・21 ⑨

廿二、三の両日、道修町神農祭献花として、廣源斎慶甫社中未
生流生花、細川流の盆石●座摩神社々内にて、平田里谷斎主催
遠州流活花及び盆石会あり。

507 演芸だより

明治41・11・27 ⑨

●天満天神新門講談席宝来亭は、来月一日より東京の神田伯山
が昼夜出演する事となり、同人が読物は、昼「大岡仁政談」「小
金井小治郎」「徳川の時代」、夜「観音利生記」「藪原檢校」「青
葉山評定」等なるが、一行の連名は、

- 神田松山、同伯治、同伯梅、同蘭山

尚ほまた同席に於て、廿九、三十の両日、今回病気の為め退隠
する当地の講談師神田伯龍の為め紀念演芸会を催し、同業講談
師及び桂、三友両派落語家、新内、浄瑠璃語りも加はりて、午
後五時より開演する由。

508 神政的自治奨励

明治 41・12・13

④

内務省においては、地方自治の円満なる發達を期するには、其地方崇拜の神社を中心として、之に民心を結合するの肝要なるを認め、前年来種々計画する所あり。一昨年に至りて府県社以下の幣帛料は、其府県若くは市町村において供進することに定めたるが、尚ほ目下実行の神社の整理を待て、其経営費をも府県下若くは市町村の負担たらしめ、以て地方人民と神社との連絡を計り、漸次神社を中心として自治の進行を期する方針なりといふ。

509 井上大将葬儀彙報

明治 41・12・18

②

井上大将薨去につき、第四師団にては葬儀委員を設けることとなり、各部団隊長等は十七日午後四時より偕行社に集合し、諸般の打合をなしたるが、十八日より偕行社若しくは大将邸に葬儀事務所を設け、仁田原少将を委員長として、各部隊長は各分担事務を執ることとなり、葬儀は郷里岩国において行ふや、又当地において行ふや、十七日夕までは未定なりき。期日は親族の來阪を待つて決定すべしと▲葬儀は神式を以て行ふ予定にて、目下夫々取調中なり。齋主は多分枚岡神社宮司に決すべし▲墓地は当地ならば真田山の陸軍墓地なるべきも、郷里ならば火葬に付せらるべしと▲当日は義仗兵として軍旗を樹てたる二大隊を付し、在阪部隊は全部武裝して見送る筈。

510 井上大将葬儀彙報

明治 41・12・19

⑦

井上大将の葬儀は愈二十日午後一時、大手前の官邸出棺、城東練兵場に於て、神式を以て執行することとなりたり。当日の齋主は武津^つ枚岡神社宮司なる由▲武津齋主は十八日午後、大将邸に臨み祭典を行ひ、更に午後十一時より親戚故旧并に各部団隊長臨場の上、莊嚴なる入棺式を行ひたり▲大将の遺骸は二十日午後五時城東練兵場を出発し、阿倍野火葬場に於て火葬に付し、更に郷里岩国に埋葬の筈なり▲練兵場の祭典場までは正装せる二ヶ大隊の義仗兵柩の前後を擁護し、棺側には数名の将官各階級の代表者及び近親の人々付添ふ由。尚義仗兵以外の軍隊は、沿道に堵列し迎送する筈▲十七日夜は、高山參謀長并に師團幕僚三名主となり、別に仁田原少将以下各団長の有志十数名通夜し、十八日夜は入棺式のため師團幕僚の全部并に各団長同邸に臨みて通夜をなせり▲大将の喪を發したる以来、各宮殿下を始め、山縣、大山、川村、乃木、其他の各大将、各師団長其他文武官よりの弔電、並に文武官等の訪問引きも切らず、中館軍医監以下数名の接待官は同邸に詰切り居れり▲葬儀委員長は仁田原少将之に任じ、其他庶務係は豊田中佐以下九名、儀仗係は三獄大佐以下三名、勅使係は尾藤中佐以下二名、行列係は布施中佐以下四名、接待係は中館軍医監以下五名、式場係りは伊豆大佐以下七名、會計係は横幕主計監以下四名に決定せり▲高崎府知事は本日午前(時間未定)勅使として井上邸に臨み、聖旨を

伝ふる筈▲伏見大将宮殿下には、本日特に榊一对並に鏡餅一台を贈らせられたり▲昨日午後八時までに、薨去の通知を發したるもの八百余通に及べり。

511 井上大将葬儀彙報

明治41・12・20 ②

二十日午後一時より執行すべき井上大将の葬儀につき、儀仗隊に歩兵第八聯隊より一大隊、歩兵第三十七聯隊より一大隊、都合二ヶ大隊を出し、外に軍樂隊一隊を付する筈。儀仗隊指揮官は歩兵第八聯隊付中佐鈴木秀五郎氏なり▲儀仗隊以外の在阪各部隊は、伊崎少将指揮の下に正午までに馬場の大手門、偕行社間の両側に堵列して迎送をなす▲喪列の道筋は官邸より北へ嶋町に出で東へ、偕行社脇より南へ、馬場を過ぎ法円坂を登り、歩兵第八聯隊北手を東へ城東練兵場に至る▲行列は前駆の三騎に次で六騎の乗馬者を先頭に、軍樂隊、次に儀仗兵第八聯隊の一大隊、次に寄贈榊並に生花祭官白高張、帯大櫛祭官、紅白旗、樂員、祭官、辛櫃、祭官、勲章、棺側総代、柩、副官、軍医、大将の乗馬、喪主、齋主、副祭主、祭官、親戚、葬儀委員、儀仗兵第三十七聯隊の一大隊、婦人徒步会葬者、男子徒步会葬者、婦人人力車会葬者、男子人力車会葬者、乗馬会葬者の順序とす▲棺側には、内山中将、加藤少将、三上大佐、稲村中佐、下條少佐、松井大尉、名倉中尉、森田少尉、正装にて付随す▲勲章の捧持者は、勲一等旭日章上田少佐、同瑞宝章池内少佐、功二

級金鷄勲章藤田憲兵少佐、露国勲章高田大尉、奥国勲章三浦大尉、韓国勲章五歩一大尉、仏国勲章村松大尉、徽章橫幕中尉と確定せり▲祭典の順序は廿日午前十時勅使来着後、十一時卅分棺前祭を行ひ祭詞を申したる後、喪主親族玉串を呈し、零時三十分出棺の準備を整へ、次で棺を柩車に移し会葬者は前記の列に位置し、一時出門す▲練兵場に着すれば直に棺を祭舎に据ゑ、勲章其他を定め的位置に置き、供饌後祭詞朗読喪主玉串を捧げ、皇族代拝親族並に藩主代拝、其他玉串を捧げて饌幣を撤し、祭典を終る。又家に歸つては、更に歸家祭を行ふ筈なり▲式終れば儀仗兵は三発の弔銃斉発を行ふ▲幄舎は城東練兵場の中央に南面し、北方の正面を祭壇とし、東西両側に参列者の控所を設けたるが、其周囲に鉄条の柵を設け、柵内には参列者の外一切入場を許さず▲祭場より阿倍野火葬場までは近親の人々のみにて見送り、陸軍側にては師団の幕僚高山参謀長、谷澤副官のみ見送る由。尚ほ谷澤副官は上等兵一名と兵卒四名を引連れ、当夜は火葬場に於いて護衛する筈なり▲入棺式は十九日午前十二時に執行、燈火を滅して後、祭主は大将の掩衣を除き神官二名の彈琴裡に祭主退出し、継嗣太郎氏と未亡人ひで子並に親族の人人打寄りて、清水にて遺骸を清め入棺を終り、次で午前一時より近親並に親族の告別式を了せり▲皇太子殿下には、十九日玉串料として金一万疋を下賜あらせられたり▲武津枚岡神社宮司は井上大将と親交の關係もあれば、齋主の役を務むる筈なりしも、官幣大社の宮司は葬儀の齋主たるを得ざるを以て

天満天神社の神主滋岡從長氏齋主となり、浅香千速氏副祭主と決したり▲伏見大将宮殿下には二十日特に御代拝として御付武官河野少佐を差遣せらる▲朝香宮殿下には榊一對と鏡餅一台を御寄贈あらせられたり▲齋場における参列者の位置は、東側溜所の北方には親族勅任官、西側の溜所北方には勅使並に皇族の御代拝者、次に喪主、親族、貴婦人等にて、其他は一般会葬者席と定めたり。

512 新年の初詣

明治 41・12・24

⑨

来年一月住吉神社参詣者の為め、南海鉄道にては三日間及び七日の初卯には電車を増発す。また泉州大鳥神社は浜寺公園駅より九丁の処なるが、一日より三日間東京の酉の市に習ひ福を祝ふ熊手を売り、尚ほ同社よりは特別の御守を授くる由。

解説

本書には、一九〇六年（明治三九）から一九〇八年（明治四一）までの三年間に『大阪朝日新聞』と『大阪毎日新聞』に掲載された大阪の神社に関する記事を収録した。一九〇六年という年は全国的に神社整理が始まった年で、社格を持たないたくさん神社が社格を持つ神社へ統合されたり、廃止されたりした。

明治初期、新政府は神社を国家の宗祀と位置づけ、天皇中心の国家建設と教化政策を展開した。そのなかで、神社の社格を定めるとともに、俗信仰を取り締まっていた。このころは神社制度の基盤が築かれた時期であるが、このときのわく組みからこぼれ落ちた弱小神社を整理し、神社制度の仕上げを図る必要が生じたのが、日本の産業革命が進展し、近代社会が確立しつつあった明治三〇年代後半から四〇年代にかけての時期であった。

一八九七年（明治三〇）には、周辺の町村が大阪市に編入され、大阪地域が拡大した。同年には大阪の海の玄関として築港の整備が始まった。六年後の一九〇三年（明治三六）には、第五回内国勧業博覧会が開催され、これを機に大阪市内に市電が走り、築港と大阪市内が電車で結ばれた。

神社整理に関して最初に報じられたのは、大阪市内の伏見町に鎮座する無格社恵美寿神社であった。伏見町恵美寿神社は

その地域の氏神を祭る平野町の御霊神社へ遷座した。（本書48、160ページ）。伏見町恵美寿神社では、毎年一〇月二日と二三日に「恵美寿祭」という祭典を執行しており、この時期に御霊神社へ合併されたのである。御霊神社の例祭は一〇月一七日であり、大阪市内きつての商業地域であった船場のこの界限は、

遷座の祭りとともに町中が賑わう様子が新聞記事からうかがえる。同時期には同じく船場の安土町に鎮座していた無格社男山八幡神社が天王寺村阿部野の村社大江神社に「移転合併」している（本書186ページ）。阿部野の大江神社は安土町男山八幡神社と合併後、両社の社号を合わせ大江八幡神社と改称した。一九一一年（明治四四）には現在の社名である「阿倍王子神社」と改称し、一九一三年（大正二）には郷社の社格が与えられた。

南河内郡の郷社建水分神社では、周辺の神社十七社を「合祀」した（本書110〜113ページ）。これまで、近くの神社へ参詣しておれば良かったのが、遠くまで足を運ばなくてはならなくなり、村民のうちの特に老人たちは、なじみのある「氏神様」が他所へ遷ったといつて涙を流した。また、村民の精神的支柱が失われたという問題だけでなく、神社の跡地の問題もあった。村の小さな鎮守とは言えども、村民の崇敬を集める神聖な場所である。その地を開墾して畑地を作り、肥などをかけるなどとてもできない。神社地に植えられていた木を伐採したところ、木から血のようなものが滴り出て木こりが悶絶したという噂もまことしやかに流れた。また、この建水分神社の記事には、神職に

は教員兼務が禁じられたことが報じられている。「忠たらんと欲すれば孝ならず、教員たらんすれば神官たらず、神官たらんとすれば教育の方がお留守になる」と記されている。

神社整理には、弱小神社の整理や神職の待遇の改善、神社の基本財産の確立などの神社制度の仕上げとともに、俗信仰と結びつき、「迷信」の温床となりかねない小社、祠などを由緒ある神社の境内に祭って体裁を整えるという意味をもっていた。

『大阪朝日新聞』の一九〇六年一月一六日付から同年一二月一三日付の約一か月間、二・三回にわたって「迷信の大阪」と題する記事が連載された。本書には、その中の神社に関する記事を二〇編収録した。

平野町に鎮座する御霊神社には郷社の社格が与えられていた。御霊神社には、松の木大明神や戸隠大明神という末社があった。松の木大明神は元は「近江国唐崎神社の分霊」であり、由緒が明らかであるのに、いつの頃からか、商売繁盛を願う「お稲荷さん」として信仰されており、一方、戸隠大明神は本体は手力男命であるが、人びとには「歯病一切」を治す神として知られていた（本書65～66ページ）。

「迷信の大阪」最終回は、豊能郡中豊島村（現、豊中市）の服部天神の水が脚気に霊験があるとされていることを取り上げたあと、「大阪府が内務省令に基きて本年八月発布したる管内神社寺院廃合の訓令を今少し広義に及ぼし、左道淫祠と認むべきものは、容赦なく之に監督権を加へられたく、当局者に注文

し置かんとす。」と述べていた（本書70～71ページ）。

国家の祭祀を司る神社の制度が整えられていった明治初期には、「敬神愛国」「皇国国体」「文明開化」などを掲げた教化運動が展開され、俗信仰の取り締まりが行なわれた。産業革命が進行し達成されていった明治三〇年代には、大阪市の経済発展の中で膨れ上がった都市民の群れがさまざまな俗信仰と結びつき、これに養分を供給しやすい小社、祠の類は、神社としてのわく組みに位置づけられているかぎり、国家の祭祀を司る神社制度の体面を傷つけかねない存在であった。体裁の整った由緒ある神社の境内に祭られるかぎり、現世利益を求める庶民の俗信仰のエネルギーも、敬神の念に包含されるものだったのである。

大阪市西区九条は、大阪市で初めて市電が開通した地域である。一九〇三年（明治三六）三月一日から五か月間、第五回内国勧業博覧会が開催された。これを機に、大阪市街地と築港を結ぶ目的で西区九条花園橋から築港埠頭までの約五キロメートルが路線となり、同年九月一二日に営業が開始された。この九条花園橋・築港間を第一期線として、翌年一九〇四年以降大阪市内に市電網が拡充した。西区勒南通に鎮座する無格社陶器神社の境内地が、ちょうど市電の軌道にあたって立ち退くことになり、東区に鎮座する府社座摩神社へ合併した。

西区は港にも近く、九条・安治川付近は船員がたくさん住む地域であった。『大阪毎日新聞』一九〇七年五月四日から九日にかけて、四回にわたって掲載された「社会外の社会通信」

では、港の仕事を請け負う貧しい人びとの生活が紹介されている（本書174〜177ページ）。西区唯一の郷社である茨住吉神社は「約三千坪に余る広い境内」を持ち、昼間は露店で賑うもの、夜ともなるとただ銀杏の梢がざわめく音だけが聞こえる淋しい場所になる。こんな場所に一つの大山ができるという。その山の正体とは、たくさんの老若男女である。彼らは入り乱れて身を横たえていた。男性は労働者の職を失い、木賃宿にも泊まれない人や、荷揚げの仕事をしていながらその日に稼いだ金はその日に遣つてしまふという生活の安定しない人が多く、売春婦に身を陥れてしまふ女性もいた。この茨住吉神社は松島遊廓に程近く、そんな場所に「多数の売春婦人が夜毎彷徨するとは、鳥渡ちよとその理由を解するに苦しむ」と記者は記しつつも、「満腔の同情」をこれら神社の住民に寄せて連載は終わっている。

一九〇八年（明治四一）二月には茨住吉神社に捜査の手が入り、売春婦三五人と「媒合者の親分」が検挙されている（本書198ページ）。同年九月には境内を修繕するために敷石を並べ、植樹をして風致を添えるという計画がなされている（本書125ページ）。

祭りは、四季を通じた一年のおりおりの風景を映し出している。今宮神社の十日戎、夏の天神祭、住吉祭など、新聞には祭礼の賑わいが報じられている。

節分は立春の前後にあたり、各地の神社・寺院では祭礼が行なわれる。人びとは「恵方詣り」といって、その年の恵方にある神社や寺院に参詣するが、「お化」といって、男は女の姿

に、女は男の姿に、若い者は年老いた格好をし、年配者はその逆の姿をして、各神社に参詣するといった習慣があったという（本書21〜22ページ）。現在では元旦の寺社詣りが盛んであるが、早春を迎える節分の行事も当時の人びとにとっては一年の大事な節目の日であった。一年を通じて大阪市内や大阪近郊の村むらに鎮座する神社の祭りがあるときには、汽車が臨時増発されたり、参詣割引切符を発売した。北の新天地や南地五花街、堺の遊廓の芸妓が練り歩き、花を添える祭りもあつた。

神社は、茶道や絵画などの諸会や、演芸や相撲の興行の場でもあつた。春や秋には観光名所として取り上げられた。

日露戦争との関連では、市内各神社で行なわれている凱旋祝賀行事や大阪城内にあつた城東練兵場における招魂祭があげられる。南区（現、中央区）順慶町にあつた太神宮では、季節ごとに戦病死者の弔慰祭を行なっていた（本書45ページ）。

城東練兵場における招魂祭は、神式と仏式の両方で行なわれた。神式は官幣大社枚岡神社宮司が祭官をつとめ、仏式においては仏教各派の法主が集まった。祭式のあとは、競馬や相撲、武術、煙火などの余興が行なわれた（本書139〜144ページ）。

本書に収録した記事を読むことによって、明治後期における大阪府内の神社整理の実態とともに、今日では見られなくなった神社と人びととのいろいろな様子をうかがい知ることができらるであらう。

（和住 香織）

協力者

澤崎 瞳 (関西大学大学院博士課程後期課程)
東 秀幸 (関西大学大学院博士課程前期課程修了)
野口 翔 (関西大学大学院博士課程前期課程修了)
門脇 隆 (関西大学大学院博士課程前期課程修了)
平井綾子 (関西大学大学院博士課程前期課程修了)
岡野佑也 (関西大学大学院博士課程前期課程)
木村直樹 (関西大学大学院博士課程前期課程)
福田健也 (関西大学大学院博士課程前期課程)

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業

オープン・リサーチ・センター整備事業(平成17年度～平成21年度)
なになわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究

なになわ・大阪文化遺産学叢書16
大阪の神社関係記事 明治三九―四一年

―『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』―

編集 大谷 渡

校訂 和住 香織
(関西大学なになわ・大阪文化遺産学研究センター研究員)

(関西大学なになわ・大阪文化遺産学研究センターリサーチアシスタント)

発行日 二〇〇九年一月三〇日
発行所 関西大学なになわ・大阪文化遺産学研究センター

〒五六五・八六八〇

大阪府吹田市山手町三・三・三五 関西大学博物館内
電話 〇六・六三六八・〇〇九五

印刷所 株式会社NPCコーポレーション

〒五三〇・〇〇四三 大阪市北区天満一・九・一九